

令和3年度

地方税に関する参考計数資料

令和3年2月

総務省自治税務局

地方税に関する参考計数資料

目 次

1	地方税及び地方譲与税収入見込額（令和3年度）	1
2	税制改正による増減収見込額（令和3年度）	5
3	国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移	6
4	国税及び地方税の累年比較	8
5	国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較	10
6	国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較	12
7	国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較	13
8	租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合	14
9	地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移	16
10	地方税の税目別収入額及びその割合の推移	22
11	地方税収入の税目別伸長率の推移	38
12	地方主要税目の納税義務者数の推移	40
13	市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和2年度）	42
14	超過課税の状況	46
15	法定外税の実施状況（令和2年度）	48
16	政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和元年度）	57
17	地方税の税率等の推移	58
18	都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和元年度）	168
19	道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和元年度）	170
20	道府県税収入等の都道府県別所在状況（令和元年度）	172
21	市町村税収入等の都道府県別所在状況（令和元年度）	182
	（参考）超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況（令和元年度）	192
22	県民経済計算	194
23	主要経済指標の推移	196

1 地方税及び地方譲与税収入見込額（令和3年度）

I 地方税

(1) 総括表

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	187,036	△ 14,392	172,644	△ 298	△ 6	△ 304	172,340	△ 14,696	92.1	44.9
2. 市町村税	223,086	△ 11,937	211,149	△ 36	△ 5	△ 41	211,108	△ 11,978	94.6	55.1
3. 合 計	410,122	△ 26,329	383,793	△ 334	△ 11	△ 345	383,448	△ 26,674	93.5	100.0

(参考1) 利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、法人事業税交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金に相当する金額を道府県税から控除し、市町村税に加算した場合の金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度							(G) の 構成割合 (%)	
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)-(A)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)				
1. 道府県税	151,790	△ 14,492	137,298	△ 152	△ 6	△ 158	137,140	△ 14,650	90.3	35.8
2. 市町村税	258,332	△ 11,837	246,495	△ 182	△ 5	△ 187	246,308	△ 12,024	95.3	64.2
3. 合 計	410,122	△ 26,329	383,793	△ 334	△ 11	△ 345	383,448	△ 26,674	93.5	100.0

(参考2) 特別法人事業譲与税を含めた場合の合計金額は、次のとおりである。

(単位：億円)

特別法人事業譲与税	20,109	△ 7,476	12,633		△ 6	△ 6	12,627	△ 7,482	62.8
再 計 (特別法人事業譲与税を含む)	430,231	△ 33,805	396,426	△ 334	△ 17	△ 351	396,075	△ 34,156	92.1

(2) 税目別内訳

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度						令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G)－(A)	(G) —×100 (A) (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C)+(F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D)+(E) (F)			
A 道府県税									
(I) 普通税									
1. 道府県民税	53,134	△ 3,539	49,595				49,595	△ 3,539	93.3
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 利子割 配当割 株式等譲渡所得割 	963	△ 14	949				949	△ 14	98.5
	44,495	△ 1,907	42,588		1	1	42,589	△ 1,906	95.7
	1,446	△ 7	1,439				1,439	△ 7	99.5
	3,265	△ 2,201	1,064		△ 1	△ 1	1,063	△ 2,202	32.6
	416	△ 100	316				316	△ 100	76.0
	1,636	△ 70	1,566				1,566	△ 70	95.7
	913	760	1,673				1,673	760	183.2
2. 事業税	43,406	△ 9,145	34,261		△ 6	△ 6	34,255	△ 9,151	78.9
{ <ul style="list-style-type: none"> 個人 法人 	2,157	△ 435	1,722				1,722	△ 435	79.8
	41,249	△ 8,710	32,539		△ 6	△ 6	32,533	△ 8,716	78.9
3. 地方消費税	58,210	△ 714	57,496				57,496	△ 714	98.8
{ <ul style="list-style-type: none"> 譲渡割 貨物割 	42,386	1,937	44,323				44,323	1,937	104.6
	15,824	△ 2,651	13,173				13,173	△ 2,651	83.2
4. 不動産取得税	4,257	△ 466	3,791				3,791	△ 466	89.1
5. 道府県たばこ税	1,435	△ 11	1,424				1,424	△ 11	99.2
6. ゴルフ場利用税	411	△ 7	404				404	△ 7	98.3
7. 軽油引取税	9,641	△ 345	9,296	4		4	9,300	△ 341	96.5
8. 自動車税	16,508	△ 140	16,368	△ 302		△ 302	16,066	△ 442	97.3
{ <ul style="list-style-type: none"> 環境性能割 種別割 	1,214	20	1,234	△ 302		△ 302	932	△ 282	76.8
	15,294	△ 160	15,134				15,134	△ 160	99.0
9. 釧区税	3	0	3				3	0	100.0
10. 固定資産税(特例分等)	76	△ 4	72				72	△ 4	94.7
普通税計	187,081	△ 14,371	172,710	△ 298	△ 6	△ 304	172,406	△ 14,675	92.2
(II) 目的税									
1. 狩猟税	7	0	7				7	0	100.0
目的税計	7	0	7				7	0	100.0
(III) 道府県税小計	187,088	△ 14,371	172,717	△ 298	△ 6	△ 304	172,413	△ 14,675	92.2
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 52	△ 21	△ 73				△ 73	—	—
(V) 道府県税計	187,036	△ 14,392	172,644	△ 298	△ 6	△ 304	172,340	△ 14,696	92.1

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度						令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (G) - (A)	(G) — × 100 (A) (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A) + (B) (C)	税制改正による増減(△)収見込額			改正法によ る収入見込 額 (C) + (F) (G)		
				地方税制の 改正による もの (D)	国税の改正 に伴うもの (E)	計 (D) + (E) (F)			
B 市 町 村 税									
(I) 普通税									
1. 市 町 村 民 税	100,497	△ 9,518	90,979		△ 5	△ 5	90,974	△ 9,523	90.5
{ 個人均等割 所得割 法人均等割 法人税割 }	2,244	△ 32	2,212				2,212	△ 32	98.6
	81,496	△ 3,485	78,011		2	2	78,013	△ 3,483	95.7
	4,362	△ 89	4,273				4,273	△ 89	98.0
	12,395	△ 5,912	6,483		△ 7	△ 7	6,476	△ 5,919	52.2
2. 固 定 資 産 税	93,560	△ 2,054	91,506				91,506	△ 2,054	97.8
{ 土地 家屋 償却資産 }	34,967	△ 115	34,852				34,852	△ 115	99.7
	40,275	△ 1,074	39,201				39,201	△ 1,074	97.3
	17,453	△ 878	16,575				16,575	△ 878	95.0
純固定資産税小計	92,695	△ 2,067	90,628				90,628	△ 2,067	97.8
交 付 金	865	13	878				878	13	101.5
3. 軽 自 動 車 税	2,873	54	2,927	△ 36		△ 36	2,891	18	100.6
{ 環境性能割 種別割 }	118	11	129	△ 36		△ 36	93	△ 25	78.8
	2,755	43	2,798				2,798	43	101.6
4. 市 町 村 た ば こ 税	8,786	△ 65	8,721				8,721	△ 65	99.3
5. 釵 産 税	15	2	17				17	2	113.3
6. 特 別 土 地 保 有 税	2	△ 1	1				1	△ 1	50.0
普通税計	205,733	△ 11,582	194,151	△ 36	△ 5	△ 41	194,110	△ 11,623	94.4
(II) 目的税									
1. 入 湯 税	230	△ 91	139				139	△ 91	60.4
2. 事 業 所 税	3,884	15	3,899				3,899	15	100.4
3. 都 市 計 画 税	13,431	△ 203	13,228				13,228	△ 203	98.5
4. 水 利 地 益 税 等	0	0	0				0	0	0.0
目的税計	17,545	△ 279	17,266				17,266	△ 279	98.4
(III) 市 町 村 税 小 計	223,278	△ 11,861	211,417	△ 36	△ 5	△ 41	211,376	△ 11,902	94.7
(IV) 東日本大震災による減免等	△ 192	△ 76	△ 268				△ 268	—	—
(V) 市 町 村 税 計	223,086	△ 11,937	211,149	△ 36	△ 5	△ 41	211,108	△ 11,978	94.6

(参考)

(単位：億円)

個人住民税	132,163	△ 4,848	127,315		3	3	127,318	△ 4,845	96.3
地方法人二税+ 特別法人事業譲与税	82,826	△ 24,395	58,431	△ 20	△ 20	58,411	△ 24,415	70.5	
{ 地 方 法 人 二 税 特 別 法 人 事 業 譲 与 税 }	62,717	△ 16,919	45,798	△ 14	△ 14	45,784	△ 16,933	73.0	
	20,109	△ 7,476	12,633	△ 6	△ 6	12,627	△ 7,482	62.8	

※ 「個人住民税」は、個人道府県民税（均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割）と個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計額である。

※ 「地方法人二税」は、法人道府県民税（均等割及び法人税割）、法人市町村民税（均等割及び法人税割）及び法人事業税の合計額である。

II 地方譲与税

(単位：億円)

区 分	令和2年度 当初見込額 (A)	令 和 3 年 度					(E) — ×100 (A) (%)
		令和2年度 当初見込額 に対する現 行法による 増減(△)収 見込額 (B)	現行法によ る収入見込 額 (A)+(B) (C)	制度改正に よる増減 (△)収見 込額 (D)	改正法によ る収入見込 額 (C)+(D) (E)	令和2年度 当初見込額 に対する増 減(△)収額 (E)-(A)	
1.地方揮発油譲与税	2,389	△ 97	2,292		2,292	△ 97	95.9
2.石油ガス譲与税	63	△ 18	45		45	△ 18	71.4
3.自動車重量譲与税	2,845	△ 39	2,806		2,806	△ 39	98.6
4.航空機燃料譲与税	154		178		178	24	115.6
5.特別とん譲与税	126	△ 12	114		114	△ 12	90.5
6.森林環境譲与税	400		400		400	0	100.0
7.特別法人事業譲与税	20,109	△ 7,476	12,633	△ 6	12,627	△ 7,482	62.8
合 計	26,086	△ 7,618	18,468	△ 6	18,462	△ 7,624	70.8

※ 地方揮発油譲与税には、地方道路譲与税を含む。

2 税制改正による増減収見込額（令和3年度）

（単位：億円）

改正事項	平 年 度			初 年 度		
	道府県税	市町村税	計	道府県税	市町村税	計
1 個人住民税 住宅ローン控除の特例の延長等	△ 14 △ 14	△ 26 △ 26	△ 40 △ 40			
2 不動産取得税 税負担軽減措置の見直し等	△ 1 △ 1		△ 1 △ 1			
3 軽油引取税 課税免除の特例措置の見直し	4 4		4 4	4 4		4 4
4 車体課税 (1) 自動車税環境性能割及び軽自動車税環境性能割の税率の 臨時的軽減 (R3. 4. 1からR3. 12. 31までの間に取得した自家用乗用車のみ) (2) 先進安全技術を搭載したトラック・バスに係る 自動車税環境性能割の課税標準の特例措置の拡充	△ 3 △ 3		△ 3 △ 3	△ 302 △ 298	△ 36 △ 36	△ 338 △ 334
5 固定資産税 税負担軽減措置の見直し等		2 2	2 2			
合 計	△ 14	△ 24	△ 38	△ 298	△ 36	△ 334
国税の税制改正に伴うもの	19	△ 30	△ 11	△ 6	△ 5	△ 11
個人住民税	2	2	4	1	2	3
法人住民税	△ 5	△ 32	△ 37	△ 1	△ 7	△ 8
法人事業税	22		22	△ 6	△	△ 6
再 計	5	△ 54	△ 49	△ 304	△ 41	△ 345

(注1) 上記の計数は1億円未満を四捨五入している。

(注2) 「住宅ローン控除の特例の延長等」の平年度減収見込額は、面積要件の緩和によるものであり、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。なお、住宅ローン控除期間を3年間延長する特例については、令和元年度税制改正時に平年度▲141億円の減収と見込んでいた。

(注3) 令和3年度における環境性能割の税率区分の見直し及びグリーン化特例（軽課）の見直しによる増収見込額は平年度136億円、初年度22億円。他方、令和元年度から令和3年度にかけて追加的に発生した環境性能割における減収見込額は▲88億円程度。

(注4) 固定資産税及び都市計画税の負担調整措置に係る令和3年度の特別な措置に伴う令和3年度の税収額は、前年度の税収額と比べ▲219億円の減と見込まれる。

(注5) 上記の他、国税の税制改正に伴う特別法人事業譲与税の減収額は平年度▲67億円、初年度▲6億円と見込まれる。

3 国民所得、地方財政規模、地方税収入等の推移

区分 年度	国内総生産（名目）		国民所得	
	実数	対前年度伸長率(%)	実数	対前年度伸長率(%)
昭和 27 年度	-	-	52,159	117.6
28	-	-	60,015	115.1
29	-	-	65,917	109.8
30	85,979	-	69,733	105.8
31	96,477	112.2	78,962	113.2
32	110,641	114.7	88,681	112.3
33	118,451	107.1	93,829	105.8
34	138,970	117.3	110,421	117.7
35	166,806	120.0	134,967	122.2
36	201,708	120.9	160,819	119.2
37	223,288	110.7	178,933	111.3
38	262,286	117.5	210,993	117.9
39	303,997	115.9	240,514	114.0
40	337,653	111.1	268,270	111.5
41	396,989	117.6	316,448	118.0
42	464,454	117.0	375,477	118.7
43	549,470	118.3	437,209	116.4
44	650,614	118.4	521,178	119.2
45	752,985	115.7	610,297	117.1
46	828,993	110.1	659,105	108.0
47	964,863	116.4	779,369	118.2
48	1,167,150	121.0	958,396	123.0
49	1,384,511	118.6	1,124,716	117.4
50	1,523,616	110.0	1,239,907	110.2
51	1,712,934	112.4	1,403,972	113.2
52	1,900,945	111.0	1,557,032	110.9
53	2,086,022	109.7	1,717,785	110.3
54	2,252,372	108.0	1,822,066	106.1
55	2,483,759	109.0	2,038,787	109.5
56	2,646,417	106.5	2,116,151	103.8
57	2,761,628	104.4	2,201,314	104.0
58	2,887,727	104.6	2,312,900	105.1
59	3,082,384	106.7	2,431,172	105.1
60	3,303,968	107.2	2,605,599	107.2
61	3,422,664	103.6	2,679,415	102.8
62	3,622,967	105.9	2,810,998	104.9
63	3,876,856	107.0	3,027,101	107.7
平成 元 年度	4,158,852	107.3	3,208,020	106.0
2	4,516,830	108.6	3,468,929	108.1
3	4,736,076	104.9	3,689,316	106.4
4	4,832,556	102.0	3,660,072	99.2
5	4,826,076	99.9	3,653,760	99.8
6	5,119,546	104.2	3,729,768	100.4
7	5,253,045	102.6	3,801,581	101.9
8	5,386,584	102.5	3,940,248	103.6
9	5,425,005	100.7	3,909,431	99.2
10	5,345,673	98.5	3,793,939	97.0
11	5,302,975	99.2	3,780,885	99.7
12	5,376,162	101.4	3,901,638	103.2
13	5,274,084	98.1	3,761,387	96.4
14	5,234,660	99.3	3,742,479	99.5
15	5,262,226	100.5	3,815,556	102.0
16	5,296,336	100.6	3,885,761	101.8
17	5,341,097	100.8	3,881,164	99.9
18	5,372,610	100.6	3,949,897	101.8
19	5,384,840	100.2	3,948,132	100.0
20	5,161,740	95.9	3,643,680	92.3
21	4,973,668	96.4	3,527,011	96.8
22	5,048,721	101.5	3,646,882	103.4
23	5,000,405	99.0	3,574,735	98.0
24	4,994,239	99.9	3,581,562	100.2
25	5,126,856	102.7	3,725,700	104.0
26	5,234,183	102.1	3,766,776	101.1
27	5,407,394	103.3	3,926,293	104.2
28	5,448,272	100.8	3,922,939	99.9
29	5,556,874	102.0	4,006,881	102.1
30	5,568,279	100.2	4,022,290	100.4
令和 元 年度	5,596,988	100.5	4,012,870	99.8
2 実績見込	5,361,000	95.8	3,770,000	94.0
3 見込	5,595,000	104.4	3,936,000	104.4

(注) 1 国内総生産（名目）は、令和元年度までは「国民経済計算」による実績、令和2年度実績見込及び令和3年度見込は「令和3年度の経済見直しと経済財政運営の基本的態度」（令和3年1月18日閣議決定）における額である。

2 国民所得は、令和元年度までは実績、令和2年度実績見込及び令和3年度見込は(注)1と同様の経済見直しにおける額である。

3 鉱工業生産指数は、経済産業省発表の平成27年=100を基準とした年度の指数（総合）である、なお、令和元年度までは実績、令和2年度実績見込及び令和3年度見込は（注）1と同様の経済見直しの対前年度伸長率を掲げた。

(単位 億円)

鉱工業生産指数		地方財政歳出総額		地方税収入総額		区分 年度
指数27年=100	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	金額	対前年度伸長率(%)	
-	-	8,289	126.4	3,078	113.0	昭和 27 年度
5.8	-	10,362	125.0	3,361	109.2	28
6.0	103.7	11,290	109.0	3,659	108.9	29
6.8	111.7	11,369	100.7	3,815	104.3	30
8.2	124.1	12,061	106.1	4,499	117.9	31
9.4	112.5	13,425	111.3	5,272	117.2	32
9.4	102.8	14,556	108.4	5,439	103.2	33
11.7	125.2	16,239	111.6	6,109	112.3	34
14.3	122.5	19,249	118.5	7,442	121.8	35
17.0	118.5	23,911	124.2	9,065	121.8	36
17.8	104.7	28,874	120.8	10,567	116.6	37
20.7	115.3	33,088	114.6	12,129	114.8	38
23.2	112.6	38,220	115.5	13,996	115.4	39
24.0	103.2	43,651	114.2	15,494	110.7	40
28.1	117.1	50,262	115.1	17,686	114.1	41
33.3	118.6	57,255	113.9	21,495	121.5	42
38.2	117.2	67,296	117.5	25,801	120.0	43
44.6	116.7	80,339	119.4	30,902	119.8	44
49.5	110.8	98,149	122.2	37,507	121.4	45
50.4	102.0	119,095	121.3	42,358	112.9	46
55.6	110.8	146,183	122.7	50,044	118.1	47
62.5	114.8	174,739	119.5	64,913	129.7	48
56.4	90.3	228,879	131.0	82,375	126.9	49
53.9	95.6	256,545	112.1	81,548	99.0	50
59.8	110.8	289,070	112.7	95,641	117.3	51
61.7	103.2	333,621	115.4	110,052	115.1	52
66.0	107.0	383,470	114.9	122,371	111.2	53
71.3	108.0	420,779	109.7	140,315	114.7	54
72.7	102.2	457,808	108.8	158,938	113.3	55
74.2	102.0	491,653	107.4	173,255	109.0	56
73.8	99.4	511,333	104.0	186,286	107.5	57
78.0	106.4	523,069	102.3	198,413	106.5	58
84.5	108.4	538,700	103.0	214,939	108.3	59
86.5	102.5	562,935	104.5	233,165	108.5	60
86.4	99.8	587,171	104.3	246,282	105.6	61
91.6	105.9	632,201	107.7	272,040	110.5	62
99.6	108.9	664,016	105.0	301,169	110.7	63
103.9	104.3	727,290	109.5	317,951	105.6	平成 元 年度
109.0	105.0	784,732	107.9	334,504	105.2	2
108.3	99.3	838,065	106.8	350,727	104.8	3
101.9	93.7	895,597	106.9	345,683	98.6	4
98.1	96.0	930,764	103.9	335,913	97.2	5
101.2	103.0	938,178	100.8	325,391	96.9	6
103.3	102.1	989,445	105.5	336,750	103.5	7
106.8	103.4	990,261	100.1	350,937	104.2	8
108.0	101.1	976,738	98.6	361,555	103.0	9
100.6	93.0	1,001,975	102.6	359,222	99.4	10
103.3	102.6	1,016,291	101.4	350,261	97.5	11
107.7	104.3	976,164	96.1	355,464	101.5	12
97.8	90.9	974,317	99.8	355,488	100.0	13
100.7	102.8	948,394	97.3	333,785	93.9	14
103.6	103.5	925,818	97.6	326,657	97.9	15
107.6	103.9	912,479	98.6	335,388	102.7	16
109.3	101.6	906,973	99.4	348,044	103.8	17
114.3	104.6	892,106	98.4	365,062	104.9	18
117.5	102.7	891,476	99.9	402,668	110.3	19
102.8	87.3	896,915	100.6	395,585	98.2	20
93.0	90.5	961,064	107.2	351,830	88.9	21
				(358,234)	(90.6)	
101.2	108.8	947,750	98.6	343,163	97.5	22
				(357,323)	(99.7)	
100.5	99.3	970,026	102.4	341,714	99.6	23
				(357,142)	(99.9)	
97.8	97.1	964,186	99.4	344,608	100.8	24
				(361,317)	(101.2)	
101.1	103.4	974,120	101.0	353,743	102.7	25
				(373,545)	(103.4)	
100.5	99.4	985,228	101.1	367,855	104.0	26
				(391,733)	(104.9)	
99.8	99.3	984,052	99.9	390,986	106.3	27
				(412,012)	(105.2)	
100.6	100.8	981,415	99.7	393,924	100.8	28
				(411,700)	(99.9)	
103.5	102.9	979,984	99.9	399,044	101.3	29
				(417,496)	(101.4)	
103.8	100.3	980,206	100.0	407,514	102.1	30
				(428,379)	(102.6)	
99.9	96.2	997,022	101.7	412,115	101.1	令和 元 年度
				(432,541)	(101.0)	
-	89.0	917,473	92.0	400,676	97.2	2 実績見込
				(418,157)	(96.7)	
-	109.4	902,478	98.4	390,416	97.4	3 見込
				(403,043)	(96.4)	

4 地方財政歳出総額は、昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を控除した額、昭和28年度から令和元年度までは純計決算額(平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業償還補助金と相殺された償還金を除く。)、令和2年度実績見込及び令和3年度見込は地方財政計画額である。

5 地方税収入総額は、令和元年度までは決算額、令和2年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和3年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。また、()内は、地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した計数である。

4 国税及び地方税の累年比較

年度	区分	国		税	
		税 額	A	租税総額に対する割合A/C(%)	
昭和5年度		1,103 百万円		64.7	
8		1,002		64.3	
10		1,202		65.5	
14		2,933		79.5	
16		4,931	(4,508)	84.9	(77.6)
20		11,541	(10,693)	92.1	(85.4)
25		5,702 億円	(4,617)	75.2	(60.9)
30		9,363	(7,542)	71.1	(57.2)
31		10,862	(8,975)	70.7	(58.4)
32		12,015	(9,690)	69.5	(56.1)
33		11,904	(9,340)	68.6	(53.9)
34		13,714	(10,796)	69.2	(54.5)
35		18,010	(14,538)	70.8	(57.1)
36		22,269	(17,797)	71.1	(56.8)
37		23,897	(18,714)	69.3	(54.3)
38		27,306	(21,143)	69.2	(53.6)
39		31,592	(24,646)	69.3	(54.1)
40		32,785	(25,123)	67.9	(52.0)
41		36,630	(27,740)	67.4	(51.1)
42		43,946	(33,404)	67.2	(51.0)
43		53,220	(41,359)	67.3	(52.3)
44		64,532	(48,868)	67.6	(51.2)
45		77,732	(58,548)	67.5	(50.8)
46		84,426	(63,370)	66.6	(50.0)
47		103,977	(78,313)	67.5	(50.8)
48		140,473	(106,237)	68.4	(51.7)
49		157,544	(113,332)	65.7	(47.2)
50		145,043	(109,051)	64.0	(48.1)
51		168,020	(126,260)	63.7	(47.9)
52		184,341	(134,090)	62.6	(45.5)
53		232,239	(173,275)	65.5	(48.9)
54		249,566	(188,325)	64.0	(48.3)
55		283,688	(203,478)	64.1	(46.0)
56		304,551	(214,685)	63.7	(44.9)
57		320,031	(241,185)	63.2	(47.6)
58		341,621	(263,473)	63.3	(48.8)
59		367,748	(274,004)	63.1	(47.0)
60		391,502	(288,694)	62.7	(46.2)
61		428,510	(326,334)	63.5	(48.4)
62		478,068	(362,080)	63.7	(48.3)
63		521,938	(389,953)	63.4	(47.4)
平成元年度		571,361	(403,288)	64.2	(45.3)
2		627,798	(451,860)	65.2	(47.0)
3		632,110	(456,915)	64.3	(46.5)
4		573,964	(413,149)	62.4	(44.9)
5		571,142	(411,418)	63.0	(45.4)
6		540,007	(400,270)	62.4	(46.3)
7		549,630	(407,207)	62.0	(45.9)
8		552,261	(395,767)	61.1	(43.8)
9		556,007	(387,457)	60.6	(42.2)
10		511,977	(362,975)	58.8	(41.7)
11		492,139	(367,165)	58.4	<43.6>
12		527,209	(379,358)	59.7	<43.0>
13		499,684	(356,149)	58.4	<41.6>
14		458,442	(334,172)	57.9	<42.2>
15		453,694	(340,612)	58.1	<43.6>
16		481,029	(343,833)	58.9	<42.1>
17		522,905	(364,797)	60.0	<41.9>
18		541,169	(357,191)	59.7	<39.4>
19		526,558	(376,208)	56.7	<40.5>
20		458,309	(329,594)	53.7	<38.6>
21		402,433	(300,653)	53.4	<39.9>
22		【 395,693 】		【 52.5 】	
		437,074	<308,602>	56.0	<39.6>
		【 422,875 】		【 54.2 】	
23		451,754	<315,890>	56.9	<39.8>
		【 436,194 】		【 55.0 】	
24		470,492	<338,819>	57.7	<41.6>
		【 453,794 】		【 55.7 】	
25		512,274	<366,583>	59.2	<42.3>
		【 492,264 】		【 56.9 】	
26		578,492	<420,536>	61.1	<44.4>
		【 554,547 】		【 58.6 】	
27		599,694	<422,005>	60.5	<42.6>
		【 578,888 】		【 58.4 】	
28		589,563	<421,937>	59.9	<42.9>
		【 571,747 】		【 58.1 】	
29		623,803	<451,990>	61.0	<44.2>
		【 605,225 】		【 59.2 】	
30		642,241	<457,305>	61.2	<43.6>
		【 621,362 】		【 59.2 】	
令和元年度		621,751	<442,356>	60.1	<42.8>
		【 601,315 】		【 58.2 】	
2 実績見込		589,171	<426,832>	59.5	<43.1>
		【 571,914 】		【 57.8 】	
3 見込		610,667	<444,976>	61.0	<44.4>
		【 598,111 】		【 59.7 】	

(注) 1 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和元年度までは決算額、令和2年度実績見込は補正後予算額、令和3年度見込は当初予算額である。
 2 地方税は、令和元年度までは決算額、令和2年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和3年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
 3 国税欄の < > 内は、国税から地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を控除した場合の金額であり、地方税欄の < > 内は、地方税に地方交付税のうち法定率分(過年度精算分を含む)、地方譲与税及び税源移譲予定特例交付金を加算した場合の金額である。
 4 国税欄の()内は、国税から地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別

地 方 税		租 税 総 額		区分
税 額 B	租税総額に対する割合B/C(%)	税 額 C		年度
601 百万円	35.3	1,704 百万円		昭 和 5 年 度
557	35.7	1,559		8
632	34.5	1,834		10
757	20.5	3,690		14
879	15.1 (22.4)	5,810		16
986	7.9 (14.6)	12,527		20
1,883 億円	24.8 (39.1)	7,585 億円		25
3,815	28.9 (42.8)	13,178		30
4,499	29.3 (41.6)	15,361		31
5,272	30.5 (43.9)	17,287		32
5,439	31.4 (46.1)	17,343		33
6,109	30.8 (45.5)	19,823		34
7,442	29.2 (42.9)	25,452		35
9,065	28.9 (43.2)	31,334		36
10,567	30.7 (45.7)	34,464		37
12,129	30.8 (46.4)	39,435		38
13,996	30.7 (45.9)	45,588		39
15,494	32.1 (48.0)	48,279		40
17,686	32.6 (48.9)	54,316		41
21,495	32.8 (49.0)	65,441		42
25,801	32.7 (47.7)	79,021		43
30,902	32.4 (48.8)	95,434		44
37,507	32.5 (49.2)	115,239		45
42,358	33.4 (50.0)	126,784		46
50,044	32.5 (49.2)	154,021		47
64,913	31.6 (48.3)	205,386		48
82,375	34.3 (52.8)	239,919		49
81,548	36.0 (51.9)	226,591		50
95,641	36.3 (52.1)	263,661		51
110,052	37.4 (54.5)	294,393		52
122,371	34.5 (51.1)	354,610		53
140,315	36.0 (51.7)	389,881		54
158,938	35.9 (54.0)	442,626		55
173,255	36.3 (55.1)	477,806		56
186,286	36.8 (52.4)	506,317		57
198,413	36.7 (51.2)	540,034		58
214,939	36.9 (53.0)	582,687		59
233,165	37.3 (53.8)	624,667		60
246,282	36.5 (51.6)	674,792		61
272,040	36.3 (51.7)	750,108		62
301,169	36.6 (52.6)	823,107		63
317,951	35.8 (54.7)	889,312		平成元年度
334,504	34.8 (53.0)	962,302		2
350,727	35.7 (53.5)	982,837		3
345,683	37.6 (55.1)	919,647		4
335,913	37.0 (54.6)	907,055		5
325,391	37.6 (53.7)	865,398		6
336,750	38.0 (54.1)	886,380		7
350,937	38.9 (56.2)	903,198		8
361,555	39.4 (57.8)	917,562		9
359,222	41.2 (58.3)	871,199		10
350,261 <475,235>	41.6 <56.4> (57.8)	842,400		11
355,464 <503,315>	40.3 <57.0> (58.3)	882,673		12
355,488 <499,023>	41.6 <58.4> (62.5)	855,172		13
333,785 <458,055>	42.1 <57.8> (63.7)	792,227		14
326,657 <439,739>	41.9 <56.4> (65.0)	780,351		15
335,388 <472,584>	41.1 <57.9> (62.9)	816,417		16
348,044 <506,152>	40.0 <58.1> (61.8)	870,949		17
365,062 <549,040>	40.3 <60.6> (62.6)	906,231		18
402,668 <553,018>	43.3 <59.5> (61.2)	929,226		19
395,585 <524,300>	46.3 <61.4> (66.2)	853,894		20
351,830 <453,609>	46.6 <60.1> (70.3)	754,262		21
【 358,234 】	【 47.5 】	【 753,928 】		
343,163 <471,635>	44.0 <60.4> (69.4)	780,237		22
【 357,323 】	【 45.8 】	【 780,198 】		
341,714 <477,578>	43.1 <60.2> (68.9)	793,468		23
【 357,142 】	【 45.0 】	【 793,336 】		
344,608 <476,281>	42.3 <58.4> (66.5)	815,100		24
【 361,317 】	【 44.3 】	【 815,111 】		
353,743 <499,434>	40.8 <57.7> (63.8)	866,017		25
【 373,545 】	【 43.1 】	【 865,809 】		
367,855 <525,810>	38.9 <55.6> (60.3)	946,346		26
【 391,733 】	【 41.4 】	【 946,280 】		
390,986 <568,675>	39.5 <57.4> (59.6)	990,679		27
【 412,012 】	【 41.6 】	【 990,900 】		
393,924 <561,549>	40.1 <57.1> (60.2)	983,486		28
【 411,700 】	【 41.9 】	【 983,447 】		
399,044 <570,857>	39.0 <55.8> (57.6)	1,022,847		29
【 417,496 】	【 40.8 】	【 1,022,721 】		
407,514 <592,451>	38.8 <56.4> (57.2)	1,049,756		30
【 428,379 】	【 40.8 】	【 1,049,742 】		
412,115 <591,510>	39.9 <57.2> (59.1)	1,033,866		令和元年度
【 432,541 】	【 41.8 】	【 1,033,857 】		
400,676 <563,015>	40.5 <56.9> (60.0)	989,847		2 実績見込
【 418,157 】	【 42.2 】	【 990,071 】		
390,416 <556,107>	39.0 <55.6> (58.5)	1,001,083		3 見 込
【 403,043 】	【 40.3 】	【 1,001,154 】		

事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む)を控除した場合の金額であり、地方税欄の()内は、地方税に地方分与税(配付税)、地方財政平衡交付金、地方交付税、臨時地方特例交付金、臨時地方財政交付金、特別事業債償還交付金、臨時沖繩特別交付金、地方譲与税等(消費譲与税相当額を含む。)及び当分の間の措置として平成11年度に創設された地方特例交付金(平成19年度から平成21年度までの特別交付金及び令和3年度における新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金を含む)を加算した場合の金額である。なお、この場合の地方交付税は、借入金及び剰余金の活用分を控除し、借入金償還金及び借入金等利子充当分を加算した金額である。

5 国税欄の【 】内は、国税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除した場合の金額であり、地方税の【 】内は、地方税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合の金額である。

5 国（一般会計）と地方（普通会計）の歳出規模の比較

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	百万円	百万円	%
明治25年度	77	48	62.3
30	224	91	40.6
31	220	99	45.0
32	254	116	45.7
33	293	136	46.4
34	267	149	55.8
35	289	160	55.4
36	250	166	66.4
37	277	134	48.4
38	421	137	32.5
39	464	175	37.7
40	602	209	34.7
41	636	238	37.4
42	553	272	49.2
43	569	288	50.6
44	585	397	67.9
大正元年度	594	329	55.4
2	574	313	54.5
3	648	300	46.3
4	583	296	50.8
5	591	315	53.3
6	735	344	46.8
7	1,017	469	46.1
8	1,172	611	52.1
9	1,360	883	64.9
10	1,490	999	67.0
11	1,430	1,191	83.3
12	1,521	1,135	74.6
13	1,625	1,198	73.7
14	1,525	1,300	85.2
昭和元年度	1,579	1,491	94.4
2	1,766	1,961	111.0
3	1,815	1,773	97.7
4	1,736	1,597	92.0
5	1,558	1,647	105.7
6	1,477	1,594	107.9
7	1,950	1,819	93.3
8	2,255	2,543	112.8
9	2,163	2,163	100.0
10	2,206	2,117	96.0
11	2,282	2,717	119.1
12	2,709	2,050	75.7
13	3,288	2,130	64.8
14	4,494	2,363	52.6
15	5,860	2,786	47.5
16	8,123	3,089	38.0
17	8,276	3,426	41.4
18	12,552	4,318	34.4
19	19,872	3,802	19.1
20	21,496	4,996	23.2
	億円	億円	
21	1,152	278	24.1
22	2,058	935	45.4
23	4,620	2,591	56.1
24	6,994	3,795	54.3
25	6,333	5,098	80.5
26	7,498	6,559	87.5
27	8,739	8,289	94.9
28	10,172	10,362	101.9
29	10,408	11,290	108.5
30	10,182	11,369	111.7
31	10,692	12,061	112.8
32	11,877	13,425	113.0
33	13,316	14,556	109.3
34	14,950	16,239	108.6
35	17,431	19,249	110.4

年 度	国の歳出 A	地方の歳出 B	B/A
	億円	億円	%
昭和36年度	20,635	23,911	115.9
37	25,566	28,874	112.9
38	30,443	33,088	108.7
39	33,110	38,220	115.4
40	37,230	43,651	117.2
41	44,592	50,262	112.7
42	51,130	57,255	112.0
43	59,371	67,296	113.3
44	69,178	80,339	116.1
45	81,877	98,149	119.9
46	95,611	119,095	124.6
47	119,322	146,183	122.5
48	147,783	174,739	118.2
49	190,998	228,879	119.8
50	208,609	256,545	123.0
51	244,676	289,070	118.1
52	290,598	333,621	114.8
53	340,960	383,470	112.5
54	387,898	420,779	108.5
55	434,050	457,808	105.5
56	469,212	491,653	104.8
57	472,451	511,333	108.2
58	506,353	523,069	103.3
59	514,806	538,700	104.6
60	530,045	562,935	106.2
61	536,404	587,171	109.5
62	577,311	632,201	109.5
63	614,711	664,016	108.0
平成元年度	658,589	727,290	110.4
2	692,687	784,732	113.3
3	705,472	838,065	118.8
4	704,974	895,597	127.0
5	751,025	930,764	123.9
6	736,136	938,178	127.4
7	759,385	989,445	130.3
8	788,479	990,261	125.6
9	784,703	976,738	124.5
10	843,918	1,001,975	118.7
11	890,374	1,016,291	114.1
12	893,210	976,164	109.3
13	848,111	974,317	114.9
14	836,743	948,394	113.3
15	824,160	925,818	112.3
16	848,968	912,479	107.5
17	855,196	906,973	106.1
18	814,455	892,106	109.5
19	818,426	891,476	108.9
20	846,974	896,915	105.9
21	1,009,734	961,064	95.2
22	953,123	947,750	99.4
23	1,007,154	970,026	96.3
24	970,872	964,186	99.3
25	1,001,889	974,120	97.2
26	988,135	985,228	99.7
27	982,303	984,052	100.2
28	975,418	981,415	100.6
29	981,156	979,984	99.9
30	989,747	980,206	99.0
令和元年度	1,013,665	997,022	98.4
2実績見込	1,756,878	917,473	52.2
3見 込	1,066,097	902,478	84.7

(注) 1 国の歳出は令和元年度までは決算額、令和2年度実績見込は補正後予算額、令和3年度見込は当初予算額で一般会計の計数である。

2 地方の歳出は、令和元年度までは決算額（ただし、昭和19年度及び昭和20年度は予算額）、令和2年度実績見込及び令和3年度見込は地方財政計画額であり、その会計区分は次のとおりである。

明治25年度～大正元年度 都道府県は普通経済のみ、市町村は普通経済及び特別経済の各会計

大正2年度～昭和5年度 従来の合計から電気事業費及びガス事業費を除いた合計

昭和6年度～昭和21年度 都道府県、市町村とも普通経済及び特別経済の合算額から電気、ガス、水道及び自動車の各事業費を除いた合計

昭和22年度～昭和27年度 普通会計の合計 昭和28年度～令和元年度 普通会計の純計

3 地方の歳出のうち大正元年度以降昭和27年度までは歳出決算額から歳入決算額中の県支出金を、平成5年度及び平成6年度は特定資金公共事業債償還時補助金と相殺された償還金を控除した計数である。

6 国民所得に対する国税及び地方税負担率の累年比較

年 度	国民所得	租 税 負 担 額			租 税 負 担 率		
		国 税	地 方 税	租 税 総 額	国 税	地 方 税	租 税 総 額
	百万円	百万円	百万円	百万円	%	%	%
昭和9～11年度	14,372	1,226	629	1,855	8.5	4.4	12.9
16	35,834	4,931	879	5,810	13.8	2.5	16.2
19	56,937	12,715	862	13,577	22.3	1.5	23.8
	億円	億円	億円	億円			
24	27,373	6,361	1,424	7,785	23.2	5.2	28.4
25	33,815	5,702	1,883	7,585	16.9	5.6	22.4
30	69,733	9,363	3,815	13,178	13.4	5.5	18.9
35	134,967	18,010	7,442	25,452	13.3	5.5	18.9
40	268,270	32,785	15,494	48,279	12.2	5.8	18.0
45	610,297	77,732	37,507	115,239	12.7	6.1	18.9
50	1,239,907	145,043	81,548	226,591	11.7	6.6	18.3
51	1,403,972	168,020	95,641	263,661	12.0	6.8	18.8
52	1,557,032	184,341	110,052	294,393	11.8	7.1	18.9
		(208,721)		(331,092)	(12.2)		(19.3)
53	1,717,785	232,239	122,371	354,610	13.5	7.1	20.6
54	1,822,066	249,566	140,315	389,881	13.7	7.7	21.4
55	2,038,787	283,688	158,938	442,626	13.9	7.8	21.7
56	2,116,151	304,551	173,255	477,806	14.4	8.2	22.6
57	2,201,314	320,031	186,286	506,317	14.5	8.5	23.0
58	2,312,900	341,621	198,413	540,034	14.8	8.6	23.3
59	2,431,172	367,748	214,939	582,687	15.1	8.8	24.0
60	2,605,599	391,502	233,165	624,667	15.0	8.9	24.0
61	2,679,415	428,510	246,282	674,792	16.0	9.2	25.2
62	2,810,998	478,068	272,040	750,108	17.0	9.7	26.7
63	3,027,101	521,938	301,169	823,107	17.2	9.9	27.2
平成元年度	3,208,020	571,361	317,951	889,312	17.8	9.9	27.7
2	3,468,929	627,798	334,504	962,302	18.1	9.6	27.7
3	3,689,316	632,110	350,727	982,837	17.1	9.5	26.6
4	3,660,072	573,964	345,683	919,647	15.7	9.4	25.1
5	3,653,760	571,142	335,913	907,055	15.6	9.2	24.8
6	3,729,768	540,007	325,391	865,398	14.5	8.7	23.2
7	3,801,581	549,630	336,750	886,380	14.5	8.9	23.3
8	3,940,248	552,261	350,937	903,198	14.0	8.9	22.9
9	3,909,431	556,007	361,555	917,562	14.2	9.2	23.5
10	3,793,939	511,977	359,222	871,199	13.5	9.5	23.0
11	3,780,885	492,139	350,261	842,400	13.0	9.3	22.3
12	3,901,638	527,209	355,464	882,673	13.5	9.1	22.6
13	3,761,387	499,684	355,488	855,172	13.3	9.5	22.7
14	3,742,479	458,442	333,785	792,227	12.2	8.9	21.2
15	3,815,556	453,694	326,657	780,351	11.9	8.6	20.5
16	3,885,761	481,029	335,388	816,417	12.4	8.6	21.0
17	3,881,164	522,905	348,044	870,949	13.5	9.0	22.4
18	3,949,897	541,169	365,062	906,231	13.7	9.2	22.9
19	3,948,132	526,558	402,668	929,226	13.3	10.2	23.5
20	3,643,680	458,309	395,585	853,894	12.6	10.9	23.4
21	3,527,011	402,433	351,830	754,262	11.4	10.0	21.4
		(395,693)	(358,234)	(753,928)	(11.2)	(10.2)	(21.4)
22	3,646,882	437,074	343,163	780,237	12.0	9.4	21.4
		(422,875)	(357,323)	(780,198)	(11.6)	(9.8)	(21.4)
23	3,574,735	451,754	341,714	793,468	12.6	9.6	22.2
		(436,194)	(357,142)	(793,336)	(12.2)	(10.0)	(22.2)
24	3,581,562	470,492	344,608	815,100	13.1	9.6	22.8
		(453,794)	(361,317)	(815,111)	(12.7)	(10.1)	(22.8)
25	3,725,700	512,274	353,743	866,017	13.7	9.5	23.2
		(492,264)	(373,545)	(865,809)	(13.2)	(10.0)	(23.2)
26	3,766,776	578,492	367,855	946,346	15.4	9.8	25.1
		(554,547)	(391,733)	(946,280)	(14.7)	(10.4)	(25.1)
27	3,926,293	599,694	390,986	990,679	15.3	10.0	25.2
		(578,888)	(412,012)	(990,900)	(14.7)	(10.5)	(25.2)
28	3,922,939	589,563	393,924	983,486	15.0	10.0	25.1
		(571,747)	(411,700)	(983,447)	(14.6)	(10.5)	(25.1)
29	4,006,881	623,803	399,044	1,022,847	15.6	10.0	25.5
		(605,225)	(417,496)	(1,022,721)	(15.1)	(10.4)	(25.5)
30	4,022,290	642,241	407,514	1,049,756	16.0	10.1	26.1
		(621,362)	(428,379)	(1,049,742)	(15.4)	(10.7)	(26.1)
令和元年度	4,012,870	621,751	412,115	1,033,866	15.5	10.3	25.8
		(601,315)	(432,541)	(1,033,857)	(15.0)	(10.8)	(25.8)
2 実績見込	3,770,000	589,171	400,676	989,847	15.6	10.6	26.3
		(571,914)	(418,157)	(990,071)	(15.2)	(11.1)	(26.3)
3 見 込	3,936,000	610,667	390,416	1,001,083	15.5	9.9	25.4
		(598,111)	(403,043)	(1,001,154)	(15.2)	(10.2)	(25.4)

(注) 1 国民所得は、令和元年度までは実績、令和2年度実績見込額及び令和3年度見込は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年1月18日閣議決定)における額である。
2 国税は特別会計分及び日本専売公社納付金を含み、令和元年度までは決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度見込は当初予算額である。なお、昭和52年度の()内は、年度所属区分の改正による増収額を除外した場合である。
3 地方税は、令和元年度までは決算額(昭和19年度は予算額)、令和2年度実績見込は最近における実績を加味して算出した額、令和3年度見込は地方財政計画額に計画外税収入見込額を加えた額である。
4 平成21年度以降の()内は、地方法人特別税及び特別法人事業税の額を国税から控除し、地方税に地方法人特別税及び特別法人事業税と税を加算した場合である。
5 国税及び地方税の租税負担率は、それぞれ算出し四捨五入してあるので、その合計は必ずしも租税総額と同率でない場合がある。

7 国民1人当たり国税及び地方税負担額の累年比較

年 度	国 税	地 方 税	総 額	負 担 指 数
昭 和 16 年 度	68 円	12 円	80 円	100
19	175	12	187	234
20	159	14	173	216
25	6,854	2,263	9,117	11,396
30	10,311	4,201	14,512	18,140
35	18,772	7,757	26,529	33,161
40	32,604	15,409	48,013	60,016
41	36,144	17,451	53,595	66,994
42	43,090	21,076	64,166	80,208
43	51,797	25,111	76,908	96,135
44	62,337	29,850	92,187	115,234
45	74,357	35,878	110,235	137,794
50	129,334	72,717	202,051	252,564
51	148,394	84,469	232,863	291,079
52	161,312	96,304	257,616	322,020
53	201,445	106,144	307,589	384,486
54	214,782	120,758	335,540	419,425
55	242,450	135,834	378,284	472,855
56	258,584	147,105	405,689	507,111
57	269,837	157,069	426,906	533,633
58	286,315	166,291	452,606	565,758
59	306,437	179,105	485,542	606,928
60	324,304	193,144	517,448	646,810
61	353,055	202,915	555,971	694,964
62	392,263	223,214	615,477	769,346
63	426,646	246,183	672,829	841,036
平 成 元 年 度	465,486	259,034	724,520	905,650
2	509,755	271,608	781,363	976,704
3	511,469	283,789	795,258	994,073
4	463,033	278,872	741,906	927,383
5	459,402	270,194	729,597	911,996
6	433,199	261,032	694,231	867,789
7	440,005	269,584	709,590	886,988
8	440,902	280,173	721,076	901,345
9	442,793	287,936	730,729	913,411
10	406,783	285,414	692,197	865,246
11	390,366	277,828	668,193	835,241
12	417,476	281,478	698,954	873,693
13	395,074	281,066	676,139	845,174
14	361,866	263,469	625,335	781,669
15	357,735	257,567	615,302	769,128
16	379,153	264,357	643,510	804,388
17	411,558	273,932	685,490	856,863
18	425,938	287,329	713,267	891,584
19	414,397	316,896	731,293	914,116
20	360,657	311,298	671,954	839,943
21	316,732	276,905	593,637	742,046
	(311,427)	(281,946)	(593,374)	(741,718)
22	344,329	270,346	614,675	768,344
	(333,143)	(281,501)	(614,644)	(768,305)
23	356,668	269,789	626,457	783,071
	(344,383)	(281,970)	(626,352)	(782,940)
24	371,462	272,074	643,535	804,419
	(358,278)	(285,266)	(643,544)	(804,430)
25	398,848	275,419	674,267	842,834
	(383,269)	(290,836)	(674,105)	(842,631)
26	451,149	286,879	738,027	922,534
	(432,475)	(305,501)	(737,975)	(922,469)
27	468,269	305,300	773,568	966,960
	(452,022)	(321,718)	(773,740)	(967,175)
28	460,931	307,977	768,907	961,134
	(447,002)	(321,874)	(768,876)	(961,095)
29	488,463	312,468	800,931	1,001,164
	(473,916)	(326,916)	(800,832)	(1,001,040)
30	503,941	319,760	823,703	1,029,629
	(487,559)	(336,132)	(823,692)	(1,029,615)
令 和 元 年 度	489,036	324,148	813,184	1,016,480
	(472,962)	(340,214)	(813,177)	(1,016,471)
2 実 績 見 込	463,411	315,150	778,561	973,201
	(449,837)	(328,900)	(778,737)	(973,421)
3 見 込	480,318	307,080	787,399	984,249
	(470,442)	(317,012)	(787,454)	(984,318)

(注) 1 国税及び地方税については、6表の(注)に同じである。

2 人口の使用区分は、次のとおりである。

(ア) 昭和16年度から昭和21年度までは、昭和15年国勢調査人口

(イ) 昭和25年度から昭和27年度までは、昭和25年国勢調査人口

(ウ) 昭和28年度から昭和41年度までは、各年度の3月31日現在住民登録人口

(エ) 昭和42年度から平成24年度までは、各年度の3月31日現在住民基本台帳人口

(オ) 平成25年度以降は、各年度の1月1日現在住民基本台帳人口。ただし、令和2年度及び令和3年度は、令和2年1月1日現在住民基本台帳人口

8 租税総額中に占める直接税及び間接税等の割合

区 分 年 度	租 税 総 額					
	租 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,834 百万円	100.0 %	1,008 百万円	55.0 %	826 百万円	45.0 %
15	5,003 億円	100.0	3,417 億円	68.3	1,586 億円	31.7
25	7,585 億円	100.0	4,737 億円	62.5	2,848 億円	37.5
30	13,178	100.0	7,872	59.7	5,306	40.3
35	25,452	100.0	15,562	61.1	9,890	38.9
40	48,279	100.0	31,429	65.1	16,850	34.9
45	115,239	100.0	80,706	70.0	34,533	30.0
50	226,591	100.0	167,958	74.1	58,633	25.9
55	442,626	100.0	335,391	75.8	107,235	24.2
60	624,667	100.0	484,690	77.6	139,977	22.4
平 成 2 年 度	962,302	100.0	763,578	79.3	198,724	20.7
7	886,380	100.0	659,746	74.4	226,634	25.6
12	882,673	100.0	618,121	70.0	264,552	30.0
13	855,172	100.0	593,753	69.4	261,419	30.6
14	792,227	100.0	534,216	67.4	258,011	32.6
15	780,351	100.0	524,493	67.2	255,858	32.8
16	816,417	100.0	556,131	68.1	260,286	31.9
17	870,949	100.0	605,181	69.5	265,769	30.5
18	906,231	100.0	640,998	70.7	265,233	29.3
19	929,226	100.0	668,234	71.9	260,992	28.1
20	853,894	100.0	606,048	71.0	247,845	29.0
21	754,262	100.0	513,770	68.1	240,492	31.9
22	(753,928)	(100.0)	(513,435)	(68.1)	(240,492)	(31.9)
	780,237	100.0	536,362	68.7	243,875	31.3
	(780,198)	(100.0)	(536,321)	(68.7)	(243,875)	(31.3)
23	793,468	100.0	547,423	69.0	246,046	31.0
	(793,336)	(100.0)	(547,288)	(69.0)	(246,045)	(31.0)
24	815,100	100.0	567,792	69.7	247,309	30.3
	(815,111)	(100.0)	(567,802)	(69.7)	(247,307)	(30.3)
25	866,017	100.0	611,064	70.6	254,952	29.4
	(865,809)	(100.0)	(610,857)	(70.6)	(254,952)	(29.4)
26	946,346	100.0	639,488	67.6	306,858	32.4
	(946,280)	(100.0)	(639,422)	(67.6)	(306,858)	(32.4)
27	990,679	100.0	650,499	65.7	340,180	34.3
	(990,900)	(100.0)	(650,720)	(65.7)	(340,180)	(34.3)
28	983,486	100.0	648,865	66.0	334,622	34.0
	(983,447)	(100.0)	(648,825)	(66.0)	(334,622)	(34.0)
29	1,022,847	100.0	685,740	67.0	337,107	33.0
	(1,022,721)	(100.0)	(685,614)	(67.0)	(337,107)	(33.0)
30	1,049,756	100.0	709,933	67.6	339,823	32.4
	(1,049,742)	(100.0)	(709,919)	(67.6)	(339,823)	(32.4)
令 和 元 年 度	1,033,866	100.0	691,537	66.9	342,329	33.1
	(1,033,857)	(100.0)	(691,528)	(66.9)	(342,329)	(33.1)
2 実 績 見 込	989,847	100.0	643,106	65.0	346,741	35.0
	(990,071)	(100.0)	(643,330)	(65.0)	(346,741)	(35.0)
3 見 込	1,001,083	100.0	637,172	63.6	363,911	36.4
	(1,001,154)	(100.0)	(637,243)	(63.7)	(363,911)	(36.3)

区 分 年 度	国 税 総 額					
	総 額		直 接 税		間 接 税 等	
	金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率
昭 和 10 年 度	1,202 百万円	100.0 %	421 百万円	35.0 %	781 百万円	65.0 %
15	4,219 億円	100.0	2,696 億円	63.9	1,523 億円	36.1
25	5,702 億円	100.0	3,136 億円	55.0	2,566 億円	45.0
30	9,364	100.0	4,811	51.4	4,552	48.6
35	18,010	100.0	9,784	54.3	8,226	45.7
40	32,785	100.0	19,416	59.2	13,369	40.8
45	77,732	100.0	51,344	66.1	26,388	33.9
50	145,042	100.0	100,583	69.3	44,460	30.7
55	283,688	100.0	201,628	71.1	82,060	28.9
60	391,502	100.0	285,170	72.8	106,332	27.2
平 成 2 年 度	627,798	100.0	462,971	73.7	164,827	26.3
7	549,630	100.0	363,519	66.1	186,111	33.9
12	527,209	100.0	323,193	61.3	204,016	38.7
13	499,684	100.0	297,393	59.5	202,291	40.5
14	458,442	100.0	257,891	56.3	200,551	43.7
15	453,694	100.0	254,727	56.1	198,967	43.9
16	481,029	100.0	279,858	58.2	201,171	41.8
17	522,905	100.0	315,413	60.3	207,492	39.7
18	541,169	100.0	335,007	61.9	206,162	38.1
19	526,558	100.0	323,273	61.4	203,285	38.6
20	458,309	100.0	264,507	57.7	193,802	42.3
21	402,433	100.0	212,941	52.9	189,492	47.1
	(395,693)	(100.0)	(206,201)	(52.1)	(189,492)	(47.9)
22	437,074	100.0	246,225	56.3	190,849	43.7
	(422,875)	(100.0)	(232,025)	(54.9)	(190,849)	(45.1)
23	451,754	100.0	258,581	57.2	193,173	42.8
	(436,194)	(100.0)	(243,020)	(55.7)	(193,172)	(44.3)
24	470,492	100.0	276,251	58.7	194,241	41.3
	(453,794)	(100.0)	(259,553)	(57.2)	(194,239)	(42.8)
25	512,274	100.0	311,381	60.8	200,893	39.2
	(492,264)	(100.0)	(291,371)	(59.2)	(200,893)	(40.8)
26	578,492	100.0	328,821	56.8	249,670	43.2
	(554,547)	(100.0)	(304,876)	(55.0)	(249,670)	(45.0)
27	599,694	100.0	335,753	56.0	263,941	44.0
	(578,887)	(100.0)	(314,947)	(54.4)	(263,941)	(45.6)
28	589,563	100.0	328,527	55.7	261,035	44.3
	(571,747)	(100.0)	(310,712)	(54.3)	(261,035)	(45.7)
29	623,803	100.0	360,767	57.8	263,036	42.2
	(605,225)	(100.0)	(342,189)	(56.5)	(263,036)	(43.5)
30	642,241	100.0	377,375	58.8	264,866	41.2
	(621,362)	(100.0)	(356,496)	(57.4)	(264,866)	(42.6)
令 和 元 年 度	621,751	100.0	353,168	56.8	268,584	43.2
	(601,315)	(100.0)	(332,732)	(55.3)	(268,584)	(44.7)
2 実 績 見 込	589,171	100.0	319,164	54.2	270,007	45.8
	(571,914)	(100.0)	(301,907)	(52.8)	(270,007)	(47.2)
3 見 込	610,667	100.0	328,638	53.8	282,029	46.2
	(598,111)	(100.0)	(316,082)	(52.8)	(282,029)	(47.2)

地 方 税						区 分
総 額		直 接 税		間 接 税 等		
金 額	比 率	金 額	比 率	金 額	比 率	
632 百万円	100.0 %	587 百万円	92.9 %	45 百万円	7.1 %	昭 和 10 年 度
784 億円	100.0	721 億円	92.0	63 億円	8.0	15
1,883 億円	100.0	1,601 億円	85.0	282 億円	15.0	25
3,815	100.0	3,061	80.2	754	19.8	30
7,442	100.0	5,778	77.6	1,664	22.4	35
15,494	100.0	12,013	77.5	3,481	22.5	40
37,507	100.0	29,362	78.3	8,145	21.7	45
81,548	100.0	67,375	82.6	14,173	17.4	50
158,938	100.0	133,763	84.2	25,175	15.8	55
233,165	100.0	199,520	85.6	33,645	14.4	60
334,504	100.0	300,607	89.9	33,897	10.1	2
336,750	100.0	296,227	88.0	40,523	12.0	7
355,464	100.0	294,928	83.0	60,536	17.0	12
355,488	100.0	296,360	83.4	59,128	16.6	13
333,785	100.0	276,325	82.8	57,460	17.2	14
326,657	100.0	269,766	82.6	56,891	17.4	15
335,388	100.0	276,273	82.4	59,115	17.6	16
348,044	100.0	289,768	83.3	58,277	16.7	17
365,062	100.0	305,990	83.8	59,071	16.2	18
402,668	100.0	344,962	85.7	57,706	14.3	19
395,585	100.0	341,542	86.3	54,043	13.7	20
351,830	100.0	300,829	85.5	51,000	14.5	21
(358,234)	(100.0)	(307,234)	(85.8)	(51,000)	(14.2)	
343,163	100.0	290,137	84.5	53,026	15.5	22
(357,323)	(100.0)	(304,296)	(85.2)	(53,026)	(14.8)	
341,714	100.0	288,841	84.5	52,873	15.5	23
(357,142)	(100.0)	(304,268)	(85.2)	(52,873)	(14.8)	
344,608	100.0	291,540	84.6	53,068	15.4	24
(361,317)	(100.0)	(308,249)	(85.3)	(53,068)	(14.7)	
353,743	100.0	299,683	84.7	54,059	15.3	25
(373,545)	(100.0)	(319,486)	(85.5)	(54,059)	(14.5)	
367,855	100.0	310,667	84.5	57,188	15.5	26
(391,733)	(100.0)	(334,546)	(85.4)	(57,188)	(14.6)	
390,986	100.0	314,746	80.5	76,239	19.5	27
(412,012)	(100.0)	(335,773)	(81.5)	(76,239)	(18.5)	
393,924	100.0	320,337	81.3	73,587	18.7	28
(411,700)	(100.0)	(338,113)	(82.1)	(73,587)	(17.9)	
399,044	100.0	324,973	81.4	74,071	18.6	29
(417,496)	(100.0)	(343,425)	(82.3)	(74,071)	(17.7)	
407,514	100.0	332,558	81.6	74,956	18.4	30
(428,379)	(100.0)	(353,423)	(82.5)	(74,956)	(17.5)	
412,115	100.0	338,370	82.1	73,745	17.9	
(432,541)	(100.0)	(358,796)	(83.0)	(73,745)	(17.0)	令 和 元 年 度
400,676	100.0	323,942	80.8	76,734	19.2	2 実 績 見 込
(418,157)	(100.0)	(341,423)	(81.6)	(76,734)	(18.4)	
390,416	100.0	308,534	79.0	81,882	21.0	3 見 込
(403,043)	(100.0)	(321,161)	(79.7)	(81,882)	(20.3)	

- (注) 1 国税は、特別会計及び日本専売公社納付金を含み、令和元年度までは決算額、令和2年度は補正後予算額、令和3年度見込は当初予算額である。
- 2 国税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：所得税、法人税、法人特別税、相続税、地価税、法人臨時特別税、会社臨時特別税、地方法人税、復興特別所得税、復興特別法人税、地方法人特別税、特別法人事業税、地租、営業収益税、営業税、資本利子税、法人資本税、釧区税、釧業税、外貨債特別税、取引所営業税、臨時利得税、利益配当税、公債及び社債利子税、配当利子特別税、増加所得税、非戦災者特別税、戦時利得税、北支事件特別税、富裕税、再評価税、旧税、還付税及び琉球政府諸税
 間接税等：直接税以外のもの
- 3 地方税は、地方分与税（配付税）、地方交付税（臨時地方特例交付金等を含む。）及び地方譲与税等（消費譲与税相当額及び所得譲与税相当額を含む。）を含まず、令和元年度までは決算額、令和2年度実績見込は最近の実勢を加味して算出した額、令和3年度見込は地方財政計画額に計画外収入見込額を加えた額である。
- 4 地方税における直接税、間接税等の区分は、次のとおりである。
 直接税：道府県民税、事業税、特別所得税、自動車税、釧区税、狩猟者税、狩猟免許税、狩猟者登録税、市町村民税、固定資産税、自転車荷車税、軽自動車税、釧産税、特別土地保有税、目的税（平成20年度までの自動車取得税、平成20年度までの軽油引取税、入湯税、法定外目的税を除く。）、国税附加税、特別地税、地租、家屋税、営業税、段別税、電柱税、漁業権税、軌道税、船舶税、電話加入権税、電話税、雑種税（一部）、段別割、戸数割、戸別割、家屋割、扇風機税、と畜税、犬税、使用人税、舟税、自転車税、荷車税及び金庫税
 間接税等：直接税以外の諸税
- 5 平成21年度以降の()内は、国税の直接税から地方法人特別税及び特別法人事業税を控除し、地方税の直接税に地方法人特別譲与税及び特別法人事業譲与税を加算した場合である。

9 地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その1）

区 分	昭和2年度			昭和5年度			昭和10年度			昭和15年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	249	45.6	62.9	247	45.7	61.4	253	33.9	52.1	282	17.0	23.3
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	251	15.1	20.8
国 庫 支 出 金	58	10.6	14.6	55	10.2	13.7	130	17.4	26.7	403	24.3	33.4
そ の 他	89	16.3	22.5	100	18.5	24.9	103	13.8	21.2	272	16.4	22.5
小 計	396	72.5	100.0	402	74.4	100.0	486	65.1	100.0	1,208	72.8	100.0
地 方 債	77	14.1	—	83	15.4	—	159	21.3	—	199	12.0	—
繰 越 金	73	13.4	—	55	10.2	—	102	13.7	—	252	15.2	—
都 道 府 県 計	546	100.0	—	540	100.0	—	747	100.0	—	1,659	100.0	—
市町村												
地 方 税	376	20.7	37.1	355	26.2	45.0	379	23.8	42.8	502	26.4	39.5
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	100	6.0	8.3
国 県 支 出 金	162	8.9	16.0	135	10.0	17.1	161	10.1	18.2	115	6.1	9.0
そ の 他	476	26.3	46.9	299	22.1	37.9	346	21.7	39.1	555	29.2	43.6
小 計	1,014	55.9	100.0	789	58.2	100.0	886	55.7	100.0	1,272	66.9	100.0
地 方 債	556	30.7	—	388	28.6	—	510	32.1	—	210	11.1	—
繰 越 金	243	13.4	—	178	13.1	—	195	12.3	—	418	22.0	—
市 町 村 計	1,813	100.0	—	1,355	100.0	—	1,591	100.0	—	1,900	100.0	—
合計												
地 方 税	625	26.5	44.3	602	31.8	50.5	632	27.0	46.1	784	22.0	31.6
地 方 譲 与 税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)	—	—	—	—	—	—	—	—	—	351	21.2	29.1
国 庫 支 出 金 等	220	9.3	15.6	190	10.0	16.0	291	12.4	21.2	518	14.6	20.9
そ の 他	565	24.0	40.1	399	21.1	33.5	449	19.2	32.7	827	23.2	33.3
小 計	1,410	59.8	100.0	1,191	62.8	100.0	1,372	58.7	100.0	2,480	69.7	100.0
地 方 債	633	26.8	—	471	24.9	—	669	28.6	—	409	11.5	—
繰 越 金	316	13.4	—	233	12.3	—	297	12.7	—	670	18.8	—
合 計	2,359	100.0	—	1,895	100.0	—	2,338	100.0	—	3,559	100.0	—

(注) 1 各年度とも普通会計分であり、決算額である。

2 昭和2年度から昭和15年度までの歳入については、資料の関係上、一般会計分と特別会計分との合計額から、特別会計分の歳出額を「その他」欄から控除して掲げた。また、平成5年度及び平成6年度の歳入については、特定資金公共事業債償還補助金を含めていない。

3 地方税については、都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（倶楽部施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま都道府県の収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（倶楽部施設）利用税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

4 昭和25年度以降の地方税については、東京都が特別区内において都税として徴収した市町村税相当分はそのまま都道府県の収入とし、特別区が徴収した道府県税相当分はそのまま市町村の収入とした。

(単位 百万円)

昭和25年度			昭和26年度			昭和28年度			昭和29年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
78,158	26.3	29.6	133,359	34.2	38.6	151,340	24.7	28.3	167,456	25.0	27.9	都道府県
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,061	3.4	3.8	地 方 税
71,162	24.0	27.0	81,069	20.8	23.5	84,130	13.7	15.7	86,234	12.9	14.4	地 方 譲 与 税
78,803	26.5	29.8	87,036	22.3	25.2	221,929	36.2	41.5	234,621	35.0	39.2	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
35,895	12.1	13.6	43,935	11.3	12.7	77,419	12.6	14.5	87,891	13.1	14.7	国 庫 支 出 金
264,018	88.9	100.0	345,399	88.5	100.0	534,818	87.2	100.0	599,263	89.3	100.0	そ の 他
17,811	6.0	—	31,662	8.1	—	63,030	10.3	—	56,334	8.4	—	小 計
15,099	5.1	—	13,399	3.4	—	15,254	2.5	—	15,191	2.3	—	地 方 債
296,928	100.0	—	390,460	100.0	—	613,102	100.0	—	670,788	100.0	—	繰 越 金
												都 道 府 県 計
110,123	44.4	49.4	138,904	45.8	52.0	184,865	40.2	46.2	200,432	42.4	48.1	市町村
—	—	—	—	—	—	—	—	—	411	0.1	0.1	地 方 税
37,289	15.0	16.7	38,936	12.8	14.6	53,800	11.7	13.4	40,146	8.5	9.6	地 方 譲 与 税
47,832	19.3	21.5	51,904	17.1	19.4	88,515	19.3	22.1	86,481	18.3	20.7	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
27,464	11.1	12.3	37,601	12.4	14.1	72,849	15.8	18.2	89,567	18.9	21.5	国 県 支 出 金
222,708	89.8	100.0	267,345	88.2	100.0	400,029	87.0	100.0	417,037	88.2	100.0	そ の 他
15,015	6.1	—	21,638	7.1	—	43,817	9.5	—	38,256	8.1	—	小 計
10,298	4.2	—	14,214	4.7	—	15,863	3.5	—	17,540	3.7	—	地 方 債
248,021	100.0	—	303,197	100.0	—	459,709	100.0	—	472,833	100.0	—	繰 越 金
												市 町 村 計
188,281	34.6	38.7	272,263	39.3	44.4	336,205	31.3	36.0	367,888	32.2	36.2	合計
—	—	—	—	—	—	—	—	—	23,472	2.1	2.3	地 方 税
108,451	19.9	22.3	120,005	17.3	19.6	137,930	12.9	14.8	126,380	11.1	12.4	地 方 譲 与 税
126,635	23.2	26.0	138,940	20.0	22.7	310,444	28.9	33.2	321,102	28.1	31.6	地方交付税(地方分与税、 地方財政平衡交付金)
63,359	11.6	13.0	81,537	11.8	13.3	150,268	14.0	16.1	177,458	15.5	17.5	国 庫 支 出 金 等
486,726	89.3	100.0	612,744	88.3	100.0	934,847	87.1	100.0	1,016,300	88.9	100.0	そ の 他
32,826	6.0	—	53,300	7.7	—	106,847	10.0	—	94,590	8.3	—	小 計
25,397	4.7	—	27,613	4.0	—	31,117	2.9	—	32,731	2.9	—	地 方 債
544,949	100.0	—	693,657	100.0	—	1,072,811	100.0	—	1,143,621	100.0	—	繰 越 金
												合 計

5 「その他」とは分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、諸収入等の合計額である。

6 平成19年度から平成20年度の地方特例交付金には、特別交付金を含む。

7 地方交付税の欄は、昭和15年度は地方分与税制度、昭和25年度から昭和28年度までは地方財政平衡交付金制度、昭和29年度以降は地方交付税制度により国から地方団体に交付された額を掲げた。なお、昭和50年度は臨時地方特例交付金及び臨時沖繩特別交付金、昭和55年度は臨時地方特例交付金を含む。

8 国有提供施設等所在市町村助成交付金は「国庫支出金」及び「国県支出金」に含めた。

9 構成比率は、各年度ごとの歳入総額を100とした場合、地方債及び繰越金を控除した小計を100とした場合の二つの方法で算出した。

10 合計の数値は、昭和29年度以前は、単純合計である。

11 構成比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その2）

区 分	昭和30年度			昭和35年度			昭和40年度			昭和45年度		
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %	
都道府県												
地 方 税	168,973	24.6	27.3	394,592	30.9	33.3	848,397	30.7	33.0	2,265,873	37.4	40.0
地 方 譲 与 税	21,607	3.1	3.5	34,948	2.7	3.0	45,616	1.6	1.8	94,953	1.6	1.7
地 方 交 付 税	111,451	16.2	18.0	211,157	16.5	17.8	480,649	17.4	18.7	963,166	15.9	17.0
国 庫 支 出 金	226,840	33.0	36.7	375,094	29.4	31.7	833,939	30.1	32.5	1,551,448	25.6	27.4
そ の 他	89,854	13.1	14.5	168,764	13.2	14.2	360,371	13.0	14.0	795,664	13.1	14.0
小 計	618,725	90.0	100.0	1,184,555	92.7	100.0	2,568,972	92.9	100.0	5,671,104	93.7	100.0
地 方 債	57,029	8.3	—	49,657	3.9	—	150,352	5.4	—	252,518	4.2	—
繰 越 金	12,081	1.8	—	43,134	3.4	—	46,745	1.7	—	130,290	2.2	—
都 道 府 県 計	687,835	100.0	—	1,277,346	100.0	—	2,766,069	100.0	—	6,053,912	100.0	—
市町村												
地 方 税	212,518	44.7	49.9	349,644	42.8	47.3	701,023	37.2	42.4	1,484,795	32.7	37.5
地 方 譲 与 税	531	0.1	0.1	1,220	0.1	0.2	4,446	0.2	0.3	13,733	0.3	0.3
地 方 交 付 税	48,516	10.2	11.4	99,830	12.2	13.5	262,537	13.9	15.9	835,082	18.4	21.1
国 県 支 出 金	83,690	17.6	19.6	144,890	17.7	19.6	357,237	19.0	21.6	778,005	17.2	19.6
そ の 他	80,892	17.0	19.0	142,853	17.5	19.3	328,701	17.5	19.9	851,103	18.8	21.5
小 計	426,147	89.6	100.0	738,437	90.5	100.0	1,653,944	87.8	100.0	3,962,718	87.4	100.0
地 方 債	39,899	8.4	—	46,618	5.7	—	170,586	9.1	—	431,169	9.5	—
繰 越 金	9,309	2.0	—	31,300	3.8	—	58,919	3.1	—	141,332	3.1	—
市 町 村 計	475,355	100.0	—	816,355	100.0	—	1,883,449	100.0	—	4,535,219	100.0	—
純計												
地 方 税	381,491	33.9	37.9	744,236	36.7	40.1	1,549,420	34.6	38.2	3,750,668	37.1	40.8
地 方 譲 与 税	22,138	2.0	2.2	36,168	1.8	1.9	50,062	1.1	1.2	108,686	1.1	1.2
地 方 交 付 税	159,967	14.2	15.9	310,987	15.4	16.8	743,186	16.6	18.3	1,798,248	17.8	19.6
国 庫 支 出 金 等	280,268	24.9	27.9	477,056	23.5	25.7	1,089,816	24.3	26.9	2,084,225	20.6	22.7
そ の 他	161,870	14.4	16.1	286,914	14.2	15.5	625,970	14.0	15.4	1,447,617	14.3	15.8
小 計	1,005,734	89.5	100.0	1,855,361	91.6	100.0	4,058,454	90.6	100.0	9,189,444	90.9	100.0
地 方 債	96,740	8.6	—	96,007	4.7	—	313,917	7.0	—	642,932	6.4	—
繰 越 金	21,390	1.9	—	74,434	3.7	—	105,664	2.4	—	271,622	2.7	—
合 計	1,123,864	100.0	—	2,025,802	100.0	—	4,478,035	100.0	—	10,103,998	100.0	—

(単位 百万円)

昭和50年度			昭和55年度			昭和60年度			平成2年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
4,280,955	29.6	33.9	8,137,099	32.7	36.2	11,353,669	36.9	40.2	17,353,167	39.9	43.7	地 方 税
149,050	1.0	1.2	175,614	0.7	0.8	183,108	0.6	0.6	802,141	1.8	2.0	地 方 譲 与 税
2,392,218	16.5	18.9	4,324,362	17.4	19.2	5,289,664	17.2	18.7	7,889,587	18.2	19.8	地 方 交 付 税
3,909,648	27.0	30.9	6,734,044	27.0	30.0	7,060,160	22.9	25.0	7,319,437	16.8	18.4	国 庫 支 出 金
1,907,827	13.2	15.1	3,103,376	12.5	13.8	4,373,798	14.2	15.5	6,389,749	14.7	16.1	そ の 他
12,639,698	87.3	100.0	22,474,495	90.2	100.0	28,260,399	91.8	100.0	39,754,081	91.5	100.0	小 計
1,617,748	11.2	—	2,084,906	8.4	—	2,185,640	7.1	—	3,156,054	7.3	—	地 方 債
218,707	1.5	—	349,564	1.4	—	334,256	1.1	—	544,616	1.3	—	繰 越 金
14,476,153	100.0	—	24,908,965	100.0	—	30,780,295	100.0	—	43,454,751	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
3,873,886	30.1	35.6	7,756,709	31.8	37.0	11,962,804	40.5	45.3	16,097,206	38.7	43.3	地 方 税
99,107	0.8	0.9	264,438	1.1	1.3	278,394	0.9	1.1	860,552	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
2,078,834	16.1	19.1	3,789,609	15.6	18.1	4,160,273	14.1	15.8	6,438,402	15.5	17.3	地 方 交 付 税
2,642,924	20.5	24.3	5,261,423	21.6	25.1	4,898,428	16.6	18.6	5,203,843	12.5	14.0	国 県 支 出 金
2,179,654	16.9	20.0	3,884,201	15.9	18.5	5,097,793	17.3	19.3	8,535,928	20.5	23.0	そ の 他
10,874,405	84.4	100.0	20,956,380	86.0	100.0	26,397,692	89.4	100.0	37,135,931	89.3	100.0	小 計
1,642,115	12.7	—	2,753,424	11.3	—	2,422,280	8.2	—	3,260,156	7.8	—	地 方 債
373,871	2.9	—	657,027	2.7	—	717,416	2.4	—	1,185,823	2.9	—	繰 越 金
12,890,391	100.0	—	24,366,831	100.0	—	29,537,388	100.0	—	41,581,910	100.0	—	市 町 村 計
												純計
8,154,841	31.3	36.6	15,893,808	34.0	38.7	23,316,473	40.6	44.9	33,450,373	41.6	46.2	地 方 税
248,157	1.0	1.1	440,052	0.9	1.1	461,502	0.8	0.9	1,662,693	2.1	2.3	地 方 譲 与 税
4,471,052	17.2	20.1	8,113,971	17.3	19.8	9,449,937	16.4	18.2	14,327,988	17.8	19.8	地 方 交 付 税
5,832,673	22.4	26.2	10,529,029	22.5	25.6	10,443,295	18.2	20.1	10,655,360	13.3	14.7	国 庫 支 出 金 等
3,565,220	13.7	16.0	6,087,717	13.0	14.8	8,250,550	14.4	15.9	12,325,267	15.3	17.0	そ の 他
22,271,943	85.5	100.0	41,064,576	87.7	100.0	51,921,757	90.3	100.0	72,421,681	90.1	100.0	小 計
3,179,896	12.2	—	4,731,907	10.1	—	4,499,125	7.8	—	6,257,893	7.8	—	地 方 債
592,578	2.3	—	1,006,591	2.2	—	1,051,673	1.8	—	1,730,440	2.2	—	繰 越 金
26,044,417	100.0	—	46,803,074	100.0	—	57,472,555	100.0	—	80,410,014	100.0	—	合 計

地方歳入中に占める地方税収入の割合の推移（その3）

区 分	平成7年度			平成12年度			平成17年度			平成22年度			
	金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
都道府県													
地 方 税	15,728,741	29.3	35.8	17,456,122	32.1	36.9	17,137,360	35.2	40.6	15,932,318	31.8	38.3	
地 方 譲 与 税	870,597	1.6	2.0	132,292	0.2	0.3	853,575	1.8	2.0	1,593,264	3.2	3.8	
地方特例交付金等	—	—	—	251,731	0.5	0.5	872,575	1.8	2.1	156,631	0.3	0.4	
地 方 交 付 税	8,436,385	15.7	19.2	11,782,870	21.7	24.9	9,221,643	18.9	21.9	8,766,464	17.5	21.1	
国 庫 支 出 金	9,943,539	18.5	22.7	9,597,479	17.6	20.3	6,583,581	13.5	15.6	6,253,231	12.5	15.0	
そ の 他	8,907,523	16.6	20.3	8,048,294	14.8	17.0	7,521,993	15.4	17.8	8,853,942	17.7	21.3	
小 計	43,886,785	81.7	100.0	47,268,788	86.9	100.0	42,190,727	86.6	100.0	41,555,850	83.0	100.0	
地 方 債	9,061,181	16.9	—	6,268,159	11.5	—	5,709,473	11.7	—	7,809,867	15.6	—	
繰 越 金	782,254	1.5	—	877,931	1.6	—	794,318	1.6	—	700,395	1.4	—	
都 道 府 県 計	53,730,220	100.0	—	54,414,878	100.0	—	48,694,518	100.0	—	50,066,112	100.0	—	
市町村													
地 方 税	17,946,236	33.6	40.8	18,090,312	34.3	38.9	17,667,049	35.0	39.7	18,384,012	34.1	38.9	
地 方 譲 与 税	1,068,744	2.0	2.4	487,884	0.9	1.0	995,387	2.0	2.2	475,925	0.9	1.0	
地方特例交付金等	—	—	—	662,283	1.3	1.4	645,431	1.3	1.5	226,534	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	7,716,489	14.5	17.5	9,993,551	18.9	21.5	7,737,076	15.3	17.4	8,427,087	15.6	17.8	
国 県 支 出 金	7,639,692	14.3	17.4	7,167,202	13.6	15.4	7,456,398	14.8	16.8	10,973,476	20.4	23.2	
そ の 他	9,642,551	18.1	21.9	10,122,432	19.2	21.8	9,958,796	19.7	22.4	8,815,047	16.4	18.6	
小 計	44,013,712	82.5	100.0	46,523,664	88.1	100.0	44,460,137	88.1	100.0	47,302,081	87.8	100.0	
地 方 債	8,056,396	15.1	—	4,905,348	9.3	—	4,718,975	9.3	—	5,184,960	9.6	—	
繰 越 金	1,295,281	2.4	—	1,375,171	2.6	—	1,299,494	2.6	—	1,366,984	2.5	—	
市 町 村 計	53,365,389	100.0	—	52,804,183	100.0	—	50,478,606	100.0	—	53,854,025	100.0	—	
純計													
地 方 税	33,674,977	33.2	40.9	35,546,434	35.4	40.9	34,804,409	37.4	43.3	34,316,330	35.2	41.6	
地 方 譲 与 税	1,939,341	1.9	2.4	620,177	0.6	0.7	1,848,962	2.0	2.3	2,069,189	2.1	2.5	
地方特例交付金等	—	—	—	914,014	0.9	1.1	1,518,006	1.6	1.9	383,165	0.4	0.5	
地 方 交 付 税	16,152,873	15.9	19.6	21,776,420	21.7	25.1	16,958,719	18.2	21.1	17,193,551	17.6	20.8	
国 庫 支 出 金 等	14,990,785	14.8	18.2	14,379,450	14.3	16.5	11,809,626	12.7	14.7	14,234,558	14.6	17.3	
そ の 他	15,501,852	15.3	18.8	13,669,359	13.6	15.7	13,526,590	14.6	16.8	14,277,809	14.6	17.3	
小 計	82,259,828	81.2	100.0	86,905,854	86.7	100.0	80,466,312	86.6	100.0	82,474,602	84.6	100.0	
地 方 債	16,978,240	16.8	—	11,116,145	11.1	—	10,376,345	11.2	—	12,969,520	13.3	—	
繰 越 金	2,077,535	2.1	—	2,253,102	2.2	—	2,093,812	2.3	—	2,067,379	2.1	—	
合 計	101,315,603	100.0	—	100,275,101	100.0	—	92,936,469	100.0	—	97,511,501	100.0	—	

(単位 百万円)

平成27年度			平成29年度			平成30年度			令和元年度			区 分
金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		金 額	比 率 %		
												都道府県
20,142,594	38.7	44.7	20,542,835	40.4	46.7	20,620,136	40.9	47.4	20,703,561	40.7	47.1	地 方 税
2,257,839	4.3	5.0	1,990,889	3.9	4.5	2,232,233	4.4	5.1	2,184,808	4.3	5.0	地 方 譲 与 税
47,547	0.1	0.1	47,258	0.1	0.1	54,946	0.1	0.1	155,782	0.3	0.4	地方特例交付金等
8,845,703	17.0	19.6	8,659,264	17.0	19.7	8,567,710	17.0	19.7	8,631,283	17.0	19.7	地 方 交 付 税
6,264,392	12.0	13.9	6,043,848	11.9	13.7	5,678,923	11.3	13.0	5,925,184	11.6	13.5	国 庫 支 出 金
7,497,741	14.4	16.6	6,685,590	13.1	15.2	6,375,492	12.7	14.6	6,312,585	12.4	14.4	そ の 他
45,055,816	86.6	100.0	43,969,684	86.4	100.0	43,529,440	86.4	100.0	43,913,203	86.2	100.0	小 計
5,528,081	10.6	—	5,516,607	10.8	—	5,415,019	10.7	—	5,600,896	11.0	—	地 方 債
1,465,987	2.8	—	1,403,213	2.8	—	1,428,354	2.8	—	1,399,866	2.7	—	繰 越 金
52,049,884	100.0	—	50,889,504	100.0	—	50,372,813	100.0	—	50,913,965	100.0	—	都 道 府 県 計
												市町村
18,955,969	32.3	36.7	19,361,567	32.4	36.5	20,131,306	33.6	37.9	20,507,890	33.4	37.7	地 方 税
421,408	0.7	0.8	414,335	0.7	0.8	418,640	0.7	0.8	429,033	0.7	0.8	地 方 譲 与 税
71,321	0.1	0.1	85,542	0.1	0.2	99,454	0.2	0.2	312,488	0.5	0.6	地方特例交付金等
8,544,937	14.5	16.5	8,108,742	13.6	15.3	7,980,515	13.3	15.0	8,107,964	13.2	14.9	地 方 交 付 税
12,902,014	22.0	25.0	13,411,227	22.4	25.3	13,068,484	21.8	24.6	14,026,179	22.8	25.8	国 庫 支 出 金
10,795,362	18.4	20.9	11,598,576	19.4	21.9	11,406,429	19.0	21.5	11,020,469	17.9	20.3	そ の 他
51,691,011	88.0	100.0	52,979,989	88.6	100.0	53,104,828	88.7	100.0	54,404,023	88.6	100.0	小 計
5,187,137	8.8	—	5,152,008	8.6	—	5,119,066	8.5	—	5,294,787	8.6	—	地 方 債
1,850,534	3.2	—	1,694,782	2.8	—	1,666,982	2.8	—	1,706,278	2.8	—	繰 越 金
58,728,682	100.0	—	59,826,779	100.0	—	59,890,876	100.0	—	61,405,088	100.0	—	市 町 村 計
												純計
39,098,563	38.4	44.5	39,904,402	39.4	45.6	40,751,442	40.2	46.4	41,211,450	39.9	46.2	地 方 税
2,679,246	2.6	3.0	2,405,224	2.4	2.7	2,650,873	2.6	3.0	2,613,842	2.5	2.9	地 方 譲 与 税
118,868	0.1	0.1	132,800	0.1	0.2	154,400	0.2	0.2	468,271	0.5	0.5	地方特例交付金等
17,390,640	17.1	19.8	16,768,005	16.5	19.1	16,548,225	16.3	18.9	16,739,246	16.2	18.8	地 方 交 付 税
15,221,213	14.9	17.3	15,465,013	15.3	17.7	14,834,131	14.6	16.9	15,785,432	15.3	17.7	国 庫 支 出 金 等
13,404,435	13.2	15.2	12,904,984	12.7	14.7	12,802,454	12.6	14.6	12,450,949	12.1	13.9	そ の 他
87,912,965	86.3	100.0	87,580,428	86.4	100.0	87,741,525	86.6	100.0	89,269,190	86.5	100.0	小 計
10,688,010	10.5	—	10,644,892	10.5	—	10,508,424	10.4	—	10,870,548	10.5	—	地 方 債
3,316,521	3.3	—	3,097,995	3.1	—	3,095,336	3.1	—	3,106,143	3.0	—	繰 越 金
101,917,496	100.0	—	101,323,315	100.0	—	101,345,285	100.0	—	103,245,881	100.0	—	合 計

10 地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その1）

区 分	昭和25年度		昭和26年度		昭和27年度		昭和28年度		昭和29年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,766	12.8
（個人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	12,511	8.5
（法人分）	—	—	—	—	—	—	—	—	6,255	4.3
事業税	36,569	52.5	84,641	70.0	86,848	68.8	91,142	69.3	88,605	60.4
（個人分）	25,225	36.2	27,038	22.4	28,872	22.9	31,500	23.9	24,714	16.8
（法人分）	11,344	16.3	57,603	47.6	57,976	45.9	59,642	45.3	63,891	43.5
特別所得税	1,586	2.3	1,875	1.6	1,549	1.2	1,737	1.3	—	—
不動産取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	2,096	1.4
道府県たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	9,082	6.2
入場税	13,290	19.1	18,331	15.2	20,600	16.3	18,980	14.4	—	—
娯楽施設利用税	—	—	—	—	—	—	—	—	1,704	1.2
料理飲食等消費税 （遊興飲食税）	8,257	11.8	11,240	9.3	13,178	10.4	14,264	10.8	14,085	9.6
自動車税	1,778	2.6	1,984	1.6	2,433	1.9	4,201	3.2	6,283	4.3
鉱区税	274		335		329		383		414	
漁業権税	48		50		—		—		—	
狩猟者税	294		366		308		351		315	
法定外普通税	220	11.8	264	2.3	339	1.3	251	0.9	261	3.8
道府県固定資産税	—		—		—		—		—	
旧法による税	7,331		1,782		672		258		4,580	
水利地益税	50		23		5		2		—	
軽油引取税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
計	69,697	100.0	120,891	100.0	126,261	100.0	131,569	100.0	146,731	100.0
市町村税										
市町村民税	46,459	39.2	63,505	42.0	76,127	41.9	87,946	43.0	73,427	33.5
個人均等割	8,510	7.2	8,343	5.5	8,110	4.5	8,738	4.3	7,106	3.2
所得割	37,942	32.0	38,607	25.5	47,452	26.1	54,524	26.7	46,696	21.3
法人均等割	不明	—	不明	—	719	0.4	754	0.4	789	0.4
法人税割	—	—	16,555	10.9	19,846	10.9	23,930	11.7	18,836	8.6
固定資産税	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
土地	18,670	15.7	23,341	15.4	27,659	15.2	30,751	15.0	34,489	15.7
家屋	20,019	16.9	29,768	19.7	36,412	20.1	40,302	19.7	44,282	20.2
償却資産	8,915	7.5	12,081	8.0	16,619	9.2	19,130	9.4	20,601	9.4
純固定資産税小計	47,604	40.1	65,190	43.1	80,690	44.5	90,183	44.1	99,372	45.3
交付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
自転車荷車税	—	—	—	—	—	—	—	—	4,010	1.8
自転車税	1,685	2.4	1,887	2.0	2,126	1.8	2,400	1.8	—	—
荷車税	1,175		1,189		1,229		1,245		—	—
軽自動車税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
市町村たばこ消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	18,643	8.5
電気ガス税	5,917	5.0	10,348	6.8	14,900	8.2	17,001	8.3	18,644	8.5
鉱産税	684	0.6	1,576	1.0	1,824	1.0	1,670	0.8	1,629	0.7
木材引取税	386	0.3	849	0.6	1,013	0.6	1,392	0.7	1,305	0.6
入湯税	62	0.1	111	0.1	132	0.1	192	0.1	240	0.1
広告税	166	166.0	218	0.1	84	0.0	—	—	—	—
接客人税	98	0.1	139	0.1	34	0.0	—	—	—	—
法定外普通税	294	11.9	484	4.0	323	1.6	814	1.0	843	0.7
旧法による税	13,820		5,556		2,652		1,281		722	
入湯税（目的税）	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
都市計画税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
水利地益税	226	0.2	303	0.2	349	0.2	339	0.2	305	0.1
共同施設税	8		17		22		21		18	
計	118,584	100.0	151,372	100.0	181,505	100.0	204,484	100.0	219,158	100.0
地方税	188,281	—	272,263	—	307,766	—	336,053	—	365,889	—

(注) 1 各年度とも決算額である。

2 昭和25年度及び昭和26年度の市町村民税の均等割は、便宜上、個人均等割欄に掲げた。

3 昭和43年度以前の道府県民税については、個人均等割と所得割の合算額を個人分、法人均等割と法人税割の合算額を法人分として計上した。

4 東京都の収入については、特別区が徴収する道府県税相当分は、市町村税収入から控除して道府県税収入として加算し、東京都が徴収する市町村税相当分は、道府県税収入から控除して市町村税収入として加算した。

5 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場（娯楽施設）利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、道府県民税所得割臨時交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場（娯楽施設）利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

(単位 百万円)

昭和30年度		昭和31年度		昭和32年度		昭和33年度		昭和34年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道府県税
23,692	16.1	28,577	15.4	36,921	16.0	35,864	15.8	40,866	15.5	道府県民税
13,957	9.5	15,097	8.2	17,750	7.7	18,796	8.3	19,085	7.2	(個人分)
9,735	6.6	13,480	7.3	19,171	8.3	17,068	7.5	21,781	8.3	(法人分)
80,573	54.8	96,953	52.4	124,544	54.1	115,236	50.7	134,652	51.0	事業税
20,181	13.7	17,755	9.6	16,122	7.0	17,900	7.9	12,922	4.9	(個人分)
60,392	41.1	79,198	42.8	108,422	47.1	97,336	42.8	121,730	46.1	(法人分)
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	特別所得税
5,216	3.5	6,663	3.6	8,411	3.7	10,241	4.5	10,741	4.1	不動産取得税
9,596	6.5	18,936	10.2	19,950	8.7	21,032	9.2	22,429	8.5	道府県たばこ消費税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入場税
1,478	1.0	1,483	0.8	1,832	0.8	2,280	1.0	2,755	1.0	娯楽施設利用税
15,111	10.3	17,210	9.3	18,170	7.9	19,053	8.4	22,638	8.6	料理飲食等消費税 (遊興飲食税)
7,852	5.3	8,614	4.7	10,184	4.4	10,606	4.7	12,139	4.6	自動車税
474	—	542	—	605	—	694	—	810	—	鉦区税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	漁業権税
331	—	341	—	351	—	373	—	387	—	狩猟者税
321	2.4	408	2.3	730	1.9	690	2.2	387	1.8	法定外普通税
2,155	—	2,819	—	2,373	—	3,087	—	3,099	—	道府県固定資産税
260	—	141	—	361	—	62	—	51	—	旧法による税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	水利地益税
—	—	2,430	1.3	5,763	2.5	8,164	3.6	12,909	4.9	軽油引取税
147,059	100.0	185,117	100.0	230,195	100.0	227,382	100.0	263,863	100.0	計
										市町村税
73,956	31.5	83,892	31.7	94,657	31.9	93,871	29.7	104,862	30.2	市町村民税
7,692	3.3	7,731	2.9	8,389	2.8	8,565	2.7	8,900	2.6	個人均等割
49,841	21.3	54,492	20.6	56,404	19.0	58,616	18.5	61,240	17.6	所得割
916	0.4	638	0.2	1,052	0.4	1,156	0.4	1,249	0.4	法人均等割
15,507	6.6	21,031	7.9	28,812	9.7	25,534	8.1	33,473	9.6	法人税割
110,401	47.1	122,510	46.3	134,690	45.4	148,420	46.9	160,123	46.1	固定資産税
43,305	18.5	45,324	17.1	46,003	15.5	49,873	15.8	50,756	14.6	土地
46,463	19.8	49,618	18.7	52,957	17.8	57,259	18.1	62,104	17.9	地
20,633	8.8	22,210	8.4	25,409	8.6	30,366	9.6	35,660	10.3	家屋
110,401	47.1	117,152	44.2	124,369	41.9	137,498	43.4	148,520	42.8	償却資産
—	—	1,047	0.4	1,259	0.4	1,470	0.5	1,456	0.4	純固定資産税小計
—	—	4,311	1.6	9,062	3.1	9,452	3.0	10,147	2.9	交付金
4,564	1.9	4,992	1.9	5,344	1.8	—	—	—	—	納付金
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車荷車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	自転車税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	荷車税
—	—	—	—	—	—	2,042	0.6	2,744	0.8	軽自動車税
19,225	8.2	21,090	8.0	22,401	7.5	28,699	9.1	30,776	8.9	市町村たばこ消費税
21,518	9.2	23,760	9.0	27,123	9.1	29,684	9.4	33,935	9.8	電気ガス税
1,731	0.7	2,040	0.8	2,305	0.8	2,099	0.7	2,150	0.6	鉦産税
1,488	0.6	1,981	0.7	2,231	0.8	1,878	0.6	1,815	0.5	木材引取税
280	0.1	346	0.1	37	0.0	—	—	—	—	入湯税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	広告税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	接客人税
504	0.2	526	0.2	539	0.2	535	0.2	542	0.2	法定外普通税
428	0.2	221	0.1	148	0.0	400	0.1	232	0.1	旧法による税
—	—	—	—	350	—	441	—	547	—	入湯税(目的税)
—	—	3,149	—	6,858	—	8,197	—	9,053	—	都市計画税
318	—	284	—	279	—	267	—	280	—	水利地益税
19	0.1	17	—	33	—	17	—	16	—	共同施設税
234,432	100.0	264,808	100.0	296,995	100.0	316,550	100.0	347,075	100.0	計
381,491	—	449,925	—	527,190	—	543,932	—	610,938	—	地方税

6 昭和49年度において電気ガス税は電気税とガス税に分離された。

7 昭和54年度において狩猟免許税は狩猟者登録税に改称され、平成16年度において狩猟者登録税及び入猟税を廃止し、狩猟税が創設された。

8 平成元年度において道府県たばこ消費税、娯楽施設利用税、料理飲食等消費税及び市町村たばこ消費税は、それぞれ道府県たばこ税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税及び市町村たばこ税に改められた。

9 納付金については、昭和63年度分までに旧三公社有資産所在市町村納付金が廃止された。また、平成16年度に日本郵政公社有資産に係る市町村納付金が創設され、平成19年度に廃止された。

10 平成21年度において自動車取得税及び軽油引取税は目的税から普通税に改められた。

11 令和元年度において自動車取得税が廃止された。また、従来の自動車税、軽自動車税を自動車税・軽自動車税種別割とするほか、自動車税・軽自動車税環境性能割が創設された。

12 構成比率は、項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その2）

区 分	昭和35年度		昭和36年度		昭和37年度		昭和38年度		昭和39年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	52,182	15.0	66,634	15.0	99,065	19.0	124,670	20.6	151,338	21.3
個人均等割	20,893	6.0	27,245	6.1	55,488	10.6	75,778	12.5	98,388	13.9
所得割										
法人均等割	31,289	9.0	39,389	8.9	43,577	8.3	48,892	8.1	52,950	7.5
法人税割										
事業税	188,707	54.1	240,789	54.2	265,888	50.9	297,503	49.1	326,656	46.0
（個人分）	15,183	4.4	19,251	4.3	17,703	3.4	20,412	3.4	22,231	3.1
（法人分）	173,524	49.7	221,538	49.9	248,185	47.5	277,091	45.8	304,425	42.9
不動産取得税	13,671	3.9	17,080	3.8	19,869	3.8	20,576	3.4	32,878	4.6
道府県たばこ消費税	24,906	7.1	28,137	6.3	33,670	6.4	36,477	6.0	39,811	5.6
娯楽施設利用税	3,332	1.0	4,410	1.0	5,511	1.1	6,578	1.1	7,998	1.1
料理飲食等消費税	28,326	8.1	34,290	7.7	34,847	6.7	43,107	7.1	50,344	7.1
（遊興飲食税）										
自動車税	14,665	4.2	18,903	4.3	22,404	4.3	28,157	4.7	35,806	5.0
鋳 区 税	928	1.7	935	1.6	909	1.5	874	1.0	829	0.9
狩猟者登録税	430		539		600		341		355	
（狩猟免許税）										
法定外普通税	422		474		558		561		586	
道府県固定資産税	4,105	}	4,926	}	5,824	}	4,545	}	4,441	}
旧法による税	33		77		40		18		20	
自動車取得税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽油引取税	17,241	4.9	26,984	6.1	33,400	6.4	41,737	6.9	58,293	8.3
入 猟 税	—	—	—	—	—	—	299		305	
計	348,948	100.0	444,178	100.0	522,585	100.0	605,443	100.0	709,660	100.0
市町村税										
市町村民税	128,033	32.4	160,645	34.7	199,736	37.4	234,394	38.6	271,871	39.4
個人均等割	9,106	2.3	9,429	2.0	9,950	1.9	10,470	1.7	10,795	1.6
所得割	69,648	17.6	89,825	19.4	122,284	22.9	147,887	24.3	177,928	25.8
法人均等割	1,369	0.3	1,470	0.3	1,584	0.3	1,740	0.3	1,924	0.3
法人税割	47,910	12.1	59,921	13.0	65,918	12.3	74,297	12.2	81,224	11.8
固定資産税	172,264	43.6	192,567	41.7	213,615	40.0	239,196	39.4	267,841	38.8
土地	51,571	13.0	56,143	12.1	56,734	10.6	57,502	9.5	64,436	9.3
家屋	68,038	17.2	75,567	16.3	84,253	15.8	94,684	15.6	105,500	15.3
償却資産	40,413	10.2	47,967	10.4	58,534	11.0	71,589	11.8	80,653	11.7
純固定資産税小計	160,022	40.5	179,677	38.9	199,521	37.4	223,775	36.8	250,589	36.3
交付金	1,564	0.4	1,782	0.4	2,105	0.4	2,113	0.3	2,468	0.4
納付金	10,678	2.7	11,108	2.4	11,989	2.2	13,308	2.2	14,784	2.1
軽自動車税	3,764	1.0	5,353	1.2	6,995	1.3	8,788	1.4	10,531	1.5
市町村たばこ消費税	34,290	8.7	38,697	8.4	45,088	8.4	53,941	8.9	65,926	9.6
電気ガス税	40,933	10.4	46,919	10.1	49,227	9.2	49,900	8.2	49,947	7.2
鋳 産 税	2,298	0.6	2,430	0.5	2,326	0.4	2,316	0.4	2,363	0.7
木材引取税	1,963	0.5	2,113	0.5	2,084	0.4	2,176	0.4	2,325	
法定外普通税	556	0.1	621	0.1	637	0.1	748	0.1	785	0.1
旧法による税	145	0.0	84	0.0	53	0.0	24	0.0	17	0.0
入 湯 税	635	2.8	745	2.8	886	2.7	1,028	2.6	1,197	2.7
都市計画税	10,108		11,793		13,123		14,573		16,799	
水利地益税	283		312		308		312		309	
共同施設税	16		18		20		21		26	
計	395,288	100.0	462,297	100.0	534,098	100.0	607,417	100.0	689,937	100.0
地方税	744,236	—	906,475	—	1,056,683	—	1,212,860	—	1,399,597	—

(単位 百万円)

昭和40年度		昭和41年度		昭和42年度		昭和43年度		昭和44年度		区 分	
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率		
	%		%		%		%		%	道 府 県 税	
175,775	22.5	201,930	22.2	247,073	21.8	285,124	20.2	326,116	18.9	道 府 県 民 税	
122,914	15.7	140,380	15.4	167,899	14.8	185,392	13.2	3,215	0.2	{ 個人均等割	
								197,116	11.4		所 得 割
52,861	6.8	61,550	6.8	79,174	7.0	99,732	7.1	673	0.0	{ 法人均等割	
								125,112	7.2		法 人 税 割
329,851	42.2	386,679	42.4	493,495	43.6	621,925	44.1	779,486	45.1	事 業 税	
25,284	3.2	29,405	3.2	34,717	3.1	42,205	3.0	47,923	2.8	(個人分)	
304,567	38.9	357,274	39.2	458,778	40.6	579,720	41.1	731,563	42.3	(法人分)	
41,374	5.3	42,350	4.6	50,240	4.4	57,132	4.1	68,751	4.0	不 動 産 取 得 税	
43,966	5.6	48,320	5.3	61,044	5.4	65,223	4.6	79,909	4.6	道 府 県 た ば こ 消 費 税	
9,483	1.2	13,097	1.4	16,185	1.4	18,810	1.3	22,090	1.3	娛 楽 施 設 利 用 税	
55,917	7.1	65,263	7.2	77,575	6.9	92,674	6.6	107,411	6.2	{ 料理飲食等消費税	
											(遊興飲食税)
54,905	7.0	69,078	7.6	87,815	7.8	111,622	7.9	141,096	8.2	自 動 車 税	
825	} 0.7	802	} 0.7	846	} 0.4	878	} 0.3	861	} 0.3	}	鉦 区 税
393		435		491		546		604			狩 猟 者 登 録 税
635		520		645		317		48			(狩猟免許税)
3,944		4,436		2,613		2,555		2,815			法 定 外 普 通 税
15		2		1		1		15			道 府 県 固 定 資 産 税
—	—	—	—	—	—	43,176	3.1	71,337	4.1	旧 法 に よ る 税	
64,890	} 8.3	77,954	} 8.6	92,603	8.2	108,522	7.7	126,601	7.3	自 動 車 取 得 税	
327		357		393	0.0	431	0.0	473	0.0	軽 油 引 取 税	
782,300	100.0	911,223	100.0	1,131,019	100.0	1,408,936	100.0	1,727,613	100.0	入 猟 税	
										計	
										市 町 村 税	
304,648	39.7	341,118	39.8	418,568	41.1	486,949	41.6	562,199	41.3	市 町 村 民 税	
11,306	1.5	11,445	1.3	11,784	1.2	12,104	1.0	12,469	0.9	個 人 均 等 割	
208,737	27.2	229,096	26.7	277,944	27.3	312,657	26.7	345,715	25.4	所 得 割	
1,755	0.2	2,052	0.2	2,735	0.3	3,280	0.3	3,511	0.3	法 人 均 等 割	
82,850	10.8	98,525	11.5	126,105	12.4	158,908	13.6	200,504	14.7	法 人 税 割	
296,385	38.6	329,870	38.5	369,420	36.3	423,819	36.2	491,882	36.1	固 定 資 産 税	
65,484	8.5	72,519	8.5	84,508	8.3	100,105	8.5	119,634	8.8	土 地	
121,038	15.8	136,402	15.9	151,861	14.9	174,501	14.9	200,838	14.7	家 屋	
90,803	11.8	97,910	11.4	106,810	10.5	120,124	10.3	141,975	10.4	償 却 資 産	
277,325	36.2	306,831	35.8	343,179	33.7	394,730	33.7	462,447	33.9	純 固 定 資 産 税 小 計	
2,696	0.4	3,301	0.4	4,482	0.4	5,194	0.4	5,555	0.4	交 付 金	
16,364	2.1	19,738	2.3	21,759	2.1	23,895	2.0	23,880	1.8	納 付 金	
12,516	1.6	14,073	1.6	15,946	1.6	18,262	1.6	20,887	1.5	軽 自 動 車 税	
73,169	9.5	80,516	9.4	107,338	10.5	114,950	9.8	140,121	10.3	市 町 村 た ば こ 消 費 税	
53,966	7.0	59,804	7.0	67,319	6.6	75,104	6.4	85,755	6.3	電 気 ガ ス 税	
2,420	} 0.6	2,506	} 0.6	2,551	0.3	2,522	0.2	2,566	0.2	}	鉦 産 税
2,497		2,628		2,709	0.3	2,711	0.2	2,595	0.2		木 材 引 取 税
812	0.1	852	0.1	945	0.1	1,234	0.1	1,424	0.1	法 定 外 普 通 税	
12	0.0	19	0.0	10	0.0	6	0.0	2	0.0	旧 法 に よ る 税	
1,356	} 2.7	1,469	} 3.0	1,646	} 3.3	1,869	} 3.9	2,047	} 4.0	}	入 湯 税
19,012		24,208		31,759		43,457		52,785			都 市 計 画 税
302		297		290		306		300			水 利 地 益 税
26		4		3		3		3			共 同 施 設 税
767,121	100.0	857,364	100.0	1,018,504	100.0	1,171,192	100.0	1,362,566	100.0	計	
1,549,421	—	1,768,587	—	2,149,523	—	2,580,128	—	3,090,179	—	地 方 税	

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その3）

区 分	昭和45年度		昭和46年度		昭和47年度		昭和48年度		昭和49年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	409,139	19.4	482,603	21.1	591,539	22.3	776,021	22.1	1,018,001	23.8
個人均等割	3,483	0.2	3,580	0.2	3,683	0.1	3,770	0.1	3,766	0.1
所得割	249,095	11.8	323,677	14.2	406,009	15.3	504,255	14.4	686,321	16.1
法人均等割	714	0.0	770	0.0	825	0.0	903	0.0	951	0.0
法人税割	155,847	7.4	154,576	6.8	181,022	6.8	267,093	7.6	326,963	7.7
事業税	969,688	45.9	972,902	42.6	1,108,630	41.7	1,601,267	45.7	1,972,052	46.2
（個人分）	58,238	2.8	70,842	3.1	60,899	2.3	60,901	1.7	50,387	1.2
（法人分）	911,450	43.2	902,060	39.5	1,047,731	39.4	1,540,366	43.9	1,921,665	45.0
不動産取得税	94,915	4.5	106,523	4.7	112,372	4.2	154,111	4.4	174,563	4.1
道府県たばこ消費税	88,054	4.2	96,271	4.2	106,812	4.0	115,911	3.3	128,509	3.0
娯楽施設利用税	28,461	1.3	41,637	1.8	51,495	1.9	48,081	1.4	47,224	1.1
料理飲食等消費税	123,299	5.8	140,165	6.1	166,195	6.3	209,145	6.0	247,343	5.8
自動車税	171,388	8.1	202,613	8.9	243,709	9.2	291,155	8.3	330,591	7.7
鉦 区 税	822		792		731		660		621	
狩猟者登録税 （狩猟免許税）	667		1,724		1,719		1,819		1,977	
法定外普通税	56	0.2	2	0.2	107	0.2	171	0.1	171	0.1
道府県固定資産税	3,542		2,946		1,853		1,815		2,582	
旧法による税	6		4		101		110		33	
自動車取得税	76,396	3.6	77,990	3.4	93,916	3.5	102,932	2.9	153,983	3.6
軽油引取税	144,188	6.8	155,631	6.8	176,616	6.6	202,279	5.8	192,362	4.5
入 猟 税	515	0.0	1,361	0.1	1,352	0.1	1,407	0.0	1,503	0.0
計	2,111,136	100.0	2,283,164	100.0	2,657,147	100.0	3,506,884	100.0	4,271,515	100.0
市町村税										
市町村民税	706,766	43.1	850,240	43.5	1,062,157	45.2	1,361,262	45.6	1,973,295	49.8
個人均等割	12,721	0.8	13,503	0.7	14,409	0.6	14,493	0.5	14,595	0.4
所得割	431,563	26.3	571,548	29.3	733,762	31.3	883,300	29.6	1,252,622	31.6
法人均等割	3,773	0.2	4,055	0.2	4,319	0.2	4,687	0.2	5,081	0.1
法人税割	258,709	15.8	261,134	13.4	309,667	13.2	458,782	15.4	700,997	17.7
固定資産税	576,702	35.2	694,899	35.6	827,523	35.3	1,056,386	35.4	1,269,686	32.0
土地	150,947	9.2	192,996	9.9	249,564	10.6	398,804	13.4	500,916	12.6
家屋	225,514	13.8	264,439	13.5	306,542	13.1	359,395	12.0	428,525	10.8
償却資産	167,904	10.2	202,104	10.4	231,971	9.9	253,500	8.5	288,915	7.3
純固定資産税小計	544,365	33.2	659,539	33.8	788,077	33.6	1,011,699	33.9	1,218,356	30.7
交付金	6,432	0.4	7,231	0.4	8,404	0.4	9,927	0.3	12,149	0.3
納付金	25,905	1.6	28,129	1.4	31,042	1.3	34,760	1.2	39,181	1.0
軽自動車税	23,849	1.5	26,207	1.3	27,800	1.2	28,519	1.0	27,892	0.7
市町村たばこ消費税	154,850	9.4	169,154	8.7	187,497	8.0	203,758	6.8	225,698	5.7
電気税 （電気ガス税）	97,828	6.0	108,440	5.6	122,106	5.2	130,154	4.4	—	—
ガス税	—	—	—	—	—	—	—	—	16,416	0.4
鉦 産 税	2,425	0.1	2,219	0.1	1,980	0.1	2,063	0.1	2,409	0.1
木材引取税	2,518	0.2	2,405	0.1	2,545	0.1	2,811	0.1	2,814	0.1
特別土地保有税	—	—	—	—	—	—	17,456	0.6	107,595	2.7
法定外普通税	1,787	0.1	2,161	0.1	2,881	0.1	3,666	0.1	4,066	0.1
旧法による税	1	0.0	1	0.0	920	0.0	157	0.0	111	0.0
入 湯 税	2,173		3,651		4,263		4,513		4,504	
事業所税	—		—		—		—		—	
都市計画税	70,309	4.4	92,901	5.0	107,329	4.8	173,398	6.0	184,204	4.8
水利地益税	321		302		334		260		260	
共同施設税	3		2		0		0		—	
計	1,639,532	100.0	1,952,582	100.0	2,347,335	100.0	2,984,403	100.0	3,965,989	100.0
地方税	3,750,668	—	4,235,746	—	5,004,482	—	6,491,287	—	8,237,504	—

(単位 百万円)

昭和50年度		昭和51年度		昭和52年度		昭和53年度		昭和54年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
989,039	25.6	1,177,522	26.2	1,336,493	26.0	1,521,326	27.0	1,740,659	26.4	道 府 県 民 税
3,835	0.1	9,859	0.2	10,532	0.2	10,740	0.2	10,885	0.2	個人均等割
735,450	19.0	850,039	18.9	951,133	18.5	1,109,548	19.7	1,247,574	18.9	所得割
968	0.0	2,618	0.1	4,653	0.1	7,246	0.1	8,672	0.1	法人均等割
248,786	6.4	315,006	7.0	370,175	7.2	393,791	7.0	473,528	7.2	法人税割
1,501,517	38.8	1,691,578	37.6	1,944,507	37.9	2,065,839	36.6	2,493,292	37.8	事 業 税
47,994	1.2	44,608	1.0	46,191	0.9	52,474	0.9	63,630	1.0	(個人分)
1,453,523	37.6	1,646,970	36.6	1,898,316	37.0	2,013,365	35.7	2,429,663	36.8	(法人分)
181,365	4.7	174,463	3.9	201,088	3.9	209,361	3.7	243,794	3.7	不 動 産 取 得 税
135,590	3.5	138,527	3.1	209,668	4.1	214,193	3.8	221,407	3.4	道府県たばこ消費税
50,043	1.3	52,590	1.2	59,740	1.2	65,624	1.2	68,132	1.0	娯楽施設利用税
267,453	6.9	290,557	6.5	317,908	6.2	338,668	6.0	366,920	5.6	料理飲食等消費税
368,893	9.5	517,893	11.5	551,567	10.7	625,644	11.1	739,260	11.2	自 動 車 税
592		530		993		961		1,029		鉱 区 税
1,993		2,067		3,686		3,997		3,577		狩猟者登録税
183	0.1	355	0.1	821	0.2	3,401	0.2	4,589	0.2	(狩猟免許税)
2,072		3,461		5,549		5,457		4,790		法定外普通税
6		4		1		3		0		道府県固定資産税
174,990	4.5	188,018	4.2	210,076	4.1	254,268	4.5	281,635	4.3	旧法による税
193,967	5.0	263,793	5.9	291,771	5.7	326,676	5.8	428,312	6.5	自動車取得税
1,521	0.0	1,560	0.0	2,810	0.1	3,004	0.1	2,678	0.0	軽油引取税
3,869,224	100.0	4,502,918	100.0	5,136,678	100.0	5,638,421	100.0	6,600,075	100.0	入 猟 税
										計
										市 町 村 税
1,980,353	46.2	2,362,592	46.7	2,707,475	46.1	3,112,088	47.2	3,588,366	48.3	市 町 村 民 税
14,098	0.3	38,300	0.8	40,756	0.7	41,403	0.6	42,038	0.6	個人均等割
1,345,536	31.4	1,574,035	31.1	1,795,773	30.6	2,125,260	32.2	2,417,565	32.5	所得割
5,074	0.1	13,585	0.3	22,527	0.4	31,228	0.5	36,862	0.5	法人均等割
615,645	14.4	736,672	14.6	848,419	14.5	914,196	13.9	1,091,901	14.7	法人税割
1,547,437	36.1	1,795,123	35.5	2,053,930	35.0	2,256,804	34.2	2,522,602	33.9	固定資産税
653,862	15.3	780,352	15.4	913,543	15.6	983,608	14.9	1,102,052	14.8	土 地
506,780	11.8	592,621	11.7	680,019	11.6	774,090	11.7	877,670	11.8	家 屋
329,281	7.7	354,183	7.0	383,738	6.5	415,804	6.3	452,726	6.1	償 却 資 産
1,489,923	34.8	1,727,156	34.1	1,977,300	33.7	2,173,502	32.9	2,432,448	32.7	純固定資産税小計
13,630	0.3	16,295	0.3	19,322	0.3	21,168	0.3	22,475	0.3	交 付 金
43,884	1.0	51,672	1.0	57,308	1.0	62,135	0.9	67,679	0.9	納 付 金
27,517	0.6	35,167	0.7	34,944	0.6	36,115	0.5	40,691	0.5	軽自動車税
238,127	5.6	243,823	4.8	368,328	6.3	376,337	5.7	388,961	5.2	市町村たばこ消費税
148,164	3.5	182,836	3.6	217,130	3.7	229,395	3.5	251,012	3.4	電 気 税
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	(電気ガス税)
13,164	0.3	13,160	0.3	10,681	0.2	9,757	0.1	9,223	0.1	ガ ス 税
2,779	0.1	3,508	0.1	3,818	0.1	3,689	0.1	3,967	0.1	鉱 産 税
2,876	0.1	2,996	0.1	3,033	0.1	2,971	0.0	3,243	0.0	木 材 引 取 税
102,792	2.4	102,848	2.0	99,360	1.7	71,632	1.1	65,478	0.9	特別土地保有税
4,228	0.1	4,925	0.1	5,450	0.1	6,103	0.1	6,625	0.1	法定外普通税
58	0.0	9	0.0	5	0.0	1	0.0	3	0.0	旧法による税
7,153		8,790		9,318		12,677		13,172		入 湯 税
15,206		80,149		102,311		108,304		113,084		事 業 所 税
195,498	5.1	224,990	6.2	252,487	6.2	372,479	7.5	424,715	7.4	都 市 計 画 税
265		257		267		282		294		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
4,285,617	100.0	5,061,173	100.0	5,868,537	100.0	6,598,632	100.0	7,431,436	100.0	計
8,154,841	-	9,564,091	-	11,005,216	-	12,237,054	-	14,031,511	-	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その4）

区 分	昭和55年度		昭和56年度		昭和57年度		昭和58年度		昭和59年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	1,971,477	26.7	2,212,558	28.0	2,387,182	28.6	2,568,046	29.6	2,732,529	28.8
個人均等割	17,411	0.2	18,610	0.2	19,148	0.2	19,486	0.2	19,097	0.2
所得割	1,397,222	18.9	1,585,517	20.0	1,751,807	21.0	1,916,505	22.1	1,952,455	20.5
法人均等割	9,116	0.1	9,871	0.1	10,638	0.1	17,620	0.2	43,537	0.5
法人税割	547,729	7.4	598,560	7.6	605,589	7.3	614,435	7.1	717,440	7.5
利子割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
事業税	2,918,072	39.5	3,054,073	38.6	3,176,304	38.1	3,215,462	37.1	3,610,407	38.0
（個人分）	74,702	1.0	82,913	1.0	104,947	1.3	114,771	1.3	125,759	1.3
（法人分）	2,843,370	38.5	2,971,160	37.6	3,071,357	36.9	3,100,691	35.7	3,484,648	36.7
不動産取得税	282,137	3.8	299,456	3.8	335,627	4.0	374,486	4.3	398,212	4.2
道府県たばこ消費税	228,827	3.1	261,089	3.3	277,680	3.3	282,203	3.3	305,399	3.2
娯楽施設利用税	74,402	1.0	81,697	1.0	89,816	1.1	96,464	1.1	104,886	1.1
料理飲食等消費税	397,632	5.4	424,033	5.4	439,940	5.3	427,773	4.9	448,773	4.7
自動車税	780,615	10.6	814,678	10.3	844,560	10.1	867,046	10.0	1,014,364	10.7
鉦区税	1,009	} 0.2	967	} 0.2	910	} 0.3	958	} 0.3	935	} 0.3
狩猟者登録税	3,398		3,204		2,961		3,048		2,865	
法定外普通税	5,140		5,111		8,661		11,575		14,700	
道府県固定資産税	7,638		6,410		8,477		8,351		8,419	
旧法による税	2		0		0		0		0	
自動車取得税	270,340	3.7	282,971	3.6	293,215	3.5	317,336	3.7	330,806	3.5
軽油引取税	447,047	6.0	459,483	5.8	465,384	5.6	500,837	5.8	528,780	5.6
入猟税	2,536	0.0	2,387	0.0	2,203	0.0	2,198	0.0	2,070	0.0
計	7,390,272	100.0	7,908,117	100.0	8,332,920	100.0	8,675,783	100.0	9,503,145	100.0
市町村税										
市町村民税	4,187,071	49.2	4,757,452	50.5	5,184,651	50.4	5,593,497	50.1	6,012,801	50.1
個人均等割	52,936	0.6	55,033	0.6	56,492	0.5	57,695	0.5	56,501	0.5
所得割	2,837,147	33.4	3,258,730	34.6	3,612,301	35.1	3,964,997	35.5	4,047,309	33.8
法人均等割	37,852	0.4	40,260	0.4	42,012	0.4	77,647	0.7	181,969	1.5
法人税割	1,259,136	14.8	1,403,429	14.9	1,473,846	14.3	1,493,158	13.4	1,727,022	14.4
固定資産税	2,784,082	32.7	2,982,085	31.7	3,320,395	32.3	3,668,053	32.9	3,941,716	32.9
土地	1,191,484	14.0	1,220,582	13.0	1,372,254	13.3	1,530,870	13.7	1,606,295	13.4
家屋	994,187	11.7	1,105,063	11.7	1,230,947	12.0	1,354,907	12.1	1,485,354	12.4
償却資産	498,391	5.9	549,029	5.8	601,536	5.8	658,285	5.9	714,156	6.0
純固定資産税小計	2,684,062	31.6	2,874,674	30.5	3,204,737	31.1	3,544,062	31.7	3,805,805	31.7
交付金	25,082	0.3	26,827	0.3	30,087	0.3	32,692	0.3	34,665	0.3
納付金	74,938	0.9	80,585	0.9	85,571	0.8	91,299	0.8	101,246	0.8
軽自動車税	43,224	0.5	44,541	0.5	48,224	0.5	52,624	0.5	65,271	0.5
市町村たばこ消費税	402,018	4.7	458,785	4.9	487,785	4.7	495,838	4.4	536,575	4.5
電気税	372,231	4.4	410,411	4.4	422,441	4.1	457,569	4.1	489,383	4.1
ガス税	14,154	0.2	13,030	0.1	10,962	0.1	11,789	0.1	12,780	0.1
鉦産税	4,512	0.1	4,212	0.0	4,544	0.0	4,556	0.0	4,698	0.0
木材引取税	3,247	0.0	2,901	0.0	2,793	0.0	2,578	0.0	2,304	0.0
特別土地保有税	64,762	0.8	64,991	0.7	61,163	0.6	60,260	0.5	58,494	0.5
法定外普通税	7,254	0.1	7,769	0.1	7,964	0.1	8,540	0.1	9,360	0.1
旧法による税	1	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0
入湯税	13,024	} 7.3	13,021	} 7.1	13,232	} 7.2	13,001	} 7.3	13,533	} 7.2
事業所税	138,557		162,656		176,859		180,556		188,230	
都市計画税	469,084		495,211		554,396		616,356		655,370	
水利地益税	315		315		316		303		280	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	8,503,536	100.0	9,417,381	100.0	10,295,725	100.0	11,165,520	100.0	11,990,795	100.0
地方税	15,893,807	—	17,325,498	—	18,628,645	—	19,841,303	—	21,493,940	—

(単位 百万円)

昭和60年度		昭和61年度		昭和62年度		昭和63年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%	道 府 県 税
2,951,256	28.9	3,093,448	29.2	3,448,532	28.8	4,020,859	29.0	道 府 県 民 税
26,634	0.3	27,371	0.3	27,784	0.2	28,435	0.2	個 人 均 等 割
2,073,605	20.3	2,228,715	21.1	2,409,502	20.1	2,477,100	17.8	所 得 割
54,399	0.5	55,732	0.5	57,985	0.5	61,522	0.4	法 人 均 等 割
796,618	7.8	781,630	7.4	953,261	8.0	1,100,125	7.9	法 人 税 割
—	—	—	—	—	—	353,677	2.5	利 子 割
3,937,043	38.6	3,936,037	37.2	4,726,382	39.4	5,779,715	41.6	事 業 税
129,797	1.3	137,971	1.3	152,034	1.3	179,244	1.3	(個 人 分)
3,807,246	37.3	3,798,066	35.9	4,574,348	38.2	5,600,471	40.4	(法 人 分)
434,597	4.3	483,743	4.6	545,024	4.5	569,362	4.1	不 動 産 取 得 税
312,987	3.1	356,004	3.4	355,829	3.0	359,933	2.6	道 府 県 たばこ 消 費 税
108,261	1.1	115,382	1.1	124,893	1.0	133,495	1.0	娛 楽 施 設 利 用 税
475,679	4.7	511,317	4.8	557,750	4.7	608,442	4.4	料 理 飲 食 等 消 費 税
1,038,021	10.2	1,072,547	10.1	1,105,384	9.2	1,158,741	8.3	自 動 車 税
892	} 0.4	855	} 0.4	758	} 0.4	719	} 0.3	鉱 区 税
2,741		2,583		2,502		2,418		狩 猟 者 登 録 税
25,348		16,628		23,055		20,880		法 定 外 普 通 税
12,290		20,533		20,235		20,712		道 府 県 固 定 資 産 税
—		—		—		—		旧 法 に よ る 税
347,139	3.4	377,096	3.6	439,420	3.7	508,685	3.7	自 動 車 取 得 税
555,760	5.4	588,367	5.6	634,811	5.3	691,827	5.0	軽 油 引 取 税
1,967	0.0	1,852	0.0	1,785	0.0	1,732	0.0	入 猟 税
10,203,981	100.0	10,576,392	100.0	11,986,360	100.0	13,877,520	100.0	計
								市 町 村 税
6,645,401	50.7	7,015,739	49.9	7,843,195	51.5	8,514,328	52.4	市 町 村 民 税
74,944	0.6	77,354	0.6	78,927	0.5	80,819	0.5	個 人 均 等 割
4,427,855	33.8	4,786,551	34.1	5,201,976	34.2	5,451,849	33.6	所 得 割
226,473	1.7	235,759	1.7	242,579	1.6	256,741	1.6	法 人 均 等 割
1,916,129	14.6	1,916,075	13.6	2,319,713	15.2	2,724,919	16.8	法 人 税 割
4,315,206	32.9	4,729,254	33.7	4,996,135	32.8	5,297,530	32.6	固 定 資 産 税
1,789,771	13.6	1,971,257	14.0	2,034,961	13.4	2,183,672	13.4	土 地
1,602,858	12.2	1,757,075	12.5	1,907,246	12.5	1,994,763	12.3	家 屋
782,110	6.0	922,197	6.6	972,732	6.4	1,035,611	6.4	償 却 資 産
4,174,739	31.8	4,650,529	33.1	4,914,939	32.3	5,214,046	32.1	純 固 定 資 産 税 小 計
36,780	0.3	39,030	0.3	41,365	0.3	42,840	0.3	交 付 金
103,687	0.8	39,695	0.3	39,831	0.3	40,644	0.3	納 付 金
69,844	0.5	74,028	0.5	77,813	0.5	81,466	0.5	軽 自 動 車 税
551,470	4.2	629,005	4.5	629,952	4.1	636,734	3.9	市 町 村 たばこ 消 費 税
514,459	3.9	486,866	3.5	483,653	3.2	489,652	3.0	電 気 税
12,608	0.1	11,284	0.1	9,363	0.1	8,983	0.1	ガ ス 税
4,598	0.0	4,076	0.0	3,397	0.0	3,100	0.0	鉱 産 税
2,089	0.0	1,875	0.0	1,851	0.0	1,756	0.0	木 材 引 取 税
55,198	0.4	65,582	0.5	74,282	0.5	77,808	0.5	特 別 土 地 保 有 税
10,099	0.1	11,076	0.1	12,976	0.1	13,332	0.1	法 定 外 普 通 税
0	0.0	—	—	—	—	—	—	旧 法 に よ る 税
13,957	} 7.1	14,886	} 7.3	15,699	} 7.1	16,217	} 6.9	入 湯 税
197,194		216,890		240,273		253,905		事 業 所 税
720,084		791,002		828,762		844,335		都 市 計 画 税
285		278		275		258		水 利 地 益 税
—		—		—		—		共 同 施 設 税
13,112,492	100.0	14,051,841	100.0	15,217,626	100.0	16,239,404	100.0	計
23,316,473	—	24,628,233	—	27,203,986	—	30,116,924	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その5）

区 分	平成元年度		平成2年度		平成3年度		平成4年度		平成5年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	4,336,936	29.4	5,088,713	32.5	5,312,281	32.8	4,912,415	33.1	4,799,720	34.6
個人均等割	28,778	0.2	29,172	0.2	30,269	0.2	30,676	0.2	31,293	0.2
所得割	2,286,545	15.5	2,428,447	15.5	2,711,412	16.8	2,919,205	19.7	2,852,930	20.6
法人均等割	65,125	0.4	70,076	0.4	74,251	0.5	77,526	0.5	79,407	0.6
法人税割	1,081,372	7.3	937,300	6.0	865,031	5.3	741,102	5.0	682,756	4.9
利子割	875,116	5.9	1,623,718	10.4	1,631,318	10.1	1,143,906	7.7	1,153,334	8.3
事業税	6,547,997	44.4	6,541,307	41.8	6,752,859	41.7	5,693,658	38.4	4,823,888	34.8
（個人分）	211,118	1.4	248,700	1.6	276,510	1.7	286,151	1.9	255,931	1.8
（法人分）	6,336,879	42.9	6,292,607	40.2	6,476,349	40.0	5,407,507	36.5	4,567,957	32.9
地方消費税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
譲渡割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
貨物割	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
不動産取得税	630,942	4.3	596,190	3.8	604,373	3.7	669,506	4.5	613,964	4.4
道府県たばこ税	317,508	2.2	360,547	2.3	365,382	2.3	366,384	2.5	371,282	2.7
ゴルフ場利用税	76,273	0.5	90,398	0.6	97,554	0.6	103,485	0.7	101,074	0.7
特別地方消費税	149,373	1.0	194,521	1.2	173,396	1.1	151,855	1.0	143,677	1.0
自動車税	1,196,259	8.1	1,276,176	8.2	1,342,868	8.3	1,412,277	9.5	1,466,725	10.6
鉾区税	704		694		698		709		643	
狩猟者登録税	2,337		2,281		2,255		2,194		2,133	
法定外普通税	16,176	1.0	21,512	0.3	19,551	0.2	17,976	0.3	21,429	0.2
道府県固定資産税	11,880		15,054		10,434		15,443		7,748	
旧法による税	122,048		10,694		4,688		2,159		1,208	
自動車取得税	577,688	3.9	613,065	3.9	623,944	3.9	582,373	3.9	542,021	3.9
軽油引取税	766,341	5.2	833,542	5.3	871,657	5.4	901,062	6.1	980,860	7.1
入猟税	1,668	0.0	1,630	0.0	1,601	0.0	1,552	0.0	1,504	0.0
計	14,754,130	100.0	15,646,324	100.0	16,183,541	100.0	14,833,048	100.0	13,877,876	100.0
市町村税										
市町村民税	9,275,035	54.4	9,672,418	54.3	10,092,653	53.4	10,179,092	51.6	9,702,381	49.2
個人均等割	81,363	0.5	82,823	0.5	85,264	0.5	87,113	0.4	89,153	0.5
所得割	5,841,764	34.3	6,391,632	35.9	6,797,603	36.0	7,352,258	37.3	7,242,398	36.7
法人均等割	268,529	1.6	285,143	1.6	301,018	1.6	310,142	1.6	317,306	1.6
法人税割	3,083,379	18.1	2,912,820	16.4	2,908,768	15.4	2,429,579	12.3	2,053,524	10.4
固定資産税	5,687,661	33.4	6,022,454	33.8	6,563,874	34.7	7,178,652	36.4	7,580,690	38.5
土地	2,320,870	13.6	2,370,985	13.3	2,602,823	13.8	2,863,943	14.5	2,976,732	15.1
家屋	2,170,764	12.7	2,350,328	13.2	2,529,258	13.4	2,738,827	13.9	2,952,917	15.0
償却資産	1,151,735	6.8	1,253,245	7.0	1,382,321	7.3	1,519,338	7.7	1,592,085	8.1
純固定資産税小計	5,643,369	33.1	5,974,558	33.6	6,514,402	34.5	7,122,108	36.1	7,521,734	38.2
交付金	44,292	0.3	47,896	0.3	49,472	0.3	56,544	0.3	58,956	0.3
軽自動車税	84,899	0.5	88,113	0.5	92,466	0.5	95,864	0.5	98,652	0.5
市町村たばこ税	564,965	3.3	635,831	3.6	645,305	3.4	648,067	3.3	656,732	3.3
鉾産税	2,939	0.0	2,677	0.0	2,691	0.0	2,496	0.0	2,383	0.0
特別土地保有税	96,168	0.6	118,407	0.7	134,354	0.7	163,456	0.8	147,215	0.7
法定外普通税	13,296	0.1	15,103	0.1	16,318	0.1	15,838	0.1	4,181	0.0
旧法による税	129,851	0.8	23	0.0	19	0.0	2	0	2	0
入湯税	17,220		18,420		19,313		19,388		19,445	
事業所税	264,634		288,090		309,565		322,543		331,759	
都市計画税	904,045	7.0	942,317	7.0	1,012,450	7.1	1,109,676	7.4	1,169,826	7.7
水利地益税	254		196		196		190		181	
共同施設税	—		—		—		—		—	
計	17,040,967	100.0	17,804,049	100.0	18,889,204	100.0	19,735,264	100.0	19,713,447	100.0
地方税	31,795,097	—	33,450,373	—	35,072,745	—	34,568,312	—	33,591,323	—

(単位 百万円)

平成6年度		平成7年度		平成8年度		平成9年度		平成10年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
4,440,498	32.6	4,460,352	32.1	4,140,438	28.4	4,209,060	28.2	3,651,605	23.8	道 府 県 民 税
31,609	0.2	32,331	0.2	45,589	0.3	46,904	0.3	47,387	0.3	個人均等割
2,435,454	17.9	2,630,606	18.9	2,563,889	17.6	2,760,580	18.5	2,386,699	15.6	所得割
108,338	0.8	120,442	0.9	124,423	0.9	126,519	0.8	126,822	0.8	法人均等割
641,247	4.7	685,049	4.9	868,637	6.0	827,328	5.5	730,764	4.8	法人税割
1,223,850	9.0	991,924	7.1	537,900	3.7	447,729	3.0	359,933	2.3	利子割
4,449,398	32.7	4,485,616	32.2	5,339,580	36.6	5,100,342	34.1	4,482,464	29.3	事業税
246,508	1.8	250,446	1.8	255,567	1.8	270,865	1.8	271,130	1.8	(個人分)
4,202,890	30.9	4,235,170	30.4	5,084,013	34.8	4,829,477	32.3	4,211,334	27.5	(法人分)
—	—	—	—	—	—	806,973	5.4	2,550,425	16.6	地方消費税
—	—	—	—	—	—	566,971	3.8	2,200,602	14.4	譲渡割
—	—	—	—	—	—	240,002	1.6	349,823	2.3	貨物割
661,112	4.9	787,602	5.7	807,315	5.5	731,058	4.9	634,762	4.1	不動産取得税
374,154	2.7	378,292	2.7	379,967	2.6	247,666	1.7	231,312	1.5	道府県たばこ税
98,926	0.7	97,674	0.7	98,701	0.7	98,012	0.7	92,283	0.6	ゴルフ場利用税
136,434	1.0	132,951	1.0	131,015	0.9	124,529	0.8	112,517	0.7	特別地方消費税
1,525,167	11.2	1,587,312	11.4	1,649,465	11.3	1,704,572	11.4	1,736,856	11.3	自動車税
613	0.3	594	0.2	580	0.2	537	0.2	492	0.3	鉦 区 税
2,098		2,021		1,962		1,932		1,805		狩猟者登録税
23,903		21,256		21,980		20,467		20,211		法定外普通税
13,401		9,966		7,097		8,327		21,883		道府県固定資産税
679		515		398		207		110		旧法による税
579,657	4.3	611,213	4.4	656,321	4.5	562,131	3.8	497,308	3.2	自動車取得税
1,300,421	9.6	1,332,173	9.6	1,355,331	9.3	1,330,669	8.9	1,284,124	8.4	軽油引取税
1,479	0.0	1,419	0.0	1,381	0.0	1,358	0.0	1,295	0.0	入 猟 税
13,607,940	100.0	13,908,956	100.0	14,591,531	100.0	14,947,840	100.0	15,319,452	100.0	計
										市 町 村 税
8,499,913	44.9	8,806,143	44.6	9,097,968	44.4	9,704,190	45.8	8,815,753	42.8	市 町 村 民 税
89,496	0.5	91,541	0.5	114,288	0.6	117,114	0.6	117,376	0.6	個人均等割
6,200,032	32.8	6,440,856	32.6	6,293,220	30.7	7,055,180	33.3	6,406,904	31.1	所得割
346,891	1.8	362,176	1.8	375,017	1.8	378,124	1.8	380,073	1.8	法人均等割
1,863,494	9.8	1,911,570	9.7	2,315,443	11.3	2,153,772	10.2	1,911,400	9.3	法人税割
7,980,212	42.2	8,429,521	42.6	8,812,318	43.0	8,822,014	41.6	9,095,248	44.1	固定資産税
3,262,743	17.2	3,489,239	17.7	3,642,990	17.8	3,705,233	17.5	3,754,319	18.2	土地
3,028,776	16.0	3,221,754	16.3	3,433,043	16.7	3,324,224	15.7	3,511,245	17.0	家 屋
1,626,236	8.6	1,651,721	8.4	1,666,048	8.1	1,723,012	8.1	1,754,233	8.5	償却資産
7,917,755	41.8	8,362,714	42.3	8,742,081	42.6	8,752,469	41.3	9,019,797	43.8	純固定資産税小計
62,457	0.3	66,807	0.3	70,237	0.3	69,545	0.3	75,451	0.4	交付金
101,859	0.5	105,471	0.5	109,451	0.5	113,132	0.5	115,888	0.6	軽自動車税
661,767	3.5	669,078	3.4	672,293	3.3	799,004	3.8	813,561	3.9	市町村たばこ税
2,272	0.0	2,205	0.0	2,156	0.0	1,855	0.0	1,671	0.0	鉦 産 税
124,506	0.7	120,759	0.6	104,984	0.5	94,081	0.4	61,866	0.3	特別土地保有税
1,185	0.0	602	0.0	589	0.0	575	0.0	546	0.0	法定外普通税
0	0	0	0	0	0	—	—	—	—	旧法による税
20,006	8.2	20,823	8.3	21,733	8.3	22,207	7.9	22,612	8.2	入 湯 税
311,717		306,759		311,399		324,774		323,193		事業所税
1,227,515		1,304,476		1,369,145		1,325,671		1,352,233		都市計画税
184		184		168		167		160		水利地益税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	共同施設税
18,931,136	100.0	19,766,021	100.0	20,502,204	100.0	21,207,670	100.0	20,602,731	100.0	計
32,539,076	—	33,674,977	—	35,093,735	—	36,155,510	—	35,922,183	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その6）

区 分	平成11年度		平成12年度		平成13年度		平成14年度		平成15年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	3,611,004	24.8	4,500,408	28.9	4,382,432	28.2	3,452,836	25.0	3,273,427	23.9
個人均等割	47,389	0.3	46,943	0.3	46,776	0.3	46,605	0.3	46,433	0.3
所得割	2,417,161	16.6	2,339,384	15.0	2,322,523	15.0	2,277,050	16.5	2,182,210	15.9
法人均等割	127,679	0.9	131,556	0.8	133,847	0.9	136,442	1.0	138,461	1.0
法人税割	636,998	4.4	692,987	4.4	702,898	4.5	590,115	4.3	640,524	4.7
利子割	381,777	2.6	1,289,538	8.3	1,176,388	7.6	402,624	2.9	263,336	1.9
配当割	—	—	—	—	—	—	—	—	2,454	0.0
株式等譲渡所得割	—	—	—	—	—	—	—	—	9	0.0
事業税	3,932,736	27.0	4,140,982	26.6	4,328,217	27.9	3,675,109	26.6	3,845,825	28.1
（個人分）	229,068	1.6	222,974	1.4	226,404	1.5	222,363	1.6	216,531	1.6
（法人分）	3,703,668	25.4	3,918,008	25.1	4,101,813	26.4	3,452,746	25.0	3,629,295	26.5
地方消費税	2,479,319	17.0	2,528,247	16.2	2,474,477	15.9	2,424,524	17.6	2,393,582	17.5
譲渡割	2,142,627	14.7	2,167,065	13.9	2,080,731	13.4	2,030,174	14.7	1,993,244	14.6
貨物割	336,692	2.3	361,182	2.3	393,746	2.5	394,350	2.9	400,338	2.9
不動産取得税	579,572	4.0	566,720	3.6	537,460	3.5	523,991	3.8	480,500	3.5
道府県たばこ税	276,440	1.9	281,501	1.8	276,792	1.8	270,530	2.0	277,815	2.0
ゴルフ場利用税	87,569	0.6	81,445	0.5	78,909	0.5	74,386	0.5	69,076	0.5
特別地方消費税	103,991	0.7	11,613	0.1	1,097	0.0	437	0.0	228	0.0
自動車税	1,751,485	12.0	1,764,449	11.3	1,771,359	11.4	1,773,706	12.8	1,746,275	12.8
鉦区税	478		474		467		441		418	
狩猟者登録税	1,771		1,743		1,672		1,627		1,587	
法定外普通税	20,647	0.3	23,329	0.2	28,179	0.2	23,157	0.3	35,076	0.4
道府県固定資産税	13,552		11,155		7,857		9,459		15,488	
旧法による税	88		49		76		48		46	
自動車取得税	463,727	3.2	464,101	3.0	449,599	2.9	419,094	3.0	447,269	3.3
軽油引取税	1,262,618	8.7	1,207,564	7.7	1,190,483	7.7	1,152,458	8.3	1,102,487	8.1
入猟税	1,257	0.0	1,242	0.0	1,198	0.0	1,174	0.0	1,154	0.0
狩猟税	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
法定外目的税	—	—	—	—	—	—	496	0.0	2,891	0.0
計	14,586,254	100.0	15,585,022	100.0	15,530,274	100.0	13,803,473	100.0	13,693,144	100.0
市町村税										
市町村民税	8,362,688	40.9	8,220,590	41.2	8,184,593	40.9	7,770,867	39.7	7,636,615	40.3
個人均等割	118,221	0.6	117,322	0.6	117,136	0.6	117,130	0.6	116,627	0.6
所得割	6,184,354	30.3	5,927,096	29.7	5,879,071	29.4	5,772,458	29.5	5,519,171	29.1
法人均等割	382,426	1.9	393,632	2.0	394,054	2.0	386,702	2.0	390,927	2.1
法人税割	1,677,687	8.2	1,782,540	8.9	1,794,332	9.0	1,494,577	7.6	1,609,890	8.5
固定資産税	9,323,417	45.6	9,040,850	45.3	9,153,238	45.7	9,155,086	46.8	8,766,857	46.2
土地	3,798,653	18.6	3,746,875	18.8	3,726,651	18.6	3,615,709	18.5	3,553,872	18.7
家屋	3,680,768	18.0	3,468,588	17.4	3,620,551	18.1	3,758,692	19.2	3,475,829	18.3
償却資産	1,764,280	8.6	1,739,629	8.7	1,717,929	8.6	1,694,083	8.7	1,648,933	8.7
純固定資産税小計	9,243,701	45.2	8,955,092	44.9	9,065,131	45.3	9,068,484	46.3	8,678,635	45.7
交付金	79,716	0.4	85,758	0.4	88,107	0.4	86,602	0.4	88,222	0.5
納付金	—	—	—	—	—	—	—	—	—	—
軽自動車税	119,521	0.6	124,957	0.6	130,153	0.7	135,229	0.7	140,523	0.7
市町村たばこ税	867,078	4.2	865,220	4.3	850,866	4.3	831,369	4.2	853,752	4.5
鉦産税	1,606	0.0	1,566	0.0	1,512	0.0	1,377	0.0	1,430	0.0
特別土地保有税	47,529	0.2	42,471	0.2	35,084	0.2	26,341	0.1	9,123	0.0
法定外普通税	532	0.0	476	0.0	584	0.0	585	0.0	610	0.0
旧法による税	3	0.0	—	—	—	—	—	—	—	—
入湯税	23,134		23,379		24,067		24,797		25,209	
事業所税	319,463		323,779		318,091		324,260		298,607	
都市計画税	1,374,736	8.4	1,317,968	8.3	1,320,154	8.3	1,304,975	8.5	1,239,211	8.2
水利地益税	158		156		136		95		95	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	—	—	—	—	31	0.0	64	0.0	551	0.0
計	20,439,865	100.0	19,961,412	100.0	20,018,509	100.0	19,575,045	100.0	18,972,584	100.0
地方税	35,026,119	—	35,546,434	—	35,548,783	—	33,378,518	—	32,665,727	—

(単位 百万円)

平成16年度		平成17年度		平成18年度		平成19年度		平成20年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
3,398,623	23.5	3,585,419	23.5	3,989,226	24.4	6,214,038	33.3	6,238,656	34.8	道 府 県 民 税
46,843	0.3	53,595	0.4	64,868	0.4	69,534	0.4	75,912	0.4	個人均等割
2,125,519	14.7	2,200,737	14.5	2,439,565	14.9	4,531,799	24.3	4,824,598	26.9	所得割
141,032	1.0	143,455	0.9	145,079	0.9	147,606	0.8	146,586	0.8	法人均等割
722,152	5.0	822,655	5.4	972,089	6.0	1,035,572	5.5	916,931	5.1	法人税割
273,552	1.9	177,356	1.2	159,489	1.0	208,437	1.1	197,696	1.1	利子割
43,729	0.3	78,552	0.5	112,050	0.7	130,972	0.7	55,759	0.3	配当割
45,795	0.3	109,068	0.7	96,086	0.6	90,117	0.5	21,174	0.1	株式等譲渡所得割
4,338,874	30.0	4,914,186	32.3	5,579,132	34.2	5,826,107	31.2	5,419,356	30.2	事 業 税
215,565	1.5	215,817	1.4	216,455	1.3	218,373	1.2	216,734	1.2	(個人分)
4,123,309	28.5	4,698,368	30.9	5,362,677	32.9	5,607,734	30.0	5,202,621	29.0	(法人分)
2,613,934	18.0	2,551,190	16.8	2,628,938	16.1	2,569,208	13.8	2,474,083	13.8	地方消費税
2,153,452	14.9	2,046,635	13.4	2,028,071	12.4	1,942,196	10.4	1,812,520	10.1	譲渡割
460,483	3.2	504,555	3.3	600,867	3.7	627,012	3.4	661,563	3.7	貨物割
456,402	3.2	476,669	3.1	485,030	3.0	484,479	2.6	445,315	2.5	不動産取得税
282,555	2.0	275,163	1.8	280,669	1.7	277,793	1.5	263,246	1.5	道府県たばこ税
63,837	0.4	62,032	0.4	61,700	0.4	60,303	0.3	59,839	0.3	ゴルフ場利用税
118	0.0	75	0.0	58	0.0	33	0.0	15	0.0	特別地方消費税
1,713,074	11.8	1,752,750	11.5	1,725,484	10.6	1,717,417	9.2	1,680,767	9.4	自動車税
409		407		407		401		396		鉱 区 税
—		—		—		—		—		狩猟者登録税
45,101	0.4	45,262	0.4	45,612	0.3	30,477	0.2	32,875	0.3	法定外普通税
16,494		16,426		10,019		14,252		17,595		道府県固定資産税
22		15		4		5		3		旧法による税
450,883	3.1	452,839	3.0	457,034	2.8	424,748	2.3	366,261	2.0	自動車取得税
1,099,912	7.6	1,085,926	7.1	1,050,651	6.4	1,033,873	5.5	918,784	5.1	軽油引取税
—	—	—	—	—	—	—	—	—	—	入 猟 税
2,583	0.0	2,529	0.0	2,467	0.0	2,174	0.0	2,067	0.0	狩 猟 税
4,185	0.0	6,037	0.0	7,859	0.0	8,879	0.0	8,790	0.0	法定外目的税
14,487,006	100.0	15,226,925	100.0	16,324,289	100.0	18,664,187	100.0	17,928,048	100.0	計
										市 町 村 税
7,668,558	40.3	8,155,530	41.7	9,074,403	45.0	10,308,910	47.7	10,196,859	47.1	市 町 村 民 税
137,468	0.7	152,561	0.8	171,699	0.9	175,604	0.8	179,432	0.8	個人均等割
5,328,853	28.0	5,545,961	28.3	6,066,695	30.1	7,118,252	33.0	7,265,579	33.6	所得割
397,030	2.1	403,024	2.1	405,109	2.0	411,746	1.9	413,217	1.9	法人均等割
1,805,207	9.5	2,053,984	10.5	2,430,901	12.0	2,603,307	12.1	2,338,631	10.8	法人税割
8,806,106	46.2	8,862,096	45.3	8,571,941	42.5	8,728,895	40.4	8,876,295	41.0	固定資産税
3,484,481	18.3	3,405,760	17.4	3,394,740	16.8	3,404,150	15.8	3,411,000	15.8	土地
3,623,049	19.0	3,765,085	19.2	3,466,444	17.2	3,596,858	16.7	3,726,087	17.2	家 屋
1,600,274	8.4	1,583,881	8.1	1,603,869	7.9	1,623,469	7.5	1,644,344	7.6	償 却 資 産
8,707,805	45.7	8,754,726	44.7	8,465,053	41.9	8,624,477	39.9	8,781,430	40.6	純固定資産税小計
88,658	0.5	96,257	0.5	96,779	0.5	94,615	0.4	94,865	0.4	交 付 金
9,643	0.1	11,113	0.1	10,109	0.1	9,803	0.0	—	—	納 付 金
145,857	0.8	151,460	0.8	157,347	0.8	163,593	0.8	168,746	0.8	軽自動車税
868,038	4.6	845,291	4.3	861,979	4.3	853,018	3.9	808,350	3.7	市町村たばこ税
1,420	0.0	1,566	0.0	1,684	0.0	1,881	0.0	1,942	0.0	鉱 産 税
7,462	0.0	4,274	0.0	3,300	0.0	3,945	0.0	3,821	0.0	特別土地保有税
983	0.0	1,359	0.0	1,258	0.0	1,227	0.0	1,307	0.0	法定外普通税
—	—	—	—	—	—	—	—	13	0.0	旧法による税
24,195		24,366		25,011		24,686		23,704		入 湯 税
291,603		297,020		301,794		312,968		322,686		事 業 所 税
1,236,129	8.1	1,233,035	7.9	1,181,786	7.5	1,201,564	7.1	1,224,964	7.3	都 市 計 画 税
94		53		51		47		42		水 利 地 益 税
—		—		—		—		—		共 同 施 設 税
1,354	0.0	1,435	0.0	1,316	0.0	1,896	0.0	1,749	0.0	法定外目的税
19,051,799	100.0	19,577,483	100.0	20,181,871	100.0	21,602,629	100.0	21,630,478	100.0	計
33,538,805	—	34,804,409	—	36,506,160	—	40,266,817	—	39,558,526	—	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その7）

区 分	平成21年度		平成22年度		平成23年度		平成24年度		平成25年度	
	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率
道府県税		%		%		%		%		%
道府県民税	5,766,272	39.3	5,476,739	39.0	5,408,221	39.2	5,628,848	39.8	5,943,248	40.2
個人均等割	78,067	0.5	77,056	0.5	77,958	0.6	79,772	0.6	79,920	0.5
所得割	4,767,910	32.5	4,413,481	31.5	4,336,804	31.4	4,512,792	31.9	4,561,214	30.9
法人均等割	143,319	1.0	146,424	1.0	146,405	1.1	146,077	1.0	148,176	1.0
法人税割	543,516	3.7	611,452	4.4	639,074	4.6	685,947	4.8	692,118	4.7
利子割	165,147	1.1	150,245	1.1	126,587	0.9	115,091	0.8	114,943	0.8
配当割	46,174	0.3	58,118	0.4	64,804	0.5	70,398	0.5	130,083	0.9
株式等譲渡所得割	22,140	0.2	19,962	0.1	16,589	0.1	18,771	0.1	216,794	1.5
事業税	2,904,803	19.8	2,437,057	17.4	2,419,689	17.5	2,531,276	17.9	2,855,220	19.3
（個人分）	203,747	1.4	184,014	1.3	179,311	1.3	177,618	1.3	181,344	1.2
（法人分）	2,701,056	18.4	2,253,043	16.1	2,240,378	16.2	2,353,658	16.6	2,673,876	18.1
地方消費税	2,413,077	16.5	2,641,903	18.8	2,550,334	18.5	2,551,109	18.0	2,649,639	17.9
譲渡割	1,904,111	13.0	2,075,281	14.8	1,936,362	14.0	1,910,111	13.5	1,907,592	12.9
貨物割	508,966	3.5	566,622	4.0	613,972	4.5	640,998	4.5	742,047	5.0
不動産取得税	404,183	2.8	378,892	2.7	341,526	2.5	335,563	2.4	356,954	2.4
道府県たばこ税	249,666	1.7	256,123	1.8	293,347	2.1	288,934	2.0	172,537	1.2
ゴルフ場利用税	58,355	0.4	54,648	0.4	50,623	0.4	50,670	0.4	49,316	0.3
自動車取得税	231,032	1.6	191,582	1.4	167,795	1.2	210,433	1.5	193,426	1.3
軽油引取税	908,336	6.2	917,958	6.5	931,832	6.8	924,854	6.5	943,273	6.4
自動車税	1,654,390	11.3	1,615,469	11.5	1,597,169	11.6	1,585,966	11.2	1,574,379	10.7
鉦区税	394		393		386		368		346	
法定外普通税	36,222	0.4	40,412	0.3	20,215	0.2	25,604	0.2	24,170	0.2
道府県固定資産税	18,551		5,193		3,131		2,298		1,689	
旧法による税	12		7		5		6		2	
狩猟税	1,993	0.0	1,871	0.0	1,779	0.0	1,685	0.0	1,579	0.0
法定外目的税	7,253	0.0	7,988	0.1	7,989	0.1	7,972	0.1	8,074	0.1
計	14,654,541	100.0	14,026,237	100.0	13,794,040	100.0	14,145,587	100.0	14,773,853	100.0
市町村税										
市町村民税	9,124,144	44.4	8,748,480	43.1	8,698,342	42.7	9,070,771	44.7	9,171,988	44.5
個人均等割	181,583	0.9	179,354	0.9	179,217	0.9	180,052	0.9	181,813	0.9
所得割	7,167,340	34.9	6,615,627	32.6	6,508,379	31.9	6,762,066	33.3	6,832,817	33.2
法人均等割	401,725	2.0	412,633	2.0	412,987	2.0	413,617	2.0	416,669	2.0
法人税割	1,373,495	6.7	1,540,867	7.6	1,597,759	7.8	1,715,035	8.4	1,740,690	8.4
固定資産税	8,874,438	43.2	8,961,250	44.2	8,965,898	44.0	8,580,408	42.2	8,652,577	42.0
土地	3,467,441	16.9	3,476,159	17.1	3,436,470	16.9	3,399,016	16.7	3,373,994	16.4
家屋	3,664,150	17.8	3,781,568	18.6	3,868,179	19.0	3,551,372	17.5	3,648,443	17.7
償却資産	1,647,317	8.0	1,607,212	7.9	1,564,516	7.7	1,538,656	7.6	1,539,964	7.5
純固定資産税小計	8,778,908	42.8	8,864,938	43.7	8,869,164	43.5	8,489,044	41.8	8,562,401	41.6
交付金	95,530	0.5	96,311	0.5	96,734	0.5	91,364	0.4	90,176	0.4
軽自動車税	173,939	0.8	177,577	0.9	180,370	0.9	184,272	0.9	189,193	0.9
市町村たばこ税	766,630	3.7	787,615	3.9	899,464	4.4	887,112	4.4	983,229	4.8
鉦産税	1,950	0.0	1,754	0.0	1,889	0.0	1,979	0.0	1,947	0.0
特別土地保有税	2,017	0.0	2,923	0.0	687	0.0	731	0.0	1,067	0.0
法定外普通税	1,218	0.0	1,407	0.0	1,374	0.0	1,386	0.0	1,918	0.0
旧法による税	4	0.0	4	0.0	1	0.0	1	0.0	0	0.0
入湯税	22,790		22,349		20,863		21,799		22,062	
事業所税	327,465		329,464		338,988		349,796		348,399	
都市計画税	1,232,527	7.7	1,255,486	7.9	1,267,491	8.0	1,215,485	7.8	1,226,719	7.8
水利地益税	37		34		33		29		29	
共同施設税	—		—		—		—		—	
法定外目的税	1,253	0.0	1,751	0.0	1,976	0.0	1,405	0.0	1,305	0.0
計	20,528,413	100.0	20,290,093	100.0	20,377,377	100.0	20,315,173	100.0	20,600,433	100.0
地方税	35,182,954	—	34,316,330	—	34,171,416	—	34,460,760	—	35,374,285	—

(単位 百万円)

平成26年度		平成27年度		平成28年度		平成29年度		平成30年度		区 分
税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	税 額	比率	
	%		%		%		%		%	道 府 県 税
6,177,423	39.4	6,110,535	33.9	5,891,366	32.5	6,138,128	33.4	5,697,595	31.1	道 府 県 民 税
111,212	0.7	113,219	0.6	117,012	0.6	118,065	0.6	119,995	0.7	個 人 均 等 割
4,606,089	29.4	4,680,022	26.0	4,771,769	26.3	4,840,593	26.3	4,420,423	24.1	所 得 割
148,140	0.9	148,123	0.8	152,630	0.8	152,975	0.8	154,466	0.8	法 人 均 等 割
814,417	5.2	695,344	3.9	600,832	3.3	609,399	3.3	680,396	3.7	法 人 税 割
112,372	0.7	95,383	0.5	44,451	0.2	59,315	0.3	55,808	0.3	利 子 割
243,137	1.6	189,760	1.1	128,160	0.7	175,726	1.0	144,694	0.8	配 当 割
142,056	0.9	188,685	1.0	76,513	0.4	182,056	1.0	121,813	0.7	株 式 等 譲 渡 所 得 割
3,203,201	20.4	3,703,388	20.5	4,261,279	23.5	4,193,929	22.8	4,450,479	24.3	事 業 税
186,410	1.2	193,883	1.1	197,961	1.1	202,482	1.1	207,353	1.1	(個 人 分)
3,016,791	19.2	3,509,505	19.5	4,063,318	22.4	3,991,446	21.7	4,243,126	23.2	(法 人 分)
3,106,400	19.8	4,974,195	27.6	4,702,828	26.0	4,735,276	25.7	4,815,475	26.3	地 方 消 費 税
1,989,740	12.7	3,707,659	20.6	3,606,631	19.9	3,597,961	19.6	3,583,856	19.6	譲 渡 割
1,116,660	7.1	1,266,536	7.0	1,096,197	6.1	1,137,315	6.2	1,231,619	6.7	貨 物 割
371,713	2.4	376,758	2.1	396,717	2.2	406,547	2.2	403,623	2.2	不 動 産 取 得 税
155,341	1.0	153,023	0.8	148,901	0.8	140,948	0.8	138,941	0.8	道 府 県 た ば こ 税
47,888	0.3	47,538	0.3	45,940	0.3	44,728	0.2	43,322	0.2	ゴ ル フ 場 利 用 税
86,274	0.6	137,298	0.8	146,060	0.8	189,680	1.0	198,230	1.1	自 動 車 取 得 税
935,633	6.0	924,579	5.1	933,188	5.2	948,729	5.2	958,420	5.2	軽 油 引 取 税
1,556,198	9.9	1,542,803	8.6	1,534,927	8.5	1,540,464	8.4	1,550,446	8.5	自 動 車 税
332		327		331		332		327		鉦 区 税
31,162	0.2	39,658	0.2	39,887	0.2	42,884	0.3	48,759	0.3	法 定 外 普 通 税
1,692		2,261		2,793		4,430		10,890		道 府 県 固 定 資 産 税
1		1		1		1		0		旧 法 に よ る 税
1,487	0.0	935	0.0	881	0.0	848	0.0	813	0.0	狩 猟 税
8,751	0.1	8,939	0.0	8,931	0.0	9,731	0.1	10,670	0.1	法 定 外 目 的 税
15,683,495	100.0	18,022,240	100.0	18,114,031	100.0	18,396,655	100.0	18,327,990	100.0	計
										市 町 村 税
9,559,374	45.3	9,547,965	45.3	9,573,613	45.0	9,694,910	45.1	10,532,436	47.0	市 町 村 民 税
211,296	1.0	213,856	1.0	217,192	1.0	220,007	1.0	222,468	1.0	個 人 均 等 割
6,903,010	32.7	7,009,842	33.3	7,147,938	33.6	7,250,783	33.7	7,883,187	35.2	所 得 割
418,828	2.0	419,143	2.0	433,264	2.0	439,852	2.0	442,282	2.0	法 人 均 等 割
2,026,239	9.6	1,905,124	9.0	1,775,220	8.3	1,784,269	8.3	1,984,500	8.9	法 人 税 割
8,768,572	41.6	8,754,987	41.5	8,893,464	41.8	9,025,405	42.0	9,083,165	40.5	固 定 資 産 税
3,381,983	16.0	3,395,164	16.1	3,392,738	15.9	3,387,198	15.7	3,447,783	15.4	土 地
3,745,791	17.8	3,691,111	17.5	3,787,032	17.8	3,882,528	18.1	3,849,771	17.2	家 屋
1,547,423	7.3	1,577,585	7.5	1,623,442	7.6	1,667,580	7.8	1,698,208	7.6	償 却 資 産
8,675,197	41.1	8,663,860	41.1	8,803,212	41.4	8,937,307	41.6	8,995,762	40.1	純 固 定 資 産 税 小 計
93,375	0.4	91,127	0.4	90,252	0.4	88,098	0.4	87,403	0.4	交 付 金
195,066	0.9	200,254	1.0	238,411	1.1	248,597	1.2	258,116	1.2	軽 自 動 車 税
950,247	4.5	936,121	4.4	910,876	4.3	862,315	4.0	850,246	3.8	市 町 村 た ば こ 税
1,978	0.0	2,071	0.0	1,856	0.0	1,737	0.0	1,648	0.0	鉦 産 税
1,788	0.0	3,309	0.0	7,211	0.0	585	0.0	169	0.0	特 別 土 地 保 有 税
1,777	0.0	1,830	0.0	1,738	0.0	1,889	0.0	2,254	0.0	法 定 外 普 通 税
0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	旧 法 に よ る 税
22,373		22,743		22,427		22,689		22,364		入 湯 税
355,597		361,325		365,941		371,200		378,270		事 業 所 税
1,243,919	7.7	1,244,437	7.7	1,261,635	7.8	1,276,694	7.8	1,291,420	7.5	都 市 計 画 税
29		28		28		27		25		水 利 地 益 税
-		-		-		-		-		共 同 施 設 税
1,236	0.0	1,254	0.0	1,160	0.0	1,699	0.0	3,338	0.0	法 定 外 目 的 税
21,101,956	100.0	21,076,323	100.0	21,278,361	100.0	21,507,747	100.0	22,423,452	100.0	計
36,785,451	-	39,098,563	-	39,392,391	-	39,904,402	-	40,751,442	-	地 方 税

地方税の税目別収入額及びその割合の推移（その8）

（単位 百万円）

区 分	令和元年度	
	税 額	比率
道府県税		%
道府県民税	5,661,125	30.9
個人均等割	121,112	0.7
所得割	4,423,121	24.1
法人均等割	155,237	0.8
法人税割	665,961	3.6
利子割	30,295	0.2
配当割	167,028	0.9
株式等譲渡所得割	98,371	0.5
事業税	4,596,553	25.1
（個人分）	211,433	1.2
（法人分）	4,385,121	23.9
地方消費税	4,795,548	26.1
譲渡割	3,522,602	19.2
貨物割	1,272,946	6.9
不動産取得税	404,198	2.2
道府県たばこ税	139,535	0.8
ゴルフ場利用税	43,075	0.2
自動車取得税	103,867	0.6
軽油引取税	944,857	5.2
自動車税	1,588,140	8.7
自動車税（～R1.9）	1,530,266	8.3
環境性能割	45,844	0.2
種別割	12,030	0.1
鉱区税	327	
法定外普通税	46,385	0.3
道府県固定資産税	7,995	
旧法による税	0	
狩猟税	767	0.0
法定外目的税	11,283	0.1
計	18,343,655	100.0
市町村税		
市町村民税	10,720,345	46.9
個人均等割	225,147	1.0
所得割	8,099,988	35.4
法人均等割	445,686	1.9
法人税割	1,949,524	8.5
固定資産税	9,286,049	40.6
土地	3,485,345	15.2
家屋	3,957,813	17.3
償却資産	1,755,643	7.7
純固定資産税小計	9,198,802	40.2
交付金	87,247	0.4
軽自動車税	269,231	1.2
軽自動車税（～R1.9）	266,176	1.2
環境性能割	3,056	0.0
種別割	—	—
市町村たばこ税	853,879	3.7
鉱産税	1,770	0.0
特別土地保有税	192	0.0
法定外普通税	2,334	0.0
旧法による税	0	0.0
入湯税	22,498	
事業所税	386,702	
都市計画税	1,317,728	7.6
水利地益税	25	
共同施設税	—	
法定外目的税	7,041	0.0
計	22,867,795	100.0
地方税	41,211,450	—

12 地方主要税目の納税義務者数の推移

(1) 個人住民税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
均等割	区 分	26,101,086人	30,098,726人	34,047,436人	36,014,253人	36,086,421人	38,092,169人	41,047,866人	45,441,915人
所得割	所 得 割	13,763,041	22,577,251	27,900,479	33,420,613	39,363,965	42,974,337	45,691,945	51,050,417

- (注) 1 この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による市町村税に係る納税義務者数である。ただし、令和2年度において、表中、昭和55年度から平成16年度までの均等割の納税義務者数が所得割の納税義務者数を下回ることとなったのは、昭和51年度において、条
 2 表中、平成17年度の均等割の納税義務者数が前年度に比べて大きく増加（約927万人増）したのは、いわゆる生計同一の妻に対する均等割の
 3 年度以前と同様、所得割の納税義務者数を上回るものとなっている。
 4 平成6年度から平成8年度まで及び平成10年度の所得割の納税義務者数は、特別減税前に納税義務のある者の数であり、平成11年度から平成18

(2) 個人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
事第一	所得 税 課 税 者	837,247人	1,118,007人	1,536,370人	501,105人	646,873人	924,940人	1,464,048人	1,319,743人
業種	所得 税 失 格 者	217,123	320,144	331,176	2,851	2,637	4,546	13,187	11,115
	計	1,054,370	1,438,151	1,867,546	503,956	649,510	929,486	1,477,235	1,330,858
事第二	所得 税 課 税 者	4,838人	6,716人	5,930人	2,023人	1,728人	1,683人	2,119人	1,601人
業種	所得 税 失 格 者	1,656	1,926	1,815	28	7	9	26	59
	計	6,494	8,642	7,745	2,051	1,735	1,692	2,145	1,660
事第三	所得 税 課 税 者	83,549人	109,529人	166,452人	72,232人	116,766人	163,550人	227,493人	218,623人
業種	所得 税 失 格 者	22,817	38,661	43,664	263	200	575	2,377	2,429
	計	106,366	148,190	210,116	72,495	116,966	164,125	229,870	221,052
	総 計	1,167,230	1,594,983	2,085,407	578,502	768,211	1,095,303	1,709,250	1,553,570

- (注) この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による納税義務者数である。ただし、令和元年度においては速報値である。

(3) 法人事業税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法普	分 割 法 人	19,375人	31,545人	46,799人	65,385人	78,290人	87,319人	102,099人	114,527人
人通	県 内 法 人	457,349	651,590	875,860	1,183,678	1,426,519	1,623,395	2,002,180	2,298,605
	計	476,724	683,135	922,659	1,249,063	1,504,809	1,710,714	2,104,279	2,413,132
特 別 法 人		19,816人	43,775人	48,534人	55,356人	61,581人	64,283人	69,397人	77,022人
公 益 法 人 等		1,069	2,797	6,072	12,119	14,714	21,764	24,730	28,114
人 格 な き 社 団 等		407	974	1,407	2,506	2,665	3,887	4,384	5,565
清 算 法 人		1,000	2,608	4,473	5,585	7,333	12,884	11,553	18,003
特 定 信 託									
課 収 税 入 法 金 人 額	分 割 法 人	93人	103人	113人	115人	119人	118人	116人	116人
	県 内 法 人	91	140	154	209	243	264	282	269
	計	184	243	267	324	362	382	398	385
	総 計	499,200	733,532	983,412	1,324,953	1,591,464	1,813,914	2,214,741	2,542,221

- (注) 1 この調は、各年度の「道府県税の課税状況等に関する調」による。ただし、令和元年度においては速報値である。
 2 事業年度が年2回の法人については、2事業年度をもって1納税者としたものである。
 3 分割法人については、他県に所在する事務所、事業所に係るものは算入していないので、本店の数に一致するものである。

(4) その他の市町村税

年度		昭和35年度	40	45	50	55	60	平成2年度	7
法 人 均 等 割	区 分	616,259人	903,732人	1,218,772人	1,671,957人	2,054,770人	2,389,564人	2,810,888人	3,339,390人
法 人 税 割		585,828	832,743	1,139,143	1,579,053	1,977,199	2,334,708	2,737,275	3,238,327
固 定 資 産 税		18,040,074	19,983,783	20,873,839	24,403,431	30,514,604	34,810,147	38,154,255	39,469,959

- (注) この調は、各年度とも7月1日現在における「市町村税課税状況等の調」による納税義務者数である。ただし、令和2年度においては速報値である。

12	17	22	27	28	29	30	令和元年度	2
46,570,162人	55,400,971人	59,359,667人	60,589,276人	61,500,375人	62,299,242人	63,045,227人	63,752,432人	64,195,908人
51,634,930	51,361,677	54,773,740	55,877,140	56,791,365	57,592,663	58,279,528	58,953,854	59,398,579

いては速報値である。
例で定める一定金額以下の所得者に係る均等割の非課税措置が設けられたこと等によるものである。
非課税措置が平成16年度分をもって廃止されたこと等によるものである。この結果、表中、平成17年度の均等割の納税義務者数は、昭和50年度までの所得割の納税義務者数は、定率減税による税額控除後に納税義務者のある者の数である。

12	17	22	27	28	29	30	令和元年度
1,030,237人	909,915人	684,352人	766,012人	776,364人	785,290人	794,039人	804,660人
32,695	21,033	20,950	16,333	15,976	16,722	17,298	18,500
1,062,932	930,948	705,302	782,345	792,340	802,012	811,337	823,160
1,355人	1,021人	898人	1,357人	1,592人	1,499人	1,473人	1,312人
81	34	20	23	13	22	22	32
1,436	1,055	918	1,380	1,605	1,521	1,495	1,344
194,654人	181,613人	159,715人	170,487人	176,615人	182,790人	187,519人	191,344人
6,450	4,406	5,151	4,115	4,251	4,501	4,889	5,289
201,104	186,019	164,866	174,602	180,866	187,291	192,408	196,633
1,265,472	1,118,022	871,086	958,327	974,811	990,824	1,005,240	1,021,137

12	17	22	27	28	29	30	令和元年度
122,128人	126,662人	128,048人	133,850人	136,002人	137,999人	140,676人	143,124人
2,354,731	2,381,754	2,366,730	2,399,020	2,418,852	2,440,865	2,467,862	2,491,895
2,476,859	2,508,416	2,494,778	2,532,870	2,554,854	2,578,864	2,608,538	2,635,019
87,289人	89,462人	92,726人	95,611人	96,700人	97,491人	98,442人	99,080人
31,792	43,080	52,503	59,490	61,494	64,807	66,656	67,449
7,158	12,151	12,820	16,036	18,519	19,782	20,858	21,544
30,692	34,111	37,272	33,923	34,993	36,081	36,385	38,465
	416						
149人	142人	186人	301人	389人	506人	605人	688人
950	1,218	1,674	6,260	8,543	10,756	12,723	14,778
1,099	1,360	1,860	6,561	8,932	11,262	13,328	15,466
2,634,889	2,688,996	2,691,959	2,744,491	2,775,492	2,808,287	2,844,207	2,877,023

12	17	22	27	28	29	30	令和元年度	2
3,563,841人	3,670,576人	3,741,322人	3,770,523人	3,823,392人	3,886,264人	3,942,368人	4,051,291人	4,101,441人
3,412,841	3,508,610	3,586,740	3,653,441	3,691,005	3,749,299	3,799,720	3,852,467	3,897,768
43,096,333	45,551,292	47,530,329	48,610,079	48,797,424	49,033,269	49,365,589	49,309,756	49,532,949

13 市町村民税及び固定資産税の税率等別市町村数調（令和2年度）

(1) 市町村民税所得割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (6%又は8%)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,738	1	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 「市町村民税の税率等に関する調」(令和2年4月1日現在)による。

(注) 2 東京都特別区は、特別区ごとに1団体として計上している。

(注) 3 令和2年4月1日現在の所得割超過税率採用団体
豊岡市6.1%(平成21年度から)

(注) 4 令和2年4月1日現在の所得割標準税率未満採用団体
名古屋市 7.7%(平成24年度より5.7%としていたが、平成30年度より県費負担教職員制度の見直しに伴う税源移譲分2.0%上乗せ)
田尻町5.4%(平成29年度から)

(2) 市町村民税個人均等割

区 分	標準税率 未 満	標準税率 (3,500円)	超過税率	合 計	ほか不均一 課税団体
市 町 村 数	2	1,737	2	1,741	—
構 成 比	0.1%	99.8%	0.1%	100.0%	—

(注) 1 (1)の(注)1、2に同じ。

(注) 2 令和2年4月1日現在の均等割超過税率採用団体
横浜市4,400円(平成21年度から) 神戸市3,900円(令和元年度から)

(注) 3 令和2年4月1日現在の均等割標準税率未満採用団体
名古屋市3,300円(平成24年度から) 田尻町3,200円(平成29年度から)

(3) 市町村民税法人税割

区 分 団体区分	標準税率 (6%)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
		6.1% ～6.8%	6.9% ～7.6%	7.7% ～8.3%	8.4%				
人口50万以上の市	2	—	—	—	5	5	20	27	
人口5万以上 50万未満の市	86	4	8	3	236	251	150	487	
人口5万未満の市	66	5	5	1	180	191	21	278	
町 村	550	6	9	16	317	348	28	926	
合 計	704	15	22	20	738	795	219	1,718	
構 成 比	41.0%	0.9%	1.3%	1.2%	43.0%	46.3%	12.7%	100.0%	

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人税割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(4) 市町村民税法人均等割

(イ) 法第312条第1項第1号の法人

区 分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (50,000円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			50,100円～ 54,900円	55,000円～ 57,900円	58,000円～ 59,900円	60,000円			
人口50万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27
人口5万以上 50万未満の市	—	363	—	1	—	123	124	—	487
人口5万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,338	1	2	—	377	380	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.9%	0.1%	0.1%	0.0%	21.9%	22.1%	0.0%	100.0%

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

(注) 2 法人均等割は、都が都民税として徴収しているため東京都特別区は含まれない。

(ロ) 法第 312 条第 1 項第 2 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (120,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			120,100 円～ 131,900 円	132,000 円～ 138,900 円	139,000 円～ 143,900 円	144,000 円				
人口 50 万以上の市	—	21	1	—	—	5	6	—	27	
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	356	—	2	—	129	131	—	487	
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,331	1	3	—	383	387	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.5%	0.1%	0.2%	0.0%	22.3%	22.5%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ハ) 法第 312 条第 1 項第 3 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (130,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			130,100 円～ 142,900 円	143,000 円～ 149,900 円	150,000 円～ 155,900 円	156,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	356	—	1	—	130	131	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ニ) 法第 312 条第 1 項第 4 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (150,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			150,100 円～ 164,900 円	165,000 円～ 173,900 円	174,000 円～ 179,900 円	180,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	356	—	1	—	130	131	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,330	1	2	—	385	388	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.4%	0.1%	0.1%	0.0%	22.4%	22.6%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ホ) 法第 312 条第 1 項第 5 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (160,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			160,100 円～ 175,900 円	176,000 円～ 184,900 円	185,000 円～ 191,900 円	192,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万 未 満 の 市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(へ) 法第 312 条第 1 項第 6 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (400,000 円)	超 過 税 率					小 計	不均一課税 団体	合 計
			400,100 円～ 439,900 円	440,000 円～ 463,900 円	464,000 円～ 479,900 円	480,000 円				
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27	
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487	
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278	
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926	
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718	
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%	

(注) (イ)の(注)に同じ。

(ト) 法第 312 条第 1 項第 7 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (410,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一課税 団体	合 計
			410,100 円～ 450,900 円	451,000 円～ 474,900 円	475,000 円～ 491,900 円	492,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(チ) 法第 312 条第 1 項第 8 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (1,750,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			1,750,100 円～ 1,924,900 円	1,925,000 円～ 2,029,900 円	2,030,000 円～ 2,099,900 円	2,100,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(リ) 法第 312 条第 1 項第 9 号の法人

区分 団体区分	標準税率 未 満	標準税率 (3,000,000 円)	超 過 税 率				小 計	不均一 課税団体	合 計
			3,000,100 円～ 3,299,900 円	3,300,000 円～ 3,479,900 円	3,480,000 円～ 3,599,900 円	3,600,000 円			
人口 50 万以上の市	—	20	1	—	—	6	7	—	27
人口 5 万 以上 50 万未満の市	—	353	—	1	—	133	134	—	487
人口 5 万未満の市	—	200	—	—	—	78	78	—	278
町 村	—	754	—	1	—	171	172	—	926
合 計	—	1,327	1	2	—	388	391	—	1,718
構 成 比	0.0%	77.2%	0.1%	0.1%	0.0%	22.6%	22.8%	0.0%	100.0%

(注) (イ)の(注)に同じ。

(5) 固定資産税

区 分 団体区分	標準税率未満			標準税率				超過課税				計		不均一 課税団体 等
	税 率	市町村数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	税 率	市 町 村 数	比 率	市 町 村 数	比 率			
人口50万以上の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	28	100.0	—	—	—	28	100.0	—	—	19
人口5万以上 50万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	452	92.8	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	34	7.0	487	100.0	—	—	239
							超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	1	0.2					
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
小計	35	7.2	—	—										
人口5万未満の市	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	227	81.7	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	48	17.3	278	100.0	—	—	213
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.9	超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	3	1.1	926	100.0	—	—	343
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	66	7.1					
町 村	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	860	92.9	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	51	5.5	1,719	100.0	—	—	814
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	15	1.6	1,719	100.0	—	—	814
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	66	7.1	—	—			
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超 以下 $\frac{1.4}{100} \sim \frac{1.6}{100}$	133	7.7	1,719	100.0	—	—	814
合 計	—	—	—	$\frac{1.4}{100}$	1,567	91.2	超 以下 $\frac{1.6}{100} \sim \frac{1.8}{100}$	19	1.1	1,719	100.0	—	—	814
							超 以下 $\frac{1.8}{100} \sim \frac{2.1}{100}$	—	—					
							小計	152	8.8	—	—			

(注) 1 (1)の(注)1に同じ。

2 東京都特別区は、1団体として計上している。

3 比率は、各項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

14 超過課税の状況

(1) 道府県税

税目	昭和40年度 決算	昭和49年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	昭和61年度 決算	昭和62年度 決算	昭和63年度 決算	平成元年度 決算	平成2年度 決算									
	昭和48年度 決算	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額								
道府県民税																			
法人税割	該当	1	(-)	20	4,616	44	79,876	46	124,869	45	120,468	45	147,396	45	170,445	45	166,836	45	141,428
事業税																			
法人		1	11,335	2	38,453	7	129,712	7	185,518	7	187,363	7	236,646	7	268,113	7	246,474	7	232,968
自動車税	なし		(該当なし)	1	796	1	1,180	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
合計		-	11,335	-	43,865	-	210,768	-	310,387	-	307,831	-	384,042	-	438,558	-	413,310	-	374,396

税目	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	平成21年度 決算	平成22年度 決算										
	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額	団体 数	超過 課税額										
道府県民税																				
個人均等割	-	-	1	115	2	459	8	1,895	16	7,176	23	11,004	29	15,506	30	17,516	30	17,472		
所得割	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	1	2,457	1	3,063	1	2,729	1	2,472		
法人均等割	1	1,117	1	4,776	2	5,154	3	5,327	9	5,679	16	6,202	23	7,507	28	8,043	30	8,985		
法人税割	46	92,688	46	76,537	46	83,385	46	95,251	46	110,186	46	132,587	46	141,097	46	125,768	46	73,528	46	82,400
事業税																				
法人	7	94,314	7	77,492	7	84,338	7	98,216	7	114,497	7	129,540	7	137,457	8	130,992	8	77,191	8	97,702
自動車税	1	-	1	-	1	-	1	53	1	27	1	13	1	5	1	5	1	4	1	8
合計	-	188,119	-	158,805	-	172,992	-	199,306	-	232,286	-	275,518	-	299,527	-	283,376	-	179,360	-	209,040

(注) 1 団体数は、各年度の2月1日現在において超過課税の条例が議決されたものを掲げた。
 2 (-) は、適用事業年度の関係で実績が計上されなかったものである。
 3 自動車税の超過課税に関して、平成13年度から東京都が独自の制度を実施しているが、平成13～15年度の超過課税額については、データが不明なため、「-」とした。

(2) 市町村税

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
市町村民税	13,875	15,807	41,002	168,506	260,239	392,882	253,427	309,964	282,903	253,361
個人均等割	387	273	189	139	131	127	127	43	35	24
所得割	10,347	6,348	59	9	-	-	-	-	-	-
法人均等割	173	369	530	4,148	9,143	11,118	14,116	14,702	14,709	14,290
法人税割	2,968	8,817	40,224	164,210	250,965	381,637	239,184	295,219	268,159	239,047
固定資産税	6,756	9,768	12,849	22,516	29,986	34,958	39,690	40,683	39,969	41,068
土地	1,871	2,680	4,183	7,181	9,685	10,791	11,925	12,025	12,092	12,337
家屋	2,597	3,912	4,765	9,298	12,709	14,830	16,926	17,590	16,763	17,571
償却資産	2,288	3,176	3,901	6,037	7,592	9,337	10,839	11,068	11,114	11,160
軽自動車税	54	67	77	187	290	324	383	385	411	436
釵産税	48	96	144	217	190	88	51	47	37	32
入湯税	4	141	35	24	61	30	30	30	27	28
合計	20,978	26,133	54,379	191,741	290,963	428,282	293,581	351,109	323,347	294,925

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
市町村民税	202,011	220,749	227,951	244,809	248,474	280,551	287,469	300,880	306,732	335,278
個人均等割	1,498	1,690	1,617	1,619	1,633	1,646	1,648	1,683	1,691	1,712
所得割	75	70	67	69	69	69	69	70	51	51
法人均等割	14,601	15,314	15,416	15,259	15,858	16,209	15,621	16,356	16,389	16,335
法人税割	185,836	203,675	210,851	227,861	230,914	262,627	270,130	282,770	288,601	317,180
固定資産税	37,706	37,189	35,756	34,130	33,847	34,083	33,383	35,120	35,496	35,175
土地	12,339	12,071	11,156	10,829	10,454	10,334	9,923	10,249	10,127	10,003
家屋	15,813	16,068	15,821	14,557	14,688	15,106	14,482	15,471	15,747	15,428
償却資産	9,554	9,051	8,779	8,744	8,704	8,644	8,978	9,401	9,622	9,744
軽自動車税	666	715	729	679	687	693	588	433	492	436
釵産税	8	9	10	10	9	10	11	9	9	8
入湯税	23	23	24	23	23	23	23	22	34	33
合計	240,413	258,685	264,469	279,650	283,040	315,359	321,475	336,465	342,762	370,930

(注) 昭和60年度以前の合計額には、木材引取税の額を含む。

(3) 合計

税目	昭和40年度 決算	昭和45年度 決算	昭和50年度 決算	昭和55年度 決算	昭和60年度 決算	平成2年度 決算	平成7年度 決算	平成8年度 決算	平成9年度 決算	平成10年度 決算
合計	20,978	26,133	98,244	402,509	601,350	802,678	480,316	580,067	539,952	482,364

税目	平成21年度 決算	平成22年度 決算	平成23年度 決算	平成24年度 決算	平成25年度 決算	平成26年度 決算	平成27年度 決算	平成28年度 決算	平成29年度 決算	平成30年度 決算
合計	419,773	467,725	471,883	501,883	525,933	592,291	608,115	651,480	631,022	702,499

(単位 百万円)

平成3年度 決算		平成4年度 決算		平成5年度 決算		平成6年度 決算		平成7年度 決算		平成8年度 決算		平成9年度 決算		平成10年度 決算		平成11年度 決算		平成12年度 決算		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
45	121,606	45	100,328	45	90,588	45	84,656	45	89,412	46	112,484	46	106,428	46	93,786	46	81,947	46	90,149	道府県民税 法人税割
7	172,714	7	142,982	7	116,596	7	103,105	7	97,323	7	116,474	7	110,177	7	93,653	7	80,820	7	92,113	事業税 法人
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	自動車税
-	294,320	-	243,310	-	207,184	-	187,761	-	186,735	-	228,958	-	216,605	-	187,439	-	162,767	-	182,262	合計

平成23年度 決算		平成24年度 決算		平成25年度 決算		平成26年度 決算		平成27年度 決算		平成28年度 決算		平成29年度 決算		平成30年度 決算		令和元年度 決算		令和2年度 決算見込		税 目
団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	団体 数	超 過 課税額	
31	18,530	33	19,966	33	20,231	35	22,230	35	21,987	37	23,878	37	24,361	37	24,619	37	24,879	37	24,779	道府県民税 個人均等割
1	2,470	1	2,658	1	2,698	1	2,488	1	2,563	1	2,609	1	2,647	1	2,731	1	2,766	1	2,864	所得割
31	9,367	33	9,560	33	9,975	35	10,022	35	10,122	35	10,309	35	10,345	35	10,397	35	10,213	35	10,256	法人均等割
46	85,987	46	92,617	46	94,467	46	110,342	46	109,483	46	118,199	46	119,318	46	134,251	46	131,818	46	94,957	法人税割 事業税
8	91,047	8	97,418	8	115,502	8	131,806	8	142,486	8	160,021	8	131,589	8	159,570	8	165,728	8	141,758	法人 自動車税
1	13	1	14	1	20	1	43	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	合計
-	207,414	-	222,233	-	242,893	-	276,932	-	286,640	-	315,016	-	288,260	-	331,569	-	335,403	-	274,614	

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
223,930	239,376	241,074	199,842	214,346	243,101	279,059	331,698	351,689	321,168	市町村民税
26	22	20	19	20	-	-	-	2	2	個人均等割
-	-	-	-	-	-	-	-	29	24	所得割
14,020	13,990	14,058	13,576	13,848	14,151	14,455	14,575	14,635	15,108	法人均等割
209,884	225,364	226,996	186,247	200,478	228,950	264,604	317,123	337,023	306,033	法人税割
42,419	40,858	41,470	41,710	39,063	38,425	37,381	34,791	35,857	37,168	固定資産税
12,614	12,733	12,820	12,809	12,582	12,331	11,730	11,598	11,913	12,092	土地
18,351	17,067	17,684	18,238	16,380	16,473	16,259	14,448	15,046	15,736	家屋
11,454	11,058	10,966	10,663	10,101	9,621	9,392	8,746	8,899	9,340	償却資産
439	443	457	468	483	501	528	497	509	564	軽自動車税
11	11	13	5	9	9	9	9	9	7	釵産税
24	22	24	26	25	21	24	23	23	24	入湯税
266,823	280,710	283,038	242,051	253,926	282,057	317,001	367,018	388,088	358,931	合計

令和元年度 決算	令和2年度 決算見込
333,549	217,512
1,998	2,024
52	51
16,553	16,342
314,946	199,095
35,539	35,683
9,847	9,749
15,721	15,901
9,971	10,033
310	262
7	7
187	95
369,592	253,559

平成11年度 決算	平成12年度 決算	平成13年度 決算	平成14年度 決算	平成15年度 決算	平成16年度 決算	平成17年度 決算	平成18年度 決算	平成19年度 決算	平成20年度 決算	税 目
419,590	462,972	471,157	400,856	426,918	481,363	549,287	642,536	687,615	642,308	合計

令和元年度 決算	令和2年度 決算見込
704,995	528,173

15 法定外税の実施状況（令和2年度）

(1) 道府県法定外普通税

令和3年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
1	沖縄県	石油価格調整税	元売業者の揮発油の販売	揮発油の販売に係る数量から規則で定める欠減数量を控除した数量	揮発油の精製業者又は輸入業者その他これらに類する者のうち県内において揮発油を販売することを業とするもので知事が指定するもの（元売業者）	申告納付	1,500円/kl	S47.6.1施行 (R2.4.1) 1,007
2	福井県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S51.11.10施行 (H28.11.10)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②45,750円/千kW（3か月）（廃止措置中は2分の1）	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③発電用原子炉施設に5年を超えて貯蔵されている使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③250円/kg（3か月）	11,129
3	愛媛県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.1.16施行 (H31.1.16)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②44,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可後は22,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済燃料の貯蔵	③使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量			③500円/kg	1,171
4	佐賀県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S54.4.1施行 (H31.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②46,000円/千kW（3か月）（廃止措置計画の認可日の翌月以降23,000円/千kW/課税期間（3か月））	
			③発電用原子炉施設における使用済核燃料の貯蔵	③使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量 ※貯蔵期間が5年超のもの			③500円/kg	3,364
5	島根県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②41,100円/千kW（3か月）（発電用原子炉が認可を受けた廃止措置計画に係るものである場合は63,000円/千kW/課税期間（3か月））	
6	静岡県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S55.4.1施行 (R2.4.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②29,500円/千kW（3か月）	
7	鹿児島県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S58.6.1施行 (H30.6.1)
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW（3か月）	
8	宮城県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の12	S58.6.21施行 (H30.6.21)
			②発電用原子炉を設置して行う運転及び廃止に係る事業	②発電用原子炉の熱出力			②7,000円/千kW（3か月）	

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
9	新潟県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の4.5	S59.11.15施行 (R1.11.15) 3,460
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②48,450円/千kW(3か月)	
10	北海道	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	S63.9.1施行 (H30.9.1) 900
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②37,750円/千kW(3か月)	
11	石川県	核燃料税	①発電用原子炉への核燃料の挿入	①発電用原子炉に挿入した核燃料の価額	発電用原子炉の設置者	申告納付	①核燃料価額の100分の8.5	H4.10.8施行 (H29.10.8) 770
			②発電用原子炉を設置して行う発電事業	②発電用原子炉の熱出力			②34,900円/千kW(3か月)	
12	茨城県	核燃料等取扱税	①原子炉の設置	①原子炉の熱出力	①原子炉設置者	申告納付	①30,500円/千kW(3か月)	S53.10.18施行 (H31.4.1) 1,232
			②原子炉への核燃料の挿入	②原子炉に挿入した核燃料の価額	②原子炉設置者		②核燃料価額の100分の8.5	
			③使用済燃料の受入れ	③受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	③再処理事業者		③60,100円/kg	
			④使用済燃料の保管	④使用済燃料の保管に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④1,500円/kg	
			⑤高放射性廃液の保管	⑤高放射性廃液の数量	⑤再処理事業者		⑤1,594,000円/m ³	
			⑥ガラス固化体の保管	⑥ガラス固化体の容器の数量	⑥再処理事業者		⑥1,219,000円/本	
			⑦プルトニウムの保管	⑦プルトニウムの重量	⑦原子力事業者		⑦5,100円/kg	
			⑧放射性廃棄物の発生	⑧放射性廃棄物の容器の容量	⑧原子力事業者		⑧106,000円/m ³	
			⑨放射性廃棄物の保管	⑨放射性廃棄物の容器の容量	⑨原子力事業者		⑨5,100円/m ³	
13	青森県	核燃料物質等取扱税	①ウランの濃縮	①製品ウランの重量	①加工事業者	申告納付	①36,500円/kg	H3.9.28施行 (H31.4.1) 19,414
			②原子炉の設置	②発電用原子炉の熱出力	②原子炉設置者		②38,250円/千kW(3か月)	
			③原子炉への核燃料の挿入	③原子炉に挿入した核燃料の価額	③原子炉設置者		③核燃料価額の100分の8.5	
			④使用済燃料の受入れ	④受け入れた使用済燃料に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	④再処理事業者		④19,400円/kg	
			⑤使用済燃料の貯蔵	⑤使用済燃料の貯蔵に係る原子核分裂をさせる前のウランの重量	⑤再処理事業者		⑤1,300円/kg (当分の間8,300円/kg)	
			⑥廃棄物の埋設	⑥廃棄物埋設に係る廃棄体に係る容器の容量	⑥廃棄物埋設事業者		⑥52,400円/m ³	
			⑦廃棄物の管理	⑦ガラス固化体の容器の数量	⑦廃棄物管理事業者		⑦1,614,600円/本	

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。

(2) 市町村法定外普通税

令和3年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
1	静岡県熱海市	別荘等所有税	別荘等の所有	別荘等の延面積	所有者	普通徴収	1㎡…年 650円	S51.4.1施行 (H28.3.31) 530
2	神奈川県山北町	砂利採取税	岩石及び砂利の採取	採取量	採取業者	申告納付	岩石 1㎡…10円 砂利 1㎡…15円	S57.4.1施行 (H29.4.1) 6
3	福岡県太宰府市	歴史と文化の環境税	有料駐車場に駐車する行為	有料駐車場に駐車する台数	有料駐車場利用者	特別徴収	二輪車(自転車を除く)…50円 乗車定員10人以下の自動車…100円 乗車定員10人超29人以下の自動車…300円 乗車定員29人超の自動車…500円	H15.5.23施行 (H30.5.23) 79
4	鹿児島県薩摩川内市	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	貯蔵されている使用済核燃料(使用済核燃料集合体)の数量(1発電用原子炉につき157体を超える分)	発電用原子炉の設置者	申告納付	270,000円/体	H15.11.1施行 (H31.1.5) 484
5	愛媛県伊方町	使用済核燃料税	使用済核燃料の貯蔵	使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量(使用済核燃料とした日から5年を経過したものに限り。ただし、発電用原子炉を廃止したものはこの限りではない。)	発電用原子炉の設置者	申告納付	500円/kg	H30.4.1施行 331
6	東京都豊島区	狭小住戸集合住宅税	豊島区内における狭小住戸(専用面積30㎡未満の住戸)を有する集合住宅の建築等	区内に新たに生ずる集合住宅の狭小住戸の戸数	建築主	申告納付	1戸につき50万円	H16.6.1施行 472
7	大阪府泉佐野市	空港連絡橋利用税	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来して空港を利用する行為	関西国際空港連絡橋を自動車で行き来する回数	通行料金を支払う者	特別徴収	1往復につき100円	H25.3.30施行 (H29.8.1) 433
8	新潟県柏崎市	使用済核燃料税	①発電用原子炉施設における使用済核燃料の保管 ②発電用原子炉施設における搬出が可能になった年の翌年以後の賦課期日において保管する使用済核燃料(ただし、保管開始から15年を経過しないものを除く。)	賦課期日において保管する使用済核燃料の重量(使用済核燃料に係る原子核分裂をさせる前の核燃料物質の重量)	使用済核燃料を保管する原子炉設置者	申告納付	①620円/kg ②使用済核燃料が使用済核燃料貯蔵施設等へ搬出されるまでの間、重量1kgにつき次の額を加算 1年目:50円 2年目:100円 3年目:150円 4年目:200円 5年目:250円 (5年が上限)	R2.10.1施行 (平年度見込額) 787

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 新潟県柏崎市使用済核燃料税(法定外普通税・令和2年10月1日施行)は令和元年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(3) 道府県法定外目的税

令和3年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
1	三重県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生、減量その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 1000トン未満は免税	H14.4.1施行 446
2	岡山県	産業廃棄物処理税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物対策促進費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 618
3	広島県	産業廃棄物埋立税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、減量化、リサイクルその他産業廃棄物の適正な処理その他の循環型社会の形成に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 650
4	鳥取県	産業廃棄物処分場税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物処理施設の設置の促進及び産業廃棄物の発生抑制、再生その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税対象外 ※下水処理に伴う汚泥等は非課税	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H15.4.1施行 (H30.4.1) 9
5	青森県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制及びその減量化、再生利用その他適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	・最終処分業者へ産業廃棄物の最終処分を委託した者 ・自らその産業廃棄物の最終処分を行う者 ※県が供給する工業用水のうち、河川の表流水を原水により供給しているものから発生する汚泥を自社処理する場合は非課税	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 85
6	岩手県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.1.1施行 95
7	秋田県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (公有水面埋立区域内に県が設置する最終処分場への指定副産物の搬入については250円/トン)	H16.1.1施行 233
8	滋賀県	産業廃棄物税	産業廃棄物の中間処理施設又は最終処分場への搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用その他適正な処理に係る施策に要する費用	①最終処分場への搬入： 当該産業廃棄物の重量 ②中間処理施設への搬入： 当該産業廃棄物の重量に 処理係数を乗じて得た重量	最終処分場又は中間処理施設へ搬入される産業廃棄物の排出事業者	申告納付	1,000円/トン ※年間搬入量 500トン以下は免税	H16.1.1施行 32

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
9	奈良県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用、減量その他その適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 167
10	山口県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他適正な処理の促進に関する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者 ※自社処分は原則課税免除	特別徴収 ※他者から搬入された産業廃棄物を自社の処分場において処理する場合は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 221
11	新潟県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H16.4.1施行 171
12	京都府	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用、再生利用その他適正な処理を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 190
13	宮城県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 403
14	島根県	産業廃棄物減量税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他産業廃棄物の適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 (R2.4.1) 177
15	福岡県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制、再生利用等の促進その他適正な処理の推進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 196
16	佐賀県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の実現に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 100
17	長崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進その他適正な処理の促進を図る施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 72

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
18	大分県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、再生利用その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 436
19	鹿児島県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制、減量化、再生利用その他適正な処理の促進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 231
20	宮崎県	産業廃棄物税	焼却施設及び最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出抑制、再生利用の促進その他適正な処理の推進を図るための施策に要する費用	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	焼却施設又は最終処分場へ搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	焼却施設…800円/トン 最終処分場…1,000円/トン	H17.4.1施行 286
21	熊本県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向けた産業廃棄物の排出の抑制及び再生利用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H17.4.1施行 111
22	福島県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン ※自社処分の場合は1/2、年間搬入量10,000トン超の部分は1/2	H18.4.1施行 477
23	愛知県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の発生抑制、再使用及び再生利用の促進、産業廃棄物の最終処分場の設置の促進その他産業廃棄物の適正な処理に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン)	H18.4.1施行 555
24	沖縄県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	循環型社会の形成に向け、産業廃棄物の排出の抑制及び再使用、再生利用その他適正な処理の促進に関する施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.4.1施行 38
25	北海道	循環資源利用促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 867
26	山形県	産業廃棄物税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制、再生利用等による産業廃棄物の減量その他その適正な処理の促進に関する施策の実施に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分は申告納付	1,000円/トン	H18.10.1施行 180

No	団体名	税目	課税客体	税収の使途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
27	愛媛県	資源循環促進税	最終処分場への産業廃棄物の搬入	産業廃棄物の排出の抑制及び減量化並びに資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理の確保を促進するための施策に要する費用	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量	最終処分場に搬入される産業廃棄物の排出事業者及び中間処理業者	特別徴収 ※自社処分及び設置費用を負担した最終処分場での処分は申告納付	1,000円/トン (自社処分の場合は500円/トン、設置費用を負担した最終処分場で処分する場合は750円/トン)	H19. 4. 1施行 280
28	東京都	宿泊税	旅館・ホテルへの宿泊	国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	旅館・ホテルへの宿泊数	旅館・ホテルの宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が10千円以上15千円未満…100円 15千円以上…200円 ※令和2年7月1日から令和3年9月30日までの間に行われた宿泊に対しては、課税を停止	H14. 10. 1施行 2, 708
29	大阪府	宿泊税	ホテル、旅館、簡易宿所(旅館業法第三条第一項の許可を受けて行う同法第二条第二項及び第三項の営業)、国家戦略特別区域法第十三条第四項に規定する認定事業及び住宅宿泊事業法第二条第三項に規定する住宅宿泊事業に係る施設への宿泊行為	大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに観光の振興を図る施策に要する費用	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊数	ホテル、旅館、簡易宿所、特区民泊又は住宅宿泊事業法に係る施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が7千円以上15千円未満…100円 15千円以上20千円未満…200円 20千円以上…300円	H29. 1. 1施行 1, 237
30	岐阜県	乗鞍環境保全税	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ自動車運転して自ら入り込む行為又は他人を入り込ませる行為	乗鞍地域の自然環境の保全に係る施策に要する費用	乗鞍鶴ヶ池駐車場に自動車で進入する回数	乗鞍鶴ヶ池駐車場へ入り込む自動車運転者	特別徴収 ※シャトルバス、路線バス等については月ごとの申告納付	○乗車定員が30人以上の自動車 ・一般乗合用バス以外…3,000円/回 ・一般乗合用バス…2,000円/回 ○乗車定員が11人以上29人以下の自動車…1,500円/回 ○乗車定員が10人以下の自動車…300円/回	H15. 4. 1施行 11
31	福岡県	宿泊税	福岡県内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業・簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	福岡県の観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	福岡県内の宿泊施設における宿泊数	福岡県内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき200円 ただし、宿泊に対して税を課する市町村がある場合、当該市町村内に所在する宿泊施設への宿泊については、1人1泊につき100円とする。 上記に関わらず、北九州市内及び福岡市内に所在する宿泊施設における宿泊に係る宿泊税の税率は1人1泊につき50円とする。	R2. 4. 1施行 (平年度見込額) 1,500

(注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 福岡県宿泊税(令和2年4月1日施行)は令和元年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。

(4) 市町村法定外目的税

令和3年1月現在

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
1	山梨県 富士河口 湖町	遊漁税	河口湖での遊漁行為	河口湖及びその周辺 地域における環境の 保全、環境の美化及 び施設の整備の費用	遊漁行為を行う日数	遊漁行為を行う者	特別徴収	1人1日 200円	H13.7.1施行 8
2	福岡県 北九州市	環境未来 税	最終処分場において 行われる産業廃棄物 の埋立処分	廃棄物の適正な処理 の推進、廃棄物の再 生利用の促進に資す る事業の支援その他 環境に関する施策に 要する費用	最終処分場において埋立処 分される産業廃棄物の重量	最終処分場において 埋立処分される産業 廃棄物の最終処分業 者及び自家処分業者	申告納付	1,000円/ト	H15.10.1施行 783
3	新潟県 柏崎市	使用済核 燃料税	使用済核燃料の保管	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	保管する使用済核燃料の重 量(使用済核燃料に係る原 子核分裂をさせる前の核燃 料物質の重量)	使用済核燃料を保管 する原子炉設置者	申告納付	480円/kg	H15.9.30施行 (R2.10.1失効) 575
4	佐賀県 玄海町	使用済核 燃料税	使用済核燃料の貯蔵	原子力発電所に対す る安全対策、生業安 定対策、環境安全対 策及び民生安定対策 並びに原子力発電所 との共生に必要な費 用	使用済核燃料に係る原子核 分裂をさせる前の核燃料物 質の重量 (使用済核燃料とした日か ら5年を経過したものに 限る。ただし、発電用原子 炉を廃止したものはこの限 りではない。)	発電用原子炉の設置 者	申告納付	500円/kg	H29.4.1施行 416
5	沖縄県 伊是名村	環境協力 税	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、飛行機等により伊 是名村へ入域する回数	旅客船、飛行機等に より伊是名村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H17.4.25施行 4
6	沖縄県 伊平屋村	環境協力 税	旅客船等により伊平 屋村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等により伊平屋村へ 入域する回数	旅客船等により伊平 屋村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、高校生以 下は課税免除)	H20.7.1施行 3
7	沖縄県 渡嘉敷村	環境協力 税	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船等又はヘリコプター により渡嘉敷村へ入域する 回数	旅客船等又はヘリコ プターにより渡嘉敷 村へ入域する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H23.4.1施行 12
8	沖縄県 座間味村	美ら島税	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する行為	環境の美化、環境の 保全及び観光施設の 維持整備に要する費 用	旅客船、航空機等により座 間味村へ入域する回数	旅客船、航空機等に より座間味村へ入域 する者	特別徴収	1回の入域につき100 円(障害者、中学生以 下は課税免除)	H30.4.1施行 10
9	大阪府 箕面市	開発事業 等緑化負 担税	事業として行う開発 行為等	良好な自然環境や住 環境をはじめとする 都市環境の維持、保 全及び向上に要する もの	開発行為等の行われる土地 の面積に0.9を乗じて得た 値に、当該土地に係る建築 基準法の規定による建築物 の容積率の最高限度の数値 を乗じて得た面積	開発行為等を行う事 業者	申告納付	250円/㎡	H28.7.1施行 82

No	団体名	税目	課税客体	税収の用途	課税標準	納税義務者	徴収方法	税率	施行年月日 (直近の更新) 元年度決算額 (百万円)
10	京都府 京都市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業を営む施設への宿泊行為	国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊数	・旅館・ホテル、簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業を営む施設への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上50千円未満 …500円 50千円以上 …1,000円 (修学旅行その他学校行事に参加する者及びその引率者は課税免除)	H30.10.1施行 4,201
11	石川県 金沢市	宿泊税	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊行為	金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活と調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する費用	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊数 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊数	・旅館業法の許可を受けた旅館・ホテル、又は簡易宿所への宿泊者 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について宿泊料金が 20千円未満 …200円 20千円以上 …500円	H31.4.1施行 769
12	北海道 倶知安町	宿泊税	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊料金 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への宿泊者 ・旅館業法の許可を受けて行う旅館・ホテル、又は簡易宿所 ・住宅宿泊事業法の届出をして営む住宅宿泊事業に係る住宅	特別徴収	宿泊料金の2%	R1.11.1施行 176
13	福岡県 福岡市	宿泊税	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊行為 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊行為	福岡市観光振興条例に規定する観光産業の振興、受入環境の整備、観光資源の魅力の増進等、MICEの振興や持続可能な観光の振興に要する費用	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊数 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊数	・旅館業法に規定する旅館・ホテル営業、簡易宿所営業に係る施設への宿泊者 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る住宅への宿泊者	特別徴収	1人1泊について、宿泊料金が 2万円未満 …150円 2万円以上 …450円	R2.4.1施行 (平年度見込額 1,820)
14	福岡県 北九州市	宿泊税	北九州市内に所在する次の宿泊施設への宿泊行為 ・旅館業(旅館・ホテル営業、簡易宿所営業)を営む施設 ・国家戦略特別区域法の認定事業(特区民泊)を行う施設 ・住宅宿泊事業を営む施設	北九州市の観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用	北九州市内の宿泊施設における宿泊数	北九州市内の宿泊施設における宿泊者	特別徴収	1人1泊につき 150円	R2.4.1施行 (平年度見込額 300)

- (注) ○ 「直近の更新」とは、課税期間を規定している法定外税について、新設(更新)の総務大臣協議をした場合における、直近の施行日を記載している。
○ 福岡県福岡市宿泊税(令和2年4月1日施行)は令和元年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 福岡県北九州市宿泊税(令和2年4月1日施行)は令和元年度の徴収実績がないため、総務大臣協議時の税収見込額を記載している。
○ 新潟県柏崎市使用済核燃料税(法定外目的税)は令和2年10月1日をもって失効しているが、令和元年度は徴収実績があるため記載している。

16 政令指定都市の歳入中に占める税収入等の割合（令和元年度）

（単位 百万円、％）

区分 団体名	歳入総額	税 収 入		地方交付税		国県支出金		地 方 債		そ の 他	
	金額 A	金額 B	$\frac{B}{A}$	金額 C	$\frac{C}{A}$	金額 D	$\frac{D}{A}$	金額 E	$\frac{E}{A}$	金額 F	$\frac{F}{A}$
札幌	1,004,028	338,947	33.8	110,869	11.0	289,253	28.8	88,543	8.8	176,416	17.6
仙台	529,996	221,797	41.8	24,905	4.7	109,700	20.7	50,603	9.5	122,991	23.2
さいたま	553,678	274,012	49.5	6,771	1.2	121,611	22.0	51,261	9.3	100,023	18.1
千葉	463,263	202,584	43.7	13,739	3.0	99,840	21.6	49,938	10.8	97,162	21.0
横浜	1,794,131	846,456	47.2	23,732	1.3	397,909	22.2	185,781	10.4	340,252	19.0
川崎	739,134	361,896	49.0	1,427	0.2	163,546	22.1	47,541	6.4	164,724	22.3
相模原	306,647	131,098	42.8	17,300	5.6	76,939	25.1	27,865	9.1	53,444	17.4
新潟	401,441	136,102	33.9	57,230	14.3	86,239	21.5	57,629	14.4	64,240	16.0
静岡	321,728	142,603	44.3	17,899	5.6	68,486	21.3	39,328	12.2	53,413	16.6
浜松	359,322	151,343	42.1	23,644	6.6	78,758	21.9	34,406	9.6	71,171	19.8
名古屋	1,229,420	600,909	48.9	6,130	0.5	266,025	21.6	82,322	6.7	274,033	22.3
京都	768,585	305,500	39.7	59,822	7.8	188,672	24.5	82,079	10.7	132,512	17.2
大阪	1,764,214	776,114	44.0	44,514	2.5	499,797	28.3	100,265	5.7	343,524	19.5
堺	418,506	151,523	36.2	34,196	8.2	127,453	30.5	47,631	11.4	57,703	13.8
神戸	860,399	309,262	35.9	74,686	8.7	214,905	25.0	105,579	12.3	155,969	18.1
岡山	341,027	131,836	38.7	33,844	9.9	80,508	23.6	32,815	9.6	62,025	18.2
広島	630,898	239,772	38.0	46,156	7.3	160,886	25.5	82,609	13.1	101,475	16.1
北九州	554,598	176,548	31.8	65,681	11.8	136,817	24.7	64,832	11.7	110,720	20.0
福岡	882,411	344,454	39.0	35,365	4.0	207,501	23.5	74,362	8.4	220,730	25.0
熊本	407,076	117,804	28.9	46,941	11.5	114,058	28.0	61,063	15.0	67,210	16.5
計	14,330,502	5,960,560	41.6	744,849	5.2	3,488,904	24.3	1,366,452	9.5	2,769,737	19.3

- （注） 1 普通会計における決算額である。
 2 国県支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

17 地方税の税率等の推移

I 道府県税

1. 道府県民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	29	31	32	33	34	36	37
基礎控除		所得税に同じ						9 万円
配偶者控除								
扶養控除		所得税に同じ						1 人目 7 万円 2 人目以降 3 万円 前年の合計所得金額 が 5 万円を超える配 偶者がある場合 1 人目 5 万円
税率		(創設) 均等割 年額 100 円 所得割 所得税の 5% (課税総額)	所得割 5.5%	所得割 6%	所得割 7.5%	所得割 8%	所得割 所得金額を課税 標準とする 13 段階 の標準税率が設け られ、昭和 37 年度 から適用すること とされたが、同年 度において再び法 改正が行われ、実 施されなかった。	所得割 150 万円以下 2% 150 万円超 4%

(注) 税率は、道府県民税利子割、道府県民税配当割、道府県民税株式等譲渡所得割、地方消費税、道府県たばこ税、自動車取得税、軽油引取税、自動車税環境性能割、鉱区税、軽自動車税環境性能割、狩猟者登録税、入猟税、狩猟税、市町村たばこ税、電気税、ガス税、特別土地保有税及び事業所税にあっては一定税率、市町村民税にあっては昭和 39 年度までは準拠税率、都市計画税にあっては制限税率、その他にあっては標準税率である。

41	42	43	44	45	46
10万円		11万円	12万円	13万円	14万円
(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円	13万円
扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額 が5万円を超える配 偶者がある場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者が ない場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がない場合 1人目 9万円	扶養親族 1人 10万円 配偶者がない場合 1人目 11万円
所得割 退職所得に係る 10%税額控除の創 設(昭和42年1月 1日以後に支払を 受けるべき退職手 当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に対する 税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 1.3% (ロ) 48、49年度 1.6% (ハ) 50、51年度 2.0% (2) 短期譲渡所得 (イ) 又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合 の課税短期譲渡所得金額に 対する税額の110%相当額	

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	47	48	49	50	51
基礎控除	15万円	16万円	18万円	19万円	
配偶者控除	14万円	15万円	18万円	19万円	
扶養控除	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 1人目 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 1人目 19万円	
税率			所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち、特定市街化区域 農地等の譲渡所得については、 (イ) 49年度 1.3% (ロ) 50、51年度 1.6% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所得税額の5.2% (ただし49年度は5.6%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事 業所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算し た場合の課税事業 所得等の金額に対 する税額の110% 相当額	均等割 標準税率 年額 300円

- (注) 1 昭和50年度欄における所得税の税率は昭和49年度改正によるものである。
2 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。

52	54	55	56
20万円	21万円	22万円	
20万円	21万円	22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 1人目 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 1人目 21万円	扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得 (52～56年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 40万円と課税長期譲渡所得金額 の4分の3を総合課税した場合の 当該2,000万円を超える部分に係 る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (52～54年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額 から2,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 年額 500円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地 等の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 の2分の1を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (55～57年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額 から4,000万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の外の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額 のうち、4,000万円を超え8,000万 円以下の額の2分の1の額と8,000 万円を超える金額の4分の3の額と の合計額を総合課税した場合の当 該4,000万円を超える部分に係る上 積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)

3 昭和55年度欄における所得割の税率は、昭和54年度改正によるものである。

4 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

年度 項目	58	59
基礎控除		25万3千円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 29万3千円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を 総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の2.5%に相 当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除し た金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の 1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額 の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(58~60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する 金額との合計額	

- (注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。
3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除は、昭和59年度改正によるものである。

60	61	63
26万円		28万円
控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円	同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調 整される。)
扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である 扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円	同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
均等割 標準税率 年額 700円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額 の2.5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以 下である場合 ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金 額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超え る部分に係る上積み税額との合計額 ④ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を 超える場合 80万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万 円を控除した金額の2.5%に相当する金額を加算した金額と課税長 期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良 住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税し た場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の 2.5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 130万円以下の金額 2% 130万円を超える金額 3% 260万円 " 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税 事業所得等の金額に対する税額の 120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等 の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区 域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄については、昭和62年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税率	所得割 (1) 500万円以下の金額 2% 500万円を超える金額 4% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 2% (ハ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (ニ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(平成元年～3年度) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)	所得割 (1) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 2% (2) 資産合算課税制度の廃止 (A) (3) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正。(2)(ロ)、(ニ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したものの、又は昭和

3	4
31 万円	
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円	
所得割 (1) 550 万円以下の金額 2% 550 万円を超える金額 4% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 （～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 4% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する 税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成 9 年度） 1.6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日までの譲渡に係る分は従前の 税率適用）

和 63 年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成 2 年度改正で適用期限を延長したものである。

3 平成 4 年度欄については、平成 3 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	5	6	7
基礎控除			33万円
配偶者控除			控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(特例廃止後の経過措置として平成4年1月1日から平成5年3月31日までの譲渡に係る分は2.2%) (3) 長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.3% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 78万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の1.6%に相当する金額との合計額	所得割 みなし法人課税 制度廃止	所得割 700万円以下の金額 2% 700万円を超える金額 4%

- (注) 1 平成5年度欄については、平成3年度改正によるものである。
2 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
3 平成6年度に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額(20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。)を控除した。
4 平成7年度欄については、平成6年度(平成6年12月)改正によるものである。

8	9
<p>均等割 標準税率 年額 1,000 円</p> <p>所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% (2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超える場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除 した金額の 3%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割 (1) 700 万円以下の金額 2% 700 万円を超える金額 3%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 110%相当額 (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 (～平成 15 年度) ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税 額の 120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円以下である場合 2% ② 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円を超え 8,000 万円以下である場合 80 万円と課税長期譲渡所得金額から 4,000 万円を控除した金額の 2% に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が 8,000 万円を超える場合 160 万円と課税長期譲渡所得金額から 8,000 万円を控除した金額の 3%に相当する金額との合計額 (ロ) 短期譲渡所得 ①又は②のいずれか多い金額 ① 3% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税 額の 110%相当額</p>

5 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

6 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

7 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	10	11
基礎控除		
配偶者控除		同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円
扶養控除		同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円
税率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成14年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（平成11年度） (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 2% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 120万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用（～平成13年度） (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止

- (注) 1 平成10年度欄については、平成8年度改正によるものである。
 2 平成10年度分に限り、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。
 3 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。

12	14	15
特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円		
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成13年度） 2%	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成16年度） (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得（～平成16年度） 2% (3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成13年4月1日から平成15年3月31日までの取引に係る分） 2%	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成16年度） (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 1.6% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 64万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (創設(平成16年1月～)) 配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成20年3月31日までの間に支払を受ける一定の上場株式等の配当等に係る税率 3%) 株式等譲渡所得割 源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成16年1月1日から平成19年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)

- 4 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止）。
- 5 平成12年度欄については、平成11年度改正によるものである。
- 6 平成14年度欄については、平成13年度改正によるものである。
- 7 平成15年度欄において、所得割については平成13年度改正、配当割及び株式等譲渡所得割については平成15年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	16	17
基礎控除		
配偶者控除		配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止
扶養控除		
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 15 年 1 月～)</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 1.6%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例(平成 15～17 年) 1%</p> <p>※ (イ)について、税率 1%の特例を創設(～平成 20 年度) (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 1.6%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 21 年度)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 1.6%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 21 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.3%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 26 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1.6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1.6%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1.6%</p>

- (注) 1 平成 16 年度欄において、所得割(1)(※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。
- 2 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
- 3 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、

19	20
<p>所得割</p> <p>(1) 一律 4%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 2%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～平成21年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 1.6%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 96万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 3.6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 2%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率（～平成20年度） 1.2%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 2%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 4.8%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額 (ただし、平成21年度まで特例不適用)</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成20年1月1日から平成20年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>	<p>配当割</p> <p>上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成20年4月1日から平成21年3月31日までの間に支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%) ※ 3%軽減税率は、平成22年12月31日まで延長。</p> <p>株式等譲渡所得割</p> <p>源泉徴収口座（所得税において源泉徴収を選択した特定口座）内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等に係る税率 3%)</p>

その7.5%相当額（7.5%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除する（平成17年度改正による。）。平成19年度分以降については定率減税を廃止する（平成18年度改正による。）。

4 平成19年度欄において、所得割については平成18年度改正、それ以外については平成19年度改正によるものである。

5 平成20年度欄において、配当割（※を除く。）については平成19年度改正、それ以外については平成20年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	21	22	23
基礎控除			
配偶者控除			
扶養控除			
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (～平成21年度) 1.2%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成26年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を 控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成26年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成22年度～平成24年度) 1.2% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に 対する税率(平成22年度～平成24年度) 1.2%</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受けるべき上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉徴収を選択した 特定口座)内の株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に 支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等 に係る税率 3%)</p>	<p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受けるべ き上場株式等の配当等に係る税率 3%)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座(所得税において源泉 徴収を選択した特定口座)内の株式等 の譲渡による所得に係る税率 5% (平成24年1月1日から平成25年12 月31日までの間に支払を受ける源泉 徴収口座内の上場株式等の譲渡所得 等に係る税率 3%)</p>

- (注) 1 平成21年度欄については、平成19年度改正によるものである。
2 平成22年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成20年度改正により創設されたもの、その他の記載については、平成21年度改正によるものである。
3 平成23年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。

24	25	26
<p>同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>扶養親族のうち年齢 16 歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢 16 歳以上 19 歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に 23 万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組</p>		
<p>所得割 退職所得に係る 10%税額控除の廃止 (平成 25 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき退職手当等)</p>	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 25 年度～平成 26 年度) 1.2%</p>	<p>均等割 標準税率 (平成 26 年度～令和 5 年度) 年額 1,500 円 [本則税率 年額 1,000 円に 年額 500 円を加算した額]</p> <p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成 29 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 32 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 2%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成 29 年 3 月 31 日までの譲渡)</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p> <p>株式等譲渡所得割 源泉徴収口座 (所得税において源泉徴収を選択した特定口座) 内の上場株式等の譲渡による所得に係る税率 5% (平成 26 年 1 月 1 日以後に支払を受ける源泉徴収口座内の上場株式等の譲渡所得等)</p>

4 平成 24 年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成 22 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるものである。

5 平成 25 年度欄については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

6 平成 26 年度欄において、均等割については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 12 月) によるもの、所得割については、平成 26 年度改正によるもの、その他の記載については、平成 23 年度改正 (平成 23 年 6 月) によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	27	29
基礎控除		
配偶者控除		
扶養控除		
税率	<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 2% ※軽減税率は平成26年度まで</p> <p>配当割 上場株式等の配当所得等に係る税率 5% (平成28年1月1日以後に支払を受けるべき上場株式等の配当等)</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

(注) 1 平成27年度欄において、所得割については、平成23年度改正によるもの、配当割については、平成25年度改正によるものである。
2 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

30	令和元年度
	<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて 3 段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>〔 控除対象配偶者 33、22、11 万円 〕 〔 老人控除対象配偶者 38、26、13 万円 〕</p>
<p>所得割(指定都市の存する区域の場合)</p> <p>(1) 一律 2% (ただし、分離課税に係る退職所得については 4%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 1%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和 2 年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 16 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 0.8%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 1%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 1.8%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 1%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 1%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 1%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 1%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 2.4%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和 2 年 3 月 31 日までの譲渡については特例不適用)</p>	

3 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

4 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

(道府県民税「個人」つづき)

年度 項目	2	3
基礎控除		43万円 基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で遞減、2,500万円超の場合には消失 〔基礎控除の額 43、29、15万円〕
配偶者控除		同一年計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。 配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。
扶養控除		扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。
税率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 1.6% （指定都市の存する区域の場合、0.8%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 32万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の2%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、16万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の1%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

- (注) 1 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
2 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法人

年度 項目	昭和 25 年度	29	30	40	41	42
税 率		(創設) 均等割 年 600 円 法人税割 法人税額の 5% 制限税率 6% ※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する 事業年度から適用	法人税割 標準税率 5.4% 制限税率 6.5% ※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 5.3% 制限税率 6.3%	法人税割 標準税率 5.5% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.8% 制限税率 7.0%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1,000 万円を超える法人 年 1,000 円 (2) 上記法人以外の法人等 年 600 円

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本の金額又は出資金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 200,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 100,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 20,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 6,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 2,000 円 ※資本等の金額 …資本の金額又は出資金額と資本積立金との 合計額 法人税割 標準税率 5.0% 制限税率 6.0%	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50 億円を超える法人 年額 300,000 円 (2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 200,000 円 (3) 資本等の金額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 40,000 円 (4) 資本等の金額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 12,000 円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 4,000 円

45	49	51	52
法人税割 標準税率 5.6% 制限税率 6.6%	法人税割 標準税率 5.2% 制限税率 6.2%	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 6,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 3,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 1,800円	均等割 標準税率 (1) 資本の金額又は出資金額が 1億円を超える法人 年額 20,000円 (2) 資本の金額又は出資金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 6,000円 (3) 資本の金額又は出資金額が 1千万円以下の法人等 年額 2,000円

59	平成6年度	14	18
均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 750,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 500,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 100,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 30,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 10,000円	均等割 標準税率 (1) 資本等の金額が 50億円を超える法人 年額 800,000円 (2) 資本等の金額が 10億円を超え50億円以下の法人 年額 540,000円 (3) 資本等の金額が 1億円を超え10億円以下の法人 年額 130,000円 (4) 資本等の金額が 1千万円を超え1億円以下の法人 年額 50,000円 (5) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 20,000円	均等割 資本等の金額 …資本の金額又は 出資金額と資本 積立金額又は連 結個別資本積立 金額との合計額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等	均等割 資本金等の額 …法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額 法人税割 連結申告法人の課税 標準を個別帰属法人税 額とする等

(道府県民税「法人」つづき)

年度 項目	平成 20 年度	26	27	令和元年度
税 率	均等割 標準税率 (1) 資本金等の額が 1 千万円以下の法人 年額 20,000 円 (2) 資本金等の額が 1 千万円を超え 1 億円以下の法人 年額 50,000 円 (3) 資本金等の額が 1 億円を超え 10 億円以下の法人 年額 130,000 円 (4) 資本金等の額が 10 億円を超え 50 億円以下の法人 年額 540,000 円 (5) 資本金等の額が 50 億円を超える法人 年額 800,000 円	法人税割 標準税率 3.2% 制限税率 4.2% ※平成 26 年 10 月 1 日 以後に開始する事業年 度から適用	均等割 資本金等の額 法人税法に規定す る資本金等の額又 は連結個別資本金 等の額に、資本金 又は資本準備金を 欠損の填補又は損 失の填補に充てた 金額を控除すると ともに、剰余金又 は利益準備金を資 本金とした金額を 加算した額	法人税割 標準税率 1% 制限税率 2% ※令和元年 10 月 1 日 以後に開始する事業 年度から適用

③ 利 子 割

年度 項目	昭和 63 年度	平成 19 年度	27
税 率 等	(創設) 利子割 一定税率 5.0% 4 月 1 日施行 (交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 95%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	(交付金) 都道府県間の精算をした後の額に 99%を 乗じて得た額の 5 分の 3 を市町村に交付	平成 28 年 1 月 1 日以後に支払 いを受けるべき利子等に係る法人 の利子割について廃止

(注) 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

(注) 平成 27 年度欄については、平成 25 年度改正によるものである。

2. 事業税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	27	28	29	30	31	32	33
事業主控除等	免税点 年 25,000 円	基礎控除 年 38,000 円	基礎控除 年 50,000 円	基礎控除 年 70,000 円	基礎控除 年 100,000 円	基礎控除 年 120,000 円		
税 率	第 1 種事業 12% 第 2 種事業 8% 特別所得税 第 1 種業務 6.4% 第 2 種業務 8%		第 1 種業務のうち助産婦業等 4%	第 1 種事業 8% 第 2 種事業及び第 3 種事業 6% 第 3 種事業のうち助産婦業等 4%			第 1 種事業課税所得 年 50 万円以下 6% 年 50 万円超 8%	
事業専従者控除等				特別所得税が事業税の第 3 種事業とされた。				事業専従者控除 (青色) 年 80,000 円

年度 項目	昭和 46 年度	47	48	49	50	51	52	60
事業主控除等	事業主控除 年 360,000 円	事業主控除 年 600,000 円	事業主控除 年 800,000 円	事業主控除 年 1,500,000 円	事業主控除 年 1,800,000 円	事業主控除 年 2,000,000 円	事業主控除 年 2,200,000 円	事業主控除 年 2,400,000 円
税 率					制限税率が設けられた。 (標準税率の 1.1 倍)			
事業専従者控除等		事業専従者控除 (白色) 年 165,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 170,000 円	事業専従者控除 (白色) 年 192,500 円 (49 年度限り、本則は年 200,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 275,000 円 (50 年度限り、本則は年 300,000 円)	事業専従者控除 (白色) 年 400,000 円		事業専従者控除 (白色) 年 450,000 円

34	37	39	40	41	42	43	44	45
基礎控除 年 200,000 円	事業主控除と名称 が変更された。	事業主控除 年 220,000 円	事業主控除 年 240,000 円	事業主控除 年 250,000 円	事業主控除 年 270,000 円			事業主控除 年 320,000 円
	第1種事業 5% 第2種事業 4% 第3種事業 5% 助産婦業等 3%							
	事業専従者控除 (白色) 年 50,000 円 (青色の 年 80,000 円 についても 法律に明記)			事業専従者控除 (青色) 年 100,000 円 (白色) 年 60,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 120,000 円 (白色) 年 80,000 円	事業専従者控除 (青色) 年 170,000 円 (白色) 年 110,000 円	事業専従者控除 (青色) 完全給与制 (白色) 年 150,000 円	

63	平成2年度	5	8	11
		事業主控除 年 2,700,000 円		事業主控除 年 2,900,000 円
事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 600,000 円 その他の 事業専従者 年 450,000 円	事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 800,000 円 その他の 事業専従者 年 470,000 円		事業専従者控除 (白色) 配偶者である 事業専従者 年 860,000 円 その他の 事業専従者 年 500,000 円	

(注) 1 昭和63年度欄については、昭和62年9月改正によるものである。
2 平成2年度欄については、昭和63年12月改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	32	34	37
税 率	普通法人 12% 特別法人 8% 収入金額課税法人 1.6%		普通法人 年 50 万円以下 10% 年 50 万円超及び 清算所得 12% 収入金額課税法人 1.5%	普通法人 3 以上の道府 県に事務所等 を有する法人 で資本又は出 資の金額 500 万円以上の法 人の所得及び 清算所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 8% 年 100 万円以下 10% 年 100 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有する 法人で資本又は出 資の金額 500 万円 以上の法人の所得 12%	普通法人 年 50 万円以下 7% 年 100 万円以下 8% 年 200 万円以下 10% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に 事務所等を有す る法人で資本又 は出資の金額 500 万円以上の法人 の所得 12% 特別法人 年 50 万円以下 7% 年 50 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県 に事務所等を有 する法人で資本 又は出資の金額 500 万円以上の 法人の所得 8%	普通法人 年 100 万円以下 6% 年 200 万円以下 9% 年 200 万円超及び 清算所得 12% 3 以上の道府県に事 務所等を有する法人 で資本又は出資の金 額 1,000 万円以上の 法人の所得 12% 特別法人 年 100 万円以下 6% 年 100 万円超及び 清算所得 8% 3 以上の道府県に事務 所等を有する法人で 資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人 の所得 8%
そ の 他		申告納付制度が採用された。	生命保険事業が収入金額課税とされ、運送業（地方鉄軌道事業を除く。）が所得課税とされた。	損害保険事業が収入金額課税とされた。	地方鉄軌道事業が所得課税とされた。		

39	49	50	平成元年度	10	11
<p>普通法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円以下 9%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 150 万円以下 6%</p> <p>年 150 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超 700 万円以下 9%</p> <p>年 700 万円超及び清算所得 12%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>ただし、昭和 49 年 5 月 1 日から昭和 50 年 4 月 30 日までの間に終了する法人については次による。</p> <p>普通法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超 600 万円以下 9%</p> <p>年 600 万円超及び清算所得 12%</p> <p>特別法人</p> <p>年 300 万円以下 6%</p> <p>年 300 万円超及び清算所得 8%</p>	<p>制限税率が設けられた。</p> <p>標準税率の 1.1 倍</p>	<p>特別法人</p> <p>年 350 万円以下 6%</p> <p>年 350 万円超及び清算所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 9%</p> <p>年 10 億円超 9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 8%</p> <p>一定の協同組合等については 9%</p> <p>年 10 億円超 9%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 8.4%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 11%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 11%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 7.5%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 7.5%</p>	<p>普通法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 7.9%</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>一定の協同組合等については 7.9%</p> <p>年 10 億円超 7.9%</p> <p>収入金額課税法人 1.3%</p> <p>※上記税率は恒久的な減税として法附則 40⑩に定められているものであり、本則(法 72 の 22)の税率とは異なる。</p>

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	16	20	
税 率	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本又は出資の金額1億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 3.8%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.5%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 7.2%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 7.2%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p> <p>※上記の所得割及び収入割の税率は、恒久的な減税として、法附則 40⑩に定められているものであり、本則（法 72 の 24 の 7）の税率とは異なる。制限税率が引き上げられた。〔標準税率の 1.2 倍〕</p>	<p>所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本又は出資の金額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 7.3%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 9.6%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 9.6%</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 5%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本又は出資の金額 1,000 万円以上の法人の所得 6.6%</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 7.9%]</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 1.3%</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資 本 割 0.2%</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 1.5%</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 (3.8%)</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 2.2%</p> <p>年 800 万円超及び清算所得 (5.5%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9%</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 (7.2%)</p> <p>特別法人</p> <p>所 得 割</p> <p>年 400 万円以下 2.7%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 (5%)</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 3.6%</p> <p>年 400 万円超及び清算所得 (6.6%)</p> <p>[一定の協同組合等については 年 10 億円超 4.3%</p> <p>年 10 億円超 (7.9%)]</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6%</p> <p>年 10 億円超 (7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収 入 割 0.7%</p> <p>収入金額課税法人 (1.3%)</p>
	そ の 他		<p>※平成 20 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用</p> <p>下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>

(注) 1 平成 16 年度欄については、平成 15 年 3 月改正によるものである。

2 上記の所得割及び収入割の税率は、平成 18 年度改正により平成 19 年 4 月 1 日から本則の税率となったものである。

22		26	
<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 1.5% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 2.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 2.9% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 2.9% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。) のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 4.0% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 5.3% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 5.3% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.7% (5%)</p> <p>年 400 万円超 3.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 3.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 4.3% (7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.7% (1.3%)</p>	<p>右に掲げる法人以外の法人 (資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人)</p> <p>付加価値割 0.48%</p> <p>資本割 0.2%</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 2.2% (3.8%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 3.2% (5.5%)</p> <p>年 800 万円超 4.3% (7.2%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 4.3% (7.2%)</p>	<p>所得課税法人 (特別法人を除く。)のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 800 万円以下 5.1% (7.3%)</p> <p>年 800 万円超 6.7% (9.6%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 6.7% (9.6%)</p> <p>特別法人</p> <p>所得割</p> <p>年 400 万円以下 3.4% (5%)</p> <p>年 400 万円超 4.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)</p> <p>3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.6% (6.6%)</p> <p>一定の協同組合等については年 10 億円超 5.5% (7.9%)</p> <p>収入金額課税法人</p> <p>収入割 0.9% (1.3%)</p>
<p>※平成 22 年 10 月 1 日以後に解散 (合併による解散及び破産手続開始の決定による解散を除く。)又は破産手続開始の決定が行われる場合に適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>		<p>※平成 26 年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段 () 内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率</p>	

(事業税「法人」つづき)

年度 項目	27	28	令和元年度		
税 率	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	資本金の額又は出資金の額 1 億円超の法人	所得課税法人（特別法人を除く。）のうち資本金の額又は出資金の額 1 億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等	
	付加価値割 0.72%	付加価値割 1.2%	付加価値割 1.2%	所 得 割	
	資 本 割 0.3%	資 本 割 0.5%	資 本 割 0.5%	年 400 万円以下 3.5%	
	所 得 割	所 得 割	所 得 割	年 400 万円超 800 万円以下 5.3%	
	年 400 万円以下 1.6% (3.1%)	年 400 万円以下 0.3% (1.9%)	年 400 万円以下 0.4%	年 800 万円超 7%	
	年 400 万円超 800 万円以下 2.3% (4.6%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.5% (2.7%)	年 400 万円超 800 万円以下 0.7%	3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 7%	
	年 800 万円超 3.1% (6%)	年 800 万円超 0.7% (3.6%)	年 800 万円超 1%	特別法人	
	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 3.1% (6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 0.7% (3.6%)	3 以上の道府県に事務所等を有する法人の所得 1%	所 得 割	
				年 400 万円以下 3.5%	
				年 400 万円超 4.9%	
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 一定の協同組合等については年10億円超 5.7% </div>		
			3 以上の道府県に事務所等を有する法人で資本金の額又は出資金の額 1,000 万円以上の法人の所得 4.9%		
			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content;"> 一定の協同組合等については年10億円超 5.7% </div>		
			収入金額課税法人		
			収 入 割 1%		
そ の 他	※平成 27 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用。 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※平成 28 年 4 月 1 日以後に開始する事業年度から適用 下段（ ）内の率については、地方法人特別税等に関する暫定措置法適用前の税率	※令和元年 10 月 1 日以後に開始する事業年度から適用		

2	4 (改正案による)
<p>収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等及び発電事業等）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>	<p>収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業）のうち資本金の額又は出資金の額1億円超の法人</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>付加価値割 0.37%</p> <p>資本割 0.15%</p> <p>収入金額課税法人（電気供給業（小売電気事業等、発電事業等及び特定卸供給業）のうち資本金の額又は出資金の額1億円以下の法人、公益法人等及び投資法人等</p> <p>収入割 0.75%</p> <p>所得割 1.85%</p>
<p>※令和2年4月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>※令和4年4月1日以後に開始する事業年度から適用。</p>

(注) 令和4年度欄については、令和3年度改正案によるものである。

法人事業税の分割基準

年度 区分	昭和 26 年度	29	37	42	45	47
銀行業 保険業 (証券業)	従業者の数	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		各月の延従業者の数 を期末現在の従業者 の数とした。	資本金が 1 億円以上 の法人の本社管理部 門の従業者数につい ては1/2	
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等						
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の本社管理部 門の従業者数につい ては1/2				
鉄道業 軌道業	1/2 を固定資産の価 額 他の 1/2 を従業者の 数	軌道の延長キロメー トル数				
ガス供給業 倉庫業		固定資産の価額				
電気供給業						1/2 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/2 を固定資産 の価額

年度 区分	57	平成元年度	17	29	令和 4 年度 (改正案による)
銀行業 保険業 (証券業)		証券業が追加された	1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の 数		
運輸・通信業 卸売・小売業 サービス業 等			本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
製造業		資本金 1 億円以上の 法人の工場の従業者 数については 1.5 倍	本社管理部門の従業 者数 1/2 措置を廃止		
鉄道業 軌道業					
ガス供給業 倉庫業					
電気供給業	3/4 を発電所の固定 資産の価額 他の 1/4 を固定資産 の価額 ※激変緩和のため経 過措置を講じた。			(小売電気事業) 1/2 を事務所の数 他の 1/2 を従業者の数 (一般送配電事業・送電事業・ 特定送配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (発電事業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額 昭和 57 年度改正で設けられた経 過措置を廃止	(配電事業) 3/4 を発電所に接続する電線路の 電力の容量 他の 1/4 を固定資産の価額 (特定卸供給業) 3/4 を発電所の固定資産の価額 他の 1/4 を固定資産の価額

(注) 令和 4 年度欄については、令和 3 年度改正案によるものである。

3. 地方消費税

年度 項目	平成9年度	26	27	29
税率等	(創設) 一定税率 消費税額の100分の25 (清算基準) 指定統計(商業統計・サービス基本調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数1:1で按分 (交付金) 都道府県内の市町村に対して清算後の額の2分の1を交付 (交付基準) 人口と従業者数を1:1で按分	(税率) 一定税率 消費税額の63分の17 (交付基準) 従来分の地方消費税収については、人口と従業者数を1:1で按分 引上げ分の地方消費税収については、人口のみで按分 (使途) 引上げ分の地方消費税収(市町村交付金を含む。)については、全額社会保障財源化	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数3:2で按分	(清算基準) 基幹統計(商業統計・経済センサス活動調査)ウェイト75%、残り25%を人口と従業者数7:3で按分

- (注) 1 平成9年度欄については、平成6年12月改正によるものである。
 2 平成26年度欄については、平成24年8月改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年11月改正によるものである。
 4 譲渡割については、当分の間、国が消費税と併せて賦課徴収し、貨物割については、国が消費税と併せて賦課徴収する。

30	令和元年度
(清算基準) 基幹統計(商業統計・ 経済センサス活動調査) ウェイト 50%、残り 50% を人口で按分	(税率) 一定税率 消費税額の78分の22 (令和元年10月～) ※消費税率換算 2.2% (軽減税率適用時 1.76%)

4. 特別地方消費税（料理飲食等消費税、遊興飲食税を含む。）（平成12年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	29	30	32
税率等	(遊興飲食税) 芸者等の花代 100% カフェ・バー等 40% 上記以外の飲食 20% 宿泊 20%	カフェ・バー等 20% 上記以外の飲食 10% 宿泊 10% (非課税) 大衆食堂等 1人1回 100円以下 1品価格 50円以下	(非課税) 大衆飲食店 1人1回 120円 甘味喫茶店 1人1回 100円 大衆旅館 1人1回 700円	芸者の花代 30% 花代を伴う遊興飲食 15% カフェ・バー等 15% 上記以外の飲食 1人1回 500円以下 5% 1人1回 500円超 10% 宿泊 1人1泊 1,000円以下 5% 1人1泊 1,000円超 10% (免税点) 1人1回 200円以下 食券食堂の1品の価格 100円以下 (基礎控除) 1人1泊 500円 公給領収証制度の採用 (非課税制度が免税点制度 に改められた。)	芸者の花代及びカフェ ・バー等 15% 宿泊及び上記以外の飲食 10% (免税点) 飲食店 1人1回 300円以下 食券食堂 1品の価格 150円以下 宿泊 1人1泊 800円以下

年度 項目	昭和48年度	49	50	52	53
税率等	(免税点) 旅館 1人1泊 2,400円 飲食店等 1人1回 1,200円 チケット制食堂 1品 600円	(旅館における基礎控除) 1,500円	(免税点) 旅館 1人1泊 3,400円 飲食店等 1人1回 1,700円 チケット制食堂 1品 850円	(免税点) 旅館 1人1泊 4,000円 飲食店等 1人1回 2,000円 チケット制食堂 1品 1,000円	(旅館における基礎控除) 2,000円

36	37	41	44	46
名称が料理飲食等消費税に変更された。 (免税点) 飲食店 1人1回 500円以下 食券食堂 1品の価格 250円以下 宿泊 1人1泊 1,000円以下	(税率) (1) 1人1回の消費金額 3,000円超 15% 3,000円以下 10% (2) 旅館における宿泊の料金(1泊につき2食までの料金を含む。) 10% (旅館における基礎控除) 800円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,200円 飲食店等 1人1回 600円 チケット制食堂 1品 300円 (奉仕料控除) 旅館及び飲食店等における特定の奉仕料(料金の10%以下等)を課税標準から控除することとされた。	(税率) 1人1回の消費金額の10% (免税点) 旅館 1人1泊 1,600円 飲食店等 1人1回 800円 チケット制食堂 1品 400円	(免税点) 旅館 1人1泊 1,800円 飲食店等 1人1回 900円 チケット制食堂 1品 450円 (旅館における基礎控除) 1,000円

57	58	平成元年度	3	9	12
(免税点) 旅館 1人1泊 5,000円 飲食店等 1人1回 2,500円	(旅館における基礎控除) 2,500円	名称が特別地方消費税に変更された。 (税率) 1人1回の消費金額の3% (免税点) 遊興を含むすべての利用行為について適用 旅館 1人1泊 10,000円 飲食店等 1人1回 5,000円 (旅館における基礎控除) 廃止 (奉仕料控除) 廃止 公給領収書制度の廃止	(免税点) 旅館 1人1泊 15,000円 飲食店等 1人1回 7,500円 チケット制食堂における免税点の廃止 (交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して5分の1の範囲内で交付	(交付金) 旅館・飲食店等所在市町村に対して2分の1の範囲内で交付	4月1日廃止

5. 不動産取得税

年度 項目	昭和25年度	29	30	39	48	56	61
税 率 等		(創設) 税率 3%	(免税点) 土地 1万円 家屋(建築) 10万円 家屋(その他) 5万円	(免税点) 土地 5万円 家屋(建築) 15万円 家屋(その他) 8万円	(免税点) 土地 10万円 家屋(建築) 23万円 家屋(その他) 12万円	税率4% ただし、昭和56年7月1日 から昭和61年6月30日まで に行われた住宅の取得につい ては3%とされた。 昭和56年7月1日から昭和 61年6月30日までの間に行 われた一定の住宅用土地の取 得については税額から4分の 1に相当する額を減額するこ ととされた。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置につい て、平成元年6月 30日まで3年間延 長された。

年度 項目	平成12年度	13	15	18
税 率 等	宅地及び宅地比準 土地の取得が、平 成12年1月1日か ら平成14年12月 31日までに行われ た場合においては 課税標準を価格の 2分の1とする特 例措置が講じられ た。	住宅及び住宅用土 地に係る税率等の 特例措置について 平成16年6月30 日まで3年間延長 された。	税率4% ただし、平成15年4月1日から平 成18年3月31日までに行われた不動 産の取得については課税標準を3%と する特例措置が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得が平成15 年1月1日から平成17年12月31日まで に行われた場合においては課税標準を価格 の2分の1とする特例措置が講じられた。	税率4% ただし、住宅及び土地に係る税率の 特例措置については平成21年3月31 日まで3年間延長された。 住宅以外の家屋に係る税率の特例措 置については平成18年4月1日から 平成20年3月31日までの2年間に限 り、標準税率を3.5%とする経過措置 が講じられた。 宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税 標準の特例措置について平成21年3月31 日まで延長する。

平成元年度	4	6	7	8	9	10
住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成4年6月30日まで3年間延長された。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成7年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成6年中に行われた場合については課税標準を価格の2分の1、平成7年及び平成8年中に行われた場合については課税標準を価格の3分の2とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率等の特例措置について、平成10年6月30日まで3年間延長された。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成8年中に行われた場合においては、課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	宅地及び宅地比準土地の取得が、平成9年1月1日から平成11年12月31日までに行われた場合においては課税標準を価格の2分の1とする特例措置が講じられた。	住宅及び住宅用土地に係る税率の特例措置について、平成13年6月30日まで3年間延長された。

21	24	27	30	令和3年度 (改正案による)
<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成24年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成24年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成27年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成27年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については平成30年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について平成30年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和3年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和3年3月31日まで延長する。</p>	<p>税率4%</p> <p>ただし、住宅及び土地に係る税率の特例措置については令和6年3月31日まで3年間延長する。</p> <p>宅地及び宅地比準土地の取得に係る課税標準の特例措置について令和6年3月31日まで延長する。</p>

6. 道府県たばこ税（道府県たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	37	42	60	61
税 率 等		(創設) 税率 115分の5	税率 8%	税率 9%	税率 10.3%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円	税率 従価割 8.1% 従量割 1,000本につき 200円 〔ただし、昭和61年5月から 昭和62年3月までの間に行われ た売渡し等分については、 特例措置として、1,000本に つき160円を加算。〕

年度 項目	平成15年度	18	22	25
税 率 等	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 969円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 461円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,074円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 511円	平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,504円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 716円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 411円

年度 項目	令和2年度	3
税 率 等	令和2年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,000円	令和3年10月1日以降 の売渡し等分 税率 1,000本につき1,070円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
3 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

62	63	平成元年度	9	11
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。	従量制の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が道府県たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,129円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 536円	平成9年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 329円	平成11年5月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 868円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 413円
従量制の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。				

28	29	30	令和元年度
平成28年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 481円	平成29年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 551円	平成30年4月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 860円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	令和元年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 930円
		平成30年10月1日以降の売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 930円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 656円	

5 平成30年度欄（下欄）については、平成30年度改正によるものである。

6 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとされていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとしている。

※軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量な葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとされていたところであるが、令和2年度改正において、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとしている。

7. ゴルフ場利用税（娯楽施設利用税、地方税としての入場税を含む。）

年度 項目	昭和 25 年度	27	29	32	36	37	41	46
税 率 等	(入場税) 第 1 種の場所 100% 第 2 種の場所 40% 第 3 種の施設 100%	(入場税) 税率が従前 の 2 分の 1 に引き下げ られた。	入場税が国税に移譲 され、第 3 種の施設の 利用に対し娯楽施設 利用税を課すること とされた。 (1) 料金課税の税率 舞踏場、 ゴルフ場 50% その他 30% 学生生徒等の 運動競技の 施設利用 10% (2) 外形課税(月額) 税率 ぱちんこ場 1 台 150 円 まあじゃん場 1 卓 500 円 たまつき場 1 台 1,000 円	ゴルフ場に対 し定額課 税が採用さ れた。 1 人 1 日 200 円	(1) 料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 15% (2) ゴルフ場の 定額課税の 税率 1 人 1 日 400 円	料金課税の 税率 ゴルフ場 30% その他 10%	(1) ゴルフ場 の定額課 税の税率 1 人 1 日 600 円 (2) ゴルフ場 所在市町 村に対 して 6 分の 1 を交付	ゴルフ場 所在市町 村に対 して 3 分の 1 を交付

8. 自動車取得税（令和元年 10 月 1 日廃止）

年度 項目	昭和 43 年度	44	49	51	53
税 率 等	自動車取得税(目的税)が 創設され、法定外普通税 としての自動車取得税が 廃止された。 税率 3% 免税点 10 万円 (交付金) 市町村に対して 10 分の 7 を交付(指定市に対 しては一定額を加算)	自動車取得税の免税点 15 万円	自動車取得税の税率 自家用自動車で軽自動 車以外のもの 5% 自動車取得税の免税点 30 万円 (2 年度間の暫定措置)	自動車取得税の暫定措置 が 2 年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置 がさらに 2 年度間延長さ れた。

年度 項目	平成 5 年度	10	15	20	21
税 率 等	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 5 年度間延 長された。	自動車取得税の暫定措 置がさらに 10 年度間延 長された。	自動車取得税が目的税 から普通税に改められ た。

47	48	52	58	平成元年度	15	令和2年度
ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）に対する課税が定額課税に統一された。 1人1日 600円	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 800円 (2) ゴルフ場所在市町村に対して2分の1を交付	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,000円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 250円 まあじゃん場 1卓 750円 たまつき場 1台 1,200円 利用料金課税及び定額課税について制限税率が設けられた。 (標準税率の1.5倍)	(1) ゴルフ場（ゴルフ場に類する施設を含む。）の税率 1人1日 1,100円 (2) 外形課税(月額)税率 ばちんこ場 1台 280円 まあじゃん場 1卓 830円 たまつき場 1台 1,300円	(1) 名称がゴルフ場利用税に変更された。 (2) 課税対象施設がゴルフ場に限定された。 (3) 税率 1人1日 800円 制限税率 1,200円 (4) ゴルフ場所在市町村に対して10分の7を交付	18歳未満の者、70歳以上の者及び障害者の利用並びに国民体育大会のゴルフ競技及び学校の教育活動としての利用について、非課税措置が設けられた。	国民体育大会のゴルフ競技の公式練習及び2020年東京オリンピック競技大会を含む国際競技大会のゴルフ競技（公式練習を含む。）としての利用について、非課税措置が設けられた。

55	58	60	63	平成2年度
自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに2年度延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに3年度間延長された。	自動車取得税の暫定措置がさらに5年度間延長された。	自動車取得税の免税点 50万円 (3年度間の暫定措置)

22	26	30	令和元年度
自動車取得税に係る平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（3%。自家用の自動車で軽自動車以外のものは5%）を維持することとされた。	自動車取得税の税率が以下のとおり引き下げられた。 自家用自動車（軽自動車を除く） 3% 営業用自動車・軽自動車 2%	自動車取得税の免税点の特例措置の適用期限が1年6月延長された。	令和元年10月1日に自動車取得税を廃止。

9. 軽油引取税

年度 項目	昭和25年度	31	32	34	36	39	51	53
税 率 等		(創設) 税率 1キロリットル 6,000円 (交付金) 指定都市に対し て10分の9に相 当する額を道路 面積等にあん分 して交付	税率 1キロリットル 8,000円	税率 1キロリットル 10,400円	税率 1キロリットル 12,500円	税率 1キロリットル 15,000円	税率 1キロリットル 19,500円 (2年度間の 暫定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。

年度 項目	平成22年度	23
税 率 等	<p>平成30年3月31日までの10年間の暫定税率は廃止されたが、当分の間、平成21年度の税率水準（1キロリットル32,100円）を維持することとされた。</p> <p>揮発油税において本則税率を上回る部分の課税措置が停止される場合には、軽油引取税についても本則税率（1キロリットル15,000円）を上回る部分の課税措置を停止することとされた。また、揮発油税において課税停止措置の解除基準を満たし元の税率水準に還元される場合には、軽油引取税についても元の税率水準に還元することとされた。</p>	揮発油価格高騰時における軽油引取税の税率の特例規定の適用停止措置については、東日本大震災の復旧及び復興の状況等を勘案し、別に法律で定める日までの間、その適用を停止することとされた。

54	58	60	63	平成5年度	10	15	20	21
税率 1キロリットル 24,300円 (4年度間の暫 定税率)	暫定税率が 2年度間延 長された。	暫定税率が 3年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が平成5年11 月30日まで延長され、 平成5年12月1日から 平成10年3月31日まで の間適用する暫定税率 が1キロリットル当たり 32,100円とされた。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 5年度間延 長された。	暫定税率が 10年度間延 長された。	目的税から 普通税に改 められた。

10. 自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税 率 等	自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された自動車に対して、環境性能に応じて課税。			
	<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。 </div>			
	〔乗用車〕			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車、クリーンディーゼル車（H30規制適合又はH21規制適合）		非課税	非課税
	ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車	2020年度燃費基準+20%達成		
		2020年度燃費基準+10%達成	100分の1	
		2020年度燃費基準達成	100分の2	100分の0.5
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の3	100分の1
上記以外の車	100分の2			
（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及びLPG車に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。				
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

（注） 1 令和元年度欄において、自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

令和3年度（改正案による）

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気自動車、燃料電池自動車、天然ガス自動車（H30 規制適合又はH21 規制からNOx10%低減）、プラグインハイブリッド自動車		非課税	非課税
ガソリン車（ハイブリッド車を含む）、LPG車、クリーンディーゼル車（H30 規制適合又はH21 規制適合）	2030 年度燃費基準 85%達成	非課税	非課税
	2030 年度燃費基準 75%達成	100 分の 1	
	2030 年度燃費基準 65%達成	100 分の 2	100 分の 0.5
	2030 年度燃費基準 60%達成		100 分の 1
上記以外の車又は 2020 年度基準未達成車		100 分の 3	100 分の 2

（注）ガソリン車（ハイブリッド車を含む）及び LPG 車に適用する排ガス要件は、H30 規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17 規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注） 2 令和3年度欄については、令和3年度改正案によるものである。

②種別割（令和元年10月1日～）（令和元年9月30日まで自動車税）

年度 項目	昭和25年度	28	29	31	33	36	37
税 率 等	普通自動車 自家用 15,000円	普通自動車 自家用 30,000円	普通自動車 自家用 120インチ以下 36,000円	トラック及びバスについて「揮発油を燃料とする自動車」以外の税率が「揮発油を燃料とする自動車」の標準税率まで引き下げられた。	二輪小型自動車及び軽自動車が市町村税の軽自動車税の課税客体とされた。	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 36,000円	小型四輪車 乗用車 自家用 1リットル以下 12,000円 1リットル超 1.5リットル以下 14,000円 1.5リットル超 16,000円 営業用 1リットル以下 6,000円 1リットル超 1.5リットル以下 7,000円 1.5リットル超 8,000円
	営業用 10,000円	営業用 14,000円	120インチ超 60,000円			普通自動車 自家用 3.048メートル超 60,000円	
	トラック及びバス 10,000円	トラック 14,000円	営業用 120インチ以下 15,000円			営業用 3.048メートル以下 15,000円	
	小型自動車 四輪車 自家用 4,500円	バス 観光用 25,000円	120インチ超 30,000円			3.048メートル超 30,000円	
	その他 3,000円	その他 14,000円	トラック 自家用 揮発油 15,000円			トラック 15,000円	
	三輪車 2,000円	小型自動車 四輪車 自家用 7,200円	その他 23,000円			バス 観光用 30,000円	
	二輪車 1,000円	営業用 4,200円	営業用 揮発油 14,000円			その他 14,000円	
	軽自動車 500円	三輪車 2,800円	その他 21,000円			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円	
		二輪車 1,400円	バス 観光用 揮発油 30,000円			営業用 8,000円	
		軽自動車 700円	その他 45,000円			三輪車 3,800円	
			その他 揮発油 14,000円				
			その他 21,000円				
			小型自動車 四輪車 自家用 16,000円				
			営業用 8,000円				
			三輪車 自家用 4,300円				
			営業用 3,300円				
			二輪車 2,500円				
			軽自動車 1,500円				

40	47	51	54	59	平成元年度
普通自動車 自家用 3.048メートル以下 54,000円 3.048メートル超 90,000円 営業用 3.048メートル以下 22,500円 3.048メートル超 45,000円 小型自動車 四輪車 自家用 1リットル以下 18,000円 1リットル超1.5リットル以下 21,000円 1.5リットル超 24,000円 観光貸切用バス 45,000円	バス 一般乗合用 14,000円 その他 30,000円	普通自動車 自家用 3.048メートル以下 70,000円 3.048メートル超 117,000円 営業用 3.048メートル以下 26,000円 3.048メートル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 23,500円 1リットル超1.5リットル以下 27,500円 1.5リットル超 31,500円 営業用 1リットル以下 7,000円 1リットル超1.5リットル以下 8,000円 1.5リットル超 9,000円 トラック 4トン超5トン以下 自家用 20,000円 営業用 17,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 39,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,000円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 34,500円 三輪の小型自動車 自家用 5,000円 営業用 4,400円 制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)	普通自動車 自家用 3リットル以下 71,000円 3リットル超6リットル以下 77,000円 6リットル超 129,000円 営業用 3リットル以下 24,000円 3リットル超6リットル以下 26,000円 6リットル超 52,000円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 25,500円 1リットル超1.5リットル以下 30,000円 1.5リットル超 34,500円 トラック 自家用 4トン超5トン以下 22,000円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 42,500円 営業用 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 36,000円 三輪の小型自動車 自家用 5,500円	普通自動車 自家用 3リットル以下 81,500円 3リットル超6リットル以下 88,500円 6リットル超 148,500円 営業用 3リットル以下 25,000円 3リットル超6リットル以下 27,500円 6リットル超 54,500円 四輪以上の小型自動車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超 39,500円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超 9,500円 バス トラック 4トン超5トン以下 自家用 25,500円 営業用 18,500円 バス 自家用 乗車定員40人超50人以下 49,000円 営業用 一般乗合用 乗車定員30人超40人以下 14,500円 一般乗合用以外のもの 乗車定員40人超50人以下 38,000円 三輪の小型自動車 自家用 6,000円 営業用 4,500円	乗用車 自家用 1リットル以下 29,500円 1リットル超1.5リットル以下 34,500円 1.5リットル超2リットル以下 39,500円 2リットル超2.5リットル以下 45,000円 2.5リットル超3リットル以下 51,000円 3リットル超3.5リットル以下 58,000円 3.5リットル超4リットル以下 66,500円 4リットル超4.5リットル以下 76,500円 4.5リットル超6リットル以下 88,000円 6リットル超 111,000円 営業用 1リットル以下 7,500円 1リットル超1.5リットル以下 8,500円 1.5リットル超2リットル以下 9,500円 2リットル超2.5リットル以下 13,800円 2.5リットル超3リットル以下 15,700円 3リットル超3.5リットル以下 17,900円 3.5リットル超4リットル以下 20,500円 4リットル超4.5リットル以下 23,600円 4.5リットル超6リットル以下 27,200円 6リットル超 40,700円 普通自動車と小型自動車 (三輪車を除く。)との 車種区分を廃止した。

(自動車税「種別割」つづき)

年度 項目	平成 14 年度	18	
税 率 等	トラック（三輪の小型自動車を除く。）	制限税率が引き上げられた。 (標準税率の 1.5 倍)	
	営業用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 6,500 円		5 トン超 6 トン以下 22,000 円
	1 トン超 2 トン以下 9,000 円		6 トン超 7 トン以下 25,500 円
	2 トン超 3 トン以下 12,000 円		7 トン超 8 トン以下 29,500 円
	3 トン超 4 トン以下 15,000 円		8 トン超 29,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 18,500 円		ごとに 4,700 円を加算した額
	自家用（けん引自動車及び被けん引自動車を除く。）		
	1 トン以下 8,000 円		5 トン超 6 トン以下 30,000 円
	1 トン超 2 トン以下 11,500 円		6 トン超 7 トン以下 35,000 円
	2 トン超 3 トン以下 16,000 円		7 トン超 8 トン以下 40,500 円
	3 トン超 4 トン以下 20,500 円		8 トン超 40,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまで
	4 トン超 5 トン以下 25,500 円		ごとに 6,300 円を加算した額
	けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 7,500 円		
	普通自動車 15,100 円		
	自家用		
	小型自動車 10,200 円		
	普通自動車 20,600 円		
	被けん引自動車		
	営業用		
	小型自動車 3,900 円		
	普通自動車で 8 トン以下のもの 7,500 円		
	普通自動車で 8 トン超のもの 7,500 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに		
3,800 円を加算した額			
自家用			
小型自動車 5,300 円			
普通自動車で 8 トン以下のもの 10,200 円			
普通自動車で 8 トン超のもの 10,200 円に 8 トンを超える部分 1 トンまでごとに			
5,100 円を加算した額			
※ トラックのうち最大乗車定員が 4 人以上であるものの税率は上記税率に次の区分に応じた額			
を加算した額			
営業用	自家用		
1 リットル以下 3,700 円	1 リットル以下 5,200 円		
1 リットル超 1.5 リットル以下 4,700 円	1 リットル超 1.5 リットル以下 6,300 円		
1.5 リットル超 6,300 円	1.5 リットル超 8,000 円		
バス（三輪の小型自動車を除く。）			
営業用			
一般乗合用	一般乗合用以外		
30 人以下 12,000 円	30 人以下 26,500 円		
30 人超 40 人以下 14,500 円	30 人超 40 人以下 32,000 円		
40 人超 50 人以下 17,500 円	40 人超 50 人以下 38,000 円		
50 人超 60 人以下 20,000 円	50 人超 60 人以下 44,000 円		
60 人超 70 人以下 22,500 円	60 人超 70 人以下 50,500 円		
70 人超 80 人以下 25,500 円	70 人超 80 人以下 57,000 円		
80 人超 29,000 円	80 人超 64,000 円		
自家用			
30 人以下 33,000 円			
30 人超 40 人以下 41,000 円			
40 人超 50 人以下 49,000 円			
50 人超 60 人以下 57,000 円			
60 人超 70 人以下 65,500 円			
70 人超 80 人以下 74,000 円			
80 人超 83,000 円			

令和元年度

自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の自動車税を自動車税種別割に名称変更。

令和元年10月1日以後に新車新規登録を受けた自家用乗用車について、小型自動車を中心に全ての排気量において、標準税率が引き下げられた。

乗用車

自家用

1リットル以下

25,000 円

1リットル超1.5リットル以下

30,500 円

1.5リットル超2リットル以下

36,000 円

2リットル超2.5リットル以下

43,500 円

2.5リットル超3リットル以下

50,000 円

3リットル超3.5リットル以下

57,000 円

3.5リットル超4リットル以下

65,500 円

4リットル超4.5リットル以下

75,500 円

4.5リットル超6リットル以下

87,000 円

6リットル超

110,000 円

(注) 令和元年度欄において、自動車税種別割への名称変更に係る部分については、平成28年度改正によるもの、標準税率の引下げに係る部分については、令和元年度改正によるものである。

自動車税のグリーン化による特例措置

年度 項目	平成 14 年度	16				
税率等	軽減〔平成 13 年度・14 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度及び翌々年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 25%軽減 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 " 13%軽減	}	標準税率より概ね 50%軽減	軽減〔平成 15 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ☆☆☆かつ 2010 年度燃費基準達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
	}	標準税率より概ね 50%軽減				
	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課	重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 10%重課
}	標準税率より概ね 10%重課					
}	標準税率より概ね 10%重課					

- (注) 1 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。
 2 平成 16 年度欄については、平成 15 年度改正によるものである。
 3 ☆☆☆は平成 12 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 4 ☆☆☆は " 50%以上 "
 5 ☆☆☆は " 25%以上 "
 6 平成 16 年度については、平成 16 年度欄に掲げるほか、平成 14 年度欄における平成 14 年度新車新規登録分の軽減がある。

年度 項目	平成 21 年度	23										
税率等	軽減〔平成 20 年度・21 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +15%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>" 25%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	" 25%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課	軽減〔平成 22 年度・23 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度)〕 電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・車両総重量が 3.5 トン超の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの ・車両総重量 3.5 トン以下の天然ガス自動車のうち、平成 17 年排出ガス規制より 75%以上 NOx 低減 プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +25%以上達成 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 50%軽減</td> </tr> </table> 重課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車 <table style="margin-left: 20px;"> <tr> <td style="border-left: 1px solid black; padding-left: 5px;">}</td> <td>標準税率より概ね 10%重課</td> </tr> </table>	}	標準税率より概ね 50%軽減	}	標準税率より概ね 10%重課
	}	標準税率より概ね 50%軽減										
	}	" 25%軽減										
	}	標準税率より概ね 10%重課										
}	標準税率より概ね 50%軽減											
}	標準税率より概ね 10%重課											

- (注) 1 平成 21 年度欄については、平成 20 年度改正によるものである。
 2 平成 23 年度欄については、平成 22 年度改正によるものである。
 3 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

17	19
軽 減 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 16 年度・17 年度新車新規登録分が対象} \\ \text{(軽減は登録の翌年度)} \end{array} \right]$	軽 減 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 18 年度・19 年度新車新規登録分が対象} \\ \text{(軽減は登録の翌年度)} \end{array} \right]$
電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成	電気自動車 天然ガス自動車 メタノール自動車 ★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +20%以上達成
} 標準税率より概ね 50%軽減	} 標準税率より概ね 50%軽減
★★★★★かつ 2010 年度燃費基準達成 ★★★ かつ 2010 年度燃費基準 +5%以上達成	★★★★★かつ 2010 年度燃費基準 +10%以上達成
} " 25%軽減	} " 25%軽減
重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね 10%重課	} 標準税率より概ね 10%重課

- (注) 7 平成 17 年度欄については、平成 16 年度改正によるものである。
 8 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。
 9 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車
 10 ★★★ は " 50%以上 "

25	27
軽 減 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 24 年度・25 年度新車新規登録分が対象} \\ \text{(軽減は登録の翌年度)} \end{array} \right]$	軽 減 $\left[\begin{array}{l} \text{平成 26 年度・27 年度新車新規登録分が対象} \\ \text{(軽減は登録の翌年度)} \end{array} \right]$
電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 ★★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +10%以上達成	電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上NOx 低減 しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 (2020 年度燃費基準達成車)
} 標準税率より概ね 50%軽減	} 標準税率より概ね 75%軽減
★★★★★かつ 2015 年度燃費基準	★★★★★かつ 2015 年度燃費基準+20%達成 (2020 年度燃費基準未達成車) ★★★★★かつ 2015 年度燃費基準+10%達成
} " 25%軽減	} " 50%軽減
重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車	重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車
} 標準税率より概ね 10%重課	} 標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)

- (注) 4 平成 25 年度欄については、平成 24 年度改正によるものである。
 5 平成 27 年度欄については、平成 26 年度改正によるものである。
 6 ★★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車

平成 29 年度	30
<p>軽 減 (平成 28 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2015 年度燃費基準 +20%達成 " 50%軽減</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>	<p>軽 減 (平成 29 年度・30 年度新車新規登録分が対象 (軽減は登録の翌年度))</p> <p>電気自動車 次に掲げる天然ガス自動車 ・平成 21 年排出ガス規制より 10%以上 NOx 低減又は平成 30 年排出ガス規制に適合しているもの プラグインハイブリッド自動車 クリーンディーゼル乗用車 ★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +30%達成</p> <p>標準税率より概ね 75%軽減</p> <p>★★★★かつ 2020 年度燃費基準 +10%達成 " 50%軽減</p> <p>※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置</p> <p>重 課 新車新規登録から 11 年超ディーゼル車 13 年超ガソリン車、LPG車</p> <p>標準税率より概ね 15%重課 (トラック及びバスは概ね 10%重課)</p>

- (注) 1 平成 29 年度欄については、平成 28 年度改正によるものである。
2 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
3 平成 29 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄及び令和 4 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。

令和4年度（一部改正案による）

軽 減 （ 令和3年度・4年度新車新規登録分が対象 （軽減は登録の翌年度） ）	
電気自動車 天然ガス自動車 （平成21年排出ガス規制より10%以上NOx低減又は 平成30年排出ガス規制に適合しているもの） プラグインハイブリッド自動車	} 標準税率より概ね75%軽減
★★★★★かつ2030年度基準90% 達成（営業用乗用車）	} " 概ね75%軽減
★★★★★かつ2030年度基準70% 達成（営業用乗用車）	} " 概ね50%軽減
重 課（令和5年度分まで） 新車新規登録から	
11年超ディーゼル車 13年超ガソリン車、LPG車	} 標準税率より概ね15%重課 （トラック及びバスは概ね10%重課）

(注) 4 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気自動車、天然ガス自動車及びプラグインハイブリッド自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの（なお、当該措置の対象からクリーンディーゼル車を除くことについては、令和3年度改正案によるもの）、それ以外は、令和3年度改正案によるものである。

11. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	28	29	30	33
税 率 等	<p>附加価値税が創設され、実施は昭和27年1月1日からとされた。</p> <p>漁業権税 賃貸料の10%</p>	<p>附加価値税の実施は昭和28年1月1日からと延期された。</p> <p>漁業権税は廃止された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税の実施は昭和29年1月1日からと延期された。</p> <p>狩猟者税の税率が改正された。</p>	<p>附加価値税は廃止された。</p>	<p>大規模償却資産に対する固定資産税の特例が創設された。</p>	<p>狩猟者税の税率が改正された。</p>

年度 項目	昭和58年度	平成14年度	16
税 率 等	<p>鉱区税、狩猟者登録税及び入猟税の税率がそれぞれの現行の1.1倍程度に改正された。</p> <p>(鉱区税)</p> <p>1. 砂鉱を目的としない鉱業権の鉱区 試掘鉱区 面積100アールごとに 年額200円 採掘鉱区 面積100アールごとに 年額400円</p> <p>2. 砂鉱を目的とする鉱業権の鉱区 河床に存するもの 延長1,000メートルごとに 年額600円 河床でないもの 面積100アールごとに 年額200円 など</p> <p>(狩猟者登録税及び入猟税)</p> <p>1. 甲種又は乙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 10,000円又は4,500円 (入) 6,500円</p> <p>2. 丙種狩猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 (狩) 3,300円 (入) 2,200円 など</p>	<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、</p> <p>甲種狩猟免許が 網・わな猟免許に、 乙種狩猟免許が 第一種銃猟免許に、 丙種狩猟免許が 第二種銃猟免許に 改正された。 (平成15年4月16日施行)</p>	<p>目的税である狩猟税が創設され、これに伴って狩猟者登録税と入猟税は廃止された。</p> <p>1 網・わな猟免許又は第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000円</p> <p>2 第二種銃猟免許に係る 狩猟者の登録を受ける者 5,500円 など</p>

年度 項目	令和元年度
税 率 等	<p>対象鳥獣捕獲員等に係る狩猟税の課税免除又は税率の特例措置が5年度間延長された。</p>

38	41	46	52	54
狩猟免許税と目的税である入猟税が創設され、これに伴って狩猟者税は廃止された。	鉾区税について、石油又は天然ガスの鉾区に係る現行の税率（試掘 90 円、採掘 180 円）が、それぞれ3分の2（試掘 60 円、採掘 120 円）に引き下げられた。	狩猟免許税の税率が改正された。 入猟税の税率が改正された。	鉾区税、狩猟免許税及び入猟税の税率がそれぞれ現行の 2 倍に改正された。	狩猟免許税の名称が狩猟者登録税に改められた。

19	20	25	27
<p>鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律の改正により、網・わな猟免許が網猟免許とわな猟免許に分割されたことに伴って、狩猟税の税率が改正された。</p> <p>1 第一種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 16,500 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 11,000 円 <p>2 網猟免許又はわな猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者</p> <ul style="list-style-type: none"> ・都道府県民税の所得割の納付を要する者 8,200 円 ・都道府県民税の所得割の納付を要しない者 5,500 円 <p>3 第二種銃猟免許に係る狩猟者の登録を受ける者 5,500 円 など</p>	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟者の登録が平成 20 年 4 月 1 日から平成 25 年 3 月 31 日までに行われた場合においては、狩猟税の税率を 2 分の 1 とする特例措置を講じた。	対象鳥獣捕獲員に係る狩猟税の税率の特例措置が 3 年度間延長された。	<p>平成 27 年 4 月 1 日から平成 31 年 3 月 31 日までの間における狩猟者の登録に係る狩猟税について、以下の減免措置が講じられた。</p> <p>1 対象鳥獣捕獲員が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>2 認定鳥獣捕獲等事業者の従事者が受ける狩猟者の登録 課税免除</p> <p>3 狩猟者の登録をする日前 1 年以内に、鳥獣による農林水産業等に係る被害防止等の目的で鳥獣保護法第 9 条第 1 項の許可を受けてその許可に係る捕獲に従事した者が受ける狩猟者の登録 税率 2 分の 1</p>

II 市町村税

1. 市町村民税

① 個人

年度 項目	昭和 25 年度	26	28	29	30	32
基礎控除	所得税に同じ					
配偶者控除						
扶養控除	所得税に同じ					
税率	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 800 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 600 円 (3)その他の市町村 年額 400 円 制限税率 上記区分による (1)年額 1,000 円 (2)年額 750 円 (3)年額 500 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20% ただし、昭和 25 年度に限り (1)方式のみしかとれない。</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 700 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 500 円 (3)その他の市町村 年額 300 円 制限税率 上記区分による (1)年額 900 円 (2)年額 650 円 (3)年額 400 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 18% 制限税率 20% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 制限税率 10% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 20%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 10% (2)第二課税方式 制限税率 10% (3)第三課税方式 制限税率 20%</p>	<p>均等割 標準税率 (1)人口 50 万以上の市 年額 600 円 (2)人口 5 万以上 50 万未満の市 年額 400 円 (3)その他の市町村 年額 200 円 制限税率 上記区分による (1)年額 800 円 (2)年額 550 円 (3)年額 300 円</p> <p>所得割 (1)第一課税方式 賦課制限 課税総所得金額の 7.5% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 制限税率 7.5% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 制限税率 15%</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)以下左に同じ</p>	<p>所得割 (1)第一課税方式 標準税率 15% 制限税率 18% (2)第二課税方式 本文 } (3)第二課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.2% 3 万円を超える金額 3.0% 8 万円 // 3.7% 15 万円 // 4.5% 30 万円 // 5.2% 50 万円 // 6.0% 80 万円 // 6.7% 120 万円 // 7.5% 200 万円 // 8.2% 300 万円 // 9.0% (4)第三課税方式 本文 } (5)第三課税方式 但書 } 準拠税率法定 3 万円以下の金額 2.6% 3 万円を超える金額 3.7% 7 万円 // 5.0% 12 万円 // 6.4% 20 万円 // 8.1% 35 万円 // 10.0% 50 万円 // 12.3% 80 万円 // 15.0% 120 万円 // 18.3% 160 万円 // 22.5%</p>

33	34	35	37	38	39
			9万円		
			1人目 7万円 2人目以降 3万円 前年の合計所得金額が 5万円を超える配偶者が ある場合 1人目 5万円		
<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 18.5% 制限税率 22%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.0% 3万円を超える金額 2.2% 5万円 " 3.0% 8万円 " 3.1% 15万円 " 3.5% 20万円 " 4.1% 30万円 " 4.4% 50万円 " 5.4% 80万円 " 5.5% 100万円 " 6.3% 120万円 " 6.5% 150万円 " 7.2% 200万円 " 7.4% 250万円 " 8.1% 300万円 " 8.3% 400万円 " 9.1% 500万円 " 9.2%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2.3% 3万円を超える金額 2.5% 4万円 " 3.5% 7万円 " 3.8% 13万円 " 4.3% 17万円 " 5.2% 25万円 " 5.8% 40万円 " 7.5% 60万円 " 7.9% 75万円 " 9.5% 90万円 " 10.0% 110万円 " 11.8% 140万円 " 12.3% 170万円 " 14.5% 200万円 " 15.1% 250万円 " 17.8% 300万円 " 18.5% 350万円 " 21.7%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10%</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>3万円以下の金額 2% 3万円を超える金額 3% 8万円 " 4% 20万円 " 5% 40万円 " 6% 60万円 " 7% 80万円 " 8% 110万円 " 9% 140万円 " 11% 180万円 " 13% 270万円 " 16% 380万円 " 20% 580万円 " 24%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 第一課税方式 標準税率 20% 制限税率 24%</p> <p>(2) 第二課税方式 本文 } (3) 第二課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>10万円 10万円を超える金額 3% 10万円 以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 以下左に同じ</p> <p>(4) 第三課税方式 本文 } (5) 第三課税方式 但書 } 準拠税率</p> <p>5万円以下の金額 2% 5万円 を超える金額 3% 10万円 を超える金額 4% 以下左に同じ</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>10万円以下の金額 2% 10万円 を超える金額 3% 20万円 " 4% 50万円 " 5% 100万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 本文方式 } (2) 但書方式 } 準拠税率</p> <p>15万円以下の金額 2% 15万円 を超える金額 3% 40万円 " 4% 70万円 " 5% 以下左に同じ</p>	<p>所得割の 不均衡是正</p> <p>1 40年度適用 (1) 本文方式へ統一 (但書方式の 廃止) (2) 標準税率の法 定 (段階、税率 は左に同じ) (3) 制限税率の法 定 (標準税率の 1.5倍の率)</p> <p>2 39年度適用 但書方式 (1) 扶養控除を所 得控除とした。 (2) 専従者の税額 控除の最低限の 法定</p> <p>3 上記1、2によ る減収について は市町村民税臨 時減税補てん債 により元利とも 補てんすること とされた。</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	41	42	43	44	45
基礎控除	10万円		11万円	12万円	13万円
配偶者控除	(新設) 8万円		9万円	10万円	11万円
扶養控除	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円 前年の合計所得金額が 5 万円を超える配偶者があ る場合 1人目 6万円	扶養親族 1人 4万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 7万円	扶養親族 1人 5万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 6万円 控除対象配偶者がいない 場合 1人目 8万円	扶養親族 1人 8万円 配偶者がいない場合 1人目 9万円
税率	所得割 退職所得に係る 10% 税額控除の創設 (昭和 42年1月1日以後に受け るべき退職手当等)				所得割 土地建物等の譲渡所得に 対する税率 (1) 長期譲渡所得 (イ) 46、47年度 2.7% (ロ) 48、49年度 3.4% (ハ) 50、51年度 4.0% (2) 短期譲渡所得 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算 した場合の課税短 期譲渡所得金額に 対する税額の 110% 相当額

46	47	48	49	50
14万円	15万円	16万円	18万円	19万円
13万円	14万円	15万円	18万円	19万円
扶養親族 1人 10万円 配偶者がいない場合 1人目 11万円	扶養親族 1人 11万円 配偶者がいない場合 1人目 12万円	扶養親族 1人 12万円 配偶者がいない場合 1人目 14万円 (新設) 老人扶養親族 14万円	扶養親族 1人 14万円 老人扶養親族 1人 16万円 配偶者がいない場合 16万円	扶養親族 1人 17万円 老人扶養親族 1人 19万円 配偶者がいない場合 19万円
		所得割 30万円以下の金額 2% 30万円を超える金額 3% 50万円 " 4% 80万円 " 5% 110万円 " 6% 150万円 " 7% 250万円 " 8% 400万円 " 9% 600万円 " 10% 1,000万円 " 11% 2,000万円 " 12% 3,000万円 " 13% 5,000万円 " 14%	所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得 に対する税率 長期譲渡所得のうち 特定市街化区域農地等 の譲渡所得については (イ) 49年度 2.7% (ロ) 50、51年度 3.4% (2) みなし法人所得 みなし法人税額相当所 得税額の12.1% (ただし49年度は9.1%)	所得割 (1) 土地の譲渡等に係る事業 所得等に対する税率 (イ)又は(ロ)のいずれか 多い金額 (イ) 8% (ロ) 総合課税で計算した 場合の課税事業所得等 の金額に対する税額の 110%相当額

(注) 昭和50年度欄における所得割の税率は、昭和49年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	51	52	54
基礎控除		20万円	21万円
配偶者控除		20万円	21万円
扶養控除		扶養親族 1人 19万円 老人扶養親族 1人 20万円 配偶者がいない場合 20万円	扶養親族 1人 20万円 老人扶養親族 1人 21万円 配偶者がいない場合 21万円
税率	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 1,700円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,200円 (3)その他の市町村 年額 700円 制限税率 上記区分による (1)年額 2,200円 (2)年額 1,600円 (3)年額 1,000円	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得(52～56年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 80万円と課税長期譲渡所得金額の4分の3を総合課税した場合の当該2,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(52～54年度) (イ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 3.4% (ロ)課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 68万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額	

- (注) 1 昭和52年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率のうち、(1)については昭和50年度改正、(2)については昭和51年度改正によるものである。
2 昭和55年度欄における所得割の税率のうち、(2)については昭和54年度改正によるものである。
3 昭和56年度欄における所得割の税率は、昭和55年度改正によるものである。

55	56
22万円	
22万円	(新設) 老人控除対象配偶者 23万円
扶養親族 1人 22万円 老人扶養親族 1人 23万円 (新設) 同居老親等扶養親族 1人 26万円	
<p>均等割</p> <p>標準税率</p> <p>(1)人口50万以上の市 年額 2,000円</p> <p>(2)人口5万以上50万未満の市 年額 1,500円</p> <p>(3)その他の市町村 年額 1,000円</p> <p>制限税率</p> <p>上記区分による</p> <p>(1) 年額 2,600円</p> <p>(2) 年額 2,000円</p> <p>(3) 年額 1,400円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 30万円以下の金額 2%</p> <p>30万円を超える金額 3%</p> <p>45万円 " 4%</p> <p>70万円 " 5%</p> <p>100万円 " 6%</p> <p>130万円 " 7%</p> <p>230万円 " 8%</p> <p>370万円 " 9%</p> <p>570万円 " 10%</p> <p>950万円 " 11%</p> <p>1,900万円 " 12%</p> <p>2,900万円 " 13%</p> <p>4,900万円 " 14%</p> <p>(2)土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>160万円と課税長期譲渡所得金額の2分の1を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計</p> <p>(ロ)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(55～57年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (昭和56年度までの適用期限を廃止)</p> <p>(イ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4%</p> <p>(ロ)課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合</p> <p>160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超え8,000万円以下の金額の2分の1の額と8,000万円を超える金額の4分の3の額との合計額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額</p> <p>(2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (56年度までの適用期限を廃止)</p>

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	58	59	60
基礎控除		25万3千円	26万円
配偶者控除	(新設) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 25万円	控除対象配偶者 25万3千円 老人控除対象配偶者 26万3千円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 29万3千円	控除対象配偶者 26万円 老人控除対象配偶者 27万円 同居の特別障害者である 控除対象配偶者 30万円
扶養控除	(新設) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 25万円	扶養親族 1人 25万3千円 老人扶養親族 1人 26万3千円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 29万3千円 同居老親等扶養親族 1人 30万3千円	扶養親族 1人 26万円 老人扶養親族 1人 27万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 30万円 同居老親等扶養親族 1人 31万円
税 率	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 (2)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 上記(1)の(イ)又は(ロ)の区分に応じ、それぞれに掲げる税率 ② 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (3)長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (58～60年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額		均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 2,500円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,000円 (3)その他の市町村 年額 1,500円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,200円 (2) 年額 2,600円 (3) 年額 2,000円 所得割 20万円以下の金額 2.5% 20万円を超える金額 3% 45万円 " 4% 70万円 " 5% 95万円 " 6% 120万円 " 7% 220万円 " 8% 370万円 " 9% 570万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% 2,900万円 " 13% 4,900万円 " 14%

(注) 1 昭和58年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和57年度改正によるものである。
2 昭和59年度欄においては、「個人の住民税に係る地方税の臨時特例に関する法律」により、基礎控除、配偶者控除及び扶養控除について上記金額にそれぞれ7千円が加算される。

61	63
	28万円
同居の特別障害者である控除対象配偶者 34万円	控除対象配偶者 28万円 老人控除対象配偶者 29万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 36万円 (新設) 配偶者特別控除 14万円 (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
同居の特別障害者である扶養親族 1人 34万円	扶養親族 1人 28万円 老人扶養親族 1人 29万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 36万円 同居老親等扶養親族 1人 33万円
所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(61~63年) (イ) 長期譲渡所得の全額が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち、4,000万円を超える金額の5%に相当する金額との合計額 (ロ) 長期譲渡所得の一部が優良住宅地等の譲渡に係るものである場合 ① 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 ③ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ④ 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額のうち4,000万円を超える金額の2分の1の額を総合課税した場合の当該4,000万円を超える部分に係る上積み税額との合計額 ⑤ 優良住宅地等の譲渡に係る課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円に優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額を加算した金額と課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額から優良住宅地等に係る課税長期譲渡所得金額の2分の1の額を総合課税した場合の税額を控除した金額との合計額 (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(61~63年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5%に相当する金額との合計額	所得割 (1) 60万円以下の金額 3% 60万円を超える金額 5% 130万円 " 7% 260万円 " 8% 460万円 " 10% 950万円 " 11% 1,900万円 " 12% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (昭和63~平成3年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得 (昭和63~平成3年度) (4) 賦課制限の廃止

3 昭和60年度欄における基礎控除、配偶者控除及び扶養控除並びに所得割の税率は、昭和59年度改正によるものである。

4 昭和61年度欄における土地建物等の譲渡所得に対する所得割の税率は、昭和60年度改正によるものである。

5 昭和63年度欄においては、昭和62年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	平成元年度	2
基礎控除		30万円(A)
配偶者控除		控除対象配偶者 30万円(A) 老人控除対象配偶者(障害者を含む。) 35万円(A、B) 同居の特別障害者である控除対象配偶者 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 56万円(B) 配偶者特別控除 30万円(A) (配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。)
扶養控除		扶養親族 1人 30万円(A) 老人扶養親族(障害者を含む。) 1人 35万円(A、B) 同居の特別障害者である扶養親族 1人 51万円(B) (新設)同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 56万円(B) 同居老親等扶養親族(障害者を含む。) 1人 42万円(A、B) (新設)同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 63万円(B) (新設)特定扶養親族 1人 35万円(A) (新設)同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 56万円(A、B)
税 率	所得割 (1)120万円以下の金額 3% 120万円を超える金額 8% 500万円 " 11% (2)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (イ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (ロ)長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(平成元年～3年度) 4% (ハ)長期譲渡所得のうち所有期間10年を超える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得(一定の居住用財産に係る買換え(交換)の特例の適用を受けるものを除く。) ① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 2.7% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 108万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の3.4%に相当する金額との合計額	所得割 (1)株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (A) 4% (2)資産合算課税制度の廃止 (A) (3)超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (C) (～平成5年度) (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額 (4)土地建物等の譲渡所得に対する税率 (C) (イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成4年度) (ロ) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農地等の譲渡所得(～平成4年度)

(注) 1 平成元年度欄における所得割の税率のうち(1)及び(2)(イ)については昭和63年度(昭和63年12月)改正、(2)(ロ)、(ハ)については昭和63年度(昭和63年3月)改正によるものである。
 2 平成2年度欄において、(A)とあるのは昭和63年度(昭和63年12月)改正によるものであり、(B)とあるのは平成元年度改正によるものであり、(A、B)とあるのは、昭和63年度改正により控除額が引き上げられ、平成元年度改正でその適用関係を拡大したもので、又は昭和63年度改正で引き上げられた控除額を平成元年度改正で更に引き上げたものであり、(C)とあるのは平成2年度改正で適用期限を延長したものである。

3	4	5
31 万円		
控除対象配偶者 31 万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 36 万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 52 万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 57 万円 配偶者特別控除 31 万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）		
扶養親族 1 人 31 万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1 人 36 万円 同居の特別障害者である扶養親族 1 人 52 万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1 人 57 万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1 人 43 万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1 人 64 万円 特定扶養親族 1 人 36 万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1 人 57 万円		
所得割 (1) 160 万円以下の金額 3% 160 万円を超える金額 8% 550 万円 " 11% (2) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する 税率（～平成 10 年度） (イ)又は(ロ)のいずれか多い金額 (イ) 11% (ロ) 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の 金額に対する税額の 120%相当額	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲 渡所得（～平成 9 年度） 3.4% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 特例廃止 （経過措置として平成 3 年 12 月 31 日まで の譲渡に係る分は従前の税率適用）	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 (1) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外 の譲渡所得 6% (2) 長期譲渡所得のうち特定市街化区域農 地等の譲渡所得 （特例廃止後の経過措置として平成 4 年 1 月 1 日から平成 5 年 3 月 31 日までの譲 渡に係る分は 5.8%） (3) 長期譲渡所得のうち所有期間 10 年を超 える居住用家屋及びその敷地の譲渡所得 （一定の居住用財産に係る買換え（交換） の特例の適用を受けるものを除く。） (イ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 以下である場合 2.7% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円 を超える場合 162 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 6,000 万円を控除した金額の 3.4%に 相当する金額との合計額

3 平成 4 年度欄及び平成 5 年度欄は、平成 3 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	6	7	8
基礎控除		33万円	
配偶者控除		控除対象配偶者 33万円 老人控除対象配偶者（障害者を含む。） 38万円 同居の特別障害者である控除対象配偶者 54万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 59万円 配偶者特別控除 33万円 （配偶者に所得がある場合の控除額は調整される。）	
扶養控除	特定扶養親族 1人 39万円 同居の特別障害者である 特定扶養親族 1人 60万円	扶養親族 1人 33万円 老人扶養親族（障害者を含む。） 1人 38万円 同居の特別障害者である扶養親族 1人 54万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 59万円 同居老親等扶養親族（障害者を含む。） 1人 45万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 66万円 特定扶養親族 1人 41万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 62万円	
税 率	所得割 みなし法人課税制度廃止	所得割 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 11%	均等割 標準税率 (1)人口50万以上の市 年額 3,000円 (2)人口5万以上50万未満の市 年額 2,500円 (3)その他の市町村 年額 2,000円 制限税率 上記区分による (1) 年額 3,800円 (2) 年額 3,200円 (3) 年額 2,600円 所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (1) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 5.5% (2) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 220万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額

- (注) 1 平成6年度欄における所得割の税率は、平成4年度改正によるものである。
 2 平成6年度分に限り道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その20%相当額（20%相当額が20万円を超える場合は20万円を限度とする。）を控除した。
 3 平成7年度欄については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。
 4 平成7年度分及び平成8年度分の道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額（15%相当額が2万円を超える場合は2万円を限度とする。）を控除した。

9	10
<p>所得割</p> <p>(1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 12%</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>(イ) ①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の110%相当額</p> <p>(ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (～平成15年度)</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 12% ② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の120%相当額</p> <p>(3) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 4% ② 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超え8,000万円以下である場合 160万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の5.5%に相当する金額との合計額 ③ 課税長期譲渡所得金額が8,000万円を超える場合 380万円と課税長期譲渡所得金額から8,000万円を控除した金額の6%に相当する金額との合計額</p> <p>(ロ) 短期譲渡所得</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9% ② 総合課税で計算した場合の課税短期譲渡所得金額に対する税額の110%相当額</p>	<p>均等割 制限税率の廃止</p> <p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～平成14年度)</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円以下である場合 3.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が4,000万円を超える場合 136万円と課税長期譲渡所得金額から4,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額</p> <p>(2) 制限税率の廃止</p>

5 平成8年度欄のうち所得割については、平成6年度（平成6年12月）改正によるものである。

6 平成9年度欄における所得割の税率のうち(3)(イ)については、平成8年度改正によるものである。

7 平成10年度欄における所得割の税率のうち(1)については、平成8年度改正によるものである。

8 平成10年度分に限りに、道府県民税及び市町村民税の所得割額の合計額から定額（本人17,000円、控除対象配偶者又は扶養親族1人につき8,500円の合計額。ただし、平成10年度分の所得割額を限度とする。）を控除した。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	11	12
基礎控除		
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者 1人 56万円 同居の特別障害者である老人控除対象配偶者 1人 61万円	
扶養控除	同居の特別障害者である扶養親族 1人 56万円 同居の特別障害者である老人扶養親族 1人 61万円 同居の特別障害者である老親等扶養親族 1人 68万円 特定扶養親族 1人 43万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 66万円	特定扶養親族 1人 45万円 同居の特別障害者である特定扶養親族 1人 68万円
税率	所得割 (1) 200万円以下の金額 3% 200万円を超える金額 8% 700万円を超える金額 10% (2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (平成11年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円以下である場合 4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が6,000万円を超える場合 240万円と課税長期譲渡所得金額から6,000万円を控除 した金額の5.5%に相当する金額との合計額 (3) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 (イ) 特例不適用(～平成13年度) (ロ) 超短期所有土地の譲渡等に係る事業所得等 特例廃止	所得割 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 (～平成13年度) 4%

- (注) 1 平成11年度欄については、所得割の税率のうち(1)及び(2)の適用期限に係る部分は、平成11年度改正によるものであり、その他は平成10年度改正によるものである。
- 2 平成11年度分以降については、道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その15%相当額(15%相当額が4万円を超える場合は4万円を限度とする。)を控除する(平成17年度改正により平成18年度分から2分の1に縮減、平成18年度改正により平成19年度分から廃止)。

14	15	16
<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 16 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の 譲渡所得（～平成 16 年度） 4%</p> <p>(3) 商品先物取引による所得に対する税率 （平成 13 年 4 月 1 日から平成 15 年 3 月 31 日 までの取引に係る分） 4%</p>	<p>所得割</p> <p>土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の 譲渡所得（～平成 16 年度）</p> <p>(1) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 以下である場合 3.4%</p> <p>(2) 課税長期譲渡所得金額が 4,000 万円 を超える場合 136 万円と課税長期譲渡所得金額か ら 4,000 万円を控除した金額の 4%に 相当する金額との合計額</p>	<p>均等割 標準税率 年額 3,000 円</p> <p>所得割</p> <p>(1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （平成 15 年 1 月～）</p> <p>(イ) 上場株式等に係る申告分離課税の税率 3.4%</p> <p>(ロ) 長期(1 年超)保有上場株式等に係る特例 （平成 15～17 年） 2%</p> <p>※ (イ)について、税率 2%の特例を創設 （～平成 20 年度） (ロ)について、廃止</p> <p>(2) 先物取引に係る雑所得等に対する税率 3.4%</p>

3 平成 12 年度欄については、平成 11 年度改正によるものである。

4 平成 14 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

5 平成 15 年度欄については、平成 13 年度改正によるものである。

6 平成 16 年度欄において、均等割については平成 16 年度改正、(1) (※を除く。)については平成 13 年度(平成 13 年 11 月)改正、それ以外については平成 15 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	17	19
基礎控除		
配偶者控除	配偶者特別控除のうち、控除対象配偶者について、配偶者控除に上乗せして適用される部分の控除を廃止	
扶養控除		
税 率	<p>所得割</p> <p>(1) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用（～平成 21 年度）</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等以外の譲渡所得 3.4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.7%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 54 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除 した金額の 3.4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 6%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3.4%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3.4%</p>	<p>所得割</p> <p>(1) 一律 6%</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 3%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 （～平成 21 年度）</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 2.4%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 144 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を 控除した金額の 3%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 5.4%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 3%</p> <p>(3) 株式等に係る譲渡所得等に対する税率 3%</p> <p>上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 （～平成 20 年度） 1.8%</p> <p>(4) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 3%</p> <p>(5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>① 又は ② のいずれか多い金額</p> <p>① 7.2%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に 対する税額の 110%相当額 （ただし、平成 21 年度まで特例不適用）</p>

(注) 1 平成 17 年度欄において、配偶者特別控除については平成 15 年度改正、所得割については平成 16 年度改正によるものである。
2 平成 11 年度分以降継続して実施している定率減税を 2 分の 1 に縮減し、平成 18 年度分以降は道府県民税及び市町村民税の所得割額から、その 7.5%相当額（7.5%相当額が 2 万円を超える場合は 2 万円を限度とする。）を控除する（平成 17 年度改正による。）。平成 19 年度分以降は定率減税を廃止する（平成 18 年度改正による。）。

21	22
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(～平成 21 年度) 1.8%</p>	<p>所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成 26 年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 48 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した 金額の 3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～平成 26 年度) (3) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8% (4) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成 22 年度～平成 24 年度) 1.8%</p>

3 平成 19 年度欄については、平成 18 年度改正によるものである。

4 平成 21 年度欄については、平成 19 年度改正によるものである。

5 平成 22 年度欄において、上場株式等に係る配当所得の申告分離課税については、平成 20 年度改正により創設されたものである。
その他の記載については、平成 21 年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	24	25	26
基礎控除			
配偶者控除	同居の特別障害者である控除対象配偶者について配偶者控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
扶養控除	扶養親族のうち年齢16歳未満の者に係る扶養控除を廃止 特定扶養親族のうち年齢16歳以上19歳未満の者に係る扶養控除の上乗せ部分を廃止 同居の特別障害者である扶養親族について扶養控除に23万円を加算する部分の控除を特別障害者控除の額に加算する控除に改組		
税率	所得割 退職所得に係る10%税額控除の廃止 (平成25年1月1日以後に支払を受けるべき退職手当等)	所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8% (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率 (平成25年度～平成26年度) 1.8%	均等割 標準税率 (平成26年度～令和5年度) 年額 3,500円 〔本則税率 年額3,000円に〕 〔年額500円を加算した額〕 所得割 (1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～平成29年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用 (～平成29年3月31日までの譲渡)

- (注) 1 平成24年度欄において、配偶者控除及び扶養控除については、平成22年度改正によるもの、その他の記載については、平成23年度改正(平成23年12月)によるものである。
- 2 平成25年度欄については、平成23年度改正(平成23年6月)によるものである。
- 3 平成26年度欄において、均等割については、平成23年度改正(平成23年12月)によるもの、その他の記載については、平成26年度改正によるものである。

27	29
<p>所得割 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 (1) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで (2) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得に対する税率(平成27年度～) 3% ※軽減税率は平成26年度まで</p>	<p>所得割 (1) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (2) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (3) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率(平成29年度～) 2% (4) 土地建物等の譲渡所得に対する税率 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得 (～令和2年度) (イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4% (ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合 48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額 (5) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率 特例不適用(～令和2年3月31日までの譲渡)</p>

4 平成27年度欄については、平成23年度改正によるものである。

5 平成29年度欄において、所得割(1)～(3)については、平成25年度改正によるもの、その他の記載については、平成29年度改正によるものである。

(市町村民税「個人」つづき)

年度 項目	30	令和元年度
基礎控除		
配偶者控除		<p>配偶者特別控除について、控除額 33 万円の対象となる配偶者の合計所得金額の上限を 90 万円以下に引上げ(90 万円超の場合の控除額は配偶者の合計所得金額に応じて通減・消失)</p> <p>配偶者控除及び配偶者特別控除の控除額について、本人の合計所得金額に応じて3段階で通減、1,000 万円超の場合には消失</p> <p>[控除対象配偶者 33、22、11 万円] [老人控除対象配偶者 38、26、13 万円]</p>
扶養控除		
税 率	<p>所得割(指定都市の場合)</p> <p>(1) 一律 8% (ただし、分離課税に係る退職所得については6%)</p> <p>(2) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>(イ) 長期譲渡所得 4%</p> <p>(ロ) 長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得(～令和2年度)</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 2,000 万円を超える場合 64 万円と課税長期譲渡所得金額から 2,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ハ) 長期譲渡所得のうち居住用財産の譲渡所得</p> <p>① 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円以下である場合 3.2%</p> <p>② 課税長期譲渡所得金額が 6,000 万円を超える場合 192 万円と課税長期譲渡所得金額から 6,000 万円を控除した金額の 4%に相当する金額との合計額</p> <p>(ニ) 短期譲渡所得</p> <p>① 国等に対する譲渡以外である場合 7.2%</p> <p>② 国等に対する譲渡である場合 4%</p> <p>(3) 一般株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(4) 上場株式等に係る譲渡所得等に対する税率 4%</p> <p>(5) 申告分離選択課税に係る上場株式等に係る配当所得等に対する税率 4%</p> <p>(6) 先物取引等に係る雑所得等に対する税率 4%</p> <p>(7) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>①又は②のいずれか多い金額</p> <p>① 9.6%</p> <p>② 総合課税で計算した場合の課税事業所得等の金額に対する税額の 110%相当額</p> <p>(ただし、令和2年3月31日までの譲渡については特例不適用)</p>	

- (注) 1 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。
2 令和元年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

2	3
	<p>43万円</p> <p>基礎控除の額について、合計所得金額に応じて3段階で通減、2,500万円超の場合には消失</p> <p>[基礎控除の額 43、29、15万円]</p>
	<p>同一生計配偶者の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p> <p>配偶者特別控除の対象となる配偶者の前年の合計所得金額要件を48万円超133万円以下とし、その控除額の算定の基礎となる配偶者の前年の合計所得金額の区分を、それぞれ10万円引き上げる。</p>
	<p>扶養親族の前年の合計所得金額要件を48万円以下に引き上げる。</p>
<p>所得割</p> <p>(1) 土地建物等の譲渡所得に対する税率</p> <p>長期譲渡所得のうち優良住宅地等の譲渡所得（～令和5年度）</p> <p>(イ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円以下である場合 2.4%（指定都市の存する区域の場合、3.2%）</p> <p>(ロ) 課税長期譲渡所得金額が2,000万円を超える場合</p> <p>48万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の3%に相当する金額との合計額（指定都市の存する区域の場合、64万円と課税長期譲渡所得金額から2,000万円を控除した金額の4%に相当する金額との合計額）</p> <p>(2) 土地の譲渡等に係る事業所得等に対する税率</p> <p>特例不適用（～令和5年3月31日までの譲渡）</p>	

(注) 3 令和2年度欄については、令和2年度改正によるものである。
4 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

② 法 人

年度 項目	昭和 25 年度	26	27	29	30	40	41
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率	法人税割 標準税率
	人口 50 万以上の市 2,400 円 (4,000 円)	15.0% 制限税率	12.5% 制限税率	7.5% 制限税率	8.1% 制限税率	8.4% 制限税率	8.9% 制限税率
	人口 5 万以上 50 万未満の市 1,800 円 (3,000 円)	16.0%	15.0%	9.0%	9.7%	10.1%	10.7%
	上記以外の市並びに町村 1,200 円 (2,000 円)			※昭和 29 年 5 月 13 日施行、昭和 29 年 4 月 1 日の属する事 業年度から適用	※昭和 30 年 7 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間に終了 する事業年度分に あつては、 標準税率 7.9% 制限税率 9.5%		

年度 項目	昭和 53 年度	56	58
税 率	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)	均等割 標準税率 (制限税率)
	(1) 資本の金額又は出資金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 800,000 円 (1,000,000 円)	(1) 資本等の金額が 50 億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 1,200,000 円 (1,500,000 円)
	(2) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え 50 億円以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人 超の法人 年額 400,000 円 (560,000 円)	(2) 資本等の金額が 10 億円を超え 50 億円 以下であつて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 700,000 円 (1,000,000 円)
	(3) 資本の金額又は出資金額が 10 億円を超え、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人以下の法人 及び資本の金額又は出資金額が 1 億円 を超え 10 億円以下であつて、かつ、市町村 内に 有する事務所等の従業者の数の合計 数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 100 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であ つて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 100 人超の法人 年額 80,000 円 (134,000 円)	(3) 資本等の金額が 10 億円を超え、かつ、 市町村内に 有する事務所等の従業者の数の 合計数が 50 人以下の法人及び資本等 の金額が 1 億円を超え 10 億円以下であ つて、かつ、市町村内に 有する事務所等の従業者の数の合計数が 50 人超の法人 年額 160,000 円 (270,000 円)

42	45	49	51	52
<p>均等割 標準税率(制限税率)</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1千万円を超える法人及び保険業法に規定する相互会社 年額 4,000円(7,000円)</p> <p>(2) 上記法人以外の法人等 年額 2,400円(4,000円)</p>	<p>法人税割 標準税率 9.1%</p>	<p>法人税割 標準税率 12.1%</p> <p>制限税率 14.5%</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率)</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 12,000円(20,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 7,200円(12,000円)</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率)</p> <p>(1) 資本の金額又は出資金額が1億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が100人超の法人 年額 80,000円(134,000円)</p> <p>(2) 資本の金額又は出資金額が1億円を超える法人で(1)以外のもの及び資本の金額又は出資金額が1千万円を超え1億円以下の法人 年額 24,000円(40,000円)</p> <p>(3) (1)、(2)以外の法人等 年額 8,000円(13,000円)</p>

59	平成6年度	14	18
<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人及び資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(6) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 40,000円</p>	<p>均等割 標準税率(制限税率は標準税率の1.2倍)</p> <p>(1) 資本等の金額が50億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p> <p>(2) 資本等の金額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(3) 資本等の金額が10億円を超え、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(4) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(5) 資本等の金額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(7) 資本等の金額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(8) 資本等の金額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に在する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(9) 上記に掲げる法人以外の法人等 年額 50,000円</p>	<p>均等割 資本金等の額… 資本の金額又は出資金額と資本積立金額又は連結個別資本積立金額との合計額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>	<p>均等割 資本金等の額… 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額</p> <p>法人税割 連結申告法人の課税標準を個別帰属法人税額とする等</p>

(市町村民税「法人」つづき)

年度 項目	20	26	27	令和元年度
税 率	<p>均等割 標準税率（制限税率は標準税率の1.2倍）</p> <p>(1) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 50,000円</p> <p>(2) 資本金等の額が1千万円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計が50人超の法人 年額 120,000円</p> <p>(3) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 130,000円</p> <p>(4) 資本金等の額が1千万円を超え1億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 150,000円</p> <p>(5) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 160,000円</p> <p>(6) 資本金等の額が1億円を超え10億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 400,000円</p> <p>(7) 資本金等の額が10億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人以下の法人 年額 410,000円</p> <p>(8) 資本金等の額が10億円を超え50億円以下であって、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 1,750,000円</p> <p>(9) 資本金等の額が50億円を超え、かつ、市町村内に有する事務所等の従業者の数の合計数が50人超の法人 年額 3,000,000円</p>	<p>法人税割 標準税率 9.7% 制限税率 12.1% ※平成26年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>	<p>均等割 資本金等の額 法人税法に規定する資本金等の額又は連結個別資本金等の額に、資本金又は資本準備金を欠損の填補又は損失の填補に充てた金額を控除するとともに、剰余金又は利益準備金を資本金とした金額を加算した額</p>	<p>法人税割 標準税率 6% 制限税率 8.4% ※令和元年10月1日以後に開始する事業年度から適用</p>

2. 固定資産税

年度 項目	昭和 25 年度	26	29	30	31	34	39
税 率	一定税率 1.6%	標準税率 1.6% 制限税率 3.0%	標準税率 1.5% 制限税率 2.5%	標準税率 1.4%		制限税率 2.1%	
そ の 他	免税点 1 万円	免税点 償却資産 3 万円	免税点 償却資産 5 万円	大規模償却資産に対する特例及び基準年度制度が創設された。	免税点 償却資産 10 万円 国有資産等所在市町村交付金、公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。	免税点 土地 2 万円 家屋 3 万円 償却資産 15 万円	(1) 新評価制度の実施に伴い土地について税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。 (2) 免税点 暫定措置期間 (昭和 39 年度～ 昭和 40 年度) 土地 2 万 4 千円

年度 項目	昭和 49 年度	51	54
税 率			
そ の 他	(1) 200 m ² 以下の住宅用地（200 m ² を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 m ² までの住宅用地）について、課税標準をその価格の4分の1の額とする措置が講ぜられた。 (2) 個人の所有する非住宅用地に係る昭和 49 年度及び昭和 50 年度の固定資産税の額について、原則として前年度の課税標準となるべき額の 1.5 倍の額によって算定した税額とする措置が講ぜられた。 (3) 大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 51 年度から昭和 53 年度まで新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 昭和 39 年度以来税額が据え置かれていたが、昭和 51 年度から昭和 53 年度まで段階的な課税の適正化措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 特定市街化区域農地に係る課税標準となるべき額の算定に用いる調整率が 1 年据え置かれた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和 54 年度から昭和 56 年度まで昭和 51 年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率 1.15 倍以下のものについて新たな負担調整措置率が設けられた。

(注) 昭和 61 年度欄については、昭和 59 年法律第 88 号による改正に係るものである。

40	41	42	44	45	47	48
大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	(1) 新評価制度の実施に伴う土地の新たな負担調整措置が講ぜられた。 (2) 免税点 土地 8万円 家屋 5万円 償却資産 30万円	大規模償却資産に対する課税限度額の引上げ措置が講ぜられた。	100分の1.7を超える税率で課税する市町村は、一定の場合を除き、その旨を自治大臣に届け出ることとされた。	評価替えに伴い上昇率25倍以上の宅地等について新たな負担調整率が設けられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお、昭和47年度分に限り特例措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地の課税標準を価格の2分の1の額とする特例を設けるとともに、税負担の激変緩和のための調整措置を講じながら昭和50年度から評価額を基礎として課税する措置が講じられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地及びB農地について課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。 (3) 免税点 土地 15万円 家屋 8万円 償却資産 100万円

57	60	61	63
(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下、1.7倍超1.9倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和57年度から昭和59年度まで昭和54年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.3倍超1.5倍以下のものについて新たな負担調整率が設けられた。 (3) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額3万円以上のC農地（新適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和60年度から昭和62年度まで昭和57年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	日本専売公社及び日本電信電話公社の経営形態の変更に伴い、これらの公社に係る非課税措置及び公社有資産所在市町村納付金制度が廃止され、日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度とされた。 (注)	(1) 宅地等 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.15倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (2) 農地 評価替えに伴い昭和63年度から平成2年度まで昭和60年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。 なお、上昇率1.075倍以下のものについて、新たな負担調整率が設けられた。 (3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成元年度	3	4
税 率			
そ の 他	<p>日本国有鉄道の経営形態の改革及び鉄道事業法の制定に伴い、日本国有鉄道に係る非課税措置及び日本国有鉄道有資産所在市町村納付金制度が廃止され、あわせて旅客鉄道株式会社等が日本国有鉄道から承継した固定資産に係る課税標準の特例措置の創設等所要の措置が講ぜられた。(注1)</p>	<p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地については平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、②住宅用地以外の宅地で法人の所有に係るものについては平成3年度から平成5年度までの新たな負担調整措置、③その他の宅地等については平成3年度から平成5年度まで昭和63年度の「宅地等」と同様の負担調整措置が、それぞれ講ぜられた。</p> <p>(2) 農地 評価替えに伴い平成3年度から平成5年度まで昭和63年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(4) 免税点 土地 30万円 家屋 20万円 償却資産 150万円</p>	<p>三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地(生産緑地地区内の農地等)と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。(注2)</p>

年度 項目	平成9年度	10
税 率		
そ の 他	<p>(1) 住宅用地 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 商業地等 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じて税額の引き下げ、据え置き又はなだらかな税負担となる調整措置及び著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 農地(特定市街化区域農地を除く。) 評価替えに伴い、負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。なお、市街化区域農地にあつては著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置も併せて講ぜられた。</p> <p>(4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 平成11年度分の固定資産税について、宅地等の賦課期日における用途(小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用宅地等)が前年度の賦課期日と異なるもの(「用途変更宅地等」という。)に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。</p> <p>(2) 100分の1.7を超える税率を採用する場合の自治大臣への届出等が廃止され、市町村の固定資産税の課税標準額の総額に対する一の納税義務者に係る固定資産税の課税標準額の割合が3分の2を超える場合であつて、100分の1.7を超える税率で固定資産税を課する旨の条例を制定しようとするときは、当該市町村の議会において、当該納税義務者の意見を聴くものとする事とされた。</p>

- (注) 1 平成元年度欄については、昭和61年法律第94号による改正に係るものである。
 2 平成4年度欄については、平成3年法律第7号による改正に係るものである。
 3 平成6年度欄の1(1)及び(3)については、平成5年法律第4号による改正に係るものである。
 4 平成6年度欄の2については、平成5年11月22日付自治省告示第136号による改正に係るものである。

6	7	8
<p>1 土地</p> <p>(1) 宅地等 評価替えに伴い、①住宅用地に係る課税標準の特例措置の拡充、②平成6年度から平成8年度までの評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置の導入、③平成6年度から平成8年度まで、よりなだらかな負担調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>(2) 一般農地 評価替えに伴い、平成6年度から平成8年度まで平成3年度と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 特定市街化区域農地 税負担について、平成6年度から平成8年度まで課税標準を価格の3分の1の額(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額)とする特例措置及び住宅用地と同様(一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる)の調整措置が講ぜられた。(注3)</p> <p>2 家屋 評価替えに伴い、①耐用年数の短縮、②非木造住宅・アパートに係る初期減価の引下げ、③在来分家屋に係る3%減価の措置が講ぜられた。(注4)</p>	<p>地下の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成7年度及び平成8年度の2年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。</p>	<p>宅地等に係る負担調整率として新たに1.025を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ、税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を1.15とする措置が講ぜられた。</p>

12	13	14	15
<p>平成9年度税制改正により導入された負担水準の均衡化をさらに推進することとし、①商業地等の負担水準の上限を現行の80%から平成12年度、平成13年度に75%、平成14年度に70%に段階的に引き下げ、②著しい地価の下落に対応して税額を据え置く調整措置を継続し、対象となる価格下落率を12%以上(現行:25%以上)とすることとされた。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後2年度分の固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>	<p>固定資産税に対する納税者の信頼を確保するとともに、市町村による資産評価事務の一層の適正化等を図るため、固定資産課税台帳の縦覧制度を改正し、土地価格等縦覧帳簿及び家屋価格等縦覧帳簿を市町村内の納税者の縦覧に供する制度に改めるとともに、固定資産課税台帳の閲覧制度、評価額等の証明制度を創設する等、固定資産税における情報開示を推進するための措置が講ぜられた。</p>	<p>(1) 課税の公平の観点から、引き続き負担水準の均衡化を図る措置が実施された。①商業地等、住宅用地ともに平成14年度と同様の負担水準に応じた負担調整措置を継続し、②著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置について、対象となる価格下落率を過去3年間15%以上とする措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 一般市街化区域農地 課税標準額の上限を評価額の3分の1とする等の措置が講ぜられた。</p>

(固定資産税つづき)

年度 項目	平成 16 年度	17
税 率	制限税率の廃止	
そ の 他	<p>(1) 商業地等に係る固定資産税について、負担水準の上限が 70% (法定されている上限) の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60%から 70%の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。</p> <p>(2) 日本郵政公社有資産所在市町村納付金制度が創設された。</p>	<p>住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分のまでの固定資産税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。</p>

年度 項目	平成 24 年度	27
税 率		
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 負担調整措置について、住宅用地の据置特例を段階的に廃止するという見直しを行うこととされた。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

18	21
<p>(1) 宅地等</p> <p>①課税の公平及び制度の簡素化の観点から、負担水準が低い土地について、負担水準の均衡化を一層促進する措置が講ぜられた。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・前年度課税標準額に当該年度の評価額（住宅用地にあつては評価額×1/6又は1/3。以下同じ。）の5%を加えた額を課税標準額とする。 ・ただし、当該額が、商業地等にあつては評価額の60%、住宅用地にあつては評価額の80%を上回る場合には60%又は80%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 <p>②商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。</p> <p>(2) 農地</p> <p>一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が講ぜられた。</p> <p>特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の措置が講ぜられた。</p> <p>(3) 著しい地価の下落に対応した臨時的な税負担の据置措置が廃止された。</p>	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、平成21年度から平成23年度までの税額が、前年度税額(前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の税額)に1.1以上で条例で定める割合を乗じて得た額を超える場合には、当該超える額に相当する額を減額することができる措置が講ぜられた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。

30	令和2年度
<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち特定生産緑地の指定がされたもの（指定の期限の延長がされなかったものを除く。）に係る固定資産税について、現行制度と同様の措置が講ぜられた。 ・生産緑地地区の区域内の農地のうち申出基準日までに特定生産緑地の指定がされなかったもの等に係る固定資産税について、宅地並み評価とした上で、一定の激変緩和措置の対象とされた。 	<p>(1) 現に所有している者（相続人等）の申告の制度化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・登記簿上の所有者が死亡し、相続登記がされるまでの間における現所有者（相続人等）に対し、市町村の条例で定めるところにより、氏名・住所等必要な事項を申告させることができることとされた。 <p>(2) 使用者を所有者とみなす制度の拡大</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査を尽くしてもなお固定資産の所有者が一人も明らかとならない場合、事前に使用者に対して通知した上で、使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、固定資産税を課すことができることとされた。（令和3年度分以後の固定資産税について適用）

(固定資産税つづき)

年度 項目	令和3年度（改正案による）
税 率	
そ の 他	<p>(1) 宅地等</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 宅地等に係る負担調整措置の仕組みが継続された。 ・ 商業地等について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 税負担急増土地について、地方公共団体の条例による減額措置が継続された。 ・ 令和3年度限りの措置として、宅地等（商業地等は負担水準が60%未満の土地に限り、商業地等以外の宅地等は負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。 <p>(2) 農地</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 一般農地及び一般市街化区域農地については、従来と同様の負担調整措置が継続された。 ・ 特定市街化区域農地については、一般住宅用地と同様の取扱いとされた。 ・ 令和3年度限りの措置として、農地（負担水準が100%未満の土地に限る。）については、令和3年度の課税標準額を令和2年度の課税標準額と同額とすることとされた。

3. 軽自動車税

①環境性能割（令和元年10月1日～）

年度 項目	令和元年度			
税率等	軽自動車税環境性能割の導入 令和元年10月1日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して、環境性能に応じて課税。 （平成28年度税制改正により、消費税率10%引上げ時である平成29年4月1日に導入することとしていたが、消費税率10%への引上げ時期の変更にあわせて、導入時期が令和元年10月1日に変更された。）			
	[乗用車]			
	区分		税率	
			自家用	営業用
	電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
	ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	2020年度燃費基準+10%達成	非課税	非課税
		2020年度燃費基準達成	100分の1	100分の0.5
		2015年度燃費基準+10%達成	100分の2	100分の1
	上記以外の車		100分の2	100分の2
	（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。			
※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。				

(注) 1 令和元年度欄において、軽自動車税環境性能割の導入に係る部分については、平成28年度改正によるもの、乗用車の区分ごとの税率表に係る部分については、令和元年度改正によるものである。

令和3年度（改正案による）

〔乗用車〕

区分		税率	
		自家用	営業用
電気軽自動車、燃料電池軽自動車、天然ガス軽自動車（H30規制適合又はH21規制からNOx10%低減）		非課税	非課税
ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）	2030年度燃費基準75%達成（2020年度基準達成車に限る）	100分の1	100分の0.5
	2030年度燃費基準60%達成（2020年度基準達成車に限る）	100分の2	100分の1
	2030年度燃費基準55%達成	100分の2	100分の2
上記以外の車		100分の2	100分の2

（注）ガソリン車（ガソリンハイブリッド車を含む）に適用する排ガス要件は、H30規制からNOx50%低減（★★★★）又はH17規制からNOx75%低減（★★★★）のものに限る。

※ 乗用車以外の自動車についても、異なる区分によって税率が決定。

（注） 2 令和3年度欄については、令和3年度改正案によるものである。

② 種別割（令和元年10月1日～）（自転車税、荷車税、自転車荷車税、軽自動車税（令和元年9月30日まで））

年度 項目	昭和25年度	29	30	33	36	40
税率等	自転車 200円 荷積牛馬車 800円 荷積大車 400円 荷積小車 200円 リヤカー 200円	原動機付自転車 500円 その他の自転車 200円 自転車税及び荷車税が自転車荷車税に統合された。	原動機付自転車 50cc以下 500円 50cc～90cc 800円 90cc超 1,000円	自転車荷車税が廃止され、原動機付自転車を軽自動車及び二輪の小型自動車とあわせて軽自動車税が創設された。 二輪の小型自動車 2,500円 軽自動車 1,500円	軽自動車 二輪のもの（側車付のものを含む。） 1,500円 三輪のもの 2,000円 四輪のもの 乗用 3,000円 貨物用 2,500円	四輪以上のもの 乗用 4,500円

年度 項目	平成18年度	27	28	令和元年度
税率等	制限税率が引き上げられた。（標準税率の1.5倍）	標準税率 平成27年4月1日以後に新規取得される新車の四輪車等に適用される税率 三輪のもの 年額 3,900円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 6,900円 自家用 年額 10,800円 貨物用 営業用 年額 3,800円 自家用 年額 5,000円	標準税率 (1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 2,000円 50cc～90cc 年額 2,000円 90cc超 年額 2,400円 ミニカー 年額 3,700円 (2) 二輪の軽自動車（側車付のものを含む。） 年額 3,600円 (3) 二輪の小型自動車 年額 6,000円	軽自動車税環境性能割の導入に伴い、令和元年10月1日以後、従来の軽自動車税を軽自動車税種別割に名称変更。

- (注) 1 平成27年度欄については、平成26年度改正によるものである。
 2 平成28年度欄については、平成27年度改正によるものである。
 3 令和元年度欄については、平成28年度改正によるものである。

51	54	59	60
<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 650円 50cc～90cc 年額 1,000円 90cc超 年額 1,300円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,000円 三輪のもの 年額 2,600円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 5,900円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,300円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,300円</p> <p>制限税率が設けられた。 (標準税率の1.2倍)</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 700円 50cc～90cc 年額 1,100円 90cc超 年額 1,450円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,200円 三輪のもの 年額 2,850円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,200円 自家用 年額 6,500円 貨物用 営業用 年額 2,900円 自家用 年額 3,650円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 3,650円</p>	<p>標準税率</p> <p>(1) 原動機付自転車 50cc以下 年額 1,000円 50cc～90cc 年額 1,200円 90cc超 年額 1,600円</p> <p>(2) 軽自動車及び小型特殊自動車 二輪のもの (側車付のものを含む。) 年額 2,400円 三輪のもの 年額 3,100円 四輪以上のもの 乗用 営業用 年額 5,500円 自家用 年額 7,200円 貨物用 営業用 年額 3,000円 自家用 年額 4,000円</p> <p>(3) 二輪の小型自動車 年額 4,000円</p>	<p>標準税率</p> <p>原動機付自転車 (イ) 50cc以下 ((ニ)に掲げるものを除く。) 年額 1,000円 (ロ) 二輪のもので、50cc～90cc 年額 1,200円 (ハ) 二輪のもので、90cc超 年額 1,600円 (ニ) 三輪以上のもので、20cc超 (ミニカー) 年額 2,500円</p>

軽自動車税の税率の特例

年度 項目	28	29	30
税率等	平成 27 年度に新規取得した一定の環境性能を有する軽四輪等に対して、グリーン化特例（軽課）を導入（軽減は平成 28 年度分の軽自動車税）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 1 年延長（平成 28 年度に新規取得した軽四輪等に対して、平成 29 年度分の軽自動車税を軽減）	グリーン化特例（軽課）の適用期限を 2 年延長（平成 29 年度・30 年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減）
	電気軽自動車 天然ガス軽自動車		電気軽自動車 天然ガス軽自動車
	標準税率 より概ね 75%軽減		標準税率 より概ね 75%軽減
	★★★★かつ 2020 年度燃費基準+20%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+30%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+35%以上達成）
	標準税率 より概ね 50%軽減		標準税率 より概ね 50%軽減
★★★★かつ 2020 年度燃費基準達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）		★★★★かつ 2020 年度燃費基準+10%以上達成（貨物用のものについては、2015 年度燃費基準+15%以上達成）	
標準税率 より概ね 25%軽減		標準税率 より概ね 25%軽減	
軽四輪等に対する経年車重課の導入			※ 令和元年度・2 年度新車新規登録分は平成 30 年度新車新規登録分と同様の措置
最初の新規検査から 13 年を経過した軽四輪等	標準税率 より概ね 20%重課		

- (注) 1 経年車重課の導入については、平成 26 年度改正によるものである。
- 2 グリーン化特例（軽課）の導入については、平成 27 年度改正によるものである。
- 3 平成 28 年度欄において、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車、平成 30 年度欄及び令和 4 年度欄については、★★★★は平成 17 年排出ガス基準 75%以上低減達成車又は平成 30 年排出ガス基準 50%以上低減達成車。
- 4 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

令和4年度（一部改正案による）	
令和3年度・4年度に新規取得した軽四輪等に対して、取得の翌年度の軽自動車税を軽減。	
電気軽自動車 天然ガス軽自動車	} 標準税率より概ね75%軽減
★★★★かつ2030年度基準90% 達成（営業用乗用車）	} " 概ね50%軽減
★★★★かつ2030年度基準70% 達成（営業用乗用車）	} " 概ね25%軽減

(注) 5 令和4年度欄について、自家用乗用車の電気軽自動車及び天然ガス軽自動車に係る軽減措置は、令和元年度改正によるもの、それ以外は、令和3年度改正案によるものである。

4. 市町村たばこ税（市町村たばこ消費税）

年度 項目	昭和25年度	29	31	33	37	38	39	42	60
税 率		(創設) 税率 115分の10	税率 9%	税率 11%	税率 12%	税率 13.4%	税率 15%	税率 18.1%	昭和60年4月1日以降の 売渡し等分 税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき350円

年度 項目	平成9年度	11	15	18
税 率	平成9年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,434円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,155円	平成11年5月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,668円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,266円	平成15年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき2,977円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,412円	平成18年7月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき3,298円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき1,564円

年度 項目	平成30年度	令和元年度	2	3
税 率	平成30年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円 ----- 平成30年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき4,000円	令和元年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき5,692円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき5,692円	令和2年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,122円	令和3年10月1日以降の 売渡し等分 税率 1,000本につき6,552円

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第88号による改正に係るものである。
 2 昭和62年度欄のうち、上段については昭和62年法律第15号による改正、下段については昭和62年法律第94号による改正に係るものである。
 3 平成30年度欄（下段）については、平成30年度改正によるものである。
 4 令和元年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 5 令和2年度欄については、平成30年度改正によるものである。
 6 令和3年度欄については、平成30年度改正によるものである。

※加熱式たばこの課税方式の見直し（平成30年度改正）について

加熱式たばこの課税区分については、地方税法上、「パイプたばこ」に区分され、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、平成30年度改正において、製造たばこの区分として「加熱式たばこ」を新設した上で、「重量」と「価格」を紙巻たばこの本数に換算する方法に、平成30年10月1日から令和4年10月1日までに段階的に移行することとしている。

※軽量の葉巻たばこの課税方式の見直し（令和2年度改正）について

軽量の葉巻たばこ（1本当たりの重量が1グラム未満の葉巻たばこをいう。）について、重量1グラムをもって紙巻たばこ1本に換算することとしていたところであるが、令和2年度改正において、当該葉巻たばこ1本をもって紙巻たばこ1本に換算する方法に、令和2年10月1日から令和3年10月1日までに段階的に移行することとしている。

61	62	63	平成元年度
税率 従価割 14.3% 従量割 1,000本につき 350円 [ただし、昭和61年5月から昭和62年3月までの間に行われた売渡し等分については、特例措置として、1,000本につき290円を加算。]	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和62年12月31日まで延長された。 ----- 従量割の税率の引上げ等の特例措置が、昭和63年3月31日まで延長された。	従量割の税率の引上げ等の特例措置が、平成元年3月31日まで延長された。	名称が市町村たばこ税に変更された。 平成元年4月1日以降の売渡し等分 従価割 廃止 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 1,997円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 948円

22	25	28	29
平成22年10月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 4,618円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,190円	平成25年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,495円	平成28年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 2,925円	平成29年4月1日以降の 売渡し等分 税率 紙巻たばこ等 1,000本につき 5,262円 旧3級品の紙巻たばこ 1,000本につき 3,355円

5. 電気税及びガス税（電気ガス税）（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	36	37	38	39	40	42
税率等	税率 10%	免税点制度が 創設された。 月 300円	税率 9%	税率 8%	税率 7% 軽減税率 (綿紡等) 2%	免税点 電気 月 400円 ガス 月 500円	免税点 ガス 月 700円 軽減税率 (紙) 5%

年度 項目	昭和49年度	50	51	52
税率等	電気税とガス税が分離された。 電気税 税率 6% 5% (1月以降) 免税点 1,200円 2,000円 (1月以降) 軽減税率 綿ねん糸等 2% 毛ねん糸 4%	電気税 軽減税率 (毛紡績糸・生糸等) 2%	電気税 軽減税率 (メリヤス等) 2%	電気税 免税点 2,400円 (6月以降)
	ガス税 税率 5% 4% (1月以降) 免税点 2,700円 4,000円 (1月以降)	ガス税 税率 3%	ガス税 税率 2% (昭和52年1月以降)	ガス税 免税点 4,800円 (6月以降)

6. 木材引取税（平成元年4月1日廃止）

年度 項目	昭和25年度	27	32	33	平成元年度
税率等	税率 価格 5%	課税標準を容積とすることが できることとされた。	税率 価格 4%	税率 価格 2%	消費税の創設に伴い 4月1日廃止

43	44	45	46	47	48
免税点 ガス 月 800 円	免税点 電気 月 500 円 ガス 月 1,000 円 軽減税率 (紙) 4%	免税点 電気 月 600 円 ガス 月 1,200 円 軽減税率 (毛紡績糸等) 4%	免税点 電気 月 700 円 ガス 月 1,400 円	免税点 電気 月 800 円 ガス 月 1,600 円	税率 6% 免税点 電気 月 1,000 円 ガス 月 2,000 円

53	54	55	57	平成元年度
		電気税 免税点 3,600 円 (5 月以降)		電気税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止
ガス税 免税点 6,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 7,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 10,000 円 (6 月以降)	ガス税 免税点 12,000 円 (6 月以降)	ガス税 消費税の創設に伴い、 4 月 1 日廃止

7. 入湯税

年度 項目	昭和 25 年度	28	32	46	50	52
税率	税率 1 人 1 日 10 円	税率 1 人 1 日 20 円	目的税と された。	税率 1 人 1 日 40 円	税率 1 人 1 日 100 円	税率 1 人 1 日 150 円 (53 年 1 月以降)

8. 都市計画税

年度 項目	昭和 25 年度	31	39	41	45	47	48
税 率 等		都市計画税が創設された。税率 0.2%	税額の激変緩和の暫定措置が講ぜられた。	昭和 41 年度から昭和 43 年度までの新たな負担調整措置が講ぜられた。	昭和45年度及び昭和46年度に限り新たな負担調整措置が講ぜられた。	市街化区域内の農地について、税負担の激変を緩和しつつ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。なお昭和47年分に限り特例措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在するA農地について昭和48年度から、B農地について昭和49年度からそれぞれ課税の適正化を図るための措置が講ぜられた。

年度 項目	昭和 63 年度	平成 3 年度	4	6
税 率 等	(1) 昭和 63 年度から平成 2 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 平成 3 年度から平成 5 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地についてその他の宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられるとともに一定の新適用市街化区域農地についても既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。	三大都市圏の特定市の市街化区域内に所在する農地について、都市計画において保全する農地（生産緑地地区内の農地等）と宅地化する農地とに明確に区分されることと併せて、保全する農地については農地としての課税を行い、宅地化する農地については課税の適正化を図ることとされた。 (注 1)	(1) 小規模住宅用地（200 ㎡を超える住宅用地については、その上に存する住居 1 戸につき 200 ㎡までの住宅用地）の課税標準を価格の 3 分の 1 の額、一般住宅用地の課税標準を価格の 3 分の 2 の額とする課税標準の特例措置が講ぜられた。 (2) 平成 6 年度から平成 8 年度まで、評価の上昇割合の高い宅地に係る暫定的な課税標準の特例措置が講ぜられた。 (3) 平成 6 年度から平成 8 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた（一般農地についても同様の負担調整措置が講ぜられた）。 (4) 特定市街化区域農地の税負担について、平成 6 年度から平成 8 年度まで課税標準を価格の 3 分の 2 の額（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗じた額）とする特例措置及び住宅用地と同様（一定の農地についてはさらに一定の調整率を乗ずる）の調整措置が講ぜられた。 (注 2)

年度 項目	平成 13 年度	15	16	17
税 率 等	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事情により当該土地を住宅用地として使用できないものと認められるときは、震災等の発生後 2 年度分の都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなすものとする措置が講ぜられた。	市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための措置について法定化する措置が講ぜられた。	固定資産税と同様に、商業地等に係る都市計画税について、負担水準の上限が 70%（法定されている上限）の場合に算定される税額から、地方公共団体の条例の定めるところにより、負担水準 60% から 70% の範囲内で条例で定める負担水準により算定される税額まで、一律に減額することができる措置が講ぜられた。	住宅が震災等の事由により滅失・損壊した土地について、やむを得ない事由により当該土地を住宅用地として使用できないと認められ、震災等に基づく避難指示等が長期間に及ぶときは、震災等の発生から避難指示等の解除後 3 年度分までの都市計画税に限り当該土地を住宅用地とみなす措置が講ぜられた。

- (注) 1 平成 4 年度欄については、平成 3 年法律第 7 号による改正に係るものである。
2 平成 6 年度欄 ((3) の () 内を除く) については、平成 5 年度法律第 4 号による改正に係るものである。

51	53	54	57	60
昭和 51 年度から昭和 53 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	制限税率が 0.3% に引き上げられた。	昭和 54 年度から昭和 56 年度まで、固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 57 年度から昭和 59 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内に所在する単位評価額 3 万円以上の C 農地（新適用市街化区域農地）について新たに課税の適正化を図るとともに、A、B 農地（既適用市街化区域農地）について宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。	(1) 昭和 60 年度から昭和 62 年度まで固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。 (2) 特定市街化区域農地既適用市街化区域農地については、宅地等と同様の負担調整措置が講ぜられた。 また、一定の新適用市街化区域農地についても、新たに、既適用市街化区域農地と同様の負担調整措置が講ぜられた。

7	8	9	10
地価の下落に対応するため、現行の各種負担調整措置に加え平成 7 年度及び平成 8 年度の 2 年度間に限り、評価の上昇率に応じた臨時的な課税標準の特例措置が講ぜられた。	宅地等に係る負担調整率として新たに 1.025 を設定し、既存の負担調整率を一段階ずつ引き下げ税負担の抑制を図る措置が講ぜられた。また、宅地等との均衡から農地に係る負担調整率の上限を 1.15 とする措置が講ぜられた。	(1) 住宅用地 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (2) 商業地等 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置及び市町村が一定の場合に据置減額又は引下げ減額できる条例を定めるための必要な措置が講ぜられた。 (3) 農地（特例市街化区域農地を除く。） 負担水準の区分に応じてなだらかな税負担となる調整措置が講ぜられた。 なお、市街化区域農地にあつては、市町村が一定の場合に据置減額できる条例を定めるための必要な措置も併せて講ぜられた。 (4) 特定市街化区域農地 一般住宅用地と同様の調整措置が講ぜられた。	平成 11 年度分の都市計画税について、宅地等の賦課期日における用途（小規模住宅用地、一般住宅用地、非住宅用地等）が前年度の賦課期日と異なるもの（「用途変更宅地等」という。）に係る課税標準額の算出方法として、当該市町村における当該土地の変更後の用途の平均負担水準を用いて算出することとされた。 ただし、従来の算出方法によることについて、市町村の条例で定めることができることとされた。

18	21	24	27	30	令和 3 年度 (改正案による)
固定資産税と同様の負担調整措置が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。	固定資産税と同様の負担調整措置等が講ぜられた。

9. 国民健康保険税

年度 項目	昭和25年度	26	27	31	34	37	38
課税標準 総額等		国民健康保険税 が創設された。	課税限度額が 1万5千円から 3万円に引き上 げられた。	課税限度額が 5万円に引き上 げられた。	標準課税総額が療養給付 費の見込額から一部負担 金の総額の見込額を控除 した額の90%とされた。	標準課税総額が 80%とされた。	標準課税総額が 75%とされた。 低所得者に対し て課する国民健 康保険税を減額 することとされ た。

年度 項目	昭和57年度	58	59	60
課税標準 総額等	課税限度額が 27万円に引き 上げられた。	課税限度額が28万円に引き上げられた。 標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 療養の給付及び療養費の支給に要する費用の 総額の見込額から療養の給付についての一部負 担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要す る費用の額から当該費用に係る国の負担金の見 込額を控除した額	課税限度額が 35万円に引き 上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般保険者に係る療養の給付並びに特定療 養費及び療養費の支給に要する費用の総額の 見込額から療養の給付についての一部負担金 の総額の見込額を控除した額の75%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要 する費用の額から当該費用に係る国の負担金 の見込額を控除した額

年度 項目	平成7年度	9	12	15	18	19	20
課税標準 総額等	課税限度額が 52万円に引き 上げられた。	課税限度額が 53万円に引き 上げられた。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額及び介 護納付金課税額の合算 額とされ、課税限度額 がそれぞれ53万円、7 万円とされた。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が8万円に 引き上げられ た。	介護納付金課税 額に係る課税限 度額が9万円に 引き上げられ た。	基礎課税額に 係る課税限度 額が56万円に 引き上げられ た。	国民健康保険税の課税 額が基礎課税額、後期 高齢者支援金等課税額 及び介護納付金課税額 の合算額とされ、基礎 課税額に係る課税限度 額が47万円、後期高 齢者支援金等課税額に 係る課税限度額が12 万円とされた。

- (注) 1 昭和60年度欄については、昭和59年法律第77号による改正に係るものである。
 2 平成12年度欄の前段の改正については、平成9年法律第124号による改正に係るものである。
 3 平成20年度欄の前段の改正については、平成18年法律第83号による改正に係るものである。

43	46	49	51	52	53	54	55	56
標準課税総額が65%とされた。	課税限度額が8万円に引き上げられた。	課税限度額が12万円に引き上げられた。	課税限度額が15万円に引き上げられた。	課税限度額が17万円に引き上げられた。	課税限度額が19万円に引き上げられた。	課税限度額が22万円に引き上げられた。	課税限度額が24万円に引き上げられた。	課税限度額が26万円に引き上げられた。

61	62	63	平成元年度	3	4	5	6
課税限度額が37万円に引き上げられた。	課税限度額が39万円に引き上げられた。	課税限度額が40万円に引き上げられた。	課税限度額が42万円に引き上げられた。	課税限度額が44万円に引き上げられた。	課税限度額が46万円に引き上げられた。	課税限度額が50万円に引き上げられた。	標準課税総額が次の①と②の合算額とされた。 ① 一般被保険者に係る療養の給付並びに入院時食事療養費、特定療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費及び高額療養費の支給に要する費用の総額の見込額から療養の給付についての一部負担金の総額の見込額を控除した額の65%相当額 ② 老人保健法の規定による拠出金の納付に要する費用の額から当該費用に係る国の負担金の見込額を控除した額

21	22	23	26	27	28	30
介護納付金課税額に係る課税限度額が10万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が50万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が13万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が51万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が12万円に引き上げられた。	後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が14万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が52万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が17万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が16万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が54万円に引き上げられた。 後期高齢者支援金等課税額に係る課税限度額が19万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が58万円に引き上げられた。

年度 項目	平成 30 年度
課税標準 総額等	<p>1 標準基礎課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 被保険者に係る国民健康保険法の規定による療養の給付に要する費用の額から当該給付に係る一部負担金に相当する額を控除した額並びに入院時食事療養費、入院時生活療養費、保険外併用療養費、療養費、訪問看護療養費、特別療養費、移送費、高額療養費及び高額介護合算療養費の支給に要する費用の額の合算額 国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額 財政安定化基金拠出金の納付に要する費用の額 国民健康保険法第八十一条の二第九項第二号に規定する財政安定化基金事業借入金の償還に要する費用の額 保険事業に要する費用の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用の額 <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十四条の規定による補助金の額 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 国民健康保険法第七十五条の二第一項の国民健康保険給付費等交付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>2 標準後期高齢者支援金等課税総額が次の①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額 <p>3 標準介護納付金課税総額が①の見込額から②の見込額を控除した額とされた。</p> <p>① 当該年度における国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用の額</p> <p>② 当該年度における次に掲げる額の合算額</p> <ul style="list-style-type: none"> 国民健康保険法第七十五条の規定により交付を受ける補助金及び同条の規定により貸し付けられる貸付金の額 その他当該市町村の国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用のための収入の額

年度 項目	令和元年度	2
課税標準 総額等	基礎課税額に係る課税限度額が 61 万円に引き上げられた。	基礎課税額に係る課税限度額が 63 万円に引き上げられた。 介護納付金課税額に係る課税限度額が 17 万円に引き上げられた。

(注) 平成 30 年度欄については、平成 29 年度改正によるものである。

10. その他の税目

年度 項目	昭和25年度	27	37	44	48
税 率 等	鉱 産 税 税率 1% 水利地益税 共同施設税 広 告 税 税率 10% 10～50円 接 客 人 税 1人月額 100円	広告税及び接客人税は 廃止された。	鉱産税 軽減税率の創設 月 200万円以下 0.7%	宅地開発税が創設された。 税率は条例で定める。	特別土地保有税が創設された。 税率 保有分 1.4% 取得分 3%

年度 項目	昭和60年度	61	63	平成2年度
税 率 等	特別土地保有税 (1) 昭和44年1月1日から昭和 57年3月31日までの間に取得 された市街化区域内の土地を 除き、保有期間10年を超える 土地が課税対象外とされた。 (2) 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、昭和63年3月31日まで3 年間に限り延長された。	事業所税税率 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき 600円	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成2年3月31日まで2 年間に限り延長されるととも に、昭和63年4月1日以後に 取得される土地について免税 点が330㎡（特別区及び指定 都市の区の区域にあっては 200㎡）に引き下げられた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定の都市の 市街化区域内において取得さ れる一定規模以上の一団の土 地に係る課税の特例につい て、平成4年3月31日まで2 年間に限り延長された。

年度 項目	平成4年度	5	6	9
税 率 等	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成5年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例について、平 成6年3月31日まで1年間に 限り延長された。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市の市街 化区域内において取得される 一定規模以上の一団の土地に 係る課税の特例の対象となる 土地の取得期限が、平成5年 12月31日とされた。	特別土地保有税 三大都市圏の特定市において、 恒久的な建物、構築物等の用に供 する土地その他の施設用地に係る 免除制度の対象から、青空駐車 場、資材置場等の用に供する土地 を時限的に除外する措置につい ては、当該市の条例によりこれを適 用しないこととすることができる こととされた。

50	55	57
<p>事業所税が創設された。</p> <p>税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 5,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき300円</p> <p> 従業者割 従業者給与総額の100分の0.25</p>	<p>事業所税税率</p> <p> 新增設に係る事業所税 新增設事業所床面積1平方メートルにつき 6,000円</p> <p> 事業に係る事業所税 資産割 事業所床面積1平方メートルにつき500円</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 保有期間10年を超える土地（市街化調整区域以外の区域で既に課税されている土地を除く。）が課税対象外とされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定の都市の市街化区域内において、昭和57年4月1日から昭和60年3月31日までの間に取得された500㎡（特別区及び指定都市の区の区域にあつては300㎡）以上の一団の土地について、取得のあった年の翌年以降2年以内に住宅等が建設された土地を除き、それ以後の保有について10年間特別土地保有税を課すこととされた。</p>

3
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 三大都市圏の特定市において、昭和61年1月1日以後に取得した土地の保有並びに平成3年4月1日以後に取得した土地の取得及び保有に係る特別土地保有税については、10年間に限り、免税点（基準面積）を特別区及び指定都市の区の区域にあつては2,000平方メートルを1,000平方メートルに、その他の市の区域にあつては5,000平方メートルを1,000平方メートルに引き下げるとともに、恒久的な建築物、構築物等の用に供する土地その他の施設用地に係る免除制度の対象から、青空駐車場、資材置場等の用に供する土地を除外することとされた。</p> <p>また、市街化区域内において、昭和57年4月1日以後に取得した土地の保有に係る特別土地保有税については、保有期間10年を超える土地を課税対象外とする措置を撤廃することとされた。</p> <p>(2) 遊休地に対する特別土地保有税の強化を、次のとおり実施することとされた。</p> <p>① 課税対象は、遊休土地転換利用促進地区として都市計画決定された区域内の1,000平方メートル以上の一団の土地とする。</p> <p>② 課税標準は、時価（当該土地の取得のために通常要する費用）又は取得価額のいずれか高い方とする。</p> <p>③ 税率1.4%とし、固定資産税額（保有に係る特別土地保有税の課税対象であるときは、その税額を含む。）を控除する。</p>

10	11
<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 市街化区域内の土地で保有期間が10年を超えるものについて、特別土地保有税の課税対象から除外することとされた。</p> <p>(2) 三大都市圏の特定市における特別土地保有税の免税点（基準面積）を1,000㎡に引き上げる特例措置を廃止することとされた。</p> <p>(3) 三大都市圏の特定市の市街化区域内の土地に対して課する特別土地保有税の課税の特例（ミニ保有税）を廃止した際の経過措置により一部の土地の保有を引き続き課税対象としている措置を廃止することとされた。</p> <p>(4) 地価下落に対応して、当分の間、特別土地保有税の課税標準額（取得価額）を地価公示価格の全国の変動率を用いて簡易に修正する措置を講ずることとされた。</p> <p>(5) 恒久的な建物等の用に供する予定の土地について、有効利用されるまでの一定期間特別土地保有税の徴収を猶予し、その期間内に有効利用された場合には、当該徴収猶予された税額に係る納税義務を免除する制度を創設することとされた。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の事業計画書をもって徴収猶予の起算日の認定資料とすることとされた。</p> <p>(2) 土地の所有者（取得者）以外の者（借地人等）が非課税又は免除に係る建物等の用に供する土地として使用しようとする場合にも徴収猶予の対象とすることとされた。</p> <p>(3) 徴収猶予を受けている者が、当該徴収猶予に係る土地を譲渡した場合において、その譲渡が一定の住宅・宅地供給事業のための譲渡に該当するときは、当該譲渡者に係る徴収猶予の継続を認め、譲受者による住宅・宅地供給事業が完成した場合に、猶予された税額を免除する措置を2年間に限り講ずることとされた。</p> <p>(4) 恒久的な建物等の用に供する土地に係る徴収猶予期間（現行5年以内）について、やむを得ない場合には、1回に限り、5年以内で延長を認めることができることとされた。</p>

(その他の税目つづき)

年度 項目	平成 13 年度	14
税 率 等	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 一定の住宅・宅地供給事業のため土地を譲渡した場合における当該譲渡者に係る徴収猶予の継続及び税額の免除の特例措置について、その対象を当該譲受者が非課税用途に供する場合及び特例譲渡する場合に拡充したうえ、その適用期限を 2 年延長することとされた。</p> <p>(2) 特別土地保有税の徴収猶予を受けている者が、事業計画を変更する場合において、新たに非課税用途又は特例譲渡に係る事業計画を定めた場合には、1 回に限り、当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続を認め、新たな事業計画に係る事業が完成した場合に、猶予された税額を免除することとされた(2年間の時限措置)。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例について、平成 13 年 4 月 1 日において徴収猶予を受けている者に限る要件を廃止することとされた。</p> <p>(2) 土地を譲渡した場合における当該譲渡者及び事業計画を変更した場合における当該事業計画を変更した者に係る徴収猶予の継続及び納税義務の免除の特例措置について、対象に恒久的な建物、施設等の用に供する土地を追加することとされた。</p>

15	17
<p>特別土地保有税 平成 15 年度以降、新たな課税は行わないものとされた。これに伴い、特別土地保有税審議会を廃止する等の所要の措置が講ぜられた。</p> <p>事業所税 新增設に係る事業所税を、平成 15 年 3 月 31 日をもって廃止した。</p>	<p>特別土地保有税</p> <p>(1) 非課税土地と特例譲渡等について、現行の徴収猶予期間の終期の到来後、延長期間が最大で 10 年間とされた（但し、土地区画整理事業等に係る土地の場合、災害が発生した場合について所要の例外措置が講ぜられた。）。</p> <p>(2) 特例譲渡として徴収猶予されている一定の土地について、納税義務を免除する時期が譲渡時から土地の造成等をし、譲渡するための公募をした時点に見直された。</p> <p>(3) 1 回に制限されていた計画変更が 2 回可能とされた。</p>

18 都道府県歳入中に占める税収入の都道府県別割合（令和元年度）

都道府県	歳入総額		税収入		地方譲与税		地方交付税	
	金額 A (百万円)	金額 B (百万円)	B/A (%)	金額 C (百万円)	C/A (%)	金額 D (百万円)	D/A (%)	
北海道	2,425,830	667,834	27.5	96,468	4.0	608,955	25.1	
青森県	665,827	166,572	25.0	22,824	3.4	220,530	33.1	
岩手県	993,872	155,263	15.6	23,663	2.4	287,155	28.9	
宮城県	1,127,971	312,293	27.7	39,404	3.5	203,701	18.1	
秋田県	591,630	113,491	19.2	18,737	3.2	190,853	32.3	
山形県	589,381	131,805	22.4	20,744	3.5	174,476	29.6	
福島県	1,357,616	271,484	20.0	34,171	2.5	296,380	21.8	
茨城県	1,075,186	415,601	38.7	49,240	4.6	192,652	17.9	
栃木県	759,429	284,425	37.5	34,360	4.5	127,009	16.7	
群馬県	741,219	278,291	37.5	34,675	4.7	125,534	16.9	
埼玉県	1,757,492	894,373	50.9	108,093	6.2	213,996	12.2	
千葉県	1,709,086	821,565	48.1	91,504	5.4	189,296	11.1	
東京都	8,112,851	5,732,615	70.7	271,502	3.3	-	-	
神奈川県	1,882,674	1,154,630	61.3	137,218	7.3	107,019	5.7	
新潟県	1,044,959	281,749	27.0	41,392	4.0	240,022	23.0	
富山県	503,362	152,045	30.2	19,827	3.9	129,307	25.7	
石川県	541,721	167,528	30.9	21,151	3.9	122,532	22.6	
福井県	446,163	127,594	28.6	14,797	3.3	125,381	28.1	
山梨県	468,395	113,585	24.2	14,807	3.2	131,122	28.0	
長野県	856,767	278,810	32.5	37,646	4.4	202,532	23.6	
岐阜県	785,104	273,291	34.8	35,613	4.5	172,446	22.0	
静岡県	1,141,842	526,116	46.1	63,194	5.5	145,888	12.8	
愛知県	2,295,883	1,228,458	53.5	131,190	5.7	74,356	3.2	
三重県	685,338	267,526	39.0	32,007	4.7	130,543	19.0	
滋賀県	525,620	199,363	37.9	24,168	4.6	114,773	21.8	
京都府	871,150	325,544	37.4	43,325	5.0	162,643	18.7	
大阪府	2,582,153	1,310,358	50.7	152,989	5.9	247,773	9.6	
兵庫県	1,843,318	710,793	38.6	88,377	4.8	293,577	15.9	
奈良県	514,284	149,097	29.0	20,677	4.0	156,833	30.5	
和歌山県	548,495	110,335	20.1	16,684	3.0	171,312	31.2	
鳥取県	351,234	65,117	18.5	10,673	3.0	135,205	38.5	
島根県	487,189	82,303	16.9	13,518	2.8	182,258	37.4	
岡山県	706,740	242,922	34.4	32,888	4.7	160,880	22.8	
広島県	964,387	365,430	37.9	49,320	5.1	169,088	17.5	
山口県	630,561	181,518	28.8	24,796	3.9	172,022	27.3	
徳島県	483,702	90,347	18.7	13,556	2.8	148,977	30.8	
香川県	446,907	133,171	29.8	17,342	3.9	112,363	25.1	
愛媛県	638,787	170,323	26.7	24,333	3.8	166,752	26.1	
高知県	457,295	79,528	17.4	13,442	2.9	172,630	37.8	
福岡県	1,656,890	630,920	38.1	84,634	5.1	246,288	14.9	
佐賀県	451,011	104,510	23.2	14,615	3.2	145,518	32.3	
長崎県	691,436	143,719	20.8	23,245	3.4	220,703	31.9	
熊本県	825,323	193,509	23.4	30,039	3.6	205,721	24.9	
大分県	592,036	136,050	23.0	20,847	3.5	169,726	28.7	
宮崎県	569,336	123,661	21.7	19,546	3.4	180,939	31.8	
鹿児島県	802,279	177,801	22.2	29,125	3.6	272,545	34.0	
沖縄県	714,232	160,298	22.4	22,441	3.1	211,074	29.6	
合計	50,913,965	20,703,561	40.7	2,184,808	4.3	8,631,283	17.0	

- (注) 1 人口は、令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 この調は決算額による。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
 4 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

国庫支出金		地方債		その他		全国計に対する千分比		基準財政需要額		都 道 府 県
金額 E (百万円)	E/A (%)	金額 F (百万円)	F/A (%)	金額 G (百万円)	G/A (%)	歳入 総額	人口	算出額 (百万円)	全国計に 対する千分比	
399,795	16.5	358,733	14.8	294,045	12.1	48	41	1,121,761	52	北海道
109,476	16.4	58,586	8.8	87,839	13.2	13	10	329,754	15	青森県
189,317	19.0	82,802	8.3	255,672	25.7	20	10	337,729	16	岩手県
210,923	18.7	80,724	7.2	280,926	24.9	22	18	364,306	17	宮城県
93,565	15.8	87,028	14.7	87,956	14.9	12	8	279,323	13	秋田県
77,227	13.1	87,520	14.8	97,609	16.6	12	9	277,939	13	山形県
294,949	21.7	103,222	7.6	357,410	26.3	27	15	396,049	18	福島県
138,057	12.8	117,762	11.0	161,874	15.1	21	23	502,674	23	茨城県
92,509	12.2	112,971	14.9	108,155	14.2	15	15	346,909	16	栃木県
92,754	12.5	121,703	16.4	88,262	11.9	15	15	345,959	16	群馬県
160,539	9.1	230,710	13.1	149,781	8.5	35	58	918,392	42	埼玉県
155,490	9.1	182,044	10.7	269,187	15.8	34	50	807,938	37	千葉県
354,801	4.4	138,563	1.7	1,615,370	19.9	159	109	2,011,622	93	東京都
122,143	6.5	209,965	11.2	151,699	8.1	37	72	958,184	44	神奈川県
153,583	14.7	152,267	14.6	175,946	16.8	21	18	456,123	21	新潟県
62,429	12.4	78,006	15.5	61,748	12.3	10	8	246,654	11	富山県
67,282	12.4	76,403	14.1	86,825	16.0	11	9	252,012	12	石川県
71,725	16.1	64,964	14.6	41,702	9.3	9	6	213,990	10	福井県
61,083	13.0	71,030	15.2	76,768	16.4	9	7	221,313	10	山梨県
118,443	13.8	131,001	15.3	88,335	10.3	17	16	416,989	19	長野県
98,824	12.6	127,771	16.3	77,159	9.8	15	16	386,169	18	岐阜県
122,913	10.8	171,960	15.1	111,771	9.8	22	29	541,944	25	静岡県
196,462	8.6	309,805	13.5	355,612	15.5	45	60	1,025,362	47	愛知県
76,522	11.2	119,381	17.4	59,359	8.7	13	14	349,882	16	三重県
66,771	12.7	76,203	14.5	44,342	8.4	10	11	270,759	12	滋賀県
82,348	9.5	123,914	14.2	133,376	15.3	17	20	401,927	18	京都府
205,711	8.0	241,804	9.4	423,518	16.4	51	70	1,183,485	54	大阪府
176,023	9.5	245,040	13.3	329,508	17.9	36	44	832,940	38	兵庫県
62,308	12.1	59,479	11.6	65,890	12.8	10	11	273,679	13	奈良県
82,247	15.0	81,893	14.9	86,024	15.7	11	8	256,110	12	和歌山県
57,080	16.3	54,155	15.4	29,004	8.3	7	4	185,375	9	鳥取県
75,304	15.5	60,154	12.3	73,652	15.1	10	5	243,967	11	島根県
85,499	12.1	90,707	12.8	93,844	13.3	14	15	337,402	16	岡山県
117,920	12.2	131,271	13.6	131,358	13.6	19	22	444,073	20	広島県
84,765	13.4	81,461	12.9	85,999	13.6	12	11	310,759	14	山口県
56,889	11.8	54,399	11.2	119,534	24.7	10	6	218,096	10	徳島県
47,448	10.6	52,594	11.8	83,989	18.8	9	8	213,694	10	香川県
95,893	15.0	71,956	11.3	109,530	17.1	13	11	294,741	14	愛媛県
77,006	16.8	77,407	16.9	37,282	8.2	9	6	233,338	11	高知県
201,220	12.1	256,905	15.5	236,923	14.3	33	40	723,237	33	福岡県
62,652	13.9	58,726	13.0	64,990	14.4	9	6	222,612	10	佐賀県
123,268	17.8	98,845	14.3	81,656	11.8	14	11	334,655	15	長崎県
135,650	16.4	113,481	13.7	146,923	17.8	16	14	351,514	16	熊本県
93,706	15.8	79,877	13.5	91,830	15.5	12	9	276,116	13	大分県
88,685	15.6	68,772	12.1	87,733	15.4	11	9	278,349	13	宮崎県
139,236	17.4	103,028	12.8	80,544	10.0	16	13	412,673	19	鹿児島県
186,711	26.1	43,903	6.1	89,805	12.6	14	12	330,560	15	沖縄県
5,925,150	11.6	5,600,896	11.0	7,868,267	15.5	1,000	1,000	21,739,037	1,000	合計

19 道府県税収入及び市町村税収入の都道府県別所在状況（令和元年度）

都道府県			道府県税 (百万円)	市町村税 (百万円)	地方税 (百万円)
北	海	道	667,834	767,199	1,435,033
青	森	県	166,572	151,027	317,599
岩	手	県	155,263	153,494	308,757
宮	城	県	312,293	377,075	689,368
秋	田	県	113,491	112,775	226,266
山	形	県	131,805	138,049	269,854
福	島	県	271,484	272,972	544,455
茨	城	県	415,601	447,777	863,378
栃	木	県	284,425	319,508	603,933
群	馬	県	278,291	312,446	590,737
埼	玉	県	894,373	1,182,296	2,076,669
千	葉	県	821,565	1,045,102	1,866,667
東	京	都	3,372,709	4,236,363	7,609,073
神	奈	川	1,154,630	1,892,441	3,047,071
新	潟	県	281,749	340,543	622,292
富	山	県	152,045	172,361	324,407
石	川	県	167,528	184,985	352,513
福	井	県	127,594	128,540	256,134
山	梨	県	113,585	122,855	236,440
長	野	県	278,810	304,305	583,115
岐	阜	県	273,291	305,457	578,748
静	岡	県	526,116	676,339	1,202,455
愛	知	県	1,228,458	1,587,391	2,815,849
三	重	県	267,526	300,231	567,756
滋	賀	県	199,363	225,679	425,042
京	都	府	325,544	463,584	789,128
大	阪	府	1,310,358	1,726,833	3,037,191
兵	庫	県	710,793	952,932	1,663,725
奈	良	県	149,097	173,391	322,488
和	歌	山	110,335	127,634	237,969
鳥	取	県	65,117	67,591	132,708
島	根	県	82,303	88,274	170,577
岡	山	県	242,922	309,534	552,456
広	島	県	365,430	482,422	847,852
山	口	県	181,518	198,879	380,396
徳	島	県	90,347	101,288	191,635
香	川	県	133,171	137,747	270,918
愛	媛	県	170,323	186,046	356,368
高	知	県	79,528	85,185	164,712
福	岡	県	630,920	833,059	1,463,979
佐	賀	県	104,510	104,802	209,313
長	崎	県	143,719	161,167	304,886
熊	本	県	193,509	234,866	428,375
大	分	県	136,050	157,250	293,300
宮	崎	県	123,661	134,179	257,840
鹿	児	島	177,801	202,049	379,850
沖	縄	県	160,298	181,873	342,171
合	計		18,343,655	22,867,795	41,211,450

- (注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除して市町村税とした。
3 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、

人口1人当たりの税額						都道府県
道府県税		市町村税		地方税		
税額(円)	指数	税額(円)	指数	税額(円)	指数	
126,777	87.9	145,640	81.0	272,418	84.0	北海道
130,565	90.5	118,380	65.8	248,945	76.8	青森県
125,666	87.1	124,235	69.1	249,901	77.1	岩手県
136,231	94.4	164,490	91.5	300,721	92.8	宮城県
115,171	79.8	114,444	63.6	229,615	70.8	秋田県
121,783	84.4	127,552	70.9	249,335	76.9	山形県
144,254	100.0	145,045	80.6	289,299	89.2	福島県
142,259	98.6	153,273	85.2	295,532	91.2	茨城県
144,708	100.3	162,557	90.4	307,264	94.8	栃木県
141,305	97.9	158,647	88.2	299,952	92.5	群馬県
121,024	83.9	159,985	88.9	281,009	86.7	埼玉県
129,999	90.1	165,370	91.9	295,369	91.1	千葉県
243,782	169.0	306,208	170.2	549,990	169.7	東京都
125,375	86.9	205,489	114.2	330,864	102.1	神奈川県
126,004	87.3	152,297	84.7	278,301	85.9	新潟県
143,982	99.8	163,221	90.7	307,204	94.8	富山県
147,004	101.9	162,323	90.2	309,327	95.4	石川県
163,571	113.4	164,784	91.6	328,355	101.3	福井県
137,416	95.2	148,631	82.6	286,047	88.2	山梨県
133,574	92.6	145,788	81.1	279,362	86.2	長野県
134,461	93.2	150,287	83.6	284,748	87.8	岐阜県
141,865	98.3	182,373	101.4	324,238	100.0	静岡県
162,161	112.4	209,542	116.5	371,703	114.7	愛知県
147,490	102.2	165,520	92.0	313,010	96.6	三重県
140,303	97.2	158,823	88.3	299,126	92.3	滋賀県
127,870	88.6	182,091	101.2	309,960	95.6	京都府
148,069	102.6	195,130	108.5	343,200	105.9	大阪府
128,081	88.8	171,713	95.5	299,794	92.5	兵庫県
110,129	76.3	128,074	71.2	238,203	73.5	奈良県
115,624	80.1	133,752	74.4	249,376	76.9	和歌山県
116,037	80.4	120,445	67.0	236,482	73.0	鳥取県
121,155	84.0	129,943	72.2	251,098	77.5	島根県
127,610	88.4	162,602	90.4	290,213	89.5	岡山県
129,271	89.6	170,657	94.9	299,927	92.5	広島県
132,506	91.8	145,179	80.7	277,685	85.7	山口県
121,679	84.3	136,414	75.8	258,093	79.6	徳島県
135,712	94.1	140,375	78.0	276,086	85.2	香川県
124,402	86.2	135,886	75.5	260,288	80.3	愛媛県
112,133	77.7	120,109	66.8	232,241	71.6	高知県
122,990	85.2	162,395	90.3	285,385	88.0	福岡県
126,862	87.9	127,217	70.7	254,079	78.4	佐賀県
106,398	73.7	119,315	66.3	225,713	69.6	長崎県
109,335	75.8	132,701	73.8	242,036	74.7	熊本県
118,178	81.9	136,593	75.9	254,771	78.6	大分県
112,839	78.2	122,437	68.1	235,276	72.6	宮崎県
109,071	75.6	123,945	68.9	233,016	71.9	鹿児島県
108,196	75.0	122,759	68.3	230,955	71.3	沖縄県
144,281	100.0	179,866	100.0	324,147	100.0	合計

特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

20 道府県税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和元年度）

都道府県	道 府 県 民 税								
	個 人			法 人			計		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	141,891	26,936	70.8	20,660	3,922	60.7	162,551	30,858	69.3
青森県	34,754	27,241	71.6	3,673	2,879	44.6	38,427	30,120	67.6
岩手県	37,256	30,154	79.2	5,006	4,052	62.7	42,262	34,206	76.8
宮城県	62,507	27,267	71.6	13,261	5,785	89.6	75,768	33,052	74.2
秋田県	26,441	26,832	70.5	3,181	3,228	50.0	29,622	30,060	67.5
山形県	33,108	30,591	80.4	3,934	3,635	56.3	37,043	34,226	76.9
福島県	63,044	33,499	88.0	8,449	4,489	69.5	71,493	37,988	85.3
茨城県	112,458	38,494	101.1	13,230	4,528	70.1	125,687	43,022	96.6
栃木県	75,568	38,447	101.0	9,783	4,978	77.1	85,352	43,425	97.5
群馬県	72,489	36,807	96.7	10,493	5,328	82.5	82,982	42,135	94.6
埼玉県	292,468	39,576	104.0	26,135	3,537	54.8	318,603	43,112	96.8
千葉県	266,190	42,120	110.6	23,940	3,788	58.6	290,130	45,908	103.1
東京都	965,855	69,813	183.4	257,532	18,615	288.2	1,223,387	88,427	198.6
神奈川県	336,715	36,562	96.0	41,322	4,487	69.5	378,036	41,049	92.2
新潟県	59,238	26,492	69.6	9,185	4,108	63.6	68,423	30,600	68.7
富山県	40,364	38,223	100.4	4,911	4,650	72.0	45,274	42,873	96.3
石川県	43,087	37,809	99.3	6,839	6,001	92.9	49,926	43,810	98.4
福井県	29,248	37,495	98.5	4,074	5,223	80.9	33,322	42,718	95.9
山梨県	30,250	36,596	96.1	4,019	4,862	75.3	34,269	41,459	93.1
長野県	74,617	35,748	93.9	9,010	4,317	66.8	83,627	40,065	90.0
岐阜県	76,018	37,402	98.3	8,817	4,338	67.2	84,835	41,740	93.7
静岡県	121,973	32,890	86.4	17,907	4,829	74.8	139,881	37,718	84.7
愛知県	313,544	41,389	108.7	61,454	8,112	125.6	374,997	49,501	111.2
三重県	71,613	39,481	103.7	8,574	4,727	73.2	80,187	44,208	99.3
滋賀県	55,906	39,344	103.4	7,793	5,484	84.9	63,699	44,828	100.7
京都府	76,232	29,943	78.7	15,435	6,063	93.9	91,667	36,006	80.9
大阪府	298,016	33,675	88.5	81,772	9,240	143.1	379,788	42,916	96.4
兵庫県	206,924	37,286	97.9	22,755	4,100	63.5	229,678	41,387	92.9
奈良県	53,602	39,593	104.0	3,610	2,667	41.3	57,212	42,259	94.9
和歌山県	30,620	32,088	84.3	3,484	3,651	56.5	34,104	35,738	80.3
鳥取県	16,839	30,008	78.8	1,983	3,534	54.7	18,823	33,542	75.3
島根県	20,864	30,713	80.7	2,872	4,228	65.5	23,736	34,941	78.5
岡山県	53,868	28,297	74.3	9,352	4,913	76.1	63,220	33,210	74.6
広島県	85,939	30,401	79.9	14,037	4,966	76.9	99,976	35,366	79.4
山口県	46,833	34,188	89.8	6,371	4,651	72.0	53,204	38,839	87.2
徳島県	24,483	32,974	86.6	3,363	4,530	70.1	27,847	37,504	84.2
香川県	34,606	35,267	92.6	5,469	5,573	86.3	40,075	40,840	91.7
愛媛県	42,947	31,368	82.4	6,021	4,398	68.1	48,968	35,766	80.3
高知県	21,401	30,175	79.3	2,332	3,288	50.9	23,733	33,463	75.2
福岡県	136,471	26,603	69.9	26,271	5,121	79.3	162,742	31,724	71.2
佐賀県	24,369	29,581	77.7	3,172	3,850	59.6	27,541	33,431	75.1
長崎県	39,159	28,990	76.2	4,640	3,435	53.2	43,799	32,425	72.8
熊本県	40,428	22,842	60.0	6,754	3,816	59.1	47,182	26,658	59.9
大分県	34,387	29,870	78.5	4,396	3,818	59.1	38,783	33,688	75.7
宮崎県	29,973	27,350	71.8	3,463	3,160	48.9	33,436	30,510	68.5
鹿児島県	44,716	27,430	72.1	5,082	3,118	48.3	49,798	30,548	68.6
沖縄県	40,646	27,435	72.1	5,383	3,633	56.2	46,029	31,068	69.8
合 計	4,839,926	38,068	100.0	821,198	6,459	100.0	5,661,125	44,527	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を道府県税から控除した。
 3 個人道府県民税は、均等割、所得割、利子割、配当割及び株式等譲渡所得割の合計額である。
 4 都道府県が徴収した道府県民税所得割・利子割・配当割・株式等譲渡所得割、地方消費税、ゴルフ場利用税、特別地方消費税、自動車取得税、自動車税環境性能割及び軽油引取税はそのまま道府県税収入とし、利子割交付金、配当割交付金、株式等譲渡所得割交付金、分

事業税									都道府県
個人			法人			計			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数	
4,909	932	56.0	123,966	23,533	68.2	128,875	24,465	67.7	北海道
945	741	44.6	24,360	19,094	55.4	25,305	19,835	54.9	青森県
1,176	952	57.2	25,864	20,934	60.7	27,040	21,885	60.5	岩手県
3,189	1,391	83.6	74,384	32,448	94.1	77,573	33,839	93.6	宮城県
816	829	49.8	18,225	18,495	53.6	19,042	19,323	53.4	秋田県
1,125	1,040	62.5	21,966	20,296	58.8	23,091	21,336	59.0	山形県
1,869	993	59.7	55,368	29,420	85.3	57,238	30,413	84.1	福島県
3,192	1,093	65.7	80,972	27,716	80.4	84,164	28,809	79.7	茨城県
2,150	1,094	65.8	53,933	27,440	79.6	56,083	28,534	78.9	栃木県
2,085	1,059	63.7	55,476	28,168	81.7	57,561	29,227	80.8	群馬県
13,580	1,838	110.5	141,380	19,131	55.5	154,961	20,969	58.0	埼玉県
8,198	1,297	78.0	137,536	21,763	63.1	145,734	23,060	63.8	千葉県
53,691	3,881	233.4	1,207,510	87,280	253.1	1,261,202	91,161	252.1	東京都
18,972	2,060	123.9	257,764	27,989	81.1	276,737	30,049	83.1	神奈川県
2,256	1,009	60.7	57,713	25,810	74.8	59,969	26,819	74.2	新潟県
1,236	1,170	70.4	31,410	29,744	86.2	32,646	30,915	85.5	富山県
1,655	1,453	87.4	36,343	31,891	92.5	37,998	33,343	92.2	石川県
1,041	1,335	80.3	29,069	37,265	108.0	30,110	38,600	106.8	福井県
1,077	1,303	78.4	22,346	27,034	78.4	23,422	28,336	78.4	山梨県
2,000	958	57.6	53,208	25,491	73.9	55,208	26,449	73.2	長野県
2,829	1,392	83.7	50,641	24,916	72.2	53,470	26,308	72.8	岐阜県
5,955	1,606	96.6	126,137	34,012	98.6	132,092	35,618	98.5	静岡県
14,450	1,907	114.7	324,975	42,898	124.4	339,425	44,805	123.9	愛知県
2,452	1,352	81.3	53,680	29,594	85.8	56,131	30,946	85.6	三重県
1,607	1,131	68.0	45,388	31,942	92.6	46,995	33,073	91.5	滋賀県
4,159	1,634	98.3	80,877	31,768	92.1	85,036	33,401	92.4	京都府
15,854	1,792	107.8	388,394	43,888	127.2	404,248	45,680	126.3	大阪府
7,360	1,326	79.7	146,110	26,328	76.3	153,470	27,654	76.5	兵庫県
1,359	1,004	60.4	19,694	14,547	42.2	21,052	15,550	43.0	奈良県
1,082	1,134	68.2	19,321	20,247	58.7	20,404	21,382	59.1	和歌山県
514	916	55.1	11,400	20,314	58.9	11,913	21,230	58.7	鳥取県
668	983	59.1	16,207	23,858	69.2	16,875	24,841	68.7	島根県
1,912	1,004	60.4	52,219	27,431	79.5	54,130	28,435	78.6	岡山県
3,964	1,402	84.3	82,997	29,360	85.1	86,961	30,762	85.1	広島県
1,559	1,138	68.4	36,940	26,966	78.2	38,499	28,104	77.7	山口県
565	761	45.8	17,346	23,361	67.7	17,910	24,122	66.7	徳島県
886	903	54.3	28,878	29,429	85.3	29,764	30,332	83.9	香川県
1,320	964	58.0	35,840	26,177	75.9	37,160	27,141	75.1	愛媛県
835	1,177	70.8	12,836	18,099	52.5	13,671	19,276	53.3	高知県
7,210	1,405	84.5	144,702	28,208	81.8	151,912	29,613	81.9	福岡県
922	1,119	67.3	19,580	23,768	68.9	20,502	24,887	68.8	佐賀県
1,352	1,001	60.2	23,584	17,459	50.6	24,936	18,461	51.1	長崎県
1,984	1,121	67.4	34,597	19,548	56.7	36,581	20,669	57.2	熊本県
1,076	934	56.2	25,250	21,933	63.6	26,326	22,867	63.2	大分県
1,114	1,016	61.1	20,492	18,699	54.2	21,606	19,715	54.5	宮崎県
1,351	829	49.8	27,717	17,003	49.3	29,067	17,831	49.3	鹿児島県
1,931	1,304	78.4	30,525	20,603	59.7	32,456	21,907	60.6	沖縄県
211,433	1,663	100.0	4,385,121	34,491	100.0	4,596,553	36,154	100.0	合計

離課税所得割交付金、地方消費税交付金、ゴルフ場利用税交付金、特別地方消費税交付金、自動車取得税交付金、環境性能割交付金及び軽油引取税交付金は控除していない。

5 地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。

6 自動車取得税及び軽油引取税については、旧法による税(目的税分)を含む。

7 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和元年度）

都道府県	地方消費税			不動産取得税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	210,250	39,913	105.8	15,905	3,019	95.0
青森県	47,414	37,165	98.5	2,188	1,715	53.9
岩手県	46,571	37,694	99.9	2,475	2,003	63.0
宮城県	86,089	37,554	99.6	7,129	3,110	97.8
秋田県	37,789	38,348	101.7	1,805	1,832	57.6
山形県	41,736	38,563	102.2	2,001	1,848	58.1
福島県	74,299	39,479	104.7	3,027	1,608	50.6
茨城県	105,416	36,084	95.7	6,129	2,098	66.0
栃木県	74,182	37,742	100.1	4,967	2,527	79.5
群馬県	74,452	37,804	100.2	5,377	2,730	85.9
埼玉県	247,162	33,445	88.7	19,327	2,615	82.3
千葉県	235,460	37,258	98.8	18,045	2,855	89.8
東京都	629,402	45,494	120.6	82,433	5,958	187.4
神奈川県	321,408	34,900	92.5	26,858	2,916	91.7
新潟県	84,754	37,904	100.5	4,750	2,124	66.8
富山県	41,248	39,061	103.6	2,285	2,164	68.1
石川県	44,440	38,996	103.4	3,138	2,754	86.6
福井県	28,799	36,919	97.9	1,681	2,155	67.8
山梨県	31,136	37,669	99.9	1,889	2,285	71.9
長野県	80,220	38,432	101.9	4,756	2,278	71.7
岐阜県	74,613	36,710	97.3	4,783	2,353	74.0
静岡県	139,279	37,556	99.6	10,046	2,709	85.2
愛知県	286,230	37,783	100.2	26,991	3,563	112.1
三重県	69,928	38,552	102.2	5,591	3,082	96.9
滋賀県	48,459	34,103	90.4	4,704	3,310	104.1
京都府	93,676	36,795	97.6	9,409	3,696	116.3
大阪府	336,516	38,026	100.8	41,327	4,670	146.9
兵庫県	194,631	35,071	93.0	16,890	3,044	95.8
奈良県	43,174	31,890	84.5	2,155	1,592	50.1
和歌山県	34,485	36,138	95.8	1,719	1,801	56.7
鳥取県	20,243	36,072	95.6	856	1,525	48.0
島根県	24,678	36,327	96.3	1,303	1,918	60.3
岡山県	69,834	36,684	97.3	4,507	2,368	74.5
広島県	105,011	37,148	98.5	8,702	3,078	96.8
山口県	51,671	37,719	100.0	2,684	1,959	61.6
徳島県	25,456	34,284	90.9	1,629	2,193	69.0
香川県	36,425	37,120	98.4	1,877	1,913	60.2
愛媛県	50,273	36,719	97.3	3,257	2,379	74.8
高知県	26,773	37,749	100.1	1,164	1,641	51.6
福岡県	187,797	36,609	97.1	15,994	3,118	98.1
佐賀県	29,580	35,906	95.2	1,787	2,170	68.3
長崎県	49,420	36,587	97.0	2,554	1,891	59.5
熊本県	63,767	36,029	95.5	4,865	2,749	86.5
大分県	41,928	36,420	96.6	2,464	2,140	67.3
宮崎県	40,558	37,009	98.1	2,399	2,189	68.9
鹿児島県	59,408	36,443	96.6	3,709	2,275	71.6
沖縄県	49,507	33,416	88.6	4,667	3,150	99.1
合計	4,795,548	37,719	100.0	404,198	3,179	100.0

道府県たばこ税			ゴルフ場利用税			自動車取得税			都道府県	
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
7,095	1,347	122.7	1,569	298	87.9	5,070	962	117.7	北 海 道	
1,628	1,276	116.2	146	114	33.6	1,130	886	108.4	青 森 県	
1,419	1,148	104.6	274	222	65.5	1,074	869	106.4	岩 手 県	
2,780	1,213	110.5	722	315	92.9	1,853	808	98.9	宮 城 県	
1,092	1,108	100.9	157	160	47.2	920	934	114.3	秋 田 県	
1,097	1,014	92.3	113	105	31.0	968	894	109.4	山 形 県	
2,443	1,298	118.2	563	299	88.2	1,616	859	105.1	福 島 県	
3,406	1,166	106.2	2,570	880	259.6	2,712	928	113.6	茨 城 県	
2,248	1,144	104.2	2,192	1,115	328.9	1,756	893	109.3	栃 木 県	
2,177	1,105	100.6	1,137	577	170.2	2,007	1,019	124.7	群 馬 県	
7,422	1,004	91.4	2,085	282	83.2	5,618	760	93.0	埼 玉 県	
6,508	1,030	93.8	4,191	663	195.6	4,614	730	89.4	千 葉 県	
16,196	1,171	106.6	630	46	13.6	9,266	670	82.0	東 京 都	
8,861	962	87.6	1,506	164	48.4	6,526	709	86.8	神 奈 川 県	
2,343	1,048	95.4	537	240	70.8	1,972	882	108.0	新 潟 県	
1,096	1,038	94.5	298	283	83.5	938	888	108.7	富 山 県	
1,248	1,095	99.7	548	481	141.9	1,138	999	122.3	石 川 県	
854	1,095	99.7	236	302	89.1	779	998	122.2	福 井 県	
942	1,139	103.7	735	889	262.2	731	884	108.2	山 梨 県	
2,035	975	88.8	794	381	112.4	2,029	972	119.0	長 野 県	
1,964	966	88.0	1,645	809	238.6	2,126	1,046	128.0	岐 阜 県	
3,849	1,038	94.5	2,382	642	189.4	3,473	936	114.6	静 岡 県	
7,889	1,041	94.8	1,413	187	55.2	8,707	1,149	140.6	愛 知 県	
1,917	1,057	96.3	1,667	919	271.1	1,916	1,056	129.3	三 重 県	
1,434	1,009	91.9	1,033	727	214.5	1,333	938	114.8	滋 賀 県	
2,708	1,064	96.9	741	291	85.8	2,033	799	97.8	京 都 府	
11,064	1,250	113.8	1,359	154	45.4	6,293	711	87.0	大 阪 府	
5,259	948	86.3	3,493	629	185.5	4,261	768	94.0	兵 庫 県	
1,144	845	77.0	826	610	179.9	984	727	89.0	奈 良 県	
1,059	1,109	101.0	314	329	97.1	800	839	102.7	和 歌 山 県	
584	1,040	94.7	94	167	49.3	465	828	101.3	鳥 取 県	
641	943	85.9	93	136	40.1	569	837	102.4	島 根 県	
2,022	1,062	96.7	648	340	100.3	1,633	858	105.0	岡 山 県	
2,911	1,030	93.8	697	247	72.9	2,434	861	105.4	広 島 県	
1,427	1,042	94.9	458	334	98.5	1,175	858	105.0	山 口 県	
792	1,067	97.2	240	324	95.6	565	761	93.1	徳 島 県	
1,045	1,065	97.0	336	342	100.9	766	781	95.6	香 川 県	
1,417	1,035	94.3	339	248	73.2	957	699	85.6	愛 媛 県	
809	1,140	103.8	227	320	94.4	485	684	83.7	高 知 県	
6,137	1,196	108.9	1,029	201	59.3	3,993	778	95.2	福 岡 県	
984	1,195	108.8	282	342	100.9	614	745	91.2	佐 賀 県	
1,507	1,115	101.5	280	207	61.1	770	570	69.8	長 崎 県	
1,976	1,117	101.7	568	321	94.7	1,316	743	90.9	熊 本 県	
1,278	1,110	101.1	334	290	85.5	855	743	90.9	大 分 県	
1,254	1,144	104.2	395	361	106.5	778	710	86.9	宮 崎 県	
1,757	1,078	98.2	383	235	69.3	1,004	616	75.4	鹿 児 島 県	
1,819	1,228	111.8	795	537	158.4	847	572	70.0	沖 縄 県	
139,535	1,098	100.0	43,075	339	100.0	103,867	817	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和元年度）

都道府県	自動車税								
	自動車税（～R1.9.30）			環境性能割			種別割		
	税額 （百万円）	人口1人当たり		税額 （百万円）	人口1人当たり		税額 （百万円）	人口1人当たり	
税額(円)		指数	税額(円)		指数	税額(円)		指数	
北海道	76,013	14,430	119.9	1,957	372	103.0	523	99	104.2
青森県	16,461	12,902	107.2	411	322	89.2	111	87	91.6
岩手県	17,632	14,271	118.6	405	328	90.9	116	94	98.9
宮城県	32,827	14,320	119.0	854	372	103.0	264	115	121.1
秋田県	13,419	13,618	113.1	328	333	92.2	87	88	92.6
山形県	15,949	14,737	122.4	361	333	92.2	108	100	105.3
福島県	30,230	16,063	133.5	721	383	106.1	233	124	130.5
茨城県	49,827	17,056	141.7	1,157	396	109.7	443	152	160.0
栃木県	34,686	17,647	146.6	819	417	115.5	270	137	144.2
群馬県	33,862	17,194	142.9	857	435	120.5	242	123	129.5
埼玉県	84,505	11,435	95.0	2,535	343	95.0	689	93	97.9
千葉県	73,832	11,683	97.1	2,107	333	92.2	608	96	101.1
東京都	102,537	7,411	61.6	4,786	346	95.8	906	66	69.5
神奈川県	90,008	9,773	81.2	3,135	340	94.2	769	83	87.4
新潟県	31,374	14,031	116.6	735	329	91.1	195	87	91.6
富山県	16,842	15,949	132.5	381	361	100.0	106	100	105.3
石川県	17,574	15,421	128.1	502	440	121.9	124	108	113.7
福井県	12,038	15,433	128.2	354	454	125.8	80	102	107.4
山梨県	12,803	15,489	128.7	303	367	101.7	80	97	102.1
長野県	31,381	15,034	124.9	843	404	111.9	215	103	108.4
岐阜県	31,473	15,485	128.7	862	424	117.5	238	117	123.2
静岡県	53,491	14,424	119.8	1,461	394	109.1	396	107	112.6
愛知県	115,168	15,203	126.3	4,186	553	153.2	1,021	135	142.1
三重県	27,251	15,024	124.8	796	439	121.6	202	111	116.8
滋賀県	17,991	12,662	105.2	556	391	108.3	142	100	105.3
京都府	24,802	9,742	80.9	911	358	99.2	209	82	86.3
大阪府	77,436	8,750	72.7	2,997	339	93.9	706	80	84.2
兵庫県	60,872	10,969	91.1	1,940	350	97.0	476	86	90.5
奈良県	14,975	11,061	91.9	433	320	88.6	113	83	87.4
和歌山県	11,033	11,562	96.1	310	325	90.0	76	80	84.2
鳥取県	6,956	12,395	103.0	170	303	83.9	48	86	90.5
島根県	8,067	11,874	98.7	207	305	84.5	57	84	88.4
岡山県	25,481	13,386	111.2	679	357	98.9	185	97	102.1
広島県	33,120	11,716	97.3	1,076	380	105.3	273	97	102.1
山口県	17,689	12,913	107.3	496	362	100.3	137	100	105.3
徳島県	10,066	13,557	112.6	228	308	85.3	61	83	87.4
香川県	12,967	13,215	109.8	296	302	83.7	89	91	95.8
愛媛県	15,519	11,335	94.2	391	286	79.2	103	75	78.9
高知県	7,726	10,893	90.5	171	241	66.8	49	69	72.6
福岡県	59,487	11,596	96.3	1,845	360	99.7	492	96	101.1
佐賀県	10,247	12,439	103.3	231	280	77.6	82	100	105.3
長崎県	12,821	9,492	78.9	283	209	57.9	89	66	69.5
熊本県	21,869	12,356	102.7	505	285	78.9	161	91	95.8
大分県	14,109	12,256	101.8	327	284	78.7	98	85	89.5
宮崎県	13,233	12,075	100.3	312	285	78.9	99	90	94.7
鹿児島県	17,790	10,913	90.7	369	226	62.6	130	80	84.2
沖縄県	14,826	10,007	83.1	254	172	47.6	131	89	93.7
合計	1,530,266	12,036	100.0	45,844	361	100.0	12,030	95	100.0

自動車税			釧 区 税			道府県固定資産税			都 道 府 県	
計			税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり			
税 額 (百万円)	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数		
78,493	14,901	119.3	34	6	200.0	597	113	179.4	北 海 道	
16,982	13,311	106.6	3	2	66.7	516	404	641.3	青 森 県	
18,153	14,693	117.6	18	15	500.0	-	-	-	岩 手 県	
33,946	14,808	118.5	3	1	33.3	-	-	-	宮 城 県	
13,834	14,039	112.4	10	10	333.3	-	-	-	秋 田 県	
16,418	15,170	121.4	3	2	66.7	-	-	-	山 形 県	
31,184	16,570	132.7	10	6	200.0	4,402	2,339	3,712.7	福 島 県	
51,427	17,603	140.9	4	1	33.3	-	-	-	茨 城 県	
35,774	18,201	145.7	8	4	133.3	-	-	-	栃 木 県	
34,961	17,752	142.1	2	1	33.3	-	-	-	群 馬 県	
87,730	11,871	95.0	5	1	33.3	-	-	-	埼 玉 県	
76,546	12,112	97.0	42	7	233.3	-	-	-	千 葉 県	
108,229	7,823	62.6	2	0	0.0	-	-	-	東 京 都	
93,911	10,197	81.6	0	0	0.0	-	-	-	神 奈 川 県	
32,304	14,447	115.7	42	19	633.3	-	-	-	新 潟 県	
17,329	16,410	131.4	1	1	33.3	-	-	-	富 山 県	
18,200	15,970	127.9	0	0	0.0	-	-	-	石 川 県	
12,472	15,989	128.0	2	3	100.0	-	-	-	福 井 県	
13,186	15,953	127.7	0	0	0.0	-	-	-	山 梨 県	
32,439	15,541	124.4	3	1	33.3	-	-	-	長 野 県	
32,572	16,026	128.3	17	8	266.7	-	-	-	岐 阜 県	
55,348	14,924	119.5	4	1	33.3	-	-	-	静 岡 県	
120,375	15,890	127.2	3	0	0.0	2,480	327	519.0	愛 知 県	
28,250	15,574	124.7	3	2	66.7	-	-	-	三 重 県	
18,689	13,153	105.3	7	5	166.7	-	-	-	滋 賀 県	
25,922	10,182	81.5	1	0	0.0	-	-	-	京 都 府	
81,139	9,169	73.4	0	0	0.0	0	0	0.0	大 阪 府	
63,289	11,404	91.3	10	2	66.7	-	-	-	兵 庫 県	
15,521	11,464	91.8	1	1	33.3	-	-	-	奈 良 県	
11,419	11,966	95.8	0	0	0.0	-	-	-	和 歌 山 県	
7,174	12,784	102.3	1	1	33.3	-	-	-	鳥 取 県	
8,331	12,264	98.2	1	2	66.7	-	-	-	島 根 県	
26,345	13,840	110.8	11	6	200.0	-	-	-	岡 山 県	
34,469	12,193	97.6	4	2	66.7	-	-	-	広 島 県	
18,322	13,375	107.1	9	6	200.0	-	-	-	山 口 県	
10,356	13,947	111.7	1	2	66.7	-	-	-	徳 島 県	
13,352	13,607	108.9	0	0	0.0	-	-	-	香 川 県	
16,013	11,696	93.6	3	2	66.7	-	-	-	愛 媛 県	
7,946	11,204	89.7	7	10	333.3	-	-	-	高 知 県	
61,825	12,052	96.5	5	1	33.3	-	-	-	福 岡 県	
10,560	12,819	102.6	0	0	0.0	-	-	-	佐 賀 県	
13,193	9,767	78.2	4	3	100.0	-	-	-	長 崎 県	
22,535	12,732	101.9	9	5	166.7	-	-	-	熊 本 県	
14,534	12,625	101.1	12	11	366.7	-	-	-	大 分 県	
13,643	12,449	99.7	8	7	233.3	-	-	-	宮 崎 県	
18,289	11,219	89.8	9	5	166.7	-	-	-	鹿 児 島 県	
15,211	10,267	82.2	7	5	166.7	-	-	-	沖 縄 県	
1,588,140	12,491	100.0	327	3	100.0	7,995	63	100.0	合 計	

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和元年度）

都道府県	軽油引取税			狩猟税			その他の道府県税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	55,581	10,551	142.0	45	9	150.0	1,767	335	73.8
青森県	13,331	10,449	140.6	4	4	66.7	19,499	15,284	3,366.5
岩手県	15,869	12,844	172.8	13	11	183.3	95	77	17.0
宮城県	25,837	11,271	151.7	12	5	83.3	584	255	56.2
秋田県	8,986	9,119	122.7	1	1	16.7	233	237	52.2
山形県	9,150	8,454	113.8	4	4	66.7	180	167	36.8
福島県	24,718	13,134	176.7	15	8	133.3	477	253	55.7
茨城県	32,813	11,232	151.1	41	14	233.3	1,232	422	93.0
栃木県	21,839	11,111	149.5	24	12	200.0	-	-	-
群馬県	17,616	8,945	120.4	20	10	166.7	-	-	-
埼玉県	51,439	6,961	93.7	21	3	50.0	-	-	-
千葉県	40,261	6,371	85.7	32	5	83.3	-	-	-
東京都	39,251	2,837	38.2	4	0	0.0	2,708	196	43.2
神奈川県	40,770	4,427	59.6	16	2	33.3	-	-	-
新潟県	23,012	10,291	138.5	12	5	83.3	3,631	1,624	357.7
富山県	10,925	10,345	139.2	6	6	100.0	-	-	-
石川県	10,108	8,870	119.3	12	10	166.7	770	676	148.9
福井県	8,199	10,511	141.4	10	13	216.7	11,129	14,267	3,142.5
山梨県	7,261	8,784	118.2	14	16	266.7	-	-	-
長野県	17,680	8,470	114.0	19	9	150.0	-	-	-
岐阜県	17,254	8,489	114.2	0	0	0.0	11	6	1.3
静岡県	38,483	10,377	139.6	38	10	166.7	1,240	334	73.6
愛知県	59,382	7,839	105.5	12	2	33.3	555	73	16.1
三重県	21,472	11,838	159.3	19	10	166.7	446	246	54.2
滋賀県	12,964	9,124	122.8	14	10	166.7	32	22	4.8
京都府	14,140	5,554	74.7	19	8	133.3	190	75	16.5
大阪府	47,378	5,354	72.0	8	1	16.7	1,237	140	30.8
兵庫県	39,774	7,167	96.4	37	7	116.7	-	-	-
奈良県	6,849	5,059	68.1	12	9	150.0	167	123	27.1
和歌山県	6,017	6,306	84.8	15	16	266.7	-	-	-
鳥取県	4,950	8,821	118.7	6	11	183.3	9	16	3.5
島根県	5,146	7,575	101.9	12	17	283.3	920	1,354	298.2
岡山県	19,938	10,474	140.9	18	9	150.0	618	325	71.6
広島県	23,590	8,345	112.3	25	9	150.0	650	230	50.7
山口県	13,835	10,100	135.9	12	9	150.0	221	162	35.7
徳島県	5,538	7,458	100.3	13	18	300.0	0	0	0.0
香川県	9,526	9,708	130.6	5	5	83.3	-	-	-
愛媛県	10,458	7,639	102.8	26	19	316.7	1,451	1,060	233.5
高知県	4,692	6,616	89.0	21	30	500.0	-	-	-
福岡県	39,273	7,656	103.0	18	4	66.7	196	38	8.4
佐賀県	9,186	11,151	150.0	9	11	183.3	3,464	4,205	926.2
長崎県	7,176	5,312	71.5	9	6	100.0	72	53	11.7
熊本県	14,580	8,238	110.8	19	11	183.3	111	63	13.9
大分県	9,076	7,884	106.1	23	20	333.3	436	379	83.5
宮崎県	9,275	8,463	113.9	23	21	350.0	286	261	57.5
鹿児島県	12,350	7,576	101.9	25	15	250.0	2,003	1,229	270.7
沖縄県	7,911	5,339	71.8	3	2	33.3	1,045	705	155.3
合計	944,857	7,432	100.0	767	6	100.0	57,668	454	100.0

道府県税			地方交付税			都道府県
A			B			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
667,834	126,777	87.9	608,955	115,600	170.3	北海道
166,572	130,565	90.5	220,530	172,858	254.6	青森県
155,263	125,666	87.1	287,155	232,417	342.3	岩手県
312,293	136,231	94.4	203,701	88,860	130.9	宮城県
113,491	115,171	79.8	190,853	193,678	285.3	秋田県
131,805	121,783	84.4	174,476	161,209	237.5	山形県
271,484	144,254	100.0	296,380	157,483	232.0	福島県
415,601	142,259	98.6	192,652	65,944	97.1	茨城県
284,425	144,708	100.3	127,009	64,619	95.2	栃木県
278,291	141,305	97.9	125,534	63,741	93.9	群馬県
894,373	121,024	83.9	213,996	28,957	42.7	埼玉県
821,565	129,999	90.1	189,296	29,953	44.1	千葉県
3,372,709	243,782	169.0	-	-	-	東京都
1,154,630	125,375	86.9	107,019	11,621	17.1	神奈川県
281,749	126,004	87.3	240,022	107,342	158.1	新潟県
152,045	143,982	99.8	129,307	122,450	180.4	富山県
167,528	147,004	101.9	122,532	107,521	158.4	石川県
127,594	163,571	113.4	125,381	160,734	236.8	福井県
113,585	137,416	95.2	131,122	158,632	233.7	山梨県
278,810	133,574	92.6	202,532	97,030	142.9	長野県
273,291	134,461	93.2	172,446	84,845	125.0	岐阜県
526,116	141,865	98.3	145,888	39,338	57.9	静岡県
1,228,458	162,161	112.4	74,356	9,815	14.5	愛知県
267,526	147,490	102.2	130,543	71,970	106.0	三重県
199,363	140,303	97.2	114,773	80,772	119.0	滋賀県
325,544	127,870	88.6	162,643	63,884	94.1	京都府
1,310,358	148,069	102.6	247,773	27,998	41.2	大阪府
710,793	128,081	88.8	293,577	52,901	77.9	兵庫県
149,097	110,129	76.3	156,833	115,843	170.6	奈良県
110,335	115,624	80.1	171,312	179,524	264.4	和歌山県
65,117	116,037	80.4	135,205	240,931	354.9	鳥取県
82,303	121,155	84.0	182,258	268,293	395.2	島根県
242,922	127,610	88.4	160,880	84,512	124.5	岡山県
365,430	129,271	89.6	169,088	59,815	88.1	広島県
181,518	132,506	91.8	172,022	125,574	185.0	山口県
90,347	121,679	84.3	148,977	200,640	295.5	徳島県
133,171	135,712	94.1	112,363	114,506	168.7	香川県
170,323	124,402	86.2	166,752	121,794	179.4	愛媛県
79,528	112,133	77.7	172,630	243,405	358.5	高知県
630,920	122,990	85.2	246,288	48,011	70.7	福岡県
104,510	126,862	87.9	145,518	176,640	260.2	佐賀県
143,719	106,398	73.7	220,703	163,390	240.7	長崎県
193,509	109,335	75.8	205,721	116,234	171.2	熊本県
136,050	118,178	81.9	169,726	147,431	217.2	大分県
123,661	112,839	78.2	180,939	165,105	243.2	宮崎県
177,801	109,071	75.6	272,545	167,191	246.3	鹿児島県
160,298	108,196	75.0	211,074	142,469	209.9	沖縄県
18,343,655	144,281	100.0	8,631,283	67,889	100.0	合計

道府県税収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和元年度）

都道府県	地方譲与税			合計		
	税額 (百万円)	C		税額 (百万円)	A+B+C	
		人口1人当たり 税額(円)	指数		人口1人当たり 税額(円)	指数
北海道	96,468	18,313	106.6	1,373,256	260,691	113.7
青森県	22,824	17,890	104.1	409,926	321,314	140.1
岩手県	23,663	19,152	111.4	466,081	377,236	164.5
宮城県	39,404	17,189	100.0	555,398	242,280	105.6
秋田県	18,737	19,015	110.6	323,081	327,863	143.0
山形県	20,744	19,167	111.5	327,025	302,159	131.7
福島県	34,171	18,157	105.7	602,035	319,894	139.5
茨城県	49,240	16,855	98.1	657,494	225,058	98.1
栃木県	34,360	17,481	101.7	445,794	226,808	98.9
群馬県	34,675	17,607	102.5	438,499	222,652	97.1
埼玉県	108,093	14,627	85.1	1,216,461	164,608	71.8
千葉県	91,504	14,479	84.3	1,102,365	174,431	76.1
東京都	271,502	19,624	114.2	3,644,211	263,407	114.8
神奈川県	137,218	14,900	86.7	1,398,867	151,895	66.2
新潟県	41,392	18,511	107.7	563,163	251,857	109.8
富山県	19,827	18,776	109.3	301,180	285,208	124.4
石川県	21,151	18,560	108.0	311,211	273,085	119.1
福井県	14,797	18,969	110.4	267,771	343,273	149.7
山梨県	14,807	17,914	104.2	259,514	313,962	136.9
長野県	37,646	18,036	105.0	518,988	248,640	108.4
岐阜県	35,613	17,522	102.0	481,350	236,828	103.3
静岡県	63,194	17,040	99.2	735,198	198,244	86.4
愛知県	131,190	17,318	100.8	1,434,004	189,294	82.5
三重県	32,007	17,646	102.7	430,076	237,105	103.4
滋賀県	24,168	17,009	99.0	338,305	238,084	103.8
京都府	43,325	17,018	99.0	531,511	208,772	91.0
大阪府	152,989	17,288	100.6	1,711,120	193,355	84.3
兵庫県	88,377	15,925	92.7	1,092,747	196,907	85.9
奈良県	20,677	15,273	88.9	326,606	241,245	105.2
和歌山県	16,684	17,484	101.7	298,331	312,631	136.3
鳥取県	10,673	19,018	110.7	210,994	375,987	163.9
島根県	13,518	19,899	115.8	278,079	409,346	178.5
岡山県	32,888	17,277	100.5	436,691	229,399	100.0
広島県	49,320	17,447	101.5	583,838	206,532	90.0
山口県	24,796	18,101	105.3	378,335	276,181	120.4
徳島県	13,556	18,257	106.2	252,880	340,577	148.5
香川県	17,342	17,672	102.8	262,875	267,890	116.8
愛媛県	24,333	17,772	103.4	361,407	263,968	115.1
高知県	13,442	18,953	110.3	265,600	374,491	163.3
福岡県	84,634	16,498	96.0	961,842	187,499	81.8
佐賀県	14,615	17,740	103.2	264,643	321,243	140.1
長崎県	23,245	17,209	100.1	387,667	286,997	125.1
熊本県	30,039	16,972	98.8	429,269	242,541	105.7
大分県	20,847	18,109	105.4	326,624	283,718	123.7
宮崎県	19,546	17,835	103.8	324,145	295,779	129.0
鹿児島県	29,125	17,866	104.0	479,472	294,128	128.2
沖縄県	22,441	15,147	88.1	393,814	265,812	115.9
合計	2,184,808	17,185	100.0	29,159,746	229,355	100.0

21 市町村税収入等の都道府県別所在状況（その1）（令和元年度）

都道府県	市 町 村 民 税					
	個 人			法 人		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	293,208	55,661	85.0	65,956	12,521	66.5
青森県	51,613	40,456	61.8	10,715	8,399	44.6
岩手県	54,313	43,960	67.1	13,499	10,926	58.0
宮城県	144,191	62,900	96.1	36,030	15,717	83.4
秋田県	38,617	39,188	59.8	8,966	9,098	48.3
山形県	47,925	44,281	67.6	11,354	10,491	55.7
福島県	91,065	48,388	73.9	22,069	11,726	62.2
茨城県	160,946	55,091	84.1	39,326	13,461	71.5
栃木県	108,483	55,193	84.3	29,741	15,131	80.3
群馬県	104,106	52,861	80.7	31,745	16,119	85.6
埼玉県	500,544	67,732	103.4	80,981	10,958	58.2
千葉県	435,060	68,841	105.1	72,075	11,405	60.5
東京都	1,362,456	98,479	150.4	764,794	55,280	293.4
神奈川県	857,340	93,094	142.2	125,080	13,582	72.1
新潟県	119,380	53,389	81.5	27,595	12,341	65.5
富山県	57,566	54,513	83.3	14,347	13,586	72.1
石川県	62,021	54,423	83.1	19,102	16,761	89.0
福井県	42,022	53,871	82.3	12,261	15,719	83.4
山梨県	43,657	52,816	80.7	10,509	12,713	67.5
長野県	107,494	51,499	78.6	25,616	12,272	65.1
岐阜県	108,142	53,207	81.3	23,749	11,685	62.0
静岡県	246,778	66,543	101.6	54,876	14,797	78.5
愛知県	574,533	75,841	115.8	168,615	22,258	118.1
三重県	101,334	55,866	85.3	22,386	12,342	65.5
滋賀県	79,455	55,917	85.4	22,536	15,860	84.2
京都府	175,233	68,830	105.1	46,255	18,169	96.4
大阪府	576,978	65,198	99.6	222,272	25,117	133.3
兵庫県	361,758	65,187	99.6	70,102	12,632	67.1
奈良県	73,281	54,128	82.7	10,461	7,727	41.0
和歌山県	42,882	44,937	68.6	9,525	9,981	53.0
鳥取県	24,032	42,825	65.4	5,499	9,799	52.0
島根県	30,170	44,412	67.8	8,465	12,461	66.1
岡山県	108,436	56,963	87.0	27,096	14,234	75.6
広島県	182,389	64,520	98.5	41,474	14,671	77.9
山口県	66,987	48,900	74.7	18,914	13,807	73.3
徳島県	34,116	45,947	70.2	9,468	12,751	67.7
香川県	49,039	49,975	76.3	15,394	15,687	83.3
愛媛県	61,130	44,648	68.2	17,736	12,954	68.8
高知県	30,728	43,326	66.2	6,664	9,396	49.9
福岡県	313,105	61,036	93.2	80,386	15,670	83.2
佐賀県	35,532	43,131	65.9	9,108	11,056	58.7
長崎県	57,266	42,395	64.7	13,272	9,826	52.2
熊本県	89,617	50,634	77.3	19,551	11,046	58.6
大分県	50,097	43,516	66.5	12,252	10,642	56.5
宮崎県	43,897	40,055	61.2	9,865	9,002	47.8
鹿児島県	65,583	40,232	61.4	14,144	8,676	46.1
沖縄県	60,631	40,924	62.5	13,385	9,034	48.0
合 計	8,325,135	65,481	100.0	2,395,210	18,839	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
 2 東京都は、都が特別区において都税として徴収した市町村税相当分を含む。
 3 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

市 町 村 民 税			固 定 資 産 税			都 道 府 県
計			土 地			
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数	
359,164	68,181	80.9	68,101	12,928	47.2	北 海 道
62,327	48,854	57.9	18,110	14,195	51.8	青 森 県
67,812	54,886	65.1	20,332	16,456	60.0	岩 手 県
180,221	78,617	93.2	46,296	20,196	73.7	宮 城 県
47,582	48,287	57.3	13,468	13,668	49.9	秋 田 県
59,280	54,772	65.0	17,977	16,610	60.6	山 形 県
113,134	60,114	71.3	35,300	18,757	68.4	福 島 県
200,272	68,553	81.3	58,617	20,064	73.2	茨 城 県
138,224	70,325	83.4	45,017	22,903	83.5	栃 木 県
135,851	68,980	81.8	44,098	22,391	81.7	群 馬 県
581,525	78,690	93.3	198,148	26,813	97.8	埼 玉 県
507,136	80,246	95.2	146,473	23,177	84.5	千 葉 県
2,127,250	153,759	182.3	815,187	58,922	214.9	東 京 都
982,421	106,675	126.5	283,928	30,830	112.5	神 奈 川 県
146,975	65,730	78.0	44,161	19,750	72.0	新 潟 県
71,912	68,099	80.8	23,008	21,787	79.5	富 山 県
81,122	71,184	84.4	24,571	21,561	78.6	石 川 県
54,284	69,590	82.5	16,679	21,381	78.0	福 井 県
54,166	65,530	77.7	17,264	20,885	76.2	山 梨 県
133,110	63,771	75.6	41,768	20,010	73.0	長 野 県
131,891	64,891	77.0	46,692	22,973	83.8	岐 阜 県
301,654	81,340	96.5	103,173	27,820	101.5	静 岡 県
743,148	98,099	116.3	258,036	34,062	124.3	愛 知 県
123,720	68,208	80.9	37,461	20,652	75.3	三 重 県
101,991	71,777	85.1	30,541	21,493	78.4	滋 賀 県
221,489	86,998	103.2	74,320	29,192	106.5	京 都 府
799,251	90,315	107.1	267,483	30,225	110.3	大 阪 府
431,860	77,819	92.3	137,997	24,866	90.7	兵 庫 県
83,742	61,855	73.4	28,482	21,038	76.7	奈 良 県
52,406	54,919	65.1	18,548	19,437	70.9	和 歌 山 県
29,531	52,624	62.4	9,583	17,077	62.3	鳥 取 県
38,635	56,873	67.4	12,013	17,684	64.5	島 根 県
135,532	71,197	84.4	42,633	22,396	81.7	岡 山 県
223,864	79,192	93.9	67,323	23,815	86.9	広 島 県
85,900	62,706	74.4	24,945	18,209	66.4	山 口 県
43,584	58,699	69.6	15,102	20,339	74.2	徳 島 県
64,433	65,662	77.9	18,408	18,759	68.4	香 川 県
78,865	57,603	68.3	30,605	22,354	81.5	愛 媛 県
37,392	52,722	62.5	13,362	18,841	68.7	高 知 県
393,492	76,706	91.0	111,206	21,678	79.1	福 岡 県
44,640	54,187	64.3	13,760	16,703	60.9	佐 賀 県
70,538	52,221	61.9	17,764	13,151	48.0	長 崎 県
109,168	61,681	73.2	29,862	16,872	61.5	熊 本 県
62,348	54,158	64.2	19,786	17,187	62.7	大 分 県
53,762	49,057	58.2	18,083	16,500	60.2	宮 崎 県
79,727	48,908	58.0	26,845	16,468	60.1	鹿 児 島 県
74,015	49,958	59.2	32,833	22,161	80.8	沖 縄 県
10,720,345	84,321	100.0	3,485,345	27,414	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その2）（令和元年度）

都道府県		固定資産税					
		家屋			償却資産		
		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)	指数		税額(円)	指数			
北海道		164,239	31,178	100.2	59,919	11,375	82.4
青森県		35,211	27,599	88.7	19,095	14,967	108.4
岩手県		31,252	25,294	81.3	17,254	13,965	101.1
宮城県		66,965	29,212	93.8	32,639	14,238	103.1
秋田県		25,462	25,839	83.0	12,706	12,894	93.4
山形県		28,249	26,101	83.8	13,411	12,391	89.7
福島県		49,225	26,156	84.0	38,506	20,460	148.2
茨城県		88,447	30,275	97.3	53,120	18,183	131.7
栃木県		61,556	31,318	100.6	35,261	17,940	129.9
群馬県		58,641	29,775	95.6	36,091	18,326	132.7
埼玉県		195,885	26,507	85.1	65,663	8,885	64.3
千葉県		181,631	28,740	92.3	86,164	13,634	98.7
東京都		571,468	41,306	132.7	175,992	12,721	92.1
神奈川県		287,655	31,235	100.3	103,375	11,225	81.3
新潟県		67,272	30,085	96.6	39,895	17,842	129.2
富山県		35,756	33,859	108.8	23,395	22,154	160.4
石川県		35,845	31,454	101.0	17,373	15,245	110.4
福井県		25,375	32,530	104.5	18,270	23,422	169.6
山梨県		24,819	30,026	96.5	14,168	17,140	124.1
長野県		61,227	29,333	94.2	31,151	14,924	108.1
岐阜県		58,518	28,792	92.5	31,709	15,601	113.0
静岡県		120,066	32,375	104.0	63,742	17,188	124.5
愛知県		259,567	34,264	110.1	122,701	16,197	117.3
三重県		52,932	29,182	93.7	54,025	29,784	215.7
滋賀県		45,017	31,681	101.8	23,445	16,499	119.5
京都府		75,007	29,462	94.6	27,485	10,796	78.2
大阪府		306,168	34,597	111.1	92,244	10,423	75.5
兵庫県		174,312	31,410	100.9	75,068	13,527	98.0
奈良県		29,759	21,981	70.6	11,022	8,141	59.0
和歌山県		24,099	25,254	81.1	13,476	14,122	102.3
鳥取県		15,230	27,140	87.2	6,689	11,919	86.3
島根県		18,064	26,591	85.4	11,144	16,405	118.8
岡山県		52,222	27,433	88.1	33,953	17,836	129.2
広島県		82,149	29,060	93.4	42,477	15,026	108.8
山口県		37,149	27,119	87.1	26,744	19,523	141.4
徳島県		21,392	28,810	92.5	10,558	14,220	103.0
香川県		30,090	30,664	98.5	12,002	12,231	88.6
愛媛県		38,465	28,094	90.2	19,439	14,198	102.8
高知県		17,885	25,218	81.0	7,199	10,151	73.5
福岡県		156,076	30,425	97.7	57,570	11,222	81.3
佐賀県		21,514	26,115	83.9	13,103	15,906	115.2
長崎県		34,159	25,289	81.2	13,273	9,826	71.2
熊本県		45,795	25,875	83.1	22,765	12,863	93.1
大分県		31,713	27,547	88.5	20,081	17,443	126.3
宮崎県		28,100	25,641	82.4	16,321	14,892	107.8
鹿児島県		42,776	26,241	84.3	22,827	14,003	101.4
沖縄県		43,408	29,299	94.1	11,130	7,512	54.4
合計		3,957,813	31,130	100.0	1,755,643	13,809	100.0

固 定 資 産 税						都 道 府 県
交 付 金			計			
税 額	人口1人当たり		税 額	人口1人当たり		
(百万円)	税額(円)	指 数	(百万円)	税額(円)	指 数	
2,973	564	82.2	295,233	56,045	76.7	北 海 道
891	698	101.7	73,307	57,461	78.7	青 森 県
1,585	1,283	187.0	70,423	56,998	78.0	岩 手 県
1,227	535	78.0	147,128	64,181	87.9	宮 城 県
1,655	1,679	244.8	53,292	54,080	74.0	秋 田 県
1,006	930	135.6	60,642	56,031	76.7	山 形 県
1,302	692	100.9	124,333	66,065	90.5	福 島 県
1,127	386	56.3	201,311	68,908	94.3	茨 城 県
1,349	687	100.1	143,183	72,848	99.7	栃 木 県
1,075	546	79.6	139,905	71,038	97.3	群 馬 県
3,014	408	59.5	462,711	62,613	85.7	埼 玉 県
1,888	299	43.6	416,157	65,850	90.2	千 葉 県
19,332	1,397	203.6	1,581,979	114,347	156.6	東 京 都
4,778	519	75.7	679,737	73,809	101.1	神 奈 川 県
1,070	479	69.8	152,397	68,155	93.3	新 潟 県
569	539	78.6	82,727	78,340	107.3	富 山 県
569	499	72.7	78,358	68,759	94.1	石 川 県
493	633	92.3	60,818	77,966	106.7	福 井 県
537	650	94.8	56,788	68,702	94.1	山 梨 県
1,372	657	95.8	135,518	64,925	88.9	長 野 県
341	168	24.5	137,259	67,533	92.5	岐 阜 県
1,406	379	55.2	288,386	77,762	106.5	静 岡 県
3,955	522	76.1	644,258	85,045	116.4	愛 知 県
316	174	25.4	144,734	79,793	109.2	三 重 県
274	193	28.1	99,277	69,867	95.7	滋 賀 県
679	267	38.9	177,490	69,716	95.5	京 都 府
6,543	739	107.7	672,438	75,985	104.0	大 阪 府
3,535	637	92.9	390,912	70,440	96.4	兵 庫 県
487	359	52.3	69,749	51,520	70.5	奈 良 県
321	336	49.0	56,444	59,150	81.0	和 歌 山 県
355	632	92.1	31,856	56,767	77.7	鳥 取 県
511	753	109.8	41,732	61,432	84.1	島 根 県
2,424	1,273	185.6	131,233	68,938	94.4	岡 山 県
1,361	482	70.3	193,310	68,384	93.6	広 島 県
960	701	102.2	89,798	65,552	89.7	山 口 県
453	610	88.9	47,505	63,980	87.6	徳 島 県
326	332	48.4	60,826	61,986	84.9	香 川 県
1,725	1,260	183.7	90,234	65,906	90.2	愛 媛 県
580	818	119.2	39,027	55,027	75.3	高 知 県
4,021	784	114.3	328,873	64,110	87.8	福 岡 県
324	394	57.4	48,702	59,118	80.9	佐 賀 県
1,339	992	144.6	66,536	49,258	67.4	長 崎 県
681	385	56.1	99,103	55,994	76.7	熊 本 県
475	412	60.1	72,055	62,589	85.7	大 分 県
1,033	942	137.3	63,536	57,976	79.4	宮 崎 県
1,993	1,222	178.1	94,440	57,934	79.3	鹿 児 島 県
3,016	2,036	296.8	90,387	61,009	83.5	沖 縄 県
87,247	686	100.0	9,286,049	73,039	100.0	合 計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その3）（令和元年度）

都道府県	軽自動車税								
	軽自動車税（～R1.9.30）			環境性能割			計		
	税額 （百万円）	人口1人当たり		税額 （百万円）	人口1人当たり		税額 （百万円）	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	10,405	1,975	94.3	90	17	70.8	10,495	1,992	94.1
青森県	3,863	3,028	144.6	47	37	154.2	3,910	3,065	144.7
岩手県	3,909	3,164	151.1	48	38	158.3	3,957	3,202	151.2
宮城県	5,347	2,333	111.4	71	31	129.2	5,418	2,363	111.6
秋田県	3,019	3,064	146.3	46	46	191.7	3,065	3,111	146.9
山形県	3,456	3,194	152.5	39	36	150.0	3,495	3,229	152.5
福島県	5,545	2,946	140.7	74	39	162.5	5,619	2,985	140.9
茨城県	7,884	2,699	128.9	87	30	125.0	7,971	2,729	128.8
栃木県	5,315	2,704	129.1	55	28	116.7	5,370	2,732	129.0
群馬県	5,901	2,996	143.1	56	28	116.7	5,957	3,024	142.8
埼玉県	11,897	1,610	76.9	142	19	79.2	12,040	1,629	76.9
千葉県	10,056	1,591	76.0	115	18	75.0	10,171	1,609	76.0
東京都	8,319	601	28.7	146	11	45.8	8,465	612	28.9
神奈川県	9,666	1,050	50.1	133	14	58.3	9,798	1,064	50.2
新潟県	6,971	3,118	148.9	71	32	133.3	7,042	3,149	148.7
富山県	3,071	2,909	138.9	27	26	108.3	3,098	2,934	139
石川県	2,925	2,567	122.6	33	29	120.8	2,958	2,596	122.6
福井県	2,314	2,966	141.6	29	37	154.2	2,343	3,004	141.8
山梨県	2,881	3,485	166.4	33	40	166.7	2,914	3,525	166.4
長野県	7,152	3,426	163.6	110	53	220.8	7,262	3,479	164.3
岐阜県	5,559	2,735	130.6	71	35	145.8	5,630	2,770	130.8
静岡県	10,239	2,761	131.9	119	32	133.3	10,358	2,793	131.9
愛知県	14,241	1,880	89.8	158	21	87.5	14,399	1,901	89.8
三重県	5,402	2,978	142.2	66	36	150.0	5,467	3,014	142.3
滋賀県	3,878	2,729	130.3	55	39	162.5	3,933	2,768	130.7
京都府	4,556	1,790	85.5	60	24	100.0	4,617	1,813	85.6
大阪府	10,539	1,191	56.9	138	16	66.7	10,677	1,207	57.0
兵庫県	9,498	1,712	81.8	111	20	83.3	9,609	1,731	81.7
奈良県	3,048	2,251	107.5	27	20	83.3	3,075	2,271	107.2
和歌山県	3,333	3,492	166.8	34	35	145.8	3,367	3,528	166.6
鳥取県	1,893	3,373	161.1	24	42	175.0	1,917	3,415	161.2
島根県	2,381	3,506	167.4	34	50	208.3	2,415	3,556	167.9
岡山県	6,077	3,192	152.4	79	41	170.8	6,156	3,234	152.7
広島県	7,026	2,485	118.7	75	27	112.5	7,101	2,512	118.6
山口県	3,989	2,912	139.1	43	32	133.3	4,033	2,944	139.0
徳島県	2,515	3,387	161.7	22	29	120.8	2,536	3,416	161.3
香川県	3,186	3,246	155.0	31	31	129.2	3,216	3,278	154.8
愛媛県	4,451	3,251	155.3	41	30	125.0	4,492	3,281	154.9
高知県	2,582	3,641	173.9	31	44	183.3	2,613	3,685	174.0
福岡県	11,139	2,171	103.7	104	20	83.3	11,243	2,192	103.5
佐賀県	2,802	3,401	162.4	29	35	145.8	2,831	3,436	162.2
長崎県	4,215	3,121	149.0	40	30	125.0	4,255	3,150	148.7
熊本県	5,594	3,160	150.9	60	34	141.7	5,654	3,194	150.8
大分県	3,657	3,177	151.7	36	31	129.2	3,693	3,208	151.5
宮崎県	3,817	3,483	166.3	36	33	137.5	3,853	3,516	166.0
鹿児島県	5,654	3,468	165.6	50	31	129.2	5,704	3,499	165.2
沖縄県	5,008	3,380	161.4	33	22	91.7	5,041	3,402	160.6
合計	266,176	2,094	100.0	3,056	24	100.0	269,231	2,118	100.0

市町村たばこ税			鉱産税			特別土地保有税			都道府県		
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指数		税額(円)	指数		税額(円)	指数			
43,421	8,243	122.7	94	18	128.6	8	1	50.0	北	海	道
9,961	7,807	116.2	17	13	92.9	-	-	-	青	森	県
8,681	7,027	104.6	12	10	71.4	-	-	-	岩	手	県
17,012	7,421	110.5	2	1	7.1	6	2	100.0	宮	城	県
6,682	6,780	101.0	52	53	378.6	-	-	-	秋	田	県
6,714	6,204	92.4	4	4	28.6	1	1	50.0	山	形	県
14,952	7,945	118.3	1	1	7.1	0	0	0.0	福	島	県
20,844	7,135	106.2	1	0	0.0	-	-	-	茨	城	県
13,762	7,002	104.3	22	11	78.6	0	0	0.0	栃	木	県
13,328	6,768	100.8	3	2	14.3	-	-	-	群	馬	県
45,425	6,147	91.5	30	4	28.6	1	0	0.0	埼	玉	県
39,833	6,303	93.9	63	10	71.4	42	7	350.0	千	葉	県
99,022	7,157	106.6	4	0	0.0	-	-	-	東	京	都
54,235	5,889	87.7	-	-	-	1	0	0.0	神	奈	川
14,341	6,413	95.5	888	397	2,835.7	0	0	0.0	新	潟	県
6,708	6,353	94.6	0	0	0.0	-	-	-	富	山	県
7,639	6,703	99.8	0	0	0.0	-	-	-	石	川	県
5,228	6,702	99.8	1	1	7.1	2	3	150.0	福	井	県
5,763	6,972	103.8	-	-	-	-	-	-	山	梨	県
12,455	5,967	88.8	0	0	0.0	-	-	-	長	野	県
12,023	5,915	88.1	10	5	35.7	-	-	-	岐	阜	県
23,558	6,352	94.6	0	0	0.0	5	1	50.0	静	岡	県
48,280	6,373	94.9	5	1	7.1	12	2	100.0	愛	知	県
11,726	6,465	96.3	10	5	35.7	0	0	0.0	三	重	県
8,778	6,177	92.0	7	5	35.7	31	22	1,100.0	滋	賀	県
16,575	6,511	96.9	0	0	0.0	-	-	-	京	都	府
67,715	7,652	113.9	-	-	-	20	2	100.0	大	阪	府
32,185	5,800	86.4	3	1	7.1	3	1	50.0	兵	庫	県
6,999	5,170	77.0	-	-	-	-	-	-	奈	良	県
6,478	6,789	101.1	-	-	-	40	42	2,100.0	和	歌	山
3,573	6,366	94.8	-	-	-	-	-	-	鳥	取	県
3,921	5,772	85.9	0	1	7.1	-	-	-	島	根	県
12,373	6,500	96.8	7	4	28.6	-	-	-	岡	山	県
17,815	6,302	93.8	1	0	0.0	-	-	-	広	島	県
8,734	6,376	94.9	60	44	314.3	2	1	50.0	山	口	県
4,849	6,531	97.2	3	3	21.4	2	2	100.0	徳	島	県
6,396	6,518	97.1	-	-	-	5	6	300.0	香	川	県
8,672	6,334	94.3	0	0	0.0	-	-	-	愛	媛	県
4,949	6,978	103.9	30	43	307.1	-	-	-	高	知	県
37,559	7,322	109.0	36	7	50.0	4	1	50.0	福	岡	県
6,023	7,311	108.9	-	-	-	-	-	-	佐	賀	県
9,220	6,826	101.6	2	1	7.1	-	-	-	長	崎	県
12,095	6,834	101.8	0	0	0.0	-	-	-	熊	本	県
7,823	6,795	101.2	50	43	307.1	-	-	-	大	分	県
7,674	7,003	104.3	-	-	-	-	-	-	宮	崎	県
10,751	6,595	98.2	298	183	1,307.1	8	5	250.0	鹿	児	島
11,128	7,511	111.8	54	37	264.3	-	-	-	沖	縄	県
853,879	6,716	100.0	1,770	14	100.0	192	2	100.0	合		計

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その4）（令和元年度）

都道府県	入湯税			事業所税		
	税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指数		税額(円)	指数
北海道	2,493	473	267.2	10,217	1,939	63.7
青森県	180	141	79.7	0	0	0.0
岩手県	473	383	216.4	-	-	-
宮城県	489	213	120.3	5,661	2,469	81.2
秋田県	487	494	279.1	1,512	1,535	50.5
山形県	544	503	284.2	-	-	-
福島県	739	393	222.0	4,352	2,312	76.0
茨城県	363	124	70.1	-	-	-
栃木県	854	435	245.8	3,567	1,815	59.7
群馬県	899	456	257.6	4,517	2,293	75.4
埼玉県	50	7	4.0	9,438	1,277	42.0
千葉県	373	59	33.3	11,477	1,816	59.7
東京都	353	26	14.7	114,938	8,308	273.1
神奈川県	914	99	55.9	34,837	3,783	124.4
新潟県	825	369	208.5	4,636	2,073	68.1
富山県	285	270	152.5	3,617	3,425	112.6
石川県	512	449	253.7	2,569	2,254	74.1
福井県	381	488	275.7	-	-	-
山梨県	735	889	502.3	-	-	-
長野県	1,273	610	344.6	2,111	1,011	33.2
岐阜県	677	333	188.1	1,591	783	25.7
静岡県	1,677	452	255.4	9,463	2,552	83.9
愛知県	295	39	22.0	32,542	4,296	141.2
三重県	576	317	179.1	3,399	1,874	61.6
滋賀県	230	162	91.5	1,497	1,054	34.6
京都府	238	93	52.5	7,498	2,945	96.8
大阪府	498	56	31.6	40,845	4,615	151.7
兵庫県	802	145	81.9	20,521	3,698	121.6
奈良県	57	42	23.7	1,018	752	24.7
和歌山県	416	436	246.3	2,266	2,374	78.0
鳥取県	178	318	179.7	-	-	-
島根県	200	295	166.7	-	-	-
岡山県	179	94	53.1	8,423	4,425	145.5
広島県	200	71	40.1	10,470	3,704	121.8
山口県	220	160	90.4	-	-	-
徳島県	44	59	33.3	-	-	-
香川県	156	159	89.8	2,293	2,337	76.8
愛媛県	176	128	72.3	1,979	1,446	47.5
高知県	65	92	52.0	1,108	1,562	51.3
福岡県	278	54	30.5	16,518	3,220	105.9
佐賀県	184	223	126.0	-	-	-
長崎県	253	187	105.6	1,752	1,297	42.6
熊本県	362	204	115.3	2,333	1,318	43.3
大分県	753	654	369.5	3,071	2,668	87.7
宮崎県	161	147	83.1	1,564	1,428	46.9
鹿児島県	280	172	97.2	2,004	1,230	40.4
沖縄県	119	80	45.2	1,098	741	24.4
合計	22,498	177	100.0	386,702	3,042	100.0

都 市 計 画 税			その他の市町村税			都 道 府 県		
税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり				
	税額(円)	指 数		税額(円)	指 数			
45,899	8,713	84.1	176	34	45.9	北 海 道		
1,325	1,038	10.0	-	-	-	青 森 県		
2,137	1,729	16.7	-	-	-	岩 手 県		
21,137	9,221	89.0	1	0	0.0	宮 城 県		
103	105	1.0	-	-	-	秋 田 県		
7,369	6,808	65.7	-	-	-	山 形 県		
9,842	5,230	50.5	-	-	-	福 島 県		
17,015	5,824	56.2	-	-	-	茨 城 県		
14,525	7,390	71.3	-	-	-	栃 木 県		
11,987	6,087	58.7	-	-	-	群 馬 県		
71,077	9,618	92.8	-	-	-	埼 玉 県		
59,850	9,470	91.4	-	-	-	千 葉 県		
303,881	21,965	211.9	472	34	45.9	東 京 都		
130,492	14,169	136.7	6	1	1.4	神 奈 川 県		
12,864	5,753	55.5	575	257	347.3	新 潟 県		
4,012	3,800	36.7	0	0	0.0	富 山 県		
11,058	9,704	93.6	769	675	912.2	石 川 県		
5,485	7,031	67.8	-	-	-	福 井 県		
2,483	3,003	29.0	8	9	12.2	山 梨 県		
12,576	6,025	58.1	-	-	-	長 野 県		
16,352	8,045	77.6	24	12	16.2	岐 阜 県		
40,707	10,977	105.9	530	143	193.2	静 岡 県		
104,452	13,788	133.0	-	-	-	愛 知 県		
10,599	5,843	56.4	-	-	-	三 重 県		
9,936	6,993	67.5	-	-	-	滋 賀 県		
31,476	12,363	119.3	4,201	1,650	2,229.7	京 都 府		
134,874	15,241	147.0	515	58	78.4	大 阪 府		
67,037	12,080	116.5	-	-	-	兵 庫 県		
8,751	6,464	62.4	-	-	-	奈 良 県		
6,217	6,515	62.9	-	-	-	和 歌 山 県		
536	955	9.2	-	-	-	鳥 取 県		
1,369	2,015	19.4	-	-	-	島 根 県		
15,632	8,211	79.2	-	-	-	岡 山 県		
29,662	10,493	101.2	-	-	-	広 島 県		
10,131	7,396	71.4	-	-	-	山 口 県		
2,765	3,724	35.9	-	-	-	徳 島 県		
421	429	4.1	-	-	-	香 川 県		
1,296	947	9.1	331	242	327.0	愛 媛 県		
-	-	-	0	1	1.4	高 知 県		
44,193	8,615	83.1	863	168	227.0	福 岡 県		
2,007	2,436	23.5	416	505	682.4	佐 賀 県		
8,610	6,374	61.5	-	-	-	長 崎 県		
6,151	3,476	33.5	-	-	-	熊 本 県		
7,457	6,478	62.5	-	-	-	大 分 県		
3,628	3,310	31.9	-	-	-	宮 崎 県		
8,353	5,124	49.4	484	297	401.4	鹿 児 島 県		
-	-	-	30	20	27.0	沖 縄 県		
1,317,728	10,365	100.0	9,400	74	100.0	合 計		

市町村税収入等の都道府県別所在状況（その5）（令和元年度）

都道府県	市町村税			地方交付税		
	A			B		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
税額(円)		指 数	税額(円)		指 数	
北海道	767,199	145,640	81.0	816,344	154,970	243.0
青森県	151,027	118,380	65.8	200,576	157,218	246.5
岩手県	153,494	124,235	69.1	225,326	182,374	286.0
宮城県	377,075	164,490	91.5	254,827	111,162	174.3
秋田県	112,775	114,444	63.6	186,790	189,555	297.2
山形県	138,049	127,552	70.9	149,959	138,556	217.3
福島県	272,972	145,045	80.6	241,045	128,081	200.8
茨城県	447,777	153,273	85.2	183,258	62,729	98.4
栃木県	319,508	162,557	90.4	94,554	48,106	75.4
群馬県	312,446	158,647	88.2	113,797	57,781	90.6
埼玉県	1,182,296	159,985	88.9	152,790	20,675	32.4
千葉県	1,045,102	165,370	91.9	164,410	26,015	40.8
東京都	4,236,363	306,208	170.2	58,143	4,203	6.6
神奈川県	1,892,441	205,489	114.2	83,009	9,013	14.1
新潟県	340,543	152,297	84.7	275,314	123,125	193.1
富山県	172,361	163,221	90.7	87,133	82,512	129.4
石川県	184,985	162,323	90.2	99,796	87,570	137.3
福井県	128,540	164,784	91.6	67,770	86,879	136.2
山梨県	122,855	148,631	82.6	93,555	113,183	177.5
長野県	304,305	145,788	81.1	261,955	125,499	196.8
岐阜県	305,457	150,287	83.6	155,435	76,475	119.9
静岡県	676,339	182,373	101.4	108,971	29,384	46.1
愛知県	1,587,391	209,542	116.5	81,317	10,734	16.8
三重県	300,231	165,520	92.0	125,987	69,458	108.9
滋賀県	225,679	158,823	88.3	85,562	60,215	94.4
京都府	463,584	182,091	101.2	165,041	64,826	101.7
大阪府	1,726,833	195,130	108.5	287,171	32,450	50.9
兵庫県	952,932	171,713	95.5	308,705	55,627	87.2
奈良県	173,391	128,074	71.2	124,901	92,257	144.7
和歌山県	127,634	133,752	74.4	125,144	131,142	205.6
鳥取県	67,591	120,445	67.0	88,828	158,289	248.2
島根県	88,274	129,943	72.2	142,980	210,474	330.0
岡山県	309,534	162,602	90.4	180,593	94,868	148.8
広島県	482,422	170,657	94.9	208,054	73,599	115.4
山口県	198,879	145,179	80.7	134,561	98,228	154.0
徳島県	101,288	136,414	75.8	92,334	124,354	195.0
香川県	137,747	140,375	78.0	82,552	84,127	131.9
愛媛県	186,046	135,886	75.5	149,754	109,379	171.5
高知県	85,185	120,109	66.8	132,049	186,186	292.0
福岡県	833,059	162,395	90.3	346,322	67,511	105.9
佐賀県	104,802	127,217	70.7	96,156	116,722	183.0
長崎県	161,167	119,315	66.3	194,016	143,634	225.2
熊本県	234,866	132,701	73.8	232,907	131,595	206.3
大分県	157,250	136,593	75.9	129,666	112,633	176.6
宮崎県	134,179	122,437	68.1	133,594	121,903	191.2
鹿児島県	202,049	123,945	68.9	248,201	152,257	238.7
沖縄県	181,873	122,759	68.3	136,812	92,344	144.8
合 計	22,867,795	179,866	100.0	8,107,964	63,773	100.0

地方譲与税 C			合計 A+B+C			都道府県
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり		
	税額(円)	指数		税額(円)	指数	
30,790	5,845	173.2	1,614,333	306,455	124.1	北海道
5,737	4,497	133.2	357,340	280,094	113.4	青森県
8,250	6,678	197.9	387,071	313,286	126.8	岩手県
9,186	4,007	118.7	641,088	279,660	113.2	宮城県
6,185	6,277	186.0	305,751	310,276	125.6	秋田県
4,746	4,385	129.9	292,754	270,494	109.5	山形県
9,920	5,271	156.2	523,937	278,396	112.7	福島県
13,454	4,605	136.4	644,490	220,607	89.3	茨城県
7,493	3,812	112.9	421,555	214,475	86.8	栃木県
8,447	4,289	127.1	434,690	220,718	89.4	群馬県
17,411	2,356	69.8	1,352,497	183,016	74.1	埼玉県
17,243	2,728	80.8	1,226,755	194,114	78.6	千葉県
21,846	1,579	46.8	4,316,353	311,990	126.3	東京都
19,574	2,125	63.0	1,995,023	216,628	87.7	神奈川県
10,804	4,832	143.2	626,660	280,254	113.5	新潟県
4,339	4,109	121.7	263,833	249,842	101.1	富山県
4,297	3,771	111.7	289,078	253,664	102.7	石川県
3,313	4,247	125.8	199,623	255,910	103.6	福井県
2,957	3,578	106.0	219,367	265,392	107.4	山梨県
10,892	5,218	154.6	577,153	276,506	111.9	長野県
8,791	4,325	128.1	469,682	231,087	93.6	岐阜県
13,589	3,664	108.6	798,899	215,421	87.2	静岡県
22,389	2,955	87.6	1,691,096	223,231	90.4	愛知県
7,125	3,928	116.4	433,343	238,907	96.7	三重県
4,136	2,911	86.3	315,377	221,948	89.9	滋賀県
6,881	2,703	80.1	635,507	249,620	101.1	京都府
18,873	2,133	63.2	2,032,877	229,713	93.0	大阪府
17,372	3,130	92.7	1,279,008	230,470	93.3	兵庫県
3,939	2,909	86.2	302,231	223,240	90.4	奈良県
3,851	4,036	119.6	256,629	268,931	108.9	和歌山県
2,330	4,152	123.0	158,749	282,886	114.5	鳥取県
4,372	6,436	190.7	235,626	346,854	140.4	島根県
8,855	4,652	137.8	498,982	262,122	106.1	岡山県
10,110	3,576	106.0	700,585	247,832	100.3	広島県
5,176	3,779	112.0	338,616	247,186	100.1	山口県
3,539	4,766	141.2	197,161	265,535	107.5	徳島県
3,052	3,110	92.1	223,351	227,612	92.1	香川県
5,464	3,991	118.3	341,264	249,256	100.9	愛媛県
3,678	5,186	153.7	220,912	311,481	126.1	高知県
18,728	3,651	108.2	1,198,110	233,557	94.6	福岡県
3,318	4,027	119.3	204,277	247,966	100.4	佐賀県
5,103	3,778	111.9	360,286	266,727	108.0	長崎県
7,907	4,468	132.4	475,680	268,764	108.8	熊本県
5,744	4,990	147.9	292,660	254,215	102.9	大分県
5,734	5,232	155.0	273,507	249,572	101.0	宮崎県
8,274	5,076	150.4	458,524	281,278	113.9	鹿児島県
3,819	2,578	76.4	322,504	217,681	88.1	沖縄県
429,033	3,375	100.0	31,404,792	247,013	100.0	合計

(参考) 超過課税及び法定外税等を除いた地方税収の都道府県別所在状況 (令和元年度)

都道府県	地方税収計			個人住民税		
	税 額 (百万円)	人口1人当たり		税 額 (百万円)	人口1人当たり	
		税額(円)	指 数		税額(円)	指 数
北海道	1,416,076	268,819	84.8	430,107	81,649	80.8
青森県	290,157	227,435	71.7	85,505	67,022	66.4
岩手県	302,946	245,198	77.3	90,005	72,848	72.1
宮城県	673,805	293,932	92.7	202,760	88,449	87.6
秋田県	220,948	224,218	70.7	63,954	64,901	64.3
山形県	265,691	245,488	77.4	79,424	73,385	72.7
福島県	537,185	285,436	90.0	150,982	80,225	79.4
茨城県	851,465	291,454	91.9	266,967	91,382	90.5
栃木県	594,690	302,562	95.4	179,969	91,563	90.7
群馬県	580,966	294,990	93.0	172,650	87,665	86.8
埼玉県	2,058,378	278,534	87.8	777,096	105,154	104.1
千葉県	1,852,088	293,063	92.4	685,849	108,524	107.5
東京都	7,308,070	528,233	166.6	2,263,211	163,587	162.0
神奈川県	3,000,797	325,839	102.8	1,161,901	126,164	124.9
新潟県	611,346	273,406	86.2	175,502	78,488	77.7
富山県	315,219	298,503	94.1	95,441	90,380	89.5
石川県	345,180	302,893	95.5	102,887	90,282	89.4
福井県	241,185	309,191	97.5	69,682	89,330	88.5
山梨県	234,495	283,693	89.5	72,381	87,567	86.7
長野県	576,583	276,233	87.1	178,225	85,385	84.5
岐阜県	572,536	281,692	88.8	179,369	88,251	87.4
静岡県	1,186,395	319,908	100.9	360,351	97,168	96.2
愛知県	2,769,695	365,611	115.3	863,118	113,935	112.8
三重県	560,088	308,783	97.4	168,063	92,655	91.7
滋賀県	419,034	294,897	93.0	131,786	92,745	91.8
京都府	765,427	300,651	94.8	243,493	95,641	94.7
大阪府	2,946,960	333,004	105.0	848,411	95,870	94.9
兵庫県	1,632,881	294,236	92.8	549,162	98,956	98.0
奈良県	319,519	236,010	74.4	121,604	89,822	88.9
和歌山県	235,369	246,652	77.8	71,088	74,496	73.8
鳥取県	129,182	230,199	72.6	39,812	70,944	70.2
島根県	164,581	242,272	76.4	49,999	73,601	72.9
岡山県	544,464	286,014	90.2	158,065	83,034	82.2
広島県	835,849	295,681	93.2	262,120	92,725	91.8
山口県	374,603	273,457	86.2	111,072	81,082	80.3
徳島県	189,141	254,734	80.3	56,561	76,176	75.4
香川県	266,829	271,919	85.8	81,333	82,885	82.1
愛媛県	348,981	254,892	80.4	101,337	74,015	73.3
高知県	161,085	227,126	71.6	50,930	71,810	71.1
福岡県	1,436,878	280,102	88.3	440,802	85,929	85.1
佐賀県	202,501	245,811	77.5	58,878	71,470	70.8
長崎県	301,092	222,904	70.3	94,911	70,265	69.6
熊本県	421,064	237,905	75.0	127,973	72,306	71.6
大分県	289,308	251,304	79.3	83,047	72,137	71.4
宮崎県	251,783	229,749	72.5	72,739	66,374	65.7
鹿児島県	372,583	228,558	72.1	108,700	66,681	66.0
沖縄県	339,426	229,102	72.3	100,451	67,802	67.1
合 計	40,314,527	317,093	100.0	12,839,674	100,990	100.0

(注) 1 人口1人当たりの指数は全国平均を100とした数値を掲げており、人口は令和2年1月1日現在の住民基本台帳人口による。
2 地方税収計の税額は、超過課税、法定外普通税及び法定外目的税等を除いた額である。また、地方消費税は、都道府県間における清算後の額である。
3 個人住民税の税額は、個人道府県民税（均等割及び所得割）及び個人市町村民税（均等割及び所得割）の合計から超過課税

地方法人二税			固定資産税			都道府県			
税額 (百万円)	人口1人当たり		税額 (百万円)	人口1人当たり					
	税額(円)	指数		税額(円)	指数				
194,190	36,864	68.5	295,234	56,045	77.0	北	海	道	
36,093	28,291	52.6	68,534	53,719	73.8	青	森	県	
40,743	32,977	61.3	68,939	55,798	76.6	岩	手	県	
110,049	48,007	89.3	147,128	64,181	88.1	宮	城	県	
28,052	28,467	52.9	50,908	51,661	70.9	秋	田	県	
34,228	31,625	58.8	60,235	55,655	76.4	山	形	県	
81,155	43,122	80.2	127,608	67,805	93.1	福	島	県	
124,350	42,565	79.1	201,311	68,908	94.6	茨	城	県	
84,916	43,203	80.3	143,183	72,848	100.0	栃	木	県	
88,649	45,013	83.7	139,905	71,038	97.6	群	馬	県	
230,210	31,151	57.9	462,711	62,613	86.0	埼	玉	県	
218,972	34,649	64.4	416,157	65,850	90.4	千	葉	県	
1,932,014	139,648	259.7	1,581,979	114,347	157.0	東	京	都	
384,340	41,733	77.6	679,221	73,753	101.3	神	奈	川	県
87,753	39,245	73.0	152,397	68,155	93.6	新	潟	県	
46,510	44,043	81.9	77,983	73,848	101.4	富	山	県	
57,536	50,487	93.9	77,608	68,100	93.5	石	川	県	
41,965	53,797	100.0	60,438	77,479	106.4	福	井	県	
35,160	42,537	79.1	56,788	68,702	94.3	山	梨	県	
82,176	39,369	73.2	135,205	64,775	88.9	長	野	県	
79,020	38,878	72.3	136,279	67,050	92.1	岐	阜	県	
185,444	50,004	93.0	288,386	77,762	106.8	静	岡	県	
511,468	67,516	125.5	646,685	85,365	117.2	愛	知	県	
79,193	43,660	81.2	143,881	79,323	108.9	三	重	県	
70,311	49,481	92.0	99,277	69,867	95.9	滋	賀	県	
125,911	49,456	92.0	175,537	68,949	94.7	京	都	府	
605,291	68,397	127.2	672,354	75,975	104.3	大	阪	府	
210,862	37,996	70.7	390,583	70,381	96.6	兵	庫	県	
31,493	23,262	43.3	69,540	51,365	70.5	奈	良	県	
30,243	31,692	58.9	56,154	58,845	80.8	和	歌	山	県
17,285	30,801	57.3	30,075	53,593	73.6	鳥	取	県	
25,162	37,040	68.9	39,353	57,929	79.5	島	根	県	
81,795	42,968	79.9	131,210	68,927	94.7	岡	山	県	
127,850	45,227	84.1	193,310	68,384	93.9	広	島	県	
56,988	41,601	77.4	89,798	65,552	90.0	山	口	県	
27,757	37,383	69.5	47,505	63,980	87.9	徳	島	県	
45,652	46,523	86.5	60,826	61,986	85.1	香	川	県	
54,442	39,764	73.9	90,234	65,906	90.5	愛	媛	県	
19,954	28,135	52.3	37,514	52,893	72.6	高	知	県	
229,166	44,673	83.1	326,223	63,593	87.3	福	岡	県	
29,374	35,656	66.3	48,460	58,824	80.8	佐	賀	県	
38,097	28,204	52.4	66,536	49,258	67.6	長	崎	県	
55,681	31,460	58.5	97,553	55,119	75.7	熊	本	県	
38,763	33,671	62.6	72,055	62,589	85.9	大	分	県	
30,966	28,256	52.5	60,879	55,551	76.3	宮	崎	県	
42,535	26,093	48.5	94,440	57,934	79.6	鹿	児	島	県
47,622	32,144	59.8	90,387	61,009	83.8	沖	縄	県	
6,837,386	53,779	100.0	9,258,504	72,822	100.0	合	計		

を除いた額である。

4 地方法人二税の税額は法人道府県民税、法人市町村民税及び法人事業税の合計から超過課税等を除いた額である。

5 固定資産税の税収額は、市町村分（土地、家屋、償却資産及び交付金）及び道府県分の合計から超過課税を除いた額である。

6 項目毎に四捨五入しており、合計と一致しないことがある。

22 県民経済計算

項目 県別	県内純生産				県民所得（分配）				県内総生産	
	実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）		増加率（%）		実数（10億円）	
	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度
北海道	13,799.5	14,094.5	-0.1	2.1	13,910.7	14,269.6	-0.5	2.6	19,107.4	19,430.1
青森県	3,306.4	3,193.3	0.4	-3.4	3,256.7	3,183.3	0.0	-2.3	4,510.3	4,443.2
岩手県	3,369.2	3,449.6	-0.1	2.4	3,397.0	3,477.9	-0.4	2.4	4,554.9	4,651.2
宮城県	6,763.7	6,820.7	-1.1	0.8	6,732.0	6,838.8	-1.9	1.6	9,382.9	9,463.9
秋田県	2,508.0	2,618.8	1.7	4.4	2,572.3	2,687.6	1.5	4.5	3,428.1	3,563.0
山形県	2,912.3	3,083.0	2.8	5.9	3,027.4	3,220.6	2.1	6.4	4,047.2	4,267.0
福島県	5,428.9	5,432.7	1.5	0.1	5,576.4	5,592.6	1.3	0.3	8,133.2	8,063.7
茨城県	8,676.5	9,241.3	1.5	6.5	9,006.9	9,562.3	0.6	6.2	13,053.2	13,808.4
栃木県	6,303.1	6,492.3	-0.8	3.0	6,481.5	6,679.2	-1.1	3.0	8,937.8	9,151.3
群馬県	6,089.0	6,360.8	0.6	4.5	6,214.5	6,515.7	0.1	4.8	8,672.6	8,970.4
埼玉県	15,722.5	16,271.0	0.9	3.5	21,629.3	22,415.7	1.1	3.6	22,673.7	23,431.1
千葉県	13,946.1	14,576.9	1.1	4.5	19,135.7	19,939.8	0.9	4.2	20,467.4	21,106.9
東京都	81,953.3	82,841.7	0.4	1.1	73,701.4	74,473.2	-1.5	1.0	105,158.5	106,238.2
神奈川県	22,847.6	23,371.7	3.2	2.3	29,169.8	29,554.0	2.5	1.3	34,739.6	35,589.8
新潟県	6,230.8	6,299.5	1.3	1.1	6,451.3	6,510.8	1.2	0.9	8,873.0	8,994.4
富山県	3,315.0	3,391.9	-1.6	2.3	3,409.9	3,505.2	-2.4	2.8	4,475.8	4,584.1
石川県	3,198.2	3,243.3	0.1	1.4	3,329.4	3,399.2	0.6	2.1	4,602.9	4,676.1
福井県	2,283.9	2,368.2	-2.0	3.7	2,442.9	2,542.1	-2.1	4.1	3,205.8	3,323.6
山梨県	2,287.5	2,377.1	2.7	3.9	2,372.0	2,447.4	2.5	3.2	3,318.3	3,431.8
長野県	5,808.9	5,961.5	-0.4	2.6	5,940.5	6,102.4	-0.7	2.7	8,245.5	8,441.7
岐阜県	5,238.7	5,332.1	1.1	1.8	5,648.4	5,720.7	1.0	1.3	7,602.8	7,768.9
静岡県	11,684.0	11,794.8	0.4	0.9	12,257.9	12,453.7	0.3	1.6	17,080.1	17,277.5
愛知県	27,522.8	28,101.6	-0.8	2.1	27,222.3	27,728.2	-1.5	1.9	39,391.2	40,299.8
三重県	5,264.8	5,319.8	4.4	1.0	5,521.5	5,599.5	2.9	1.4	8,099.2	8,227.2
滋賀県	4,258.0	4,393.7	4.3	3.2	4,498.0	4,646.6	3.0	3.3	6,375.8	6,533.2
京都府	7,530.2	7,657.7	1.4	1.7	7,683.4	7,845.2	1.3	2.1	10,601.0	10,799.6
大阪府	27,726.2	28,727.3	0.0	3.6	26,885.8	28,081.8	-1.2	4.4	38,803.2	40,070.0
兵庫県	14,444.3	14,620.9	2.0	1.2	15,983.4	16,322.0	1.5	2.1	20,937.8	21,328.8
奈良県	2,590.3	2,623.5	3.0	1.3	3,405.5	3,503.6	0.3	2.9	3,648.3	3,695.0
和歌山県	2,608.7	2,448.9	7.3	-6.1	2,786.2	2,643.1	5.1	-5.1	3,641.0	3,473.3
鳥取県	1,330.6	1,374.4	1.7	3.3	1,351.4	1,404.1	1.0	3.9	1,841.8	1,896.7
島根県	1,721.4	1,707.2	0.1	-0.8	1,740.6	1,748.5	-0.2	0.5	2,484.7	2,472.9
岡山県	5,060.8	5,201.4	-1.7	2.8	5,235.6	5,415.2	-1.0	3.4	7,636.6	7,813.2
広島県	8,365.7	8,493.9	1.1	1.5	8,740.3	8,959.3	0.5	2.5	11,743.4	11,790.8
山口県	4,347.6	4,490.3	9.3	3.3	4,351.1	4,505.7	7.7	3.6	6,216.0	6,413.1
徳島県	2,180.1	2,243.5	-1.5	2.9	2,223.3	2,297.3	-1.9	3.3	3,073.1	3,156.9
香川県	2,851.2	2,901.0	2.4	1.7	2,854.3	2,920.0	0.2	2.3	3,793.4	3,845.9
愛媛県	3,498.3	3,596.2	3.6	2.8	3,604.0	3,739.1	2.8	3.7	5,017.3	5,149.8
高知県	1,773.0	1,792.2	1.6	1.1	1,857.6	1,891.5	1.1	1.8	2,410.5	2,429.5
福岡県	13,685.3	13,987.5	1.3	2.2	14,280.0	14,745.9	1.1	3.3	19,247.6	19,679.2
佐賀県	2,040.3	2,091.7	-0.5	2.5	2,108.9	2,166.5	-1.2	2.7	2,877.5	2,945.2
長崎県	3,344.6	3,345.6	2.7	0.0	3,438.2	3,481.2	2.3	1.2	4,568.9	4,575.8
熊本県	4,279.0	4,428.4	4.8	3.5	4,460.6	4,613.4	3.7	3.4	5,891.9	6,059.6
大分県	2,919.8	3,035.6	-0.8	4.0	3,013.9	3,122.2	-0.8	3.6	4,346.2	4,510.0
宮崎県	2,585.0	2,610.7	2.4	1.0	2,669.3	2,708.2	2.1	1.5	3,713.1	3,762.9
鹿児島県	3,817.1	3,964.3	2.2	3.9	3,895.7	4,051.2	1.1	4.0	5,341.4	5,504.5
沖縄県	3,079.7	3,129.2	5.7	1.6	3,332.0	3,389.3	6.0	1.7	4,345.2	4,414.1
合計	392,497.5	400,903.0	1.0	2.1	408,807.1	418,620.5	0.3	2.4	550,317.3	561,523.4

(注) 1 この表は、内閣府経済社会総合研究所の令和2年版「県民経済計算年報」によるものである。

2 この県民経済計算は、各都道府県が内閣府経済社会総合研究所が示した「県民経済計算標準方式」に基づき推計したものである。

(名 目)		県 内 総 生 産 (実 質)				1 人 当 た り 県 民 所 得				項目 県別
増加率 (%)		実数 (10億円)		増加率 (%)		実数 (1,000円)		増加率 (%)		
28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	28年度	29年度	
-0.1	1.7	18,375.4	18,620.6	-1.1	1.3	2,599	2,682	0.1	3.2	北海道
-0.3	-1.5	4,399.4	4,293.5	-0.9	-2.4	2,518	2,490	1.2	-1.1	青森県
-0.2	2.1	4,364.0	4,457.3	-0.9	2.1	2,679	2,772	0.5	3.5	岩手県
-0.1	0.9	9,157.4	9,205.0	-0.5	0.5	2,889	2,944	-1.8	1.9	宮城県
1.4	3.9	3,318.2	3,438.1	0.9	3.6	2,547	2,699	2.8	6.0	秋田県
2.8	5.4	3,956.7	4,175.1	2.5	5.5	2,720	2,923	3.0	7.5	山形県
1.0	-0.9	7,808.0	7,744.6	0.9	-0.8	2,934	2,971	2.0	1.3	福島県
0.6	5.8	12,413.3	13,191.5	0.4	6.3	3,101	3,306	1.0	6.6	茨城県
-0.0	2.4	8,581.4	8,843.5	0.1	3.1	3,297	3,413	-0.7	3.5	栃木県
0.5	3.4	8,275.0	8,601.1	0.9	3.9	3,159	3,325	0.4	5.2	群馬県
0.7	3.3	22,116.9	22,893.3	0.8	3.5	2,967	3,067	0.8	3.3	埼玉県
0.4	3.1	19,666.2	20,163.5	0.0	2.5	3,069	3,193	0.7	4.0	千葉県
0.6	1.0	104,575.3	105,376.8	0.7	0.8	5,410	5,427	-2.3	0.3	東京都
1.8	2.4	33,881.0	34,636.0	1.9	2.2	3,190	3,227	2.3	1.2	神奈川県
0.7	1.4	8,491.8	8,622.6	0.5	1.5	2,822	2,873	2.0	1.8	新潟県
-1.6	2.4	4,324.6	4,427.8	-1.3	2.4	3,213	3,319	-2.0	3.3	富山県
0.2	1.6	4,462.1	4,537.3	0.1	1.7	2,893	2,962	0.8	2.4	石川県
-1.6	3.7	3,099.7	3,219.2	-1.7	3.9	3,122	3,265	-1.6	4.6	福井県
2.0	3.4	3,219.3	3,345.8	1.6	3.9	2,859	2,973	3.1	4.0	山梨県
-0.1	2.4	8,010.8	8,223.8	-0.3	2.7	2,845	2,940	-0.2	3.3	長野県
0.9	2.2	7,336.0	7,534.9	1.0	2.7	2,794	2,849	1.5	2.0	岐阜県
0.8	1.2	16,484.7	16,793.4	1.3	1.9	3,324	3,388	0.7	1.9	静岡県
-0.3	2.3	37,552.1	38,624.9	0.3	2.9	3,626	3,685	-1.8	1.6	愛知県
2.8	1.6	7,824.1	7,970.1	3.0	1.9	3,054	3,111	3.3	1.9	三重県
3.3	2.5	6,161.4	6,347.9	3.9	3.0	3,184	3,290	3.0	3.3	滋賀県
1.2	1.9	10,319.2	10,504.5	1.2	1.8	2,949	3,018	1.5	2.3	京都府
-0.2	3.3	37,888.8	38,974.9	-0.0	2.9	3,044	3,183	-1.1	4.6	大阪府
0.5	1.9	20,300.0	20,739.6	0.6	2.2	2,896	2,966	1.8	2.4	兵庫県
2.3	1.3	3,558.5	3,611.7	2.2	1.5	2,511	2,600	0.9	3.5	奈良県
4.7	-4.6	3,485.7	3,315.0	4.3	-4.9	2,921	2,797	6.2	-4.2	和歌山県
1.7	3.0	1,805.1	1,855.6	1.2	2.8	2,373	2,485	1.7	4.7	鳥取県
0.5	-0.5	2,411.5	2,388.2	0.3	-1.0	2,523	2,553	0.5	1.2	島根県
-1.4	2.3	7,343.8	7,502.3	-2.0	2.2	2,735	2,839	-0.7	3.8	岡山県
0.8	0.4	11,342.3	11,404.4	1.1	0.5	3,080	3,167	0.8	2.8	広島県
6.5	3.2	6,011.0	6,165.1	6.7	2.6	3,120	3,258	8.5	4.4	山口県
-0.7	2.7	3,007.6	3,072.2	-0.2	2.1	2,964	3,091	-1.1	4.3	徳島県
1.4	1.4	3,695.6	3,750.9	1.0	1.5	2,936	3,018	0.6	2.8	香川県
2.3	2.6	4,820.1	4,943.3	1.8	2.6	2,621	2,741	3.6	4.6	愛媛県
1.0	0.8	2,313.8	2,324.3	0.1	0.4	2,576	2,650	2.1	2.9	高知県
1.2	2.2	18,557.5	18,990.3	1.0	2.3	2,798	2,888	1.1	3.2	福岡県
0.0	2.4	2,792.4	2,858.8	-0.2	2.4	2,546	2,630	-0.6	3.3	佐賀県
1.8	0.1	4,408.1	4,399.2	1.3	-0.2	2,516	2,571	3.1	2.2	長崎県
4.2	2.8	5,690.6	5,847.8	3.7	2.8	2,514	2,613	4.4	3.9	熊本県
-1.4	3.8	4,151.6	4,296.6	-1.8	3.5	2,599	2,710	-0.3	4.3	大分県
1.9	1.3	3,586.0	3,630.5	0.9	1.2	2,435	2,487	2.9	2.1	宮崎県
1.5	3.1	5,145.4	5,285.3	0.6	2.7	2,379	2,492	1.8	4.7	鹿児島県
4.1	1.6	4,203.2	4,266.4	3.2	1.5	2,315	2,349	5.6	1.5	沖縄県
0.7	2.0	534,704.1	545,470.8	0.7	2.0	3,221	3,304	0.4	2.6	合計

23 主要経済指標の推移

区分	国内総生産		国内民間総資本形成		民間企業設備	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	752,985	115.7	230,368	117.8	156,685	115.5
50	1,523,616	110.0	356,048	98.2	243,739	99.3
55	2,483,759	109.0	568,400	108.5	396,807	113.3
60	3,303,968	107.2	716,074	113.8	545,560	114.3
平成2年度	4,516,830	108.6	1,191,147	111.7	920,967	114.1
7	5,253,045	102.6	1,162,953	105.2	858,975	106.7
11	5,302,975	99.2	1,062,162	95.2	842,123	96.8
12	5,376,162	101.4	1,137,779	107.1	879,662	104.5
13	5,274,084	98.1	1,050,912	92.4	824,994	93.8
14	5,234,660	99.3	1,003,209	95.5	782,219	94.8
15	5,262,226	100.5	1,027,247	102.4	787,963	100.7
16	5,296,336	100.6	1,062,513	103.4	810,379	102.8
17	5,341,097	100.8	1,114,165	104.9	870,093	107.4
18	5,372,610	100.6	1,142,296	102.5	890,822	102.4
19	5,384,840	100.2	1,117,235	97.8	885,179	99.4
20	5,161,740	95.9	1,063,154	95.2	834,953	94.3
21	4,973,668	96.4	837,335	78.8	718,132	86.0
22	5,048,721	101.5	908,853	108.5	725,398	101.0
23	5,000,405	99.0	945,073	104.0	749,201	103.3
24	4,994,239	99.9	947,827	100.3	757,948	101.2
25	5,126,856	102.7	998,934	105.4	805,473	106.3
26	5,234,183	102.1	1,037,786	103.9	837,926	104.0
27	5,407,394	103.3	1,087,614	104.8	869,624	103.8
28	5,448,272	100.8	1,084,619	99.7	870,006	100.0
29	5,556,874	102.0	1,131,120	104.3	901,084	103.6
30	5,568,279	100.2	1,146,825	101.4	917,776	101.9
令和元年度	5,596,988	100.5	1,150,015	100.3	915,767	99.8
2	5,361,000	95.8	1,051,000	91.4	837,000	91.4
3	5,595,000	104.4	1,081,000	102.9	864,000	103.2

区分	民間在庫品増加		民間住宅		民間最終消費支出	
	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)	金額(億円)	前年度比(%)
昭和45年度	25,248	-	48,435	115.6	394,566	114.3
50	1,305	-	111,004	115.4	869,946	113.9
55	20,110	-	151,483	97.2	1,345,063	108.0
60	23,200	-	147,314	103.8	1,789,097	105.7
平成2年度	19,511	-	250,669	108.6	2,385,178	108.1
7	12,649	-	291,329	94.5	2,763,298	102.0
11	-31,240	-	251,279	102.0	2,866,381	100.7
12	5,371	-	252,746	100.6	2,879,861	100.5
13	-10,133	-	236,051	93.4	2,888,995	100.3
14	-9,557	-	230,547	97.7	2,888,399	100.0
15	7,726	-	231,558	100.4	2,880,638	99.7
16	14,404	-	237,730	102.7	2,898,508	100.6
17	5,114	-	238,958	100.5	2,930,951	101.1
18	9,258	-	242,216	101.4	2,946,373	100.5
19	18,135	-	213,921	88.3	2,964,309	100.6
20	14,876	-	213,325	99.7	2,906,949	98.1
21	-45,809	-	165,012	77.4	2,857,821	98.3
22	11,058	-	172,397	104.5	2,861,086	100.1
23	16,005	-	179,867	104.3	2,869,401	100.3
24	3,072	-	186,807	103.9	2,894,804	100.9
25	-14,314	-	207,775	111.2	2,987,803	103.2
26	2,177	-	197,683	95.1	2,975,181	99.6
27	14,027	-	203,963	103.2	2,998,392	100.8
28	2,102	-	212,511	104.2	2,983,335	99.5
29	17,486	-	212,550	100.0	3,030,460	101.6
30	23,742	-	205,307	96.6	3,051,310	100.7
令和元年度	20,429	-	213,819	104.1	3,042,403	99.7
2	14,000	-	200,000	93.7	2,859,000	94.0
3	11,000	-	206,000	102.7	2,972,000	104.0

区分	鉱工業生産指数		企業物価指数		消費者物価指数	
	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)	指数27年=100	前年度比(%)
昭和45年度	49.5	110.8	54.8	102.1	32.0	-
50	53.9	95.6	84.6	102.3	55.2	110.4
55	72.7	102.2	111.4	112.5	75.7	107.7
60	86.5	102.5	109.5	98.3	85.7	101.9
平成2年度	109.0	105.0	105.3	101.2	92.1	103.1
7	103.3	102.1	100.4	98.9	97.5	99.8
10	100.6	93.0	97.8	97.9	100.1	100.2
11	103.3	102.6	97.0	99.3	99.6	99.5
12	107.7	104.3	96.5	99.4	99.0	99.4
13	97.8	90.9	94.1	97.5	98.0	99.0
14	100.7	102.8	92.5	98.3	97.4	99.4
15	103.6	103.5	92.0	99.4	97.2	99.8
16	107.6	103.9	93.5	101.7	97.1	99.9
17	109.3	101.6	95.1	101.7	96.9	99.8
18	114.3	104.6	97.1	102.0	97.1	100.2
19	117.5	102.7	99.3	102.3	97.5	100.4
20	102.8	87.3	102.4	103.2	98.6	101.1
21	93.0	90.5	97.2	94.9	96.9	98.3
22	101.2	108.8	97.6	100.4	96.4	99.5
23	100.5	99.3	98.9	101.3	96.3	99.9
24	97.8	97.1	97.9	99.0	96.1	99.8
25	101.1	103.4	99.7	101.8	96.9	100.8
26	100.5	99.4	102.5	102.8	99.8	103.0
27	99.8	99.3	99.1	96.7	100.0	100.2
28	100.6	100.8	96.7	97.6	100.0	100.0
29	103.5	102.9	99.3	102.7	100.7	100.7
30	103.8	100.3	101.5	102.2	101.4	100.7
令和元年度	99.9	96.2	101.6	100.1	102.0	100.5
2	-	89.0	-	98.2	-	99.4
3	-	109.4	-	100.7	-	100.4

(注) 令和元年度までは実績、令和2年度及び令和3年度は「令和3年度の経済見通しと経済財政運営の基本的態度」(令和3年1月18日閣議決定)による。

なお、国内総生産、民間最終消費支出等「国民経済計算」による数値は、実額については、昭和54年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和55年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成23年基準(2008SNA)によるものであり前年度比については、昭和55年度までは平成2年基準(68SNA)、昭和56年度以降平成5年度までは平成12年基準(93SNA)、平成6年度以降は平成27年基準(2008SNA)によるものである。

参 考

- I 地方財政計画(令和3年度)
- II 租税及び印紙収入予算額(令和3年度)
- III 税制改正(内国税関係)による増減収見込額
(令和3年度)
- IV 主要経済指標(令和3年度)

I 地方財政計画（令和3年度）

【通常収支分】

（単位：億円）

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	382,704	409,366	△ 26,662	△ 6.5
II 地 方 譲 与 税	18,462	26,086	△ 7,624	△ 29.2
1 地 方 揮 発 油 譲 与 税	2,292	2,389	△ 97	△ 4.1
2 石 油 ガ ス 譲 与 税	45	63	△ 18	△ 28.6
3 自 動 車 重 量 譲 与 税	2,806	2,845	△ 39	△ 1.4
4 航 空 機 燃 料 譲 与 税	178	154	24	15.6
5 特 別 と ん 譲 与 税	114	126	△ 12	△ 9.5
6 森 林 環 境 譲 与 税	400	400	0	0.0
7 特 別 法 人 事 業 譲 与 税	12,627	20,109	△ 7,482	△ 37.2
III 地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	2,007	1,570	78.2
IV 地 方 交 付 税 金	174,385	165,882	8,503	5.1
V 国 庫 支 出 金	147,631	152,157	△ 4,526	△ 3.0
1 義 務 教 育 職 員 給 与 費 負 担 金	15,164	15,221	△ 57	△ 0.4
2 そ の 他 普 通 補 助 負 担 金 等	103,371	103,433	△ 62	△ 0.1
(ア) 生 活 扶 助 費 等 負 担 金	13,308	13,298	10	0.1
(イ) 医 療 扶 助 費 等 負 担 金	14,533	14,549	△ 16	△ 0.1
(ウ) 介 護 扶 助 費 等 負 担 金	792	774	18	2.3
(エ) 児 童 保 護 費 等 負 担 金	1,360	1,361	△ 1	△ 0.1
(オ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費 等 負 担 金	15,643	15,124	519	3.4
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	12,949	13,262	△ 313	△ 2.4
(キ) 公 立 高 等 学 校 授 業 料 不 徴 収 交 付 金 及 び 高 等 学 校 等 就 学 支 援 金 交 付 金	4,093	4,198	△ 105	△ 2.5
(ク) 子 ど も の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	13,932	13,379	553	4.1
(ケ) そ の 他 の 補 助 負 担 金 等	26,761	27,488	△ 727	△ 2.6
3 公 共 事 業 費 補 助 負 担 金	26,711	31,087	△ 4,376	△ 14.1
(ア) 普 通 建 設 事 業 費 補 助 負 担 金	26,439	30,811	△ 4,372	△ 14.2
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費 補 助 負 担 金	272	276	△ 4	△ 1.4
4 国 有 提 供 施 設 等 所 在 市 町 村 助 成 交 付 金	291	291	0	0.0
5 施 設 等 所 在 市 町 村 調 整 交 付 金	74	74	0	0.0
6 交 通 安 全 対 策 特 別 交 付 金	526	543	△ 17	△ 3.1
7 電 源 立 地 地 域 対 策 等 交 付 金	1,079	1,084	△ 5	△ 0.5
8 特 定 防 衛 施 設 周 辺 整 備 調 整 交 付 金	361	370	△ 9	△ 2.4
9 石 油 貯 蔵 施 設 立 地 対 策 等 交 付 金	54	54	0	0.0
VI 地 方 債	112,407	92,783	19,625	21.2
VII 使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	15,761	△ 274	△ 1.7
VIII 雑 収 入	43,754	43,776	△ 22	△ 0.1
IX 復 旧 ・ 復 興 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 2	△ 86	84	△ 97.7
X 全 国 防 災 事 業 一 般 財 源 充 当 分	△ 345	△ 335	△ 10	3.0
歳 入 合 計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0

(単位：億円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
B 歳 出				
I 給 与 関 係 経 費	201,540	202,876	△ 1,336	△ 0.7
1 給 与 費 (退 職 手 当 を 除 く)	186,763	187,491	△ 728	△ 0.4
(ア) 義 務 教 育 教 職 員	55,611	55,934	△ 323	△ 0.6
(イ) 警 察 関 係 職 員	23,650	23,635	15	0.1
(ウ) 消 防 職 員	12,505	12,514	△ 9	△ 0.1
(エ) 一 般 職 員 及 び 義 務 制 以 外 の 教 員 並 び に 特 別 職 等	94,997	95,408	△ 411	△ 0.4
2 退 職 手 当	14,724	15,323	△ 599	△ 3.9
3 恩 給 費	53	62	△ 9	△ 14.5
II 一 般 行 政 経 費	408,824	403,717	5,107	1.3
1 国 庫 補 助 負 担 金 等 を 伴 う も の	229,416	227,126	2,290	1.0
(ア) 生 活 保 護 費	38,176	38,160	16	0.0
(イ) 児 童 保 護 費	10,499	9,678	821	8.5
(ウ) 障 害 者 自 立 支 援 給 付 費	31,286	30,248	1,038	3.4
(エ) 後 期 高 齢 者 医 療 給 付 費	27,186	27,328	△ 142	△ 0.5
(オ) 介 護 給 付 費	32,490	31,379	1,111	3.5
(カ) 児 童 手 当 等 交 付 金	18,579	19,010	△ 431	△ 2.3
(キ) 子 ども の た め の 教 育 ・ 保 育 給 付 交 付 金	25,557	24,757	800	3.2
(ク) そ の 他 の 一 般 行 政 経 費	45,643	46,566	△ 923	△ 2.0
2 国 庫 補 助 負 担 金 を 伴 わ な い も の	148,296	147,510	786	0.5
3 国 民 健 康 保 険 ・ 後 期 高 齢 者 医 療 制 度 関 係 事 業 費	14,912	14,881	31	0.2
4 ま ち ・ ひ と ・ し ご と 創 生 事 業 費	10,000	10,000	0	0.0
5 地 域 社 会 再 生 事 業 費	4,200	4,200	0	0.0
6 地 域 デ ジ タ ル 社 会 推 進 費	2,000	-	2,000	皆増
III 公 債 費	117,799	116,979	820	0.7
IV 維 持 補 修 費	14,694	14,469	225	1.6
V 投 資 的 経 費	119,273	127,614	△ 8,341	△ 6.5
1 直 轄 事 業 負 担 金	5,725	6,425	△ 700	△ 10.9
2 公 共 事 業 費	51,411	60,052	△ 8,641	△ 14.4
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	51,053	59,678	△ 8,625	△ 14.5
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	358	374	△ 16	△ 4.3
(直轄、補助事業計)	57,136	66,477	△ 9,341	△ 14.1
3 一 般 事 業 費	27,633	27,944	△ 311	△ 1.1
(ア) 普 通 建 設 事 業 費	27,247	27,563	△ 316	△ 1.1
(イ) 災 害 復 旧 事 業 費	386	381	5	1.3
4 特 別 事 業 費	34,504	33,193	1,311	3.9
(ア) 過 疎 対 策 事 業 費	11,400	11,088	312	2.8
(イ) 地 域 活 性 化 事 業 費	820	820	0	0.0
(ウ) 旧 合 併 特 例 事 業 費	6,602	6,602	0	0.0
(エ) 防 災 対 策 事 業 費	948	948	0	0.0
(オ) 施 設 整 備 事 業 費 (一 般 財 源 化 分)	934	935	△ 1	△ 0.1
(カ) 緊 急 防 災 ・ 減 災 事 業 費	5,000	5,000	0	0.0
(キ) 公 共 施 設 等 適 正 管 理 推 進 事 業 費	4,800	4,800	0	0.0
(ク) 緊 急 自 然 災 害 防 止 対 策 事 業 費 (地 方 単 独 事 業 計)	62,137	61,137	1,000	1.6
VI 公 営 企 業 繰 出 金	24,430	24,942	△ 512	△ 2.1
1 収 益 勘 定 繰 出 金	10,843	11,065	△ 222	△ 2.0
2 資 本 勘 定 繰 出 金	13,587	13,877	△ 290	△ 2.1
VII 地 方 交 付 税 の 不 交 付 団 体 に お け る 平 均 水 準 を 超 え る 必 要 経 費	11,500	16,800	△ 5,300	△ 31.5
歳 出 合 計	898,060	907,397	△ 9,337	△ 1.0

(参考)

歳入歳出の構成比

(1) 歳入

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
地 方 税	382,704	42.6	409,366	45.1
地 方 譲 与 税	18,462	2.1	26,086	2.9
地 方 特 例 交 付 金 等	3,577	0.4	2,007	0.2
地 方 交 付 税	174,385	19.4	165,882	18.3
国 庫 支 出 金	147,631	16.4	152,157	16.8
地 方 債	112,407	12.5	92,783	10.2
使 用 料 及 び 手 数 料	15,487	1.7	15,761	1.7
雑 収 入	43,754	4.9	43,776	4.8
歳 入 合 計	898,407	100.0	907,818	100.0

(注) 上記の計数の歳入合計は、復旧・復興事業一般財源充当分及び全国防災事業一般財源充当分を含まない。

(2) 歳出

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
	億円	%	億円	%
給 与 関 係 経 費	201,540	22.5	202,876	22.4
一 般 行 政 経 費	408,824	45.5	403,717	44.5
公 債 費	117,799	13.1	116,979	12.9
維 持 補 修 費	14,694	1.6	14,469	1.6
投 資 的 経 費	119,273	13.3	127,614	14.1
公 営 企 業 繰 出 金	24,430	2.7	24,942	2.7
地方交付税の不交付団体における 平均水準を超える必要経費	11,500	1.3	16,800	1.8
歳 出 合 計	898,060	100.0	907,397	100.0

【東日本大震災分】

(復旧・復興事業)

(単位：億円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 震災復興特別交付税	1,326	3,742	△ 2,416	△ 64.6
II 一般財源充当分	2	86	△ 84	△ 97.7
III 国庫支出金	1,913	5,065	△ 3,152	△ 62.2
IV 地方債	8	15	△ 7	△ 46.7
V 雑収入	79	76	3	3.9
歳 入 合 計	3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	65	71	△ 6	△ 8.5
II 一般行政経費	1,686	1,748	△ 62	△ 3.5
1 国庫補助負担金等を伴うもの	1,003	1,104	△ 101	△ 9.1
2 国庫補助負担金を伴わないもの	683	644	39	6.1
III 公債費	79	75	4	5.3
IV 投資的経費	1,497	7,075	△ 5,578	△ 78.8
1 直轄事業負担金	0	497	△ 497	△ 100.0
2 公共事業費	1,410	6,444	△ 5,034	△ 78.1
3 一般事業費	87	134	△ 47	△ 35.1
V 公営企業繰出金	1	15	△ 14	△ 93.3
歳 出 合 計	3,328	8,984	△ 5,656	△ 63.0

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 震災復興特別交付税	1,326	39.8	3,742	41.6
II 一般財源充当分	2	0.1	86	1.0
III 国庫支出金	1,913	57.5	5,065	56.4
IV 地方債	8	0.2	15	0.2
V 雑収入	79	2.4	76	0.8
歳 入 合 計	3,328	100.0	8,984	100.0
B 歳 出				
I 給与関係経費	65	2.0	71	0.8
II 一般行政経費	1,686	50.6	1,748	19.5
III 公債費	79	2.4	75	0.8
IV 投資的経費	1,497	45.0	7,075	78.7
V 公営企業繰出金	1	0.0	15	0.2
歳 出 合 計	3,328	100.0	8,984	100.0

(全国防災事業)

(単位：億円)

区 分	令和3年度 (A)	令和2年度 (B)	増 減 額 (A) - (B)	増 減 率 (%)
A 歳 入				
I 地 方 税	744	756	△ 12	△ 1.6
II 一 般 財 源 充 当 分	345	335	10	3.0
III 雑 収 入	1	1	0	0.0
歳 入 合 計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
B 歳 出				
I 公 債 費	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2
歳 出 合 計	1,090	1,092	△ 2	△ 0.2

(参 考)

歳入歳出の構成比

区 分	令和3年度		令和2年度	
	計画額	構成比	計画額	構成比
A 歳 入	億円	%	億円	%
I 地 方 税	744	68.3	756	69.2
II 一 般 財 源 充 当 分	345	31.6	335	30.7
III 雑 収 入	1	0.1	1	0.1
歳 入 合 計	1,090	100.0	1,092	100.0
B 歳 出				
I 公 債 費	1,090	100.0	1,092	100.0
歳 出 合 計	1,090	100.0	1,092	100.0

Ⅱ 租税及び印紙収入予算額（令和3年度）

（単位 億円）

税 目	令 和 3 年 度										
	令和2年度 当初予算額	前年度当初 予算額に対 する現行法 による増減 (△)収見込額		現行法によ る収入見込 額		税制改正に よる増減(△) 収見込額		改正法によ る収入見込 額(予算額)		前年度当初 予算額に対 する増減(△) 収見込額	
		(1)	(2)	(3)=(1)+(2)	(4)	(5)=(3)+(4)	(6)=(5)-(1)				
（ 一 般 会 計 ）											
所得 税	源泉分	162,090	△	4,660	157,430	10	157,440	△	4,650		
	申告分	33,200	△	3,970	29,230	-	29,230	△	3,970		
	計	195,290	△	8,630	186,660	10	186,670	△	8,620		
	法人税	120,650	△	30,590	90,060	△	90	89,970	△	30,680	
	相続税	23,410	△	1,120	22,290	-	22,290	△	1,120		
	消費税	217,190	△	14,350	202,840	-	202,840	△	14,350		
	酒税	12,650	△	890	11,760	-	11,760	△	890		
	たばこ税	9,140	△	20	9,120	-	9,120	△	20		
	揮発油税	22,040	△	1,340	20,700	-	20,700	△	1,340		
	石油ガス税	60	△	20	40	-	40	△	20		
	航空機燃料税	540	-	130	670	△	300	370	△	170	
	石油石炭税	6,550	△	490	6,060	-	6,060	△	490		
	電源開発促進税	3,150	△	100	3,050	-	3,050	△	100		
	自動車重量税	3,930	△	110	3,820	-	3,820	△	110		
	国際観光旅客税	540	△	240	300	-	300	△	240		
	関税	9,460	△	990	8,470	△	10	8,460	△	1,000	
	とん税	100	△	10	90	-	90	△	10		
印紙 収入	収入印紙	6,720	△	1,370	5,350	-	5,350	△	1,370		
	現金収入	3,710	△	120	3,590	-	3,590	△	120		
	計	10,430	△	1,490	8,940	-	8,940	△	1,490		
	合 計	635,130	△	60,260	574,870	△	390	574,480	△	60,650	
（ 交 付 税 及 び 譲 与 税 配 付 金 特 別 会 計 ）											
	地方法人税	14,564	△	1,332	13,232	-	13,232	△	1,332		
	地方揮発油税	2,358	△	144	2,214	-	2,214	△	144		
	石油ガス税（譲与分）	60	△	20	40	-	40	△	20		
	航空機燃料税（譲与分）	154	-	37	191	-	191	△	37		
	自動車重量税（譲与分）	2,869	△	80	2,789	-	2,789	△	80		
	特別とん税	125	△	12	113	-	113	△	12		
	地方法人特別税	11,704	△	11,704	-	-	-	△	11,704		
	特別法人事業税	8,214	-	4,342	12,556	-	12,556	△	4,342		
	合 計	40,048	△	8,913	31,135	-	31,135	△	8,913		
（ 国 債 整 理 基 金 特 別 会 計 ）											
	たばこ特別税	1,230	△	98	1,132	-	1,132	△	98		
（ 東 日 本 大 震 災 復 興 特 別 会 計 ）											
	復興特別所得税	4,111	△	191	3,920	-	3,920	△	191		
	総 計	680,519	△	69,462	611,057	△	390	610,667	△	69,852	

Ⅲ 税制改正（内国税関係）による増減収見込額（令和3年度）

（単位：億円）

改正事項	平年度	初年度
1. 個人所得課税		
(1) 住宅ローン控除の特例の延長等	▲ 90	0
(2) 企業年金・個人年金制度等の見直し	▲ 20	-
(3) 退職所得課税の適正化	30	10
個人所得課税 計	▲ 80	10
2. 法人課税		
(1) デジタルトランスフォーメーション投資促進税制の創設	▲ 110	▲ 70
(2) 研究開発税制の見直し	▲ 240	▲ 170
(3) 賃上げ及び投資の促進に係る税制の見直し	740	520
(4) 繰越欠損金の控除上限の特例の創設	▲ 390	▲ 370
(5) カーボンニュートラルに向けた税制措置の創設	▲ 100	▲ 10
(6) 商業・サービス業・農林水産業活性化税制の廃止	20	10
(7) 地域未来投資促進税制の見直し	20	20
(8) 中小企業における所得拡大促進税制の見直し	90	30
(9) 中小企業の経営資源の集約化に資する税制の創設	▲ 160	▲ 40
法人課税 計	▲ 130	▲ 80
3. 消費課税		
航空機燃料税の税率引下げ	▲ 300	▲ 300
4. 東日本大震災関連税制		
福島復興再生特別措置法に基づく税制措置の創設	▲ 50	▲ 10
合 計	▲ 560	▲ 380

（注1） 上記の計数は、10億円未満を四捨五入している。

（注2） 「住宅ローン控除の特例の延長等」の平年度減収見込額は、面積要件の緩和によるものであり、控除が行われる期間全体にわたる減収見込額の合計額を計上している。なお、住宅ローン控除期間を3年間延長する特例については、令和元年度税制改正時に平年度▲1,000億円の減収と見込んでいた。

（注3） 3年度改正における自動車重量税のエコカー減税の見直しによる増収見込額は平年度40億円、初年度0億円（特別会計分を含む）。他方、元年度から3年度にかけて追加的に発生したエコカー減税制度による減収見込額は▲50億円程度（特別会計分を含む）。

IV 主要経済指標(令和3年度)

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	対前年度比増減率					
	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	令和元年度		令和2年度		令和3年度	
	(実績)	(実績見込み)	(見通し)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)	(2019年度)	(2020年度)	(2021年度)
	兆円	兆円程度	兆円程度	%	%	%程度	%程度	%程度	%程度
	(名目)	(名目)	(名目)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)	(名目)	(実質)
国内総生産	559.7	536.1	559.5	0.5	▲ 0.3	▲ 4.2	▲ 5.2	4.4	4.0
民間最終消費支出	304.2	285.9	297.2	▲ 0.3	▲ 0.9	▲ 6.0	▲ 6.0	4.0	3.9
民間住宅	21.4	20.0	20.6	4.1	2.5	▲ 6.3	▲ 6.7	2.7	1.8
民間企業設備	91.6	83.7	86.4	▲ 0.2	▲ 0.6	▲ 8.6	▲ 8.1	3.2	2.9
民間在庫変動()内は寄与度	2.0	1.4	1.1	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)	(▲ 0.0)	(▲ 0.1)	(▲ 0.1)
政府支出	141.0	146.4	151.7	2.6	1.9	3.9	3.7	3.6	3.3
政府最終消費支出	111.7	115.4	119.5	2.4	2.0	3.3	3.2	3.5	3.3
公的固定資本形成	29.3	30.9	32.2	3.1	1.5	5.7	5.4	4.1	3.3
財貨・サービスの輸出	95.5	80.2	90.2	▲ 5.8	▲ 2.6	▲ 16.0	▲ 13.7	12.5	11.4
(控除)財貨・サービスの輸入	96.0	81.5	87.5	▲ 5.6	▲ 1.2	▲ 15.1	▲ 6.4	7.4	6.7
内需寄与度				0.5	▲ 0.1	▲ 4.1	▲ 4.0	3.6	3.3
民間寄与度				▲ 0.1	▲ 0.6	▲ 5.0	▲ 4.9	2.6	2.4
公需寄与度				0.6	0.5	1.0	0.9	1.0	0.9
外需寄与度				▲ 0.0	▲ 0.2	▲ 0.1	▲ 1.2	0.7	0.7
国民所得	401.3	377.0	393.6	▲ 0.2		▲ 6.0		4.4	
雇用者報酬	288.0	280.5	284.8	2.0		▲ 2.6		1.5	
財産所得	25.9	26.0	26.3	▲ 1.1		0.4		0.9	
企業所得	87.4	70.5	82.6	▲ 6.6		▲ 19.4		17.2	
国民総所得	581.5	556.7	578.0	0.5	▲ 0.1	▲ 4.3	▲ 4.1	3.8	3.6
労働・雇用	万人	万人程度	万人程度		%	%程度	%程度	%程度	%程度
労働力人口	6,895	6,861	6,882		0.7		▲ 0.5		0.3
就業者数	6,733	6,652	6,693		0.8		▲ 1.2		0.6
雇用者数	6,020	5,945	5,984		1.1		▲ 1.2		0.7
完全失業率	%	%程度	%程度						
	2.3	3.1	2.7						
生産	%	%程度	%程度						
鉱工業生産指数・増減率	▲ 3.8	▲ 11.0	9.4						
物価	%	%程度	%程度						
国内企業物価指数・変化率	0.1	▲ 1.8	0.7						
消費者物価指数・変化率	0.5	▲ 0.6	0.4						
GDPデフレーター・変化率	0.9	1.0	0.3						
国際収支	兆円	兆円程度	兆円程度		%	%程度	%程度	%程度	%程度
貿易・サービス収支	0.2	▲ 1.1	2.6						
貿易収支	0.7	0.9	3.8						
輸出	74.9	65.1	72.1		▲ 6.7		▲ 13.1		10.7
輸入	74.3	64.3	68.3		▲ 6.7		▲ 13.5		6.2
経常収支	20.1	15.3	18.3						
経常収支対名目GDP比	%	%程度	%程度						
	3.6	2.8	3.4						

(注1) 消費者物価指数は総合である。

(注2) 2019年10月に実施された消費税率引上げによる2020年度の物価上昇率への影響を機械的に試算すると、消費者物価(総合)では0.5%ポイント程度、GDPデフレーターでは0.4%ポイント程度と見込まれる。また、教育無償化による2020年度の消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、幼児教育・保育無償化は▲0.3%ポイント程度、高等教育無償化は▲0.1%ポイント程度と見込まれる。Go To キャンペーン事業による消費者物価(総合)への影響を機械的に試算すると、2020年度に▲0.3%ポイント程度、2021年度に0.2%ポイント程度と見込まれる。

(注3) 世界GDP(日本を除く。)、円相場、原油輸入価格については、以下の前提を置いている。なお、これらは、作業のための想定であって、政府としての予測あるいは見通しを示すものではない。

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
	(実績)		
世界GDP(日本を除く。)の 実質成長率(%)	1.7	▲ 3.5	5.9
円相場(円/ドル)	108.7	105.7	104.4
原油輸入価格(ドル/バレル)	67.9	39.9	44.8

(備考)

1. 世界GDP(日本を除く。)の実質成長率は、国際機関等の経済見通しを基に算出。

2. 円相場は、令和2年11月1日～11月30日の期間の平均値(104.4円/ドル)で同年12月以降一定と想定。

3. 原油輸入価格は、令和2年11月1日～11月30日の期間のスポット価格の平均値に運賃、保険料を付加した値(44.8ドル/バレル)で同年12月以降一定と想定。